

自令和六年九月
至令和六年十一月

佐賀県議会決算特別委員会会議録

佐賀県議会事務局

山口学校教育課長……………	六八	木下東部工業用水道管理事務所長……………	一一三
笹谷教育振興課長……………	七二	野崎産業人材課長……………	一一七
下田 寛 君(県民ネットワーク)……………	七六	井手産業労働部長……………	一二一
(さがすたいる76 教育DXの取組81 SAGAイン ターハイ87)		永守林業課長……………	一二二
川崎県民協働課長……………	七七	佐伯農業経営課長……………	一二五
見浦教育DX推進グループ推進監……………	八二	江口農山村課長……………	一二七
松尾総体2024総括監……………	八八	酒井 幸 盛 君(県民ネットワーク)……………	一三一
休 憩……………	九二	(さが園芸888運動関連連事業131 畜産関係事業134)	
開 議……………	九三	川崎園芸農産課長……………	一三一
古賀陽三委員長……………	九三	石松 畜産課長……………	一三五
中本 正 一 君(公明党)……………	九三	原口家畜防疫対策企画監……………	一三七
(未来へ向けた胃がん対策推進事業93 高齢者運転免許 証返納事業98 県立夜間中学「彩志学舎中学校」設置 事業102)		休 憩……………	一三八
岡崎がん撲滅特別対策室長……………	九三	開 議……………	一三九
山崎交通事故防止特別対策室長……………	九八	富田 副委員長……………	一三九
山口学校教育課長……………	一〇三	酒井 幸 盛 君(県民ネットワーク)……………	一三九
川崎教育総務課長……………	一〇三	(中山間地域等直接支払交付金139 有害鳥獣被害対策関 連事業140 農林水産業費の不用額142)	
十一月十四日(木)(農林水産商工常任委員会関係)	一〇九	江口農山村課長……………	一三九
古賀陽三委員長……………	一一三	山浦生産者支援課長……………	一四〇
池田 正 恭 君(自由民主党)……………	一一三	島内農林水産部長……………	一四二
(令和五年度東部工業用水道事業決算113 産業人材の確 保116 林業の振興121 次世代の農業担い手の確保、育 成125 農村地域における防災・減災対策の推進127)		荒木 監査委員……………	一四三
		古賀 和 浩 君(自由民主党)……………	一四三
		(農地中間管理機構事業と地域計画143 多様な森林・緑 づくり147 中小・小規模事業者の事業承継支援150 高 校生の県内就職促進154)	

佐伯農業経営課長……………	一四三
武田森林整備課長……………	一四八
水町産業政策課長……………	一五一
野崎産業人材課長……………	一五五
井手産業労働部長……………	一五七
古賀陽三委員長……………	一五七
十一月十五日(金)(地域交流・県土整備常任委員会関係)……………	一五九
古賀陽三委員長……………	一六三
中本正一君(公明党)……………	一六三
(外国人とともに暮らす佐賀づくり163 子育て支援タクシー推進事業168 建設業の担い手の確保、育成172)	
西浦多文化共生さが推進課長……………	一六三
江口地域交通システム室長……………	一六八
川崎建設・技術課長……………	一七二
徳光清孝君(県民ネットワーク)……………	一七六
(MICEの推進176 公共交通の利用促進180 <small>アルクス</small> A R K S……………)	一七六
田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監……………	一七六
日野SSP総括監……………	一七八
江口地域交通システム室長……………	一八一
天本まちづくり課長……………	一八五
富田幸樹君(自由民主党)……………	一八八
(移住促進188)	
副島移住支援室長……………	一八八
休 憩……………	一九〇

開 議……………	一九一
古賀陽三委員長……………	一九一
富田幸樹君(自由民主党)……………	一九一
(地域における多様な交通手段の確保191 県立都市公園の整備状況194)	
江口地域交通システム室長……………	一九一
天本まちづくり課長……………	一九四
休 憩……………	一九六
開 議……………	一九七
古賀陽三委員長……………	一九七
採 決……………	一九七
山口知事(挨拶)……………	一九七

決算特別委員会質問者順序

月日	順序				
十一月十五日(金)	十一月十四日(木)	十一月十二日(火)	十一月十一日(月)	1	
中本 正一 163	池田 正恭 113	古川 裕紀 65	猪村 利恵子 35 頁		
徳光 清孝 176	酒井 幸盛 131	下田 寛 76	徳光 清孝 47 頁	2	
富田 幸樹 188	古賀 和浩 143	中本 正一 93	頁	3	
地域交流・県土整備	農林水産商工 (東工水)	文教厚生	総務	区分	

第一日

令和六年九月十八日（水）

於 第四委員会室

九月十八日

決算特別委員会

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	委員	〃	理事	副委員長	委員長
中	下	酒	古	指	古	猪	池	木	土	徳	岡	富	古
本	田	井	川	山	賀	村	田	原	井	光	口	田	賀
正	幸	裕	清	和	利	正	奉	敏	清	重	幸	陽	
一	寛	盛	紀	範	浩	子	恭	文	行	孝	文	樹	三

午後三時三分 開会

○大場議長 Ⅱただいまから決算特別委員会を開きます。

委員会条例第七条第二項の規定によりまして、委員長互選に関する職務は年長の委員が行うことになっていきます。

出席委員中、酒井幸盛委員が年長の委員ですので御紹介いたします。

○酒井臨時委員長 Ⅱ私が年長委員のゆえを持ちまして臨時委員長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

○ 仮 議 席 指 定

○酒井臨時委員長 Ⅱまず、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○ 委 員 長 選 挙

○酒井臨時委員長 Ⅱこれより委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○酒井臨時委員長 Ⅱ御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時委員長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○酒井臨時委員長 Ⅱ御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に古賀陽三委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました古賀陽三委員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○酒井臨時委員長 Ⅱ御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました古賀陽三委員が委員長に当選されました。

古賀陽三委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、委員長当選の告知をいたします。

古賀陽三委員、委員長席にお着き願います。

○ 委 員 長 就 任 挨 拶

○古賀陽三委員長 Ⅱ一言御挨拶を申し上げます。

先ほど皆様方の御推挙により委員長を拝命いたしました古賀でございます。

委員の皆様方には執行部の皆さんと熱心な議論を行っていただいております。その中で委員の皆さん、そして執行部の皆さん方の御協力をいただきながらしっかりと職責を果たしてまいりたいと思えますので、皆様方の御協力を心からお願い申し上げます。一言の御挨拶にかえします。

どうか皆さんよろしくお願いいたします。(拍手)

○ 副 委 員 長 選 挙

○古賀陽三委員長 Ⅱこれより副委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古賀陽三委員長 Ⅱ御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

九月十八日

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにいたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古賀陽三委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、委員長において指名する
ことに決しました。

副委員長に富田幸樹委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました富田幸樹委員を副委員長の当選人
と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古賀陽三委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしまし
た富田幸樹委員が副委員長に当選されました。

富田幸樹委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規
定を準用し、副委員長当選の告知をいたします。

副委員長に当選された富田幸樹委員から挨拶があります。

○副委員長就任挨拶

○富田副委員長Ⅱただいま御推挙によりまして当委員会の副委員長を務めさせ
ていただきます富田でございます。

何分不慣れでございますけれども、委員長の補佐としてしっかりその責務を
果たしてまいりたいと思いますので、皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしく
お願いいたします。簡単でございますけれども御挨拶とさせていただきます。
よろしく願います。（拍手）

○古賀陽三委員長Ⅱ以上で、正副委員長の互選を終了いたしました。

○議席指定

○古賀陽三委員長Ⅱなお、議席は会議規則第四条第一項の規定を準用し、委員

長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○会議録署名者指名

○古賀陽三委員長Ⅱ会議録署名者として猪村利恵子委員、古川裕紀委員、酒井
幸盛委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

○理事選出

○古賀陽三委員長Ⅱ次に、委員長から御連絡いたします。

各会派より理事一名を選出の上、後刻委員長までお届け願います。

以上で決算特別委員会を散会いたします。皆さんお疲れさまでした。

午後三時十分 散会

議事課記録担当会計年度任用職員 石 丸 宏 子

第二日

令和六年十月一日（火）

於 第四委員会室

決算特別委員会

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	委員	〃	理事	副委員長	委員長
中	下	酒	古	指	古	猪	池	木	土	徳	岡	富	古
本	田	井	川	山	賀	村	田	原	井	光	口	田	賀
正		幸	裕	清	和	利	正	奉	敏	清	重	幸	陽
						恵							
一	寛	盛	紀	範	浩	子	恭	文	行	孝	文	樹	三

午前十時十三分 開議

○古賀陽三委員長Ⅱおはようございます。ただいまから決算特別委員会を開催いたします。

九月二十日の本会議におきまして、本委員会に付託されました乙第五十六号議案「令和五年度歳入歳出決算の認定について」、及び乙第五十七号議案「令和五年度工業用水道事業決算の認定について」、以上二件の議案を一括して議題といたします。

○ 継 続 審 査

○古賀陽三委員長Ⅱお諮りいたします。

以上二件の議案につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中の継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにはいたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古賀陽三委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、その旨を議長に申し出ることにはいたします。

これもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前十時十四分 閉会

速 記 者 田 中 涼 子

十月一日

第三日

令和六年十一月五日（火）

於 第四委員会室

決算特別委員会

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	委員	〃	理事	副委員長	委員長
中	下	酒	古	指	古	猪	池	木	土	徳	岡	富	古
本	田	井	川	山	賀	村	田	原	井	光	口	田	賀
正		幸	裕	清	和	利	正	奉	敏	清	重	幸	陽
一	寛	盛	紀	範	浩	子	恭	文	行	孝	文	樹	三
						恵							

午前十時 開会

○古賀陽三委員長Ⅱおはようございます。ただいまから決算特別委員会を開催いたします。

去る九月定例県議会において本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております乙第五十六号議案「令和五年度歳入歳出決算の認定について」、及び乙第五十七号議案「令和五年度工業用水道事業決算の認定について」、以上二件の議案を一括して議題といたします。

○ 審 査 日 程

○古賀陽三委員長Ⅱなお、審査の日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおり進行してまいります。

決 算 特 別 委 員 会 日 程

(令和五年度決算)

日次	月 日	曜	開会時間	日 程	区 分
1	11月5日	火	10時00分	開 会	
2	6日	水		議 案 審 査	
3	7日	木		議 案 審 査	
4	8日	金	10時00分	委 員 会	現 地 視 察
5	9日	土		休 会	
6	10日	日		休 会	
7	11日	月	10時00分	委 員 会	総 務

十一月五日 知事挨拶

11	10	9	8
15日	14日	13日	12日
金	木	水	火
10時00分	10時00分		10時00分
委 員 会 討論・採決・閉会	委 員 会	議 案 審 査	委 員 会
県 土 整 備	地 域 交 流 ・ (東 工 水)	農 林 水 産 商 工	文 教 厚 生

※各部(局)とも、歳入及び関連公社を含む。

○古賀陽三委員長Ⅱ審議に入ります前に知事から挨拶の申し出があつておりますので、これを受けることにいたします。

○山口知事Ⅱ皆さんおはようございます。

令和六年決算特別委員会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、「SAGA2024」の成功など県勢の発展に御尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

令和五年度の県政運営に当たりましては、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に、県民の心に寄り添った施策を推進してまいりました。

近年の気候変動により、自然災害が頻発化、激甚化している中で、引き続き、県民の命と暮らしを守ることに全力を尽くしました。

また、「自発の地域づくり」や「子育てし大県」さが「プロジェクト」、「SP構想」、「森川海人プロジェクト」、「歩くライフスタイル」など、佐賀の未来にとって大切なこと、必要なことについては果敢にチャレンジしました。

「SAGA2024」を契機として、そしてむしろその先の佐賀の未来を見据えて、SAGAサンライズパークが令和五年五月にグランドオープンしまし

た。中核となるSAGAアリーナは、どの席からでも臨場感あふれるパフォーマンスを体感できる新時代のエンターテイメントアリーナです。プロスポーツのホームゲーム、大規模なライブ・コンサート、学会など多彩なイベントの舞台となっています。世界的な大会が開催可能な「SAGAアクア」や「SAGAスタジアム」なども一体となり、ここに集う人たちがそれぞれの形で楽しむことができ、非日常と日常が織りなす多くの感動を生み出すエリアとして成長しています。

また、先月まで開催しました「SAGA2024」は、新しい大会として好評を得るとともに、大会を見直す議論もあった中、今後の大会の在り方を示すことができたと思います。令和五年度は「SAGA2024」開催に向けた準備のため、競技会を楽しむ環境づくりなどを進めるとともに、リハーサル大会の開催、式典出演者の募集、大会運営を支えるボランティアの募集・養成などに取り組みました。

令和五年度一般会計決算の状況につきましては、コロナ対策の減やSAGAアリーナ整備の進捗等により、歳入歳出ともに前年度より減少しております。

財政運営につきましては、県税収入をはじめとする歳入の確保や歳出予算の適正な執行を心掛け、安定的かつ弾力的な運営に努めてまいりました。引き続き、適切な行財政運営に努めながら、将来の佐賀県の姿を見据え、新たな施策や暮らしを支える施策などを計画的に実施してまいります。

また、工業用水道事業につきましては、老朽化に伴う資産の管理計画策定や施設修繕の増等により、純損失が生じました。

引き続き、県東部地域の産業の成長発展を支えるため、経営戦略に沿って健全な経営と工業用水の安定供給に努めてまいります。

決算特別委員会における様々な御意見については、真摯に受け止め、改善すべき点は速やかに改善してまいります。委員の皆様方には、よろしく御審議い

ただきますようお願い申し上げます。

○古賀陽三委員長Ⅱありがとうございます。

これより審議に入ります。

まず、乙第五十六号議案について会計管理者の説明を求めます。

○令和五年度歳入歳出決算の概要説明

○松隈会計管理者Ⅱ令和五年度佐賀県歳入歳出決算の概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計の決算額は、歳入五千六百七十一億三千二百六十四万七千五百十六円、歳出五千五百二十九億千六百八十二万三千三百七十一円となっており、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は、百四十二億千五百八十二万五千六百八十五円となっております。

この形式収支額には、繰越事業費の財源として、令和六年度へ繰り越すべき額四十六億八千七百七十一万三千四百三十三円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支額は、九十五億二千八百一十一万二千五百四十二円となり、昭和五十一年度以降四十八年連続の黒字となったところであります。

次に、一般会計の歳入決算額について申し上げます。

予算現額は、前年度予算からの繰越額五百九十億三千四百四十三万六千三百七十四円を加え六千二百六十六億九千九百八十九万九千三百七十四円であります。これに対し、調定額は五千六百八十八億九千九百二十五万六千六百九十三円、収入済額は五千六百七十一億三千二百六十四万七千五百十六円、不納欠損額は五千五百六十三万五千三百三円、収入未済額は十六億三千九十七万四千三百三十四円となっております。

予算現額、調定額及び収入済額を前年度と比べますと、予算現額は八・八％、六百七億九千七百七十二万三千四百円の減少、調定額は九・五％、五百九十七億三千五百四万五千二百二十一円の減少、収入済額は九・五％、五百九十八億

二千四百八十三万二千六十円の減少となっております。

収入済額の予算現額に対する収入率は九〇・五％、また、調定額に対する収入率は九九・七％となっております。

収入済額が前年度に比べ減少した主なものを申し上げますと、衛生費国庫補助金の減少などにより、国庫支出金が三百八十二億四千九百三十三万四千四百九円の減少、教育債の減少などにより、県債が二百五十一億四千二十六万円の減少となっております。

収入未済額の主なものは、個人県民税などの県税八億二千三百七十六万七千九百八十六円であります。

次に、一般会計の歳出決算額について申し上げます。

支出済額は五千五百二十九億千六百八十二万三千三百七十一円であり、予算現額に対する執行率は、八八・二％となっております。

翌年度繰越額は 五百八十五億七千五百四十一万八千二百六十三円、不用額は百五十二億七百六十五万九千七百四十円となっております。

また、これらを前年度と比べますと、支出済額は九・五％、五百八十一億五千三百二十四万二千二百四十四円の減少、翌年度繰越額は〇・八％、四億五千九百一十八千八百一十一円の減少、不用額は一二・六％、二十一億八千五百四十六万四千四十五円の減少となっております。

支出済額が前年度に比べ減少した主なものは、体育施設費が減少したことなどにより、教育費二百四十億五千九百九十一万六千九百四十六円の減少、医務費が減少したことなどにより、衛生費百七十四億六千一百一十七千六百三十九円の減少となっております。

翌年度繰越額の主なものは、河川整備交付金事業費などの土木費三百二十億二千七百四十三万七千六百四十五円、農村地域防災減災事業費などの農林水産業費百六億千五百九十五万六千九百九十円となっております。

不用額の主なものは、令和四年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金国庫返納金などの衛生費四十八億三千八百九十四万四千六百四十一円、佐賀県食肉センター施設整備整備費などの農林水産業費三十二億四千七百六十七万二千三百円となっております。

続きまして、特別会計について申し上げます。

十五の特別会計の全体の決算額は、歳入二千百三十一億七千八百六十九万八千三百五十円、歳出二千百三億五千四百四十九万九千四百九十七円となっており、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は、二十八億二千四百九十九万八千八百五十三円となっております。

この形式収支額には、繰越事業費の財源として、令和六年度へ繰り越すべき額七千三百六十三万九千九百円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支額は、二十七億五千五百六十六万六千九百五十三円となっております。

また、歳入歳出決算総額の含計を前年度と比べますと、歳入は七・四％、百四十六億三千六百三十五万九千九百七十四円、歳出は七・九％、百五十三億七千八百五十九万五千九百七十五円、それぞれ増加しております。これは、主として公債管理特別会計の増加によるものであります。

次に、財産について申し上げます。

土地につきましては、神埼高等学校校跡地の売却などにより、六万九千八百七十九・三平方メートル減少し、年度末現在高は三千百七十七万二千二百九十二・四平方メートルとなっております。

建物につきましては、神埼高等学校旧校舎の減少などにより、四千百一十一・九平方メートル減少し、年度末現在高は百五十五万四千九百八十八・二平方メートルとなっております。

出資による権利につきましては、被災者生活再建支援基金出捐金の減少などにより、六千八百八十八万八千三百七十七円減少し、年度末現在高は二百八億千五百

十一万八千七百二十七円となっております。

物品につきましては、試験・測定測量機器類の購入などにより、百三十六点増加し、年度末現在高は七千七百六十六点となっております。

債権につきましては、国民健康保険広域化等支援基金事業貸付金の減少などにより、十一億二千二百五十七万四千三百三十六円減少し、年度末現在高は二百億五千五百五十六万六千八百九十九円となっております。

基金につきましては、四億六千五百七十七万六千三百九十九円減少し、年度末現在高は千八百八十八万二千四百七十円となっております。

年度末現在高が昨年度に比べ減少した主なものを申し上げますと、新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金は二十三億七千九百七十七万六千二百五十九円減少し、年度末現在高は五億四千四百四十三万二千三百二十九円、地域医療介護総合確保基金は十八億六千九百六十一万四千四百六十一円減少し、年度末現在高は二十七億三千三百三十五万九千七百七十三円となっております。

また、年度末現在高が昨年度に比べ増加した主なものを申し上げますと、退職手当基金は二十五億六千九百五十五円増加し、年度末現在高は二十五億三千四百三十三万四千四百三十八円、県債管理基金は十八億九千九百九十五万六千三百七十八円増加し、年度末現在高は三百十億五千九百六十二万二千九百九十円となっております。

以上をもちまして、令和五年度歳入歳出決算の概要説明といたします。
何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○古賀陽三委員長Ⅱ次に、乙第五十七号議案について関係者の説明を求めます。

○工業用水道事業会計決算の概要説明

○井手東部工業用水道局長Ⅱ令和五年度佐賀県工業用水道事業会計の決算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

佐賀県工業用水道の事業運営につきましては、昭和四十二年の事業開始以来、

県東部地域の産業振興のため、工業用水の安定供給に努めているところであります。

まず、令和五年度の本工業用水道の事業内容であります。給水事業所数は三十四カ所、年間総給水量は千三百十八万二千五百五十一立方メートル、一日平均給水量は三万六千六百八十八立方メートルとなっております。

これを前年度と比較しますと、給水事業所数は同数、年間総給水量で八万八千二百七十七立方メートル減少、一日平均給水量で二百三十九立方メートル減少となっております。

次に、工業用水道事業の収益的収支につきましては、事業収益四億二千三百七十八万八千三百二十九円、事業費用四億三千四百七十八万八千四百十七円となっており、これから消費税額及び地方消費税額を整理するなどしまして、最終的に純損失千八百七十四万四千二百七十七円となっております。

収益的収支を前年度と比較しますと、事業収益につきましては、四百四十八万三千六百八十九円の増加となっております。

この主な要因としましては、給水収益が二百三十六万三千三百三十二円、発電収益が百六十六万九千六百七十八円減少したものの、電力価格高騰による負担を軽減するための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した一般会計からの補助金九百十万六千六百六十一円の交付を受けたことなどによるものであります。

一方、事業費用につきましては、六千八百八十万五千二百五十七円の減少となっております。この主な要因としましては、前年度は浄水発生土の一括処分費を計上しましたが、令和五年度は処分を要しなかったことなどにより特別損失が五千二百四十二万四千六百八十三円減少したほか、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による動力費の減少などにより維持管理費が六百九十七万五千五百二十円減少したことなどによるものであります。

次に、資本的収支であります。収入は企業債及び一般会計からの出資金などにより八百七万五千円となっており、一方、支出は建設改良費などにより八千四百二十九千円となっており、差し引き不足する七千五百九十五万四千四百六十四円、過年度分損益勘定留保資金六千八百三十一万七千三百三十六円で補填しております。

なお、建設改良費の主なものとしては、江島増庄ポンプ場ポンプ井内部補修工事六千九百九十一万六千八百円となっております。

工業用水道事業は、近年、各企業の水資源保全やコスト削減の取組などもあり、給水需要が減少傾向にあることに加え、給水に係る燃料及び資材価格の高騰等により経営環境が厳しい状況にあります。当工業用水道局管内では、新たな工場進出や産業団地整備の動きがあることから、これらを給水需要の拡大の好機ととらえ、経営の安定化を図っていきたく考えています。また、経年により施設の老朽化が進んでいることから、浄水施設や電気設備については、故障等を未然に防止する予防保全的な措置を講じるとともに、経営戦略に基づき計画的な改修等に取り組みこととしております。さらには、送配水管を含めた全施設について、現在、中長期的な施設更新計画を策定しているところであり、策定後は、当該計画に基づき、計画的な施設の更新に取り組みこととしております。

東部工業用水道は、県東部地域の産業の成長発展を支える重要なインフラであることから、引き続き効率的かつ柔軟な経営を行い、工業用水の安定供給という責務を果たしていく所存であります。

以上、工業用水道事業会計の決算の概要について御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○古賀陽三委員長Ⅱ次に、乙第五十六号議案及び乙第五十七号議案について、

監査委員の審査報告を求めます。

○ 決算審査結果の概要報告

○原監査委員Ⅱ令和五年度歳入歳出決算等の審査意見につきまして、その概要を御報告申し上げます。

歳入歳出決算等の審査に当たりましては、計数は正確であるか、予算は議決の趣旨に沿って執行されているかなどについて、関係諸帳簿等を照合し、定期監査及び例月出納検査の結果等も考慮して審査を行いました。

まず、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する審査結果について申し上げます。

審査の結果、決算の計数は関係諸帳簿等と符合していること、歳入歳出差し引き残額は、指定金融機関等の預金あり高と符合し正確であることを確認いたしました。

事務事業につきましては、議決の趣旨に沿って執行されているものと認められました。

また、財務に関する事務の執行につきましては、一部に不適切な事務処理が見受けられましたが、おおむね適正に処理されているものと認められました。

次に、個別の審査意見について申し上げます。

第一に、収入未済について申し上げます。

一般会計の収入未済額は、十六億三千九百七十四万三千三百三十四円で、前年度に比べ、一億二百五十五万二千八百八十五円増加しており、また、特別会計の収入未済額は、十二億五千八百八十四万七千二百八十六円で、六十六万四千三百二十円増加しております。

今後とも、公平な負担と自主財源の確保の観点から、収入未済の新たな発生防止と縮減に努めていただきたいと思います。

第二に、繰越しについて申し上げます。

一般会計の繰越額は、五百八十五億七千五百四十二万八千二百六十三円で、前年度に比べ四億五千九百一十八万八千一百一十円減少しております。

引き続き、事業効果を早期に発現できるよう、計画的かつ効果的な事業の推進に努めていただきたいと思います。

第三に、不用額について申し上げます。

一般会計の不用額は、百五十二億七百六十五万九千七百四十円で、前年度から二十一億八千五百四十六万四千四十五円減少しております。

不用額の多くは、新型コロナウイルス感染症関連交付金の精算事務や国の予算の影響によるものなど、やむを得ないものと考えられますが、そうした要因によらないものについては引き続き予算編成及び執行管理を適切に行うこと等により、その縮減に努めていただきたいと思います。

第四に、財産について申し上げます。

土地、建物で未利用となっているものうち、活用計画のない財産については、売却するなど引き続き処分を努めていただくとともに、基金については、適正な管理、運用に努めていただきたいと思います。

また、物品の管理については、備品を亡失しているなど不適切な事務処理が依然として見受けられることから、現物照合を厳格に行うなど、適正な管理に努めていただきたいと思います。

第五に、財務に関する事務の執行について申し上げます。

令和五監査年度の定期監査での指摘件数は、昨年度より二十七件増加し、百三十二件となっております。財務事務の執行については、おおむね適正に処理されているものの、支出負担行為の遅延、工事の不適正な執行など六件の重要な指摘事項が発生しております。

その他の指摘事項は、契約事務に関する件数は減少しているものの、収入事務、支出事務や財産事務に関する件数は増加しており、その要因として制度の

理解不足や組織的なチェック体制の不備などが認められます。

令和二年度から事務マネジメント制度が導入されており、具体的に有効な改善策を日々講じ、適切な事務処理により一層努めていただきたいと思います。

また、歳入歳出決算と併せて審査した佐賀県土地開発基金など三基金の運用状況は、いずれも、制度の趣旨に沿って運用されており、計数に誤りはなく、預金の残高は指定金融機関等の預金あり高と符合し正確であることを確認いたしました。

次に、工業用水道事業会計決算の審査意見であります。

審査の結果、当会計の決算書及び決算附属書類は、法令に準拠して作成されており、その計数に誤りはなく、経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認められました。

また、事業の運営については、公営企業経営の基本原則に沿って行われたものと認められました。

以下、個別の審査意見について申し上げます。

財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められました。

決算の概要につきましては、総収益は三億八千八百七十七万四千六十六円、総費用は四億七百五十一万八千二百七十三円で、差し引き千八百七十四万四千二百七円の損失を計上しております。

経営の状況につきましては、全体給水量は前年度と比較して八万八千二百七十七立方メートル減少し千三百十八万二千五百五十五立方メートルとなり、給水事業所数は、前年度と同じく三十四事業所となっております。

当事業が地方公営企業として独立採算制を維持していくためには、既存の給水事業所への給水量を継続して確保することに加えて、給水事業所のさらなる開拓などにより経営基盤の強化に努めていくことが重要であります。

また、事業開始後五十七年が経過しているため、施設等の予防保全の観点か

ら、今年度施設等更新計画の策定を予定されていますが、施設等の更新には多額の事業費を要することから、より実現性の高い実施計画とする必要があります。

東部工業用水道局では、令和三年三月に策定された「佐賀県東部工業用水道局経営戦略」に基づき、工業用水の安定供給と経営基盤の強化に取り組みられておりますが、水道局管内は立地条件の良さから大口の給水が見込まれる工場の進出が動き出していることに加えて、現在開発が進められている大規模産業団地「サザン鳥栖クロスパーク」などへの将来的な工場の進出も期待できるところから、確実にこれらの工場への給水を実現させ、大幅な給水量の増加に結び付けていただきたいと思います。

引き続き、経営戦略の実現に向け、設置者である県と一体となって、経営戦略の質をより高めながら、工業用水の安定供給に努められることを望むものであります。

最後に、令和五年度決算について、主な財政指標をみますと、経常収支比率及び実質公債費比率は若干上昇しているものの、過去最大の収入額を記録した県税をはじめ財産収入等が増加し、財源調整基金残高も「佐賀県行財政運営計画二〇二三」の目標を上回る額を令和五年度末で確保されており、財政の健全性は確保されているものと認められます。

一方で、令和元年度以降増加していた県債残高は減少に転じましたが、依然として高水準で推移しております。また、自主財源比率は前年度より上昇したものの、引き続き地方交付税や国庫支出金に依存する構造にあることから、自主財源の増加につながる各種施策になお一層取り組んでいただきたいと思えます。

昨年五月に新型コロナウイルス感染症の位置付けが五類感染症に移行され、経済は緩やかな回復基調を取り戻したものの、人口減少・少子高齢化のさらな

る進行、自然災害の頻発・激甚化など本県を取り巻く環境の将来予測が難しい状況に変わりはなく、県民の命と生活を守っていくことが一層求められております。

今後とも、県政運営に当たっては、持続可能な行財政運営に努めるとともに、県民にとって真に必要な施策が効果的に実施され、県勢の発展と県民福祉の向上が図られることを望むものであります。

私からは以上です。

○古賀陽三委員長以上をもちまして、乙第五十六号議案及び乙第五十七号議案についての説明及び審査報告を終わります。

なお、十一月八日は午前十時に委員会を再開し、現地視察を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前十時二十八分 散会

議事課記録担当会計年度任用職員 石 丸 宏 子

第四日

令和六年十一月八日（金）

於 第四委員会室

十一月八日

決算特別委員会

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	委員	〃	理事	副委員長	委員長
中	下	酒	古	指	古	猪	池	木	土	徳	岡	富	古
本	田	井	川	山	賀	村	田	原	井	光	口	田	賀
正		幸	裕	清	和	利	正	奉	敏	清	重	幸	陽
						恵							
一	寛	盛	紀	範	浩	子	恭	文	行	孝	文	樹	三

午前九時五十九分 開議

○古賀陽三委員長「皆さんおはようございます。これより本日の委員会を開催いたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、十一月十一日は午前十時に委員会を再開し、総務常任委員会関係の質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください。よろしく申し上げます。

午前十時 散会

議事課記録担当主任主査

松 尾 重 治

十一月八日

第五日

令和六年十一月十一日（月）

於 第四委員会室

決算特別委員会

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	委員	〃	理事	副委員長	委員長
中	下	酒	古	指	古	猪	池	木	土	徳	岡	富	古
本	田	井	川	山	賀	村	田	原	井	光	口	田	賀
正		幸	裕	清	和	利	正	奉	敏	清	重	幸	陽
一	寛	盛	紀	範	浩	子	恭	文	行	孝	文	樹	三
						恵							

午前十時 開議

○古賀陽三委員長「皆さんおはようございます。これより委員会を開催いたします。

本日は、総務常任委員会関係の質疑を行います。通告に従い、順次発言を許可いたします。

○猪村委員「皆様おはようございます。本日、委員長のお許しをいただき、決算の質問の機会をいただきありがとうございました。

それでは、通告に従い、順次質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、「佐賀さいこう！応援団」づくり事業についてでございます。

県では、首都圏にお住まいの佐賀県出身の方々や、佐賀を応援したいと思われるの方々を集めた「佐賀さいこう！応援団」を平成二十八年度に結成し、以降、コロナ禍の令和二年度、三年度を除き、年に一回、交流会を開催されております。今年度も十一月一日に東京都港区の八芳園で交流会が開催され、多くの佐賀が好き、佐賀を応援したいと思う方が参加し、盛況だったと聞いております。

私は常々、佐賀の豊かな地域資源を全国の方々に知っていただきたいと思っている一人でもありますし、もちろんここにいらっしゃる皆様誰しもがそう思っているんじゃないかと存じます。おいしくてたまらない佐賀の海の幸や山の幸、そして野の幸、昼夜を問わず見上げれば広く美しい空、季節の移ろいを感じる風と薫り、川のせせらぎ、小鳥や虫たちの声、そして、何といたっても出湯と陶芸、歴史、神秘あふれる古木や史跡、神社仏閣などなど挙げれば切りがない、五感を震わす宝庫・佐賀の魅力を知っていただく事業である「佐賀さいこう！応援団」は、佐賀ファンの交流の輪を広げ、佐賀ファンを増やしていくともよい取組だと思っております。

しかし一方で、毎年県費によって交流会が開催されており、今年度も先日十一月一日、第七回目が東京都八芳園で開催済みであります。東京にある首都圏事務所が所管され、準備など大変とは存じますが、一夜限りの事業、単なる一過性のイベントで終わることがないよう、その内容や成果はしっかりと見極める必要があると考えております。

そこで、次の点についてお尋ねをさせていただきます。

「佐賀さいこう！応援団」づくりの目的についてでございますが、幾つかに区切って質問させていただきますと思っております。

まず初めに、「佐賀さいこう！応援団」づくり事業では、首都圏の佐賀出身者や佐賀に関心を持つ人々と交流することで佐賀県の認知度向上やブランド価値の強化を目指しているかと理解しております。

この事業を通じて、県としてどのような社会的、経済的効果が見込まれるのか、どのようなファン層の取り込みを——取り込みと言っているのでしょうか、そういった形成が期待されるのか、具体的に教えていただきたいと思っております。まずお願いいたします。

○寺田政策総括監「佐賀さいこう！応援団」づくり事業の目的や効果などについてお尋ねがありました。

まず、「佐賀さいこう！応援団」ですけれども、主に首都圏にお住まいの佐賀出身の方ですとか、佐賀出身者でなくても、これまでに佐賀県と一緒に事業を行っていただいた方、それから、佐賀県で以前仕事をされた方などの中で、佐賀が好き、佐賀を応援したいと思っていられる首都圏の佐賀ファンで構成しているものでございます。

こうした佐賀ファンとなっていていただいている方々の力を結集しまして、佐賀を応援いただくことで、県産品や観光、あるいは自然や歴史、文化などに関する首都圏での情報発信力を強化していくとともに、県内への企業誘致、観光誘

客、また、県産品の販売や移住促進、こういった効果を狙いまして、事業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。

では、目的の次の質問をさせていただきたいのですが、「佐賀さいこう！応援団」づくり事業は、佐賀の地域活性化や、先ほどもおっしゃいましたけれども、観光、企業誘致、また、県のブランド、イメージ向上にどのように寄与すると考えていらっしゃるのか、今おっしゃったことの具体的な目標とか期待する効果についてあれば教えてください。よろしくお願いいたします。

○寺田政策総括監Ⅱ事業の効果ということについてお尋ねがありました。

これまで「佐賀さいこう！応援団」事業、平成二十八年度以降、実施してまわってきておりますが、これまでの取組によりまして、「佐賀さいこう！応援団」メンバーは年々増加をしております。結成した平成二十八年度の年度末に五百五十人だったんですけれども、現在は千三百名超ということで二倍以上になっておりまして、佐賀が好き、佐賀を応援したいとの思いを持つ方の広がりが出てきているところでございます。

メンバーの方々にはそれぞれのお持ちの多様なネットワーク、それから、SNS等を活用しまして、情報発信をさせていただいております。そうした情報などから、首都圏での佐賀関連イベントに参加していただくなど、今まで佐賀の情報に触れることがなかった方々に対して佐賀を持つ本物の価値を届けることができるようになるというふうに考えております。それから、交流会に参加された企業の御紹介で企業誘致が実現した例ですとか、交流会がきっかけで佐賀に移住された方などもおられます。

ほかにも、交流会に参加された企業の中から企業版ふるさと納税についての問い合わせがあったり、都内の飲食店で県産食材を使ったメニューの提供につ

ながるなどしているところがございます。そういった効果を引き続き続けていけるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。寺田政策総括監は首都圏事務所に以前お勤めですけど、今は所管が違うということで、お答えも大変になるかなと思いますが、よろしくお願いいたします。

やはり七回も続いておりますので、それなりに年々具体的な目標とか期待する効果についてしっかりと押さえておかなければならないのではないかなというふうに思っておりますが、この目標の最後なんですけれども、「佐賀さいこう！応援団」づくりは佐賀県と関わりを持つ人々に情報発信を行っていただき、佐賀を応援していただくこととされてはいますが、その活動が将来的に佐賀県の経済や観光などの発展にどのように寄与すると期待しておられるのか、また、さらに佐賀のファンを増やすことで佐賀県の社会、地域社会にとってどのような変化をもたらしたいと考えておられるのか、教えていただければありがたいです。お願いいたします。

○寺田政策総括監Ⅱこの事業がどのような佐賀の発展につながっていくのかというふうなことでお尋ねがございました。

この事業は、首都圏で佐賀が好き、佐賀を応援したいと思っただけでいる佐賀ファンの方々に自発的に幅広く佐賀の情報を発信していただくことで、県の情報発信力を強化して佐賀ファンを増やしていくことと同時に、こうしたことによって企業誘致ですとか観光誘客、県産品の販売促進、移住促進などの各種の県の施策を首都圏において後押ししていくものだと考えております。ですから、委員おっしゃった効果ということにつきましては、もちろん各部署でそれぞれの施策に応じて現場現場でやっている施策というのがございますけれども、まさしく首都圏には企業があれだけ集中している状況でございますので、

ほかのエリアとまた違う特徴を持っているわけです。そういった意味で、そういった各部署で実施している施策の援護射撃というか、そういう場というふう
に位置づけております。

そういったことで、首都圏事務所が首都圏にいるからこそできる取組として、
今後も続けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ それでは、次ですけれども、事業の概要についてお尋ねをさせて
ください。

「佐賀さいいこう！応援団」づくりの事業ですが、具体的な内容としては、ど
のようなプログラムやイベントが組まれているのでしょうか。参加者が佐賀の
魅力を体験できるようなプログラムや、応援団として佐賀県と継続的な関係を
気づくための工夫や取組などあれば詳細に教えていただきたいと思います。よ
ろしくお願いいたします。

○寺田政策総括監Ⅱ 「佐賀さいいこう！応援団」づくり事業の概要についてお尋
ねがございました。

本事業につきましては、情報発信事業と交流会事業という二つの柱で取り組
んでいるところでございます。

まず、情報発信事業につきましては、「佐賀さいいこう！応援団」メンバーを
はじめとした佐賀ファンの皆様に、県の施策ですとか取組、それから首都圏や
佐賀県内で開催される各種のイベント、それから観光コンテンツや県産品など、
幅広い佐賀に関する情報について毎月の定期号のほか、臨時のトピックスなど
臨時号としてメールマガジンやSNSで情報提供を行っているところでござい
ます。

このように佐賀の旬の情報をタイムリーに発信、拡散しますことで、佐賀が
持つ本物の価値が首都圏で認知されるよう努めているところでございます。

次に、交流会事業につきましてですけれども、年一回、「佐賀さいいこう！応
援団」交流会ということで、会費制で実施、開催しております。佐賀の最新情
報、旬な情報を直接お届けするとともに、参加者相互に交流を深めることで、
新たな人脈開拓の場であったり、新たなビジネスのきっかけづくりの場ともし
ていただいているところでございます。

交流会の具体的な内容についてもお尋ねがございました。知事による最新の
県政などの御説明、PRですとか、それから個別にいろいろな会社の代表の方
などへのトップセールス、それから、会場には県の各部署のブースですとか、
それから市町のブースなどもございまして、観光地、特産品のPRを行って
いただいているところでございます。

それ以外にも、参加者が自社を紹介するPRタイムなども設けているところ
でございます。

それから、佐賀のおいしい「佐賀牛[®]」ですとか呼子のイカなど、佐賀が誇
る食材ですとか、佐賀酒を提供いたしまして、佐賀の本物を体感いただく取組
も行っているところでございます。

このように佐賀の旬な最新情報にじかに触れただきながら、県と参加者
の関係構築強化はもとより、先ほども申し上げましたけれども、参加者相互の
交流を深めていただく場としていただいております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ ありがとうございます。

もつと佐賀県に親しみを持っていたり、仕掛けや工夫、せっかくイベント、
交流会、そして知事までおいでになって、各部署の部長も同席されていると聞
いておりますが、佐賀の自然や文化、産業などについてもっと知ってもらって、
さらに興味を持っていたり、いただけるような取組の具体性に少し欠けるような気が
いたしております。七回続いているわけですので、毎回毎回同じようなものは

なくて、イベントを続ける意義、意味、そういったものをしつかりと押さえて県費を支出する大切なせつかくの交流機会でございますので、創意工夫を続けていただきたいというふうに思っております。

それでは、事業の効果についてお尋ねをいたします。

先ほどから成果についてはお話をいただいているところでございますが、佐賀県の認知度向上や観光誘致、企業誘致などの効果や首都圏での佐賀ファンの層を拡大していただく、経済効果にどのように貢献していただいているのか、評価をされているのか、具体的な数値があれば教えていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○寺田政策総括監Ⅱ「佐賀さいこう！応援団」づくり事業の成果についてお尋ねがございました。

先ほどの答弁とも少しかぶりありますがけれども、ファン層の拡大という意味では、千三百名以上と、発足当時から二倍以上のメンバーが広がりを見せてきているところでございます。

それから、先ほど少し触れましたけれども、この交流会の場というのはきつかけの場づくりには非常に役に立っているかなというふうに思っております。また、まさに参加された企業様の御紹介で企業誘致が決まるというようなこともあっているわけでございます。

それから、移住された方もいらっしゃいますけれども、それ以外の方で東京有楽町のふるさと回帰支援センターにございます、佐賀県の移住サポートデスクがございますけれども、こちらに移住の相談に来られる方も増えているというふうに聞いていますところでございます。

それから、これもちよつとかぶりますけれども、都内の飲食店で県産食材を使ったメニュー提供につながっていくというところは非常にありがたいなというふうに思っております。

それから、これは参加者からの御意見なんですけれども、人的つながり、異業種交流ができたのでよかったですか、あと佐賀出身ではない自分にとって佐賀の歴史などに触れることはとても有意義な時間だったですか、それから地元の方、佐賀在住の方との交流も深めたので、ぜひ佐賀を訪ねるツアー、旅行を企画してほしいといった声をいただいております。

実際に交流会に参加していただくことで佐賀との御縁が深まって、佐賀のことをもっと知りたい、行ってみたいという思いが膨らんで、佐賀県への観光旅行を計画しているグループもおられるようでございます。

委員からは、先ほど数値的なものという御指摘もございましたけれども、この事業自体ではなかなか数字で表せる成果というのは、先ほど御説明したところで少し限りがございますし、定量的に測れない部分もございますが、いろいろな県の各部署で行っております施策の後押しになっているものというふうに考えております。

それから、こうした県側のメリットのみならず、当交流会につきましても、参加者が、先ほど会費制と申しましたけど、自ら参加費を支払ってでも佐賀の情報に触れる、あるいは業種や世代を超えた新しい関係構築と、そこから生れるビジネスチャンスなどを求めて参加されているということ、また回を重ねるごとに新たな方々が参加して、佐賀県を軸にしてネットワークが広がっているというところで、県と首都圏における佐賀ファンの方々がお互いウィン・ウインの関係で取り組んでいることが何より大きな意義を持つのではないかなというふうにも考えているところでございます。

これらの佐賀ファンが発信する情報ですとかネットワークが化学変化を起こしまして、実際に企業誘致や移住などにつながっていく、この好循環、これが大きな成果だというふうに考えております。

このように佐賀ファンを増やしていく取組によりまして、企業誘致、観光誘

客、県産品の販売促進、移住促進など、様々な好循環が生まれ、県の各種施策の後押しにつながっていると考えており、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。

具体的な数値などは測れないということでもございましたけれども、アンケート等々もされたんですね。そして、そういったものとかもしつかりと出していただければ、私たちもどのような事業の内容になっているのかというようなことも分かってくのかなというふうに思うところもございますので、そういったところでもしっかりと今後も続けていかれるようであれば、事業の真価、それから成果、そういったものもしっかりと出していただければなというふうに思っております。

私は知事のトップセールスは大変重要だと認識しております。山口知事は佐賀県のトップセールスマンであり、佐賀県民の代表として、首都圏のみならず、全国津々浦々駆け回り、佐賀県の魅力発信に努めていただきたいと期待しております。毎年、一夜限りの県費を四百万円費やす営業が駄目だとは申しておりますが、この事業の効果を最大化するためには、今後、幾つかの改善点があるやに私は感じましたが、平尾部長、このやり取りを聞いて何か御感想をいただけますでしょうか。

○平尾政策部長Ⅱ今、猪村委員のほうからの質問に対して、寺田総括監のほうからも成果等について御答弁を申し上げます。アンケートの自身についてもいろいろ参考までにお話をさせていただいたところがございます。

いろいろアンケートをとる中では、やはりもうちょっとこんなこともやってほしいというような意見も正直あるところはございます。そういったところも今後しっかりと参考にしながら、ただ、この事業は、今、委員のほうからも非常

に好評をいただいているというふうな受け止めましたので、こういった事業については今後もしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○猪村委員Ⅱ部長、突然申し訳ございません。ありがとうございました。

私がこのたびの決算で感じましたことが一つございます。説明書の目指す方向性、そして実績値が県民の意識、県民にどうフィードバックされたのか、そういった記載になっていないのではないかなということを感じまして、例えばですが、ウェルビーイングの視点でありますとか——ウェルはよいですね。ビーイングは状態、そういった県民の生活や感情、社会的、また経済的幸福度につながる指標、県民を真ん中に置いた目指す方向性や実績値でありましたら、もつと事業実績が現実的に捉えられるのではないかと感じました。また、県費を支出することへの緊張感にもつながるのではないかと感じましたところでもございます。

大変重要なお仕事だとは存じます。県民福祉の維持向上、また幸せ度アップのためにも、どうか今後もたまめ御尽力をもって調査研究など、頑張ってくださいというふうに思っております。

では、今後の取組に御期待も申し上げて、次の質問に入らせていただきます。問二の情報発信プロジェクトにおける「島耕作コラボ」についてでございます。

情報発信で地方創生を目指すプロジェクト、情報発信プロジェクト「サガプライズ！」は、これまで数々の人気コンテンツゲームやアニメなどとコラボし、佐賀の魅力効果を効果的に発信し、話題化することを目的とした、首都圏を中心とした県外向け情報発信事業だと聞いております。

中でも今年度、「島耕作コラボ」については、私自身も御多分にも漏れず、度肝を抜かれた一人でもございまして、友達や家族からも佐賀県のヤフー

ニュースで一位になつとるねとか連絡があるやら、地域や同級生の集まりなどでもとにかく話題に上り、お酒のおつまみにもしばらくは事欠かないくらいでございました。情報の拡散を強く感じる事ができた一方、多額の予算をかけた実施することに対しては、県民感情も複雑怪奇とまではいかにしても、複雑であると受け止めた次第でございます。

今年の二月議会におきましても、一般質問や委員会質問で、ここにいらつしやる木原委員さんからも感情こもる大切な御指摘、暫時休憩を挟むなどの深まる議論、丁々発止の議論は今も鮮明に脳裏に焼き付いております。

このたびは決算でございます。私はコラボ期間が短期間過ぎるのではないかと、昨年の十一月中旬から三月まで、たったの四カ月限定の事業実施にとどまっていることについても四千万円の予算計上が妥当であるのか、その効果が最大限県民に、県に、佐賀県に発揮されているのか疑問を感じるところであり、このたび質問の機会をいただきましたので、改めてコラボ内容について幾つか質問をさせていただきます。

まず初めに、「島耕作コラボ」の目的についてお尋ねでございます。

副知事島耕作が全国で話題になり、副知事島耕作執務室までつくり、特段の配慮までなされました。ヤフーニュースでトップを皮切りに、多くのメディアにも取り上げていただいてもおりました。また、作者の弘兼憲史さんが知事を表敬訪問されるなど、四カ月はにぎわいの創出にはなったと思えます。

ただ、あまりにも短期間過ぎて、目的が一体何だったのか。わあつと盛り上がった、はい、終わりました感。目的がいまいち理解できていなかった県民も多いのではないかと感じ、質問いたします。御答弁よろしくお願いいたします。まず、目的についてお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱ「島耕作コラボ」の目的についてお答えいたします。

情報発信プロジェクト「サガプライズ！」は、様々な企業やブランドなどと

コラボし、話題化することを目的とした、首都圏を中心とした県外向け情報発信事業でございます。

この事業で実施した「島耕作コラボ」は、シリーズ累計発行部数四千七百万部を超える人気ビジネス漫画、島耕作シリーズとのコラボレーションであり、サラリーマンの代名詞となる主人公、島耕作が民間企業から副知事という公務員に転職するストーリーをプロモーション企画として新たにつくり出したものでございます。

副知事として全国に情報発信を行うことで、島耕作と特に親和性が高い読者層、ビジネス層に対しまして、県が注力としておりますスポーツ分野や半導体産業分野の取組を知っていただき、ひいてはSSP構想や、当時、国スポも開催前でもございましたので、国スポ、県内のプロスポーツなどのスポーツビジネスの推進や、半導体産業における人材確保の契機となることを目的に実施しております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。目的は企業誘致PRだったり、半導体の人材確保、それから国スポ、スポーツビジネスの向上、そういったものと捉えておりますが、国スポのときに島耕作さん、出てこられていないですよ。これは本当にもったいなかったと私は思っています。島耕作さんが全国から皆さん佐賀へようこそ、そういったことがあれば、もつとこの効果の有用性、そういったものを県民に知らせることができたのではないかと、うふうに私は思っています。

そして、企業誘致がどのくらいあったのか。そして、半導体人材がどのくらい佐賀県に確保できたのか。そういったところが何とも漠然といたしておるような気がいたします。本当にもったかない、もつと島耕作さんに佐賀県にとつて汗をかいていただきたい、働いていただきたい、そういった思いでいっぱい

でございました。

次に、「島耕作コラボ」の取組内容についてでございます。

これは取組内容は皆様もお分かりというふうに思っておりますが、簡単にでも結構ですので、取組内容を教えていただきたいと思います。お願いいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱ「島耕作コラボ」の取組内容についてお答えいたします。

副知事島耕作というプロモーションの立てつけの下、佐賀県のスポーツ分野、半導体産業分野を軸に様々な企画を展開いたしております。

スポーツ分野では、先ほども述べましたが、佐賀県が取り組むスポーツ分野事業について、副知事島耕作が主人公として登場するオリジナル漫画を制作し、情報発信しております。作中ではSSP構想やSAGAアリーナ、県内のプロスポーツチームなどを分かりやすく紹介しております。

また、オリジナル漫画の制作に加え、子供たちへのスポーツ振興を目的に、講談社の人気スポーツ漫画と島耕作シリーズ、およそ七百五十冊を積んだスポーツマンガ号を都内や佐賀県内で運行し、PRしております。

続きまして、半導体産業分野でございます。

こちらは県内企業、教育・研究機関、行政が一体となって取り組み、飛躍的な成長が期待される佐賀県の半導体産業を後押しするため、副知事島耕作が佐賀県の半導体ビジネスをPRするウェブサイトを公開したり、ビジネス雑誌等を活用したプロモーションを展開しております。そのほか、ビジネス層が多く利用する首都圏主要駅や新幹線内の電光掲示板でのプロモーションなど、情報発信を実施しているところでございます。

なお、これら二つの分野をPRする目的で、令和五年十一月十四日に開催した就任PRイベントは、多くのメディアが参加しております。イベント会場は、島耕作の母校でもあり、佐賀県が輩出した偉人、大隈重信が創設した早稲田大

学の大隈記念講堂にて開催しております。当日は島耕作がLive2D、いわゆるCGで登場し、副知事就任式を実施しております。就任式では島耕作の原作者、弘兼さん監修オリジナル漫画の公開朗読のプロモーションなどを行い、話題化を図っております。

スポーツ、半導体産業のほかにも、県庁内で副知事島耕作の「執務室大公開展」を実施するなど、様々な取組を行ってまいりました。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。内容はその目的に連動しているというふうに思っておりますが、非常にもったいないというふうに——ポイントは、島耕作さんを佐賀県副知事に持つてこられるというユニークな取組、そこは私は非常にすごいなというふうに最初思ったんですけども、本当に生かしていないんじゃないかなというふうに思うところが残念で、この質問をさせていただきます。

県費を四千五百万円支出するわけだから、もう少し島耕作さんに働いていただきたかった。

そういったところで、次でございますが、これまでもお話をさせていただきました。おりますが、「島耕作コラボ」の実績と効果についてお尋ねをさせていただきます。

広告換算額十一・五億円とはじかれております。予算は四千五百万円、広告換算額十一・五億円が示す宣伝効果が、県内各地や地域企業にどのような経済的メリットをもたらしたのか、四カ月で終わった事業が「SAGA2024」へどのようなメリットをもたらしたのか、副知事島耕作さんにもっと「SAGA2024」をPRしてもらおう、佐賀のために働いてもらおう、汗をかいてもらおうことができなかつたのか、先ほどから申し上げておりますが、この事業の目的に見合う貢献度が私にはよく理解できておりませんので、お尋ねをさせていただきます。

たきます。

話題化された情報はどのくらいだったのか、そういったものをまず最初にお尋ねをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○金子広報広聴課長 話題化された情報量についてお答えいたします。

「島耕作コラボ」の実績といたしましては、今回のコラボによる情報発信で、どれだけメディアに露出したかという情報量をはかる広告換算額を用いております。こちらは委員のほうからお話がありましたように、約十一億五千万円の広告換算額を獲得しております。

令和五年十一月十四日に開催した就任PRイベントは、多くのメディアが駆けつけまして、結果としましては、フジ系列の「めざましテレビ」、日本テレビ系列の「ZIP!」、TBS系列の「THE TIME」など、全国ニュースで放送されております。また、県庁CLASSで実施した副知事島耕作執務室大公開は、NHKの朝のニュース「おはよう日本」、夜の「ニュースウォッチ9」など全国のニュースで取り上げられ、各系列局の全国版キー局で数多くの情報発信が実施されております。

さらに拡散力が高いウェブでは、先ほど委員からありましたようにヤフートピックス、通称ヤフトピで話題のニュースとして掲載されたり、民間企業を経て副知事に就任した現職の東京都副知事が、自身のSNSで島耕作コラボを称賛する投稿をするなど、ウェブ上でも大きな話題となっております。

以上でございます。

○猪村委員 全国のニュースや執務室の公開、それから、ウェブやトピックス、そういったものを広報効果とされているということでございます。

それでは、二番目ですが、実績測定の広告換算額についてでございます。

十一・五億円とされている広告換算額の算定の根拠、また、算定方法、誰が、どこで、どのようにしてはじかれているのか、木原委員さんも委員会でお尋ね

されておりますが、改めて私からもお尋ねさせていただきます。お願いいたします。

○金子広報広聴課長 実績測定の広告換算額についてお答えします。

こちらは少し広告とか広報の専門的な用語もございますが、丁寧に御説明させていただきます。

広告換算額指標とは、行政も民間も広報部門では広報効果をはかる指標として広く一般的に採用されており、自らが広報した情報量を定量的に算定する仕組みでございます。仮に県が広告枠を買って広報を実施する場合、必要な経費を示したものでございます。これは後ほど詳細に説明します。

広報部門は広報した成果を測定し、評価するのが大変難しいでございます。ゆえに、一般的にメディアにどれだけの情報を出せたかという定量的にはかる広告換算額を指標として用いているケースが多いです。広告換算額の算出は、メディアへの露出を専門的に調査分析しておりますモニタリング会社のサービスを利用しております。

対象となるメディアでございます。こちらは在京のキー局及び全国系列局で放送されているテレビ、全国版の新聞、雑誌、業界誌等の紙媒体、そして、現在の主流であるウェブサイトがございます。ウェブサイトは大手新聞会社やメディアなど、約二千三百のニュースサイトが対象となっております。

なお、ラジオという電波媒体がございますが、こちらは今、実際には指標としてはなく、実際、我々がラジオ、例えば、TOKYO FMさんで二分間の尺でニュースが流れましたといったら、このモニタリング会社に報告し、それで算出していただくというような、ちょっとアナログですけど、そういうやり方も取っております。

なお、昨今ではSNSで「X」ですね、旧ツイッターでございましたり、「tikTok」などのSNSでございます。こちらは換算方法が確立されておられませんので、広告換算額の対象とはしておりません。

次に、広告に換算する手法でございます。先ほどのモニタリング会社が一般的に使われております計算式を使用しておりまして、テレビ、ラジオは各局の放送時間帯のCMスポット単価に報じられた時間を乗じております。紙媒体、新聞、雑誌でございますが、こちらは掲載記事のスペース料金に記事掲載スペースを乗じたもので換算しております。最後、ウェブはモニタリング会社独自のサイト指標ツールを用いまして、サイトへのアクセス状況などを指数化し、算出しているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○猪村委員 詳細にわたって御説明ありがとうございます。私も質問、勉強会の際に金子課長といろいろお話をさせていた中で、こういったこともお話をいただくということでありましたけれども、県民の皆様がこの内容というのがなかなか伝わりにくいのではないかとというふうなこともあります。やはり広告を打つ、そして、それを県民に返していく、フィードバックしていくという作業がここでも新たに大切だと私も思いますし、もっと県民にとって有用性がある、そして、話題性だけではなくて実際動いている、そして、自分たちの経済、社会生活、そういったものを実際下りてきている、そういったものが実感できるような取組に、広報はなかなか難しいところもございしますが、そういったところも何かだだ漏れになってしまってもつたいないなというふうな思いもする次第でもございます。

それでは、三の最後の問いですが、広告換算額以外の効果、こういったものがどのようなものがあるのか教えていただきたいというふうに思います。お願いいたします。

○金子広報広聴課長 広告換算額以外の効果についてお答えいたします。

コラボ企画が話題化したことで、スポーツ分野では、県内のプロスポーツチームの佐賀バルナーズ、久光スプリングス、サガン鳥栖がそれぞれ副知事島耕

作の独自企画を展開され、島耕作副知事と一緒にこの試合を盛り上げる結果になりました。近隣都市部の福岡のテレビ、メディアなどにも多く取り上げられ、各チームの集客促進や試合での盛り上げに寄与したというふうに考えております。

佐賀バルナーズでは、「島DAY」と銘打った集客企画、久光スプリングスでは、島副知事とのコラボTシャツを試合当日に限定配布、また、サガン鳥栖では、先ほどのLive2D、CGで動く副知事島耕作の挨拶をハーフタイムなどに放映しております。

また、産業界では、様々な企業や組織との面会場面でも島耕作コラボの話題がきっかけとなり、佐賀県にポジティブなイメージを持っていただくなど、良好なリレーション構築につながれたものと考えております。

そのほか、先ほど答弁した県庁の「執務室大公開」には、メディア露出によって話題となりました展示期間中の約三カ月に五千人以上の方が来場をしております。近隣の長崎県、福岡県のお客様も多く、遠くは岩手県や東京都、大阪、愛知県からわざわざこの島ルームを見にお越しいただいたお客様もいらっしゃいました。また、県外のファンに加え、多くの県民にも来場いただき、関心を持っていただいたと実感しております。

以上に加えまして、作者の弘兼憲史さんとのリレーションを構築ができたことにより、雑誌「モーニング」で連載中の漫画、島耕作シリーズの作中の中でも、島耕作氏を実際、佐賀県の観光地や半導体企業を訪問するストーリーを描いていただきました。こちらは漫画を通して佐賀を知り、関心を持つ読者が増えたと考えております。

さらに、本コラボは、国内のメディア広告業界などからも非常に評価が高く、先週十一月六日になりますが、第六十六回日本雑誌広告賞にて、メディア複合型広告部門の銀賞を受賞するなど、全国規模の広告賞を三件受賞しております。

また、同じく先週十一月八日には、都内で弘兼憲史画業五十周年記念パーティーが開催されており、こちらは数多くの御来賓が出席される中、来賓のお一人であります石破総理大臣も来場され、開口一番に佐賀県の島耕作コラボを好意的にお話しされたとのことでした。

このように、島耕作コラボは、広告換算額で十二億円以上の効果を生み出し、県内企業やコラボ先が次の展開に発展させたり、メディア業界で賞を受賞するなど、様々な分野に波及し、大きな効果につながっていると考えております。

先ほどございましたように、首都圏の「佐賀さいいこう」応援団」は後押しをする事業でございます。我々広報は、どちらかというと、物産、観光、移住促進などその手前側の入り口を、いかに大きく情報を出してきつかけをつくるかという事業だと考えております。

そういった意味では、この入り口、なるべく大きく県内外の皆様に情報を知っていただくというのが我々広報としての役目だと思っておりますので、引き続き事業のほうを推進させてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○猪村委員 〓るる御説明ありがとうございます。石破総理もアニメ好き、ラーメン好き、そういったところでも有名な方でもございますので、お目に留まったということはすばらしいことではないかというふうに思っておりますが、そういったこともやはり県民の皆様にもっと知っていただく、そういったこともぜひお願いしたいなど、そういった形で、まだ島耕作さんとのコラボのようなものが続いているのであれば、ぜひとも佐賀県でもよろしくお願ひしたいというふうに思うところでもございます。

それでは、最後の質問でございますが、情報発信プロジェクトの課題と今後についてでございます。

そもそも令和五年度の情報発信プロジェクト推進事業は、人気漫画やゲーム、

話題のクリエイターさん方とのコラボを三本計画し、実施されています。

「島耕作コラボ」はその中の一つの事業でございます。総事業予算額一億三千二百二十三万三千円、決算額が一億三千百九十八万一千円でございます。その中から四千五百万円を「島耕作コラボ費」ということで使われており、残りが八千六百九十八万一千円となりますが、このあと二つの事業の内訳というところが、今、分かれば教えていただきたいのと、また、説明の実績値のところ、二〇二三年、二十一・四億円とありますが、情報発信プロジェクト推進事業三本の広告換算額を合わせても十八億五千万円にしかありません。あとの二億九千万円余りの広告換算額に相当する事業はほかのどのようなものがあるのか、もし分かれば教えていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○金子広報広聴課長 〓コラボレーション事業の残りのコラボレーションの実施した予算と、あと広告換算額で三件以外の広告換算額とは何かという御質問だったと思います。

残りのコラボレーションでございます。

島耕作以外に、一つが、韓国、台湾を中心に、人気ゲームでございますロールプレイングゲームの「リネージュW」とコラボレーションをしております。こちらは、空港でのアートギャラリーであったり、韓国の方に県内を周遊していただくような企画を展開しております、こちらは約二千六百二十万円でございます。

続きまして、SNSで話題の体験企画をつくる「entaku」というクリエイティブチームとコラボレーションをしております。こちらは東京の表参道でPRイベントをし、その後、県のふるさと納税等への誘客を図っております、予算額は三千八百五十万円でございます。

「サガプライズ！」の事業は、コラボを実施するだけの事業費だけではなく、

委員御説明ございましたように、東京でのPR会社を活用したメディアプロモートであったり、先ほどのモニタリングみたいな成果指標も一つのPR会社をお願いしている内容でございましたり、またあと、東京で実際に活動するためのオフィスがございまして、こちらが「サガプライズ」の予算の中に入っております。

続きまして、広告換算でございまして。

残りの約三億円の広告換算は何の広告換算なのかというお尋ねでございました。

こちらは事業全体でメディアに掲載されるケースが結構多くございます。「サガプライズ」約十年ほど事業を推進してきましたので、先ほどのメディアの評価も高いというのも一つの事例でございまして、「サガプライズ」そのものを、例えば、新聞記者が取り上げるとか、ウェブニュースが取り上げるという形で、それぞれ今年度やったコラボ以外で事業を評価するということとで約二億八千万円の広告換算がございまして、トータルが二十一億円という形になっております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱそれから、課題と今後についてはどのようになっておりますでしょうか。

○金子広報広聴課長Ⅱ失礼いたしました。期間限定で実施しているということの課題についてでございます。

委員御指摘のように、多く話題となったコラボ企画は期間を限定せず、継続して実施するほうがよいのではという考え方もございます。一方で、昨今のスマホ普及で発信ツールはSNSが主流となっている中、情報トレンドの移り変わりは大変早うございます。古い情報はオワコン、つまり、終わりのコンテンツという形で過去の情報コンテンツとして処理され、ニュースバリュー、いわ

ゆるニュースの価値すらなくなるケースが多くございます。同じコラボ先とそのまま同じコラボ内容で延長してやり続けるよりも、そのとき旬なコラボ相手と時間をかけずにタイムリーにコラボを仕掛け、コラボ期間もあえてぎゅっと限られた中で情報発信する、そのほうがコラボ期間内に一種のバズのような大きな波を戦略的に生み出すことができ、期間内で話題の最大化につながり、旬で突き抜けた情報をメディアや消費者に届けられると考えております。

情報発信プロジェクトとは、単純に首都圏で広告を打つという事業ではございません。様々な企業やブランドとの信頼関係を築き、大事にしながら、みなで知恵を出し合って話題化するための工夫をし、ウイン・ウインの視点でコラボを実現してまいります。今後も佐賀ならではの情報発信を続け、佐賀県を盛り上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。

先ほど数字をいただいたところなんですけれども、「リネージュW」に二千六百二十万円、「entaku」が三千八百五十万円、足しても六千四百七十万円ですね。八千六百九十八万一千円からこれを引いても二千二百二十八万一千円なので、決算額と合わないのではないかというふうにちよっと思っておりますが、これは私の計算間違いでしょうか、お答えいただければよろしくお願いいたします。

それと、効果ですけれども、情報発信プロジェクトの課題と今後についてでございますが、私は、佐賀県の広報はこれからますます大変重要になっていくものだと思っております。日本の中でもそうですけれども、国内外において非常に社会情勢が厳しくなっている中で、佐賀県の広報広聴課のアンテナが高ければ高いほど、質がよければよいほど、他の部局との連携もよりよく図られ、それが県民の皆様へよりよくフィードバックされ、好循環がもたらされるもの

と確信しております。アニメやゲームの聖地として佐賀県は全国的にも成功していることは、私も少なからず認識をさせていただいております。これまでの御尽力に心から敬意を表すところではございますが、多額の予算を投じて情報発信をされても、それが県民によりよくフィードバックされなければもったいない事業でしかないと思います。

「島耕作コラボ」にしても、コラボ期間が、先ほど課長がおっしゃいました旬でなければいけない、バズる、そういったこともあるかもしれませんが、県費を支出して県民にフィードバックする。先ほども私申し上げましたけれども、実績値、そういったものがウエルビーイングを例えとして出させていただきましたけれども、そういったところも幾ら広報であろうとも、少なからず県民にフィードバックされることがなければもったいない事業でしかないというふうに私は思います。話題性と佐賀県にもたらされる効果のバランス、そういったものも非常に大事になってくるというふうに思っておりますが、課長、いかがでしょうか。

○金子広報広聴課長 二つございまして、先ほどの決算の金額のところでございます。あとは、事業がその後継続していかないのはなぜかというお尋ねだったと思います。

今朝の金額でございます。先ほど申し上げましたように、コラボを実際に三本する事業費がございます。こちらは先ほど述べた「リネージュW」が二千六百二十万円で、「entaku」が三千八百五十万円、島耕作が四千五百万円でございます。それ以外に、「サガプライズ！」は先ほど言いましたようにモニタリングをしていたり、あとはメディアとの日々のリレーション活動という形で、PR会社へのそういったリレーションの経費であったり、あと東京のほうでオフィスを持っております。そちらのオフィスの維持管理であったり、職員の旅費とか、そういったもので合計が委員からお話しございました一億三千

万円という形でございます。

次に、一過性ではなく、継続して県民の方を巻き込んでいかないのはなぜかというお尋ねでございます。

先ほども述べましたように、コラボレーション自体は大きな話題の最大化を目指すために期間限定でやっております。期間限定でやることによって、我々としても情報発信という、先ほどの情報量を広告換算でカウントするために広告換算額はやはり大きくなるというところはございます。ただ、成功したコラボレーション、そういったものは、例えば、ほかの担当課であったり、各市町であったり、そういったところが引き継いでいただくというケースも実際はございます。

一つの事例ではございますけど、二〇一六年にテレビ朝日の全国アニメで「ユ-uri!!! ON ICE」という、これは唐津市を架空の町として展開した大変人気なテレビアニメなんですけど、こちらは「サガプライズ！」が初年度、放送開始とともに都内を中心にコラボレーションを実施して、広告換算額でも大変な話題になりました。それを受けて、地元の唐津市観光課の皆様が来年度は自分たちでコラボレーションを観光誘客に使いたいと。唐津が舞台になっておりますので、使いたいというお話を「サガプライズ！」のほうまで頂戴いただきました。我々として唐津市と制作委員会の橋渡しを行い、今度は唐津市が自主して観光誘客目的で実施されております。その後、唐津市の観光の事業でございまして、これを契機に海外を含め、累計で約六万人の方が唐津市に訪れて、二年間、たしか続けられたと思うんですけど、約四億円の直接経済効果があったというふうに聞いております。

我々広報としまして、ひいてはそのような経済活動とか誘客促進というところを意識しながら事業のほうは実施してまいろうというふうに思っておりますが、東京の中で突き抜けた情報を出すということは、私もこのプロジェクト

のリーダーを十一年前から四年ぐらい東京で実際に業務しております。テレビ局を回ったり、コラボ先の企業さんに足しげく通って、お断りされたり、なかなか佐賀県という地方の自治体が東京で突き抜けた情報発信をするというのは非常に難しいというふうに実感しております。

そんな中で、委員からお話がありましたように、やっぱり突き抜けた情報をいかに出すということが我々広報の事業として、要は突き抜けていなければ、その後、唐津市さんが拾うことはまずない話でございますので、やはりそこを目的に情報発信のほうを引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ委員長にお願いであります。二千二百二十八万一千円、その内訳の資料を所管課から出していただくということをお願いしてよろしいでしょうか。

○古賀陽三委員長Ⅱそれは後ほど可能ですか。よろしいですか。

○金子広報広聴課長Ⅱはい。

○古賀陽三委員長Ⅱ後ほど提出ということ。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。

先ほどから申し上げておりますけれども、これから広報の役割というのが大変大きくなっていくというふうに思っています。日本国内外合わせても非常に情勢は混濁し、そして、情報も錯綜してまいるというふうに、もっとそうやっていくと思っております。

その中においても、県主催のイベント、取組はたくさんあって、広報広聴課の高いアンテナ、そして質のよいアンテナが各部局と連携し合う、そしてハレーションを起こして、いい佐賀県、そしてもっと住みよい佐賀県になっていくというふうに思っています。広報広聴課の役割というのは、県主催のイベントな

んかは全部主催してもいいぐらい、私はそういうふうにも思っているところでもございます。

また、先日からは佐賀県にゴジラが到来しています。このゴジラとのマッチングも非常に楽しみにしているところでもあります。前回も申し上げてもおりますが、県民の皆様を真ん中に置いた決算であるように、主たる事業は県民の幸せのためでございます。なので、事業を県庁職員さんが考えて、どう実績を出されたかというの、しっかりと県民を真ん中に置いて決算を出していただくということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○徳光委員Ⅱ皆さんこんにちは。県民ネットワークの徳光清孝でございます。今日は三問質問をいたしますので、誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

まず一番目は、レイクサイド北山の再整備についてであります。

県では、佐賀の豊かな自然を生かしまして、多彩な自然体験などを楽しまることができ「OPEN-AIR佐賀」の事業に取り組んでおります。その一環として北山キャンプ場や二十一世紀県民の森をレイクサイド北山として整備が進められ、令和五年十月二十日にはリニューアルオープンしたというふうに聞いております。

ちょうど昨年、私も整備中のときにこのことについて質問いたしました。子供がまだ小さい頃、よく北山キャンプ場に家族でキャンプに行って、サイクリングしたりとか、私の連れ合いは自転車に乗れないので、たまたまあそこはタンドム自転車もありましたので、後ろに乗って楽しんでいました。本当にいい思い出だったなと思っております。

リニューアルされるということだったので、ぜひいろんな世代の方が、いろんな家族の形態の方々が自然を楽しみながらキャンプができるような、あるい

は遊べるような、そんな整備にしてほしいなということと一年前質問したところがあります。

去年の十月にオープンして、今年の七月、別の団体からですが、リニューアルしたキャンプ場を視察いたしました。やっぱり三十年前とは、当然ながら全然違って、電源も利用できるサイトもあるし、デイキャンプもできるサイトもあるし、様々な形態のサイトがあつて、好評だということもお聞きしてきたところであります。

そんな意味では、「OPEN-AIR佐賀」は北山だけではなくて、他のいろんな取組もありますけれども、今日はレイクサイド北山について改めて現状等についてお尋ねをしたいというふうに思います。

まずは「OPEN-AIR佐賀」の目的なんです、どのようなことを目的として「OPEN-AIR佐賀」に取り組まれているのかお尋ねをいたします。
○納富政策企画監Ⅱ「OPEN-AIR佐賀」の取組の目的についてお答えいたします。

「OPEN-AIR佐賀」とは、本県の強みであります澄み渡る空、広がる平野、穏やかな気候、多彩な自然環境などの強みを生かしまして、屋外での新たな観光やライフスタイルを提案する取組になっております。

佐賀の澄み渡る大空のもと、観光はもとより、遊ぶ、食べるなど、様々な切り口によって佐賀の魅力を体感できるよう、施設やサービスなどの磨き上げを進め、交流人口の増加につなげることを目的としております。

以上になります。

○徳光委員Ⅱ分かりました。

様々な取組が県内で今されているということで、おおむね好評だということにも聞いております。

そこで、レイクサイド北山の整備についても少しお尋ねをしたいと思うん

ですが、なぜレイクサイド北山を再整備しようということになったのか、その点についてお尋ねをいたします。

○納富政策企画監Ⅱレイクサイド北山の整備の理由についてお答えいたします。

レイクサイド北山は、北山キャンプ場と二十一世紀県民の森から構成されております。それぞれの施設は整備が完了してから相当の年数が経過しておりまして、老朽化が進むとともに、利用者ニーズに十分に対応できておりませんでした。そのような中、コロナ禍を契機としまして、本県が持つ多彩な自然環境の強みを生かすために「OPEN-AIR佐賀」の取組を推進することといたしました。

その一環としまして、北山キャンプ場と二十一世紀県民の森を、豊かな自然環境を生かしました自然体験などが楽しめるエリアとなるように、現在のライフスタイルやニーズに合わせて一体的に整備をすることとしたところでございます。

また、この一体的な整備に併せまして、このエリアのコンセプトが伝わりやすいように名称をレイクサイド北山と変えたところでございます。
以上になります。

○徳光委員Ⅱ北山湖はもともとヘラブナのメッカと言われていましたし、冬はワカサギ釣りが盛んだっただんですね。ただ、今はブラックバスとか、そういうものが多いような気がします。

それから、福岡に近いということで、恐らく七割、八割は福岡県民の方、県外の方が多んじゃないかなと思います。そんな意味では、県外の方も呼び込めるし、佐賀の自然を知ってもらおうという意味では、レイクサイド北山というのは、地理的に本当に絶好の場所かなというふうに思っています。

そこで、整備をされたということで、私も言いましたとおり、見に行ったん

ですが、どのように整備を行ったのかお尋ねをいたします。

○納富政策企画監Ⅱレイクサイド北山の整備内容についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、豊かな自然環境の強みを生かした自然体験などが楽しめる場所として、多くの人が訪れるエリアになっただけでいいというふうには考えて整備をいたしました。

具体的には、北山キャンプ場におきましては、近年のキャンプニーズに合わせて利用者の満足度を高め、さらなる利用者の増加を図っていくために、車が横づけできるオートサイトはもちろんのこと、ペット同伴や直火でのたき火といった幅広いニーズに対応できるように、様々な特徴を持たせた七十九のサイトを整備いたしました。

また、車椅子の方にも御利用いただけるシャワーや多機能トイレの整備、リモートワークやワーケーションが可能となるようなWiFi環境の整備など、誰もが多彩なバリエーションに富んだキャンプを楽しめるように整備いたしました。

また、二十一世紀県民の森では、家族が楽しめる佐賀の新しいアクティビティースポットといたしまして、湖を一周する全長約六キロのサイクリングロード沿いに湖を眺められるビュースポットを二カ所整備いたしました。

また、森の中を通り抜け、湖に向けて一気に滑り降りることができる百十一メートルのローラースライダーなど、自然を生かしたスポットを整備いたしております。

このように様々な整備によりまして、自然体験などを家族などで一体的に楽しめる場所となるように整備したところでございます。

以上になります。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

私も当初、見に行くまでは、もしかしてたくさん木があったのが切られたり

しているんじゃないかなという心配もあったんですが、行ってみると、そうまでもなくて、きちんと自然が残っている中でテントを張れるというような状況もありましたので、いい整備になったなというふうに思っています。

そこで、この施設の運営なんですけれども、どのように運営をされているのかお尋ねをいたします。

○納富政策企画監Ⅱ施設の運営状況についてお答えさせていただきます。

レイクサイド北山につきましては、二十一世紀県民の森と北山キャンプ場で構成されております。それぞれの施設につきましては、管理・運営を行う事業者は、公募により選ばれました別の指定管理者が行っているところでございます。

具体的には、二十一世紀県民の森につきましては、森の活用を目的とする地元富士町の団体、「特定非営利活動法人みんなの森プロジェクト」と「一般財団法人スマイルアース」から成る共同事業者が指定管理者として運営しております。

この二十一世紀県民の森では、葉っぱや木の実を使ったクラフト体験であったり、自転車、ボートのレンタルサービスなど、自然を生かした体験が楽しめるサービスを中心に行っております。

続いて、北山キャンプ場につきましては、民間事業者のノウハウを生かしながら地元団体と協力していきけるように、「株式会社ANDCO」と「特定非営利活動法人みんなの森プロジェクト」から成る共同事業者が指定管理者として運営しているところでございます。

北山キャンプ場では、テントやタープなど、キャンプ道具の貸し出しであったり、初心者向けのキャンプ講座の実施など、初心者の方でも手ぶらで気軽にキャンプを楽しめるような民間ならではのサービスも行われているところでございます。

以上になります。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

私もその運営会社の方のお話を現地でお聞きしました。それから、キャンプ場を利用しようと思ってホームページから入ろうとすると、大変分かりやすく、この日はどこが空いているとか、本当に分かりやすく利用申請ができるようになっていいるなどというふうに感心をしたところでもあります。かなり土日とかは詰まっているということも聞いていますので、大変好評だと思っておりますが、利用の状況、リニューアルした後はどのようなかお尋ねをいたします。

○納富政策企画監Ⅱリニューアル後の利用の状況についてお答えいたします。

まず、北山キャンプ場の利用者につきましては、再整備前は年間八千人程度の利用で推移しておりました。令和五年十月のリニューアルオープン以降、一年間の利用者は約一・六万人と二倍に増えている状況でございます。

また、利用者の属性につきましては、利用者アンケートにおきまして調べたところ、四十から五十代の方が約六割、二十から三十代が約四割を占めており、キャンプ好きの方からファミリー層まで幅広く利用いただいております。コロナ禍でのキャンプブームが一旦落ち着いてきてはおりますが、週末はファミリー層を中心に多くの方に利用いただいております。

次に、二十一世紀県民の森の利用者につきましては、再整備前は年間三万人から四万人程度の利用をいただいております。こちらは令和五年七月のリニューアルオープン以降、一年間の利用者数は約四・六万人と一・二倍に増加している状況になります。このように両施設ともに利用者は伸びている状況でございます。

以上になります。

○徳光委員Ⅱ県民の森のほうは四・六万人で、従来の一・二倍ということですね。分かりました。

やっぱりすごく多くなったなというふうに思います。それから、四十代から

五十代が六〇%というのも、ちょうどお子さんがいらっしやれば、キャンプに行つて、いろんな自然体験ができて、楽しめるような年代かなというふうに思っていますし、高齢層になれば夫婦二人で行つたりとか、ソロキャンプをしたりとか、いろんな形態が考えられるというふうに思っています。

そこで、もっとも増やすことは可能だというふうに思いますので、今後の利用者を増やしていくためにどのような広報を行っているのかお尋ねをいたします。

○納富政策企画監Ⅱ広報についてお答えいたします。

まず、レイクサイド北山のリニューアルに当たりましたの広報になります。県内はもとより、福岡都市圏のターゲット層に対して、再整備した施設での過ごし方であったり、魅力についての情報発信を行つてまいりました。

具体的には、県内に対しては、県内へ全戸配布される県民だよりへの折り込み、県内小中学校へのチラシの配布、佐賀のテレビ番組内でのCMの放送などをリニューアルオープン前に行わせていただきました。

また、福岡都市圏のターゲットを含めまして、子育て世代向けのフリーペーパーへの記事の掲載であったり、ウェブサイトやSNSでの情報発信などを加えて行ったところでございます。

リニューアル後につきましては、レイクサイド北山のポータルサイトであったり、SNS等により、利用者が施設で楽しまれていた様子などを中心に、イベントなどの情報を発信するなどしまして、利用促進を図っているところでございます。

以上になります。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。利用者を増やしていくということで、本当に九州で見てもいろんな条件が好条件としてそろっているキャンプ場かなと

いうふうに思っています。単なる自然だけだと、阿蘇とか、いろんなところがあるかもしれませんが、サイクリングができて、ダム湖があつて、釣りもできるとか、いろんな好条件がそろっているキャンプ場になっているなどというふうに思っています。

そこで、リニューアルの効果についてはどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○納富政策企画監Ⅱリニューアルの効果についてお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、リニューアルオープン以降、レイクサイド北山を訪れる利用者は増加している状況でございます。また、利用者の方からは、施設全体がきれいになって快適だった。トイレや水回りがきれいになってとてもよかった。お湯が出て洗い物が助かったなど、設備が充実していることや、また利用したいとの意見が多く寄せられているなど、利用者の方々からは評価をいただいていると考えております。

なお、令和五年度の利用者アンケートに協力いただいた方の回答によりまして、北山キャンプ場、二十一世紀県民の森ともに九割以上の方が「満足」、「ほぼ満足」と回答いただいているところでございます。

以上になります。

○徳光委員Ⅱ九割の方が満足をしているということですね。あの辺一帯は湖畔荘が昔ありました、よく研修とかであそこを使ったりしましたが、多分今は閉鎖しているのかなというふうに思っています。そんな意味では、宿泊としては一番いい条件でキャンプ場になっているなどというふうに思っています。昔はやっぱりヘラブナ釣りで、旅館も二件か三件あったと思うんですが、それがどうなっているかよく分かりませんが、ヘラブナ釣りも多分減っているのかなというふうに思っています。ブラックバスを釣る方が増えていますので、そういった方々にもキャンプをしてブラックバス釣りを楽しむとか、いろんな連携

した遊びもできるというふうに思っていますので、よろしくお願いをします。それじゃ、大幅リニューアルして一年が過ぎて好調だということですが、幾らか課題もあるのかなというふうに思っていますが、課題について現在のよう捉えているのかお尋ねをいたします。

○納富政策企画監Ⅱ施設の課題についてお答えさせていただきます。

レイクサイド北山は、二十一世紀県民の森と北山キャンプ場が隣接している場所にあります。そういう隣接している場所にあるながら、今までは指定管理者が異なっておりまして。そのため、指定管理者における情報共有や連携が十分に図れていなかったということが課題であったと考えております。

また、さらに広域で見た場合に、地元である北山エリアをはじめ、隣接エリアである富士や三瀬エリアとの連携も十分ではなく、エリアの広がりという点にも課題があると考えております。

以上になります。

○徳光委員Ⅱそういう課題があるということで、そういった課題も含めて、今後どのような取組を進めていくのかお尋ねをいたします。

○納富政策企画監Ⅱ今後の取組についてお答えさせていただきます。

先ほど申し上げました課題を解決していくためには、情報共有や連携不足を解消し、エリアで一体となつてその魅力を高めていくことが必要と考えています。

そのため、まずはできることとしまして、私たちMIGAKIチームが発足した後は、まずは県と指定管理者が意見交換を行うコネクティブミーティングという会議体を設けまして、課題であったり、今後の展望なりを話し合ったところでございます。また、指定管理者同士も情報共有が十分ではありませんでしたので、月に一回の情報共有会議の開催をお願いしているところでございます。

また、これまで別々の指定管理者が施設を管理しておりましたが、エリアの

一体的な整備に合わせまして、エリア一体での運営というのを行っていくために、次の指定管理期間である来年四月からは指定管理者の一本化を行うこととしております。

加えまして、北山エリアの少年自然の家であったり、富士・三瀬エリアなど隣接エリアとの連携もしっかりと強化していきたいと考えておりますので、次の指定管理期間からはエリアマネジメントの責任者を新たに指定管理者の中に配置することとしております。

このような取組を通じまして、レイクサイド北山を中心に施設間の連携を図りながら、民間の活力を生かし、県も地元と一緒にあってエリアの磨き上げを行うなどして、さらなる交流人口の拡大を図っていきたく考えているところでございます。

以上になります。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

来年からももう少し考えて指定管理者も決めるといことですが、やっぱり地元の方はいろんな活動をされていると思います。いつだったですかね、夏でしたか、北山湖で釣りをしませんかということ親子連れのイベントがありました、たまたま娘一家が行っていました。釣れたのはほとんどブルーギルだったんですけれども、外来種を釣って、それを駆除するというのも目的でやっていたようです。だから、あそこはいろんな取組ができると思うんですね。それから、やまびこの湯がありますので、温泉にも入れます。キャンプに行っただ後、温泉に入っって、キャンプ場に戻って料理を作っってというようなこともいい取組になると思います。

だから、今、納富政策企画監がおっしゃったように、いろんな連携を密にして、もう少しダム湖ももっと活用できるような方法とかいうこともぜひ検討していただきたいというふうに思いますし、地元の方の意見をよく聞いて、地元

のよさをぜひ前面に出していただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

それじゃ、二問目に行きます。フィルムコミッション事業についてお尋ねをいたします。

平成十七年度からフィルムコミッション等推進事業に取り組んでおられます。令和六年度より、映像を通して佐賀県のよさをより広く発信するために広報聴課へ移管されたと聞いております。

今年度は原作がベストセラーとなりました「傲慢と善良」の映画化に当たり、佐賀県フィルムコミッションが撮影を支援した映画が公開をされ、話題となっております。特に後半部分の重要な場面が佐賀県内で撮影されていますので、今後の展開が楽しみです。

「傲慢と善良」というのを皆さん御存じでしょうか。小説がベストセラーになって、それを映画化したということで、私は知りませんでした。知りませんでした。課長とこの質問でやり取りしたときに、ちょうど今日が上映の最終日ですというのを聞いたので、慌てて映画を見に行きました。シニア料金で千三百円でしたけれども、行きました。なかなかいい映画でした。今の若者の恋愛観が前面に出て、なかなかお互い向き合えなかったのがだんだんと離れていくときに向き合うようになるということでした。結婚寸前のときに彼女が失踪したわけですが、どこに失踪したかというところのボランティアに行っているんですね。七山市七ヶ地は、災害に遭ったところのボランティアに行っているんですね。七山市七山町と書いてありました。駅が肥前七山駅となっていたんですね。多分七浦駅のことかなと思うんですが、主に唐津市と太良がロケ地となっって、ミカンもいろいろ出てきて、そういう意味では、今後、そういうったロケ地を巡るような観光というか、そういうのも誘致するとすればいい方向になるんじゃないかなというふうに思いました。

「傲慢と善良」と、何でそんなふうにかと、今の若者の恋愛観を表した言葉なので、これは本を読むなり、映画を見るなりしてください。もともこの言葉は、イギリスの小説家のジェーン・オースティンの「傲慢と偏見」、これから取っているように映画の中もおっしゃっていました。こういったことが今されていますし、海外の作品についても積極的に取り組んでいると聞いております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず、フィルムコミッション事業の目的についてはどういふものなのかお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱフィルムコミッション事業の目的についてお答えいたします。

まず初めに、映画を御覧になっていただいて、本当にありがとうございます。佐賀県フィルムコミッションは、平成十七年に設立し、今年度より文化課から広報広聴課へ移管しております。映像作品を通じて佐賀県の情報発信、観光誘客及び地元に対する誇りの醸成などにつなげることを目的として取り組んでおります。これまでに映画、ドラマなど数多くの映像作品の誘致を行い、地域と一体となった映像作品の制作支援を行ってまいりました。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱいろいろ誘致してきたということで聞いています。そのフィルムコミッション事業の取組内容について、具体的にお尋ねをいたします。

○金子広報広聴課長Ⅱフィルムコミッション事業は、大きく二つに分けられております。

一つ目は、国内外の映像作品の誘致でございます。具体的にはシナリオ制作、シナリオとは映画を作る脚本になります。そのシナリオ制作のための情報収集の支援、撮影ロケ地の提案、撮影のための下見のサポートなどを行っております。

す。佐賀ならではの風景や作品に応じた撮影場所の提案を迅速かつ臨機応変に行っております。また、一定の要件を満たした作品については、県内での撮影に係る補助を行い、佐賀県での撮影誘致につなげております。

もう一つは、佐賀県での撮影支援でございます。佐賀県での撮影がスムーズに行えるようきめ細やかに現場サポートをするともに、作品に応じて撮影現場の要望や困り事を確認し、撮影が円滑に進むよう支援しているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ様々取り組まれて、国内の作品、それから、海外の作品ということとで取り組まれてきているということです。私も鹿島を舞台にしたドラマも見ることがありますし、祐徳神社が物すごく有名になったということも聞いております。そんな意味では、数々の実績と効果をもたらしているというふうに思いますが、国内と海外に分けて、その内容についてお尋ねをしたいと思います。

○金子広報広聴課長Ⅱこれまでに国内の映画、ドラマ作品は六十三本を誘致しております。令和五年度は、映画「傲慢と善良」やドラマなど三件の誘致に成功しております。特に先ほど委員からお話がありましたように、「傲慢と善良」は原作がベストセラーとなったこともあり、九月二十七日の映画公開後、映画興行収入ランキングで初週六位にランクインしております。公開後も四週にわたりトップトゥエンティに入り続けております。先週十一月七日まで都市部を中心に全国約二百四十館で公開しておりました。

映画の中では、重要なシーンを七山や太良、鹿島などで撮影していただき、美しい風景や佐賀の人たちの温かさを表現されております。

公開後、ロケ地マップと併せて限定グッズ、これはアクリルスタンドというグッズでございますが、こちらが当たるSNSキャンペーンを実施したところ、

約三百件の応募があり、佐賀県フィルムコミッションの公式「X」フォローも六千人を突破いたしました。

また、撮影が行われた三カ所、こちらは唐津市七山の喫茶店「ファニーなやま」、あとは唐津市七山の滝川公民館ですね。最後、先ほどございましたように鹿島市のJR肥前七浦駅、こちら三カ所でございますが、ロケ地を巡る観光客も増えております。

現地を訪れた方々から、心に残るシーンは佐賀が多い、聖地巡礼できて感動ですといった声や、撮影場所となった県内の方々からは、この映画をきっかけに訪れてくれる方が増えてうれしい限りなどの声をいただいております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそうですね、七山から鹿島というところがロケ地になって、佐賀県の人が見たら、ああ、あの辺かというのが分かるようなシーンになっていました。おもしろいミカンもたくさん出ていました。だから、ああ、ミカンの産地なんだということも刷り込まれていくんじゃないかなというふうに思っています。

それじゃ、海外の作品なんですけど、海外作品の実績と効果についてはどうなっていますでしょうか。

○金子広報広聴課長Ⅱ海外作品の実績と効果についてお答えします。

これまで海外作品は、海外の映画、ドラマ作品を十七本誘致しております。特に平成二十五年のタイ映画「タイムライン」誘致、公開後、本県へのタイ人宿泊観光客数は、平成二十五年が三百七十人でしたが、六年間で一万二百九十人の約三十倍となり、佐賀県へのインバウンド誘客促進につながったと考えております。

海外作品はタイ映画の成功をきっかけに、平成二十五年度から東南アジア圏を中心にロケ誘致を行ってきており、令和五年度はマレーシアドラマやフィリ

ピン映画など二件の誘致に成功しております。

マレーシアドラマ「From Saga, With Love」は、令和元年からマレーシアドラマのプロデューサーへ積極的なアプローチを続け、誘致につながったものでございます。令和五年六月に、嬉野市、武雄市、唐津市、有田町などで撮影を実施し、令和五年九月から、六千二百万人以上の会員を持つアジア市場で人気の動画配信サービス「ビイウ」で配信を開始しております。これは日本でいうユーネクストとかネットフリックスのような動画配信サービスでございます。配信後二カ月連続でマレーシアで一位を獲得し、現地での好評を受けて、配信からわずか二カ月という異例の早さで続編の撮影が決定しております。

続編であります「From Saga, With Love 2」は、本年度五月に撮影されております。撮影場所がシーズン1の県内五市町から、シーズン2は県内八市町に増え、「いちごさん」のバルーン係留や佐賀大学も撮影舞台になるなど、佐賀ならではの風景や描写がより多く描かれ、撮影の様子もニュースなど多くのメディアで報じられることとなっております。

一方、フィリピン映画につきましては、平成二十八年四月に撮影されたフィリピン映画「This Time」をきっかけに、これまで六件のフィリピン映画を誘致に成功しております。

令和五年度に誘致したフィリピン映画「Hold Me Close」は、令和六年三月に、唐津市、佐賀市で撮影が行われました。令和六年十二月二十日——来月です——からフィリピンの映画館にて公開予定でございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ今、国内作品あるいは海外作品について、どのような作品が誘致されて好評を得ているのかというふうにお答えいただきました。「傲慢と善良」は全国公開されましたので、あれだと思っんですが、私は鹿島を舞台にした下

ラマは見ました。それから、海外の作品はなかなか見る機会がないと思うんですね。ロケされたそういうドラマとか映画とか、佐賀県で何か特別な日を設けて公開するとか、そういったことをすると、より相乗効果になっていくんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺のところは何かこれまでやったことがあるのか、いや、なかなか難しい点がありますということなのか、興行権が入っているのいろいろあると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○金子広報広聴課長 海外の作品を日本で見るのがなかなかできませんので、そういったのを県民の方、県外の方に見てもらおう工夫をというお話をいただきました。

これは委員のほうには報告しておりませんでした。実は今回の「From Saga, With Love」というマレーシアの映画なんです。私もフィルムコミッション創設以来、初めて動画配信サービスで、ABEMAという動画配信がございまして。こちらに今、「From Saga, With Love」の日本語幕版を実はアップしております。これは全国、世界中の方が見られますし、当然、県民の方が見られますので、ちょうど県民だよりも載せて、県民の皆さんにもぜひ、県内のすごくいい風景であったり、物産が出ておりますので、見ていただきたいなと思っております。

海外のドラマでいいますと、タイの「タイムライン」は、サガテレビで期間限定ではございますが、放送させていただいたり、やはり県民の皆さんが海外の映画、ドラマに接することで、誇りの醸成というか、うちの町のこの場面に使われていたというような、そういったありがたい声も大変いただきますので、我々も海外の映画、ドラマを誘致して、現地で公開するというのももちろんやるんですけど、それをいかに県民の皆様とか、あとは国内の皆様ですね、今回、ABEMAという配信サービスを使っていますので、かなり多くの国内

の方もリーチしていただけるかなと思います。引き続きこういったフィードバックの取組を行ってまいりたいと思っております。

○徳光委員 何でかといいますと、私、記憶があるのは、「男はつらいよ ぼくの伯父さん」というやつが佐賀県でロケされたんですね。三瀬峠からバイクで——満男だったですかね——行く場面とか、小城高校に満男の彼女が——ゴクミですかね——いて、小城とか、それから、松原神社のところでロケされました。もう三十数年前かなと思います。私もそれは映画館に見に行きました。もう満員なんです。一番前の列から後ろまでぎっしりお客さんが来ていました。県内でロケしたということでもこんなにも効果があるんだというのを思い出しました。恐らくは日頃、映画館に来たことがない層が結構来ていて、前の席の高齢の方は、家からおにぎりを握ってきたけんと言って食べているんですね。そんな映画観賞はあまり見たことがなかったですけれども、やっぱりそれだけ効果があるんだというのをそのとき実感したんですね。

もちろん、「男はつらいよ」という有名なシリーズでしたので、そういったこともあったかもしれませんが、県内の自分が住んでいるところがこんな映画やドラマにちゃんと使われているんだということは誇りにもなると思いますので、ぜひ県民の目に触れるような機会をより多くつくっていただきたいなというふうに思います。

最後になりますが、フィルムコミッション事業の課題と今後について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○金子広報広聴課長 フィルムコミッション事業の課題と今後についてお答えいたします。

先ほど述べましたように、令和五年度は五件の作品を誘致、こちらは国内三件と海外二件でございます。本年度、令和六年度も既に四件の誘致が成功しており、国内三件、海外一件という形になっています。順調に誘致実績は伸ばし

ております。

しかしながら、コロナ禍を経て、映像業界の制作現場を取り巻く環境は様変わりしております。例えば、宿泊費や機材などの経費に係る物価高騰なども重なり、経費を抑えるために首都圏近郊での撮影が好まれる状況が続いております。いわゆる佐賀で撮らなくても、栃木や群馬で撮れるという形で制作陣がシフトしているという状況でございます。

今後は、国内外の映像制作会社とのリレーション構築をさらに強化するとともに、佐賀県でのロケへのニーズをきめ細やかに拾いながら、併せて支援策についても、時流に合わせてブラッシュアップしてまいりたいと思っております。

佐賀県フィルムコミッションは、これまでを振り返ると、過去には佐賀県をメイン舞台として撮影が行われ、二〇一一年、第三十四回日本アカデミー賞五部門を受賞した映画「悪人」、牛津高校ソフトボール部をモチーフにした映画「ソフボーイ」など話題作や、さきに述べたタイからの観光客増加につながったタイ映画「タイムライン」などの好事例も多々ございます。

また、今年度から先ほど委員からお話があったように、文化課より広報広聴課へ移管されたことで、広報広聴課が行う首都圏広報などの全国メディアへの広報活動とフィルムコミッションが連動してメディアアプローチに取り組みすることで、より一層多面的な情報発信につなげていきたいと考えております。

このことで、例えば、県外の方が映画、ドラマに登場した佐賀の風景、場所に聖地巡礼で訪れるきっかけとなったり、県民の方が地元佐賀が登場するシーンを見て、ふるさとのすばらしさを再認識し、誇りの醸成につながっていくことを期待しております。

これからも佐賀を舞台とした映像作品を通じて、佐賀県が持つすばらしい風景や風土を国内外に発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員 ありがとうございます。

コロナ禍が明けましたので、人の交流というのはだんだん活発になっていくと思いますし、海外との交流も活発になっていくと思います。そんな意味では、こういった誘致がしやすくなる反面、今おっしゃいましたとおり、資機材が上がって、ロケ費がかさむということも確かに課題としては出てくるというふうに思うんですね。だから、その作品に佐賀の地がどのように一番マッチしているのかというようなことをぜひ積極的にアピールをしていただいで、より誘致を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問になります。自転車利用者のヘルメット着用についてであります。

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する、大変身近な交通手段でありまして、ライフスタイルや交通行動の変化に伴い、通勤や通学を目的とする自転車利用のニーズが年々高まっております。

県内においても、比較的平地が多いことから、鉄道やバスなどの公共交通網が十分ではないことなどから自転車の利用者も多いと感じております。

ただ一方で、県内の人身交通事故の発生件数は、着実に減少しているものの、自転車に関係する交通事故件数は横ばいの状況であると聞いております。このような中、全国に目を向けますと、自転車による重大事故が発生しております。県内においても、今年に入り、自転車に関する交通死亡事故が三件発生するなど、自転車の安全利用が大きな課題となっております。

なお、昨年四月に全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されたわけですが、一年以上経過しておりますが、県内の自転車利用者をみますと、特に高校生以上の年代、若者の層で着用している人が少なく、ヘルメットの着用率はいまだ低調ではないかなというふうに感じております。

加えて、本年十一月一日からは、改正道路交通法の施行によりまして、自転

車利用者のながら運転、あるいは酒気帯び運転についても罰則が強化されたこと
承知しております。今まで以上に自転車利用者に対する交通ルール順守徹底と
マナーアップが必要と感じています。

県内でもつい最近、飲酒運転が二件、それからながら運転が一件、摘発され
たというふうにニュースで知りました。そういった状況にありますので、特に
命に関わる問題としてはヘルメットの着用がますます重要ではないかなという
ふうに思っています。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まず、道路交通法の改正に至る背景とその内容についてなんですが、繰り返
しになりますが、昨年四月に施行されました道路交通法の改正に至る背景及び
その内容はどのようなものなのかお尋ねをいたします。

○前川交通企画課長 Ⅱ 道路交通法の改正に至る背景とその内容についてお答え
します。

令和五年四月一日施行の改正道路交通法により、全ての自転車利用者に対し
て乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。改正の背景には、自転車
乗車中の死亡事故で致命傷に至った部位の約六〇%が頭部であったこと、自転
車乗車中の人身交通事故においてヘルメットの着用が致死率を大幅に減少させ
ることができること、旧道路交通法の規定により乗車用ヘルメットの着用が努
力義務とされていた児童や幼児については、その着用率が一定程度向上してい
るものの、高校生や六十五歳以上の高齢者を含む多くの年齢層に残念ながら着
用が浸透していないことなどがあると承知しております。

このような中、道路交通法第六十三条の十一第一項により、「自転車の運転
者は、乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならない」と規定された
ところであります。

以上でございます。

○徳光委員 Ⅱ ありがとうございます。

やっぱり六〇%が頭部の損傷ということなので、ヘルメットは大変重要な
ということを感じました。

それでは、県内におきます自転車に関する人身交通事故の発生状況なん
ですが、令和五年から令和六年九月末現在の自転車に関する人身交通事故の発
生状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○前川交通企画課長 Ⅱ 県内における自転車に関する人身交通事故の発生状況
についてお答えします。

令和五年中の県内における自転車に関する人身交通事故の発生件数は四百
五件で、前年より四十三件増加しました。

なお、令和六年九月末現在、自転車に関する人身交通事故の発生件数は二
百三十五件で、前年同期と比べ五十件の減少となっています。

また、令和六年九月末における自転車事故の当事者の年齢層別では、高校生
が約二一%と最も多く、次いで高齢者が約一六%、中学生が約一三%となっ
ています。

以上でございます。

○徳光委員 Ⅱ 令和五年は前年度よりも増えていると、それから令和六年に入っ
て九月末までは前年同期と比べると五十件減っているということ、いろんな
効果も出ているのかどうかよく分かりませんが、それでも人身交通事故が四百
件とか何百件というふうに発生をしているということは、やっぱりこれは見過
ごすことができない事態だというふうに思います。

そこで、ヘルメットの着用率についてなんですが、自転車利用者のヘルメッ
トの着用率についてはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○前川交通企画課長 Ⅱ ヘルメットの着用率についてお答えいたします。

ヘルメットの着用率については、警察庁が改正道路交通法の施行後の昨年七

月と今年七月の二回にわたり全国調査を実施しています。その結果、今回のヘルメット着用率の全国平均は一七・〇%でありまして、前回の調査結果一三・五%から三・五ポイントの増加となりました。

佐賀県についても、今回の調査結果は二五・六%で、前回の調査結果二三・四%から二・二ポイントの増加となりました。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ 去年よりも今年は若干増加をしているということですが、県内でも今年七月現在、二五・六%だから四人に一人ぐらいしかヘルメットを着用していないということになります。

それでは、ヘルメットの着用促進に向けた取組なんですが、どのような取組を行っているのかお尋ねをいたします。

○前川交通企画課長Ⅱ ヘルメットの着用促進に向けた取組についてお答えします。

ヘルメットの着用を促進していくためには、自転車利用者に対しヘルメット着用による頭部保護の重要性や被害軽減効果に関する理解の促進を図るための広報啓発活動が重要であると考えております。そのため、県警察のホームページをはじめ、SNSやデジタル媒体などを活用した広報の実施、街頭キャンペーンでの広報啓発チラシの配布のほか、自転車シミュレーターを活用した参加体験実践型の交通安全教育の場においても広報啓発を行っております。

さらに説明しましたとおり、自転車事故の当事者に占める割合が最も高い高校生に対する交通安全教育は特に重要であると考えております。このため、高校生に対しては毎年、県下六つの高校を自転車マナーアップモデル校に指定しまして、自主的な自転車マナーアップに取り組んでいただいているところです。

この取組に加え、スタントマンを用いて交通事故を再現し、事故を疑似体験することで交通事故の危険性や交通ルールの遵守とヘルメット着用の重要性を理

解させるスケアード・ストレイト方式の交通安全教室も実施しています。

また、県警察、高等学校生徒指導連盟、地域交通安全活動推進委員協議会の三者協働で県下一斉の自転車街頭指導を実施しております。自転車事故が多発する通学時間帯において、警察官による交通指導に加え、通学中の高校生を対象として、ヘルメット着用の重要性に関するチラシの配布などを行っております。

そのほか、教育委員会など、関係機関に対し、高校生のヘルメット着用促進に関する働きかけも行っています。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ 今少し高校生に対する取組もお答えをいただきまして、やっぱり事故も高校生が一番多いということですし、着用率は若い人が少ないということですから、なおさら、高校生、大学生に対するヘルメット着用の取組が重要だということに思っています。

朝、同僚の下田議員と話をしていたら、下田議員は、今、毎日、交差点に立っているそうです。やっぱり中学生は着用しているけど、高校生はあんまり着用していないと。その中で一人、いつも着けている子がいたので、何で着けておると聞いたら、見てくれよりも命が大事というふうに言ったそうなんです。二人で、偉かねというふうにちよつと言っていました、まさにそうだと思うんですね。以前、別の議員の質問で、髪の毛が乱れるから着けないというふうな高校生が言っているということなんです。まさに見てくれよりも命が大事、これが何か標語みたいにして高校生に広めてもらえばいいかなというふうに思っています。

それから高校生の場合、やっぱり保護者の方の理解も必要だと思うんですね。一定程度の財政負担が必要です。県の互助会は補助をしているという話を聞いたことがありますし、江北町は町が補助しているということも聞いたことがあ

ります。そんな意味では、保護者の方にしっかりと理解をしてもらって、やっぱり子供さんの命を守るためには髪の毛は気にするかもしれないけど、ヘルメットは大事ですよということも働きかけが必要なというふうに思っています。

そこで、若者に対するヘルメット着用の促進のため、どのような取組を行っているのかお尋ねをいたします。

○前川交通企画課長 若者に対するヘルメット着用の促進についてお答えします。

高校生や大学生など、若者のヘルメット着用を促進するため、県警察では新たな取組として、本年六月から七月にかけて、自転車を利用する機会の多い高校生、大学生を対象として、計八百二十一人にアンケートを実施したところです。その結果によると、ヘルメットを着用していると回答したのは僅か二・三%にとどまり、安全意識の低さを物語る結果となりました。

着用していない理由については、面倒だからという意見が最も多く、そのほか、先ほど委員のほうから話もありましたとおり、髪型が乱れるから、邪魔になるから、格好悪い、ダサい、恥ずかしいから、周りが着用していないからなどの回答が得られました。頭部保護の重要性よりも面倒や邪魔と感じている状況や髪型の乱れ、ダサいなど、見た目を気にしている状況がうかがえ、これらが着用率低調の要因と考えられます。

この結果を受け、県警察では、自転車のシェアリング事業者やJAF、美容学校と連携し、様々なデザインのおしゃれなヘルメットの紹介、ヘルメットを着用しても乱れにくい髪型や手直しが簡単な髪型などのおしゃれな髪型のレクチャーなど、ヘルメットの着用促進を図るためのイベントを開催しました。

同様に、県内の公立高校においてもおしゃれなヘルメットの体験試着会を開催し、高校生のヘルメット着用促進を図ったところがあります。

以上でございます。

○徳光委員 やっぱり高校生自ら考えてもらう、そういったデザインとかを含めてその大切さを自ら考えて自ら実践して呼びかけていくという取組は大変重要だというふうに思っています。

この改正法が改正されたときにも同じような質問をしたんですが、大分県では条例で高校生もできるだけヘルメットをかぶるようという条例があるそうでした、結構、高校生でももう七割、八割ぐらい着用していたというふうに記憶をしています。そういったどこまで強制力を持たすかということとは別問題として、少しやっぱり重要性を惹起するような取組も必要になっているかなというふうに思っています。

そこで、自転車利用者のヘルメット着用を促進するために今後どのような取組を行っていくのかお尋ねをいたします。

○前川交通企画課長 今後の取組についてお答えします。

県警察では、これまでもヘルメットの着用促進に関する各種取組を実施してきたところです。しかし、法施行後一年以上が経過したものの、いまだに着用の浸透には至っていないと認識しております。

ヘルメットの着用率を向上させるためには、自転車利用者自らがその重要性を理解し、自発的に着用するよう促していく必要があります。

県警察としては、ヘルメットを着用することが当たり前の風景になるよう、県や市町をはじめとした関係機関・団体と連携を図りながら引き続き着用促進に向け、より効果的な取組を粘り強く推進していくこととしております。

以上でございます。

○古賀陽三委員長 それでは、以上で総務常任委員会関係の質疑を終了いたします。

なお、明日十二日は午前十時に委員会を再開し、文教厚生常任委員会関係の質疑を行います。

十一月十一日 総務委関係

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前十一時五十八分 散会

速記者 長谷川 菜 央

第六日

令和六年十一月十二日（火）

於 第四委員会室

決算特別委員会

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	委員	〃	理事	副委員長	委員長
中	下	酒	古	指	古	猪	池	木	土	徳	岡	富	古
本	田	井	川	山	賀	村	田	原	井	光	口	田	賀
正		幸	裕	清	和	利	正	奉	敏	清	重	幸	陽
						恵							
一	寛	盛	紀	範	浩	子	恭	文	行	孝	文	樹	三

午前十時 開議

○古賀陽三委員長 〓おはようございます。これより委員会を開催いたします。

本日は、文教厚生常任委員会関係の質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

○古川委員 〓おはようございます。自民党の古川裕紀です。

早速質問に入らせていただきます。

本日は三問質問をさせていただきます。

一問目、児童思春期精神科医療体制強化事業についてです。

多動、衝動性、不注意などの特性や、対人関係、社会性、コミュニケーションの障害などを抱え、特に学校などの集団に入ると様々な問題や困難に直面してしまう発達障害や愛着障害などの特性を抱える子供たちが社会に適応する力をも身につけながら、その子らしく成長できるようにするためには、早期発見、早期支援による適切なサポートが必要であることは言うまでもありません。そのことは、その子自身のみならず、御家族にとっても非常に重要なことだと思われまます。しかし、県内の状況を見聞きする中においては、その特性や障害の程度によっては早期の治療を施すことで重症化を回避できる場合があるにもかかわらず、病院側のキャパが足りなくて、入院治療どころか、受診するのにも数カ月待ちといった話を耳にします。こうした状況は早急に改善しなければなりません。

そのような中、県においては、入院治療が必要と思われる子供たちが症状が重症化する前に入院できる体制を整備するための児童思春期精神科医療体制強化事業が令和五年度から開始されています。

近年、様々な理由で不登校や摂食障害、ゲーム・インターネット依存、発達障害などの心の問題を抱える子供たちが増加しており、個々の状況を聞いてみると、中には深刻なケースが多くあります。にもかかわらず、思春期の子供の

精神科医療の現場においては、本人や保護者の受診への抵抗感や専門医療機関の受け入れ態勢などに実に多くの課題があると聞き及んでおります。それらの課題の中において、入院治療の必要な子供たちが重症化する前に入院し、早期に専門的な治療を受けることができるようにするための取組は大変重要なものと考えます。そして、この事業を効果的かつ継続的に推進していくためには、協定を締結している肥前精神医療センターと連携を取りながら、しっかりと取り組んでいく必要があります。

そこで、次の点について質問をします。

一つ目は、事業実施の経緯についてです。

児童思春期精神科医療体制強化事業が始まった経緯はどのようなものだったのでしょうか、お聞かせください。

○田中障害福祉課長 〓事業実施の経緯について申し上げます。

児童思春期の精神科医療は、おおむね十八歳未満の子供の不登校やひきこもり、対人関係のつまずき、気持ちや行動の調整の不器用さなど、行動や精神面の問題に対して医療的支援を行うものでございます。

児童思春期の入院治療を行うためには、成人と同じような医療的支援に加え、年齢に応じた発達課題への支援や家族を含めた関わりが重要でございます。そのため、専門医師、専属の医師、看護師、心理療法士、作業療法士、児童指導員など多職種連携が必要になっております。県内でこうした専門的な治療ができる児童思春期病棟を有するのは肥前精神医療センターのみでございます。当該病棟では限られた人員体制において重症度の高い子供たちを優先的に受け入れられてきました。このため、委員がおっしゃったとおり、重症化には至らないものの、入院が必要な軽度から中等度の子供たちの受け入れができず、そうした子供たちは切迫した状態になるまで自宅や施設で経過を見ざるを得ない状況がございました。

肥前精神医療センターからこうしたことについて話を伺いまして、県といたしましても、入院の必要な子供たちが重症化する前に適切な治療を受けられる体制を整備する必要があると考え、専門医が緊急時に対応できる体制の整備及び入院が必要な子供たちを受け入れるための看護体制を確保する児童思春期精神科医療体制強化事業を令和五年度から開始したところでございます。

以上でございます。

○古川委員Ⅱやはり軽度から中等度、このままほっておくと重症化するよというような状況が今までなかなか対処できずというようなところを今御紹介いただきましたが、令和五年度の児童思春期精神科医療体制強化事業の実績についてですけれども、この実績はどのようになっていのでしょうか、お聞きいたします。

○田中障害福祉課長Ⅱ令和五年度の事業実績について申し上げます。

令和五年度は、肥前精神医療センターにおいて、医師、看護師、心理療法士などで構成する専門家チームを初めに立ち上げ、ゲーム依存や性被害、トラウマケアなど幅広い患者を受け入れるための準備をした上で、年度途中から段階的に看護体制を強化されました。

その結果、令和五年度においては、軽度から中等度の入院治療が必要な子供たち十六名を受け入れることができております。また、児童思春期病棟の平均入院期間についても、令和五年度は七十・六日と、それ以前の三カ年の平均入院期間の百十・一日から約四十日間短縮が図られております。

なお、肥前精神医療センターの職員採用の仕組み上、看護体制の強化につきましては段階的に行われておりますことから、予算額千六百六十二万七千円に對し、実績額は三百三十万八千円となっております。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ年度途中から実際に十六名受け入れられたということで、令和五

年度の平均が七十・六日、それまでの平均百十・一日から比べると四十日ほど短く済んでいるというところだったんですが、決算の部分でいうと不用額というか、全部処理できなかったということですが、そこは雇用の体制の問題であって、今後同じような不用額という形ではないということは確認できました。

現状の評価についてなんですが、県では現状をどのように評価しておられるのでしょうか、その点をお聞かせください。

○田中障害福祉課長Ⅱ現状の評価について申し上げます。

令和六年度は、当初から必要な人員が確保されております。実際に看護師さんが七名新たに採用されております。そうしたことから、予定どおりの事業が実施されております。本事業により肥前精神医療センター児童思春期病棟の医療体制を強化したことで、重症度の高い子供たちの入院はもろろん、入院が必要な軽度から中等度の症状のある子供たちに対しても適切な医療的支援を行うことができていっております。

また、保護者をはじめ、肥前精神医療センターの専門医師や関係機関から生の声をお聞きしております。御紹介させていただきました。保護者からは、なかなか学校に行けない、このままでは引き籠もってしまうのではないかと心配していた子供が受け入れてもらうようになり、早期入院により子供の生活の立て直しにつながったという声。肥前精神医療センターの専門医師の声ですけれども、これまでは受け入れていなかった生活リズム改善のための入院など新たな取組が可能になったとか、時間外の入院の場合、以前は人員体制上、ほかの病棟で一旦受け入れを行わざるを得なかったけれども、直接児童思春期病棟で受け入れることができるようになり、患者との治療関係の構築がスムーズになったといった声。あと関係機関で一例ですけど、児童相談所の声になります。これまでは県外の専門病院に受け入れをお願いするケースもあった。しかし、

現状では肥前精神医療センターに受け入れてもらっており、助かっているといった声をいただいているところでございます。

このように現状において入院が必要な子供たちをしっかりと受け入れることができている、事業効果は出ているものと評価しております。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ今、私の認識に肥前精神医療センターというところは日本でも屈指の三本の指に入るような大きな病院であるというような認識だったんですけど、そういった状況においても児相のコメントのように、一旦県外の施設に頼むケースがあったというのはいちよつと驚きなんですけれども、今、児童思春期精神科医療の分に対しては四十床の構えでというか、体制でやられていて、それまでも四十床ではあったのだが、結局、体制が追いついていなかったというような話に対しての今回の事業という理解なんですけれども、現時点ではこの四十床をどうフルに生かしていくかというような認識ということではよろしいですか。一応確認でお聞きします。

○田中障害福祉課長Ⅱ今現状の四十床をフルに活用していくことでの認識でよいかという御質問だったと思いますけども、まさにそのとおりでございます。今四十床ございます。肥前精神医療センターとは随時意見交換をしながら適切な対応というのを考えて進めておりますけれども、今四十床で病床としては足りているというところでございまして、この四十床をいかに効率的に活用していくかというところで考えているところでございます。

以上です。

○古川委員Ⅱそれでは、今後の取組についてお聞きしたいと思います。

県では、児童思春期精神科医療体制強化事業に今後どのように取り組んでいかれるというようになっていっているのでしょうか、お聞きいたします。

○田中障害福祉課長Ⅱ今後の取組について申し上げます。

児童思春期病棟への入院が必要な子供たちが早期に日常の生活に戻れるよう、時期を逸することなく、必要なタイミングで入院し、適切な治療を受けることができる医療体制を確保することはとても大事なことでと考えております。

引き続き、肥前精神医療センターと連携を密に図りながら、子供たちやその御家族が安心して生活を送れるように、しっかりとこの事業を着実に進めてまいりますと考えております。

以上でございます。

○古川委員Ⅱありがとうございます。本当に今、特にですけれども、早期発見、早期支援ということで話があっていました。本当年以内ですけれども、以前では、幼稚園生の頃はまだ判断は早かろうとか、小学校二年生ぐらいまではまだ早かろうとか、何かそういったような論も結構見聞きしておりましたけれども、最近はどう早ければ早いほどというようなところでやられていると思います。ぜひこういった医療体制の強化については、肥前精神医療センターとして連携を取りながら、より充実した体制を構築していただけるように引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

問二、「学びのSAGAアクティブ推進事業」についてです。

教育委員会が独自で毎年実施している佐賀県小・中学校学習状況調査、いわゆる県調査は、「学びのSAGAアクティブ推進事業」として令和五年度の予算額が千六百九十七万八千円、決算額が千六百八十九万八千円と聞いております。

教育委員会では、学力向上のために県調査をはじめ、様々な取組を長年にわたって熱心に行われていると思うのですが、残念ながらなかなか全国学力・学習状況調査、全国調査の結果に表れていないのではないかと悩まざるを得ませ

ん。

最近、学力向上の観点、児童生徒を勉強に向かわせる、いわゆるやる気スイッチのような考え方から、好きなことや得意なこと、やりたいことを中心に取り組ませているような指導が多いように感じているのですが、もちろんこれはこれできっかけづくりとしてはいいのですが、その子の好きなこと、得意なことというのは、あくまでその時点での表面的な事象であって、もつと深いところでの興味や好奇心はそもそもその教科に対する理解が深まらないことには到達できないといえますか、経験に基づく実感でもありますけれども、好きではないと思っていたことがやってくうちに面白くなったり、壁を乗り越えた先に面白さを感じるようなことも多々あり、子供の可能性を広げるといふ視点で考えれば、その時点での好きなこと、得意なことに終始することなく、面白くなくとも、興味がなくても、分からなくても、まず踏み出す、まずやってみるといふような姿勢こそ大事なのではないかと私は思っております。その辺りについてはまた別の機会に議論できればと思います。

そこで、次の点について伺います。

令和五年度の県調査の概要についてです。

県調査の目的についてですが、県調査の目的は何なのか、まずお聞きします。

○山口学校教育課長 〓お答えいたします。

まず、県調査の目的は三点ございます。

一点目につきましては、児童生徒の学習状況を把握、分析し、児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てることでございます。

二点目は、各学校では、児童生徒の調査結果を踏まえた指導改善を行うことです。

三点目として、教育委員会は課題解決に向けた施策の見直しや充実を図ることでございます。

○古川委員 〓ありがとうございます。

続いて、県調査の実施方法についてです。

県調査は従来から行われていると思うのですが、「学びのSAGAアクティブ推進事業」となることによつて、令和五年度からその内容がどのように変わったのかお聞かせください。

○山口学校教育課長 〓お答えいたします。

まず、県調査は、県内の小学校五年生を対象に国語と算数を、そして、中学校二年生を対象に国語、数学、英語の学習状況調査を実施しております。

なお、令和四年度までは作問、採点、結果入力などを教員が行ってまいりました。令和五年度からそれらの業務を業者に委託し実施しております。そのことによりまして詳細な分析データを基にした授業改善を一層進めることができるようになっております。また、教員の負担軽減が図られ、教員が子供に向き合う時間の確保につながっております。

以上でございます。

○古川委員 〓ありがとうございます。令和五年度からは委託事業になったということですね、分かりました。

続いて、県調査の活用についてです。

学力向上に向けて、県調査をどのように活用されているのかお聞きします。

○山口学校教育課長 〓県調査の活用についてお答えいたします。

まず、県調査は十二月に行っておりますが、実施時期を全国調査と同じ四月に変更しております。そして、県調査と全国調査の結果を一体的に分析できるようにしております。

また、県調査の結果と翌年の全国調査の結果を基に同一児童生徒による経年変化の分析を行うことができるようになりました。

このように教育委員会では、両方の調査結果を活用し、県内の子供の学力や

学習状況を把握、分析することによって、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るように努めております。

また、分析結果を基に県の課題を整理し、その課題に応じた指導に役立つ資料を作成、発出し、授業改善に役立てております。

具体的には、令和五年度は「話し合う活動における指導改善のポイント」、「教師用家庭学習の指導の手引き」、「結果分析を基にした指導改善のポイント」の作成、発出を行っております。

このようなことを行いまして、各学校は自分の学校の解答状況や誤答分析などのデータや日頃の授業を通じた学習状況の評価を基にした授業改善につながり、また個別の結果を児童生徒にフィードバックし、学習の改善に役立てたりしております。

以上でございます。

○古川委員 Ⅱ これまでは十二月に実施して、全国調査が四月にあった。ということとは、十二月の県調査と四月の全国調査というような形だったということとでいいんですか。

その点、今は県の調査と全国調査を同じ時期にしたということは、すみません、ちょっとイメージができないので一点確認ですけど、それは子供たちは両方また同じ時期に受けるということになるんですか、ちょっとお聞かせください。

○山口学校教育課長 Ⅱ お答えいたします。

令和五年度からは県調査を十二月に行っていたものを全国調査が四月に行われますので、そこに合わせて行うようにしております。そうしますと、その年、例えば令和五年度ですと、全国調査の結果、そして県調査の結果が一度に出ますので、それを一体的に分析することができます。そして、その翌年度になりますと、県調査は小学校の五年生と中学校二年生が対象になっておりまして、

全国調査は小学校の六年生と中学校三年生です。そうすると、県調査で小学校五年生が今年四月に行いました。そうすると、来年度に六年生で全国調査を受けますので、経年変化も見ることができるといこととでございますが、よろしいでしょうか。

○古川委員 Ⅱ 失礼しました。県調査が小学校五年生と中学校二年生、全国調査は小学校六年生と中学校三年生、同じ学年が全国と県と両方一週間以内に受けるのかなと思っただけですけど、学年が違うということですね、失礼しました。

そういった活用で、小学校五年生で受ければ、一年後は今度全国調査を受けるといような形で、それで対比するということですね、分かりました。ありがとうございます。

続いて、今後の学力向上への取組についてです。

まずは、全国調査の結果についてお聞きします。

全国調査の結果で佐賀県は全国平均を下回っているような印象を受けるのですが、県はこの結果をどのように捉えておられるのかお聞かせください。

○山口学校教育課長 Ⅱ お答えいたします。

令和六年度、今年度の全国調査の結果では、情報の読み取りや自分の考えを表現することに課題があるということがございます。その一方、中身を分析しますと、知識、技能を問う問題の中で、小学校の国語では漢字を文章中で正しく使うこと、小学校算数ではグラフの特徴を理解し割合を読み取ること、中学校の国語では意見と根拠の関係について理解していることなど、こちらについては全国平均を上回るような設問もございました。

このように調査結果を詳細に分析し、県調査、それから意識調査、学校評価、アンケートなどの結果を踏まえ、課題や成果を把握し、学力向上対策に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○古川委員Ⅱこの全国平均と比べた全国調査の結果を見た中で、全国平均と比べて、そういった傾向的などころというのは、以前と変化があるんですか、変わらないというか、その辺りというのはどうなんですか。何か傾向があるようでしたら、そこを御紹介いただければと思います。

○山口学校教育課長Ⅱお答えいたします。

佐賀県の小中学校の学力の状況についてということでお答えしたいと思いますが、学習状況の正答率の分布についてですけれども、例えば、正答数の分布については、全国平均正答数の分布とほぼ変わらないということになります。しかし、子供の到達状況に幅がありますので、子供の学習の到達状況に応じて、個々の子供たちの力を引き出し、伸ばしていくためのきめ細かな指導が必要であると考えております。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ分かりました。

それでは、今後の取組についてです。

教育委員会では、今後この学力向上についてどのように取り組んでいかれるのか、その点お聞かせください。

○山口学校教育課長Ⅱそれでは、お答えいたします。

まず、学んだことを身につけるには、主体的に学び、友達同士で話し合う中で、自分にはない見方や考え方に触れ、考え方を深めていくことが大切であります。また、できなかつたり、分からなかつたりしても、委員がおっしゃるように、学ぶ意味や意義を実感しながら、諦めずに課題と向き合う粘り強さも求められております。

こうして身につけた力を使って問題を解決したり、できることを増やしたりしていくことが学ぶことへの興味、関心を高めたり、学ぶ楽しさを実感したりして、さらに次の学びへの意欲とつながってまいります。

このように、子供の学びを実現させるためには、各学校では一人一人の学習の到達度に幅がある中で、日々工夫を重ね、研究し、実践をされております。

教育委員会では、子供の主体性を引き出し、子供同士での話し合い、学びを深めていくような授業の解説、リーフレットや授業動画、デジタル教材の開発、各種研修会の充実など、授業の質を上げていくために様々な取組を行っております。

今回の全国調査で、佐賀県では国語や算数、数学の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役立つと思うと答えた子供の割合が増加しております。学ぶ意義や楽しさを感じている子供が増えている表れと思われまます。

今後も、学校現場の状況や課題などを把握しながら、学力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ学力向上に向けてということ、主体性を引き出したり、デジタル教材、また研修会の充実というところ、あとは個々のというような言葉が並んでおりましたけれども、この内容というか、取組については、大きな方向性というか、家庭学習とか繰り返し学習とか、何かそういった大きな方向性みたいなものというのは、教育委員会として持たれておられるのですか、その点をお聞かせください。

○山口学校教育課長Ⅱお答えいたします。

今、委員おっしゃったように、家庭学習については、県でも課題というふうに考えております。実際に全国の傾向と同じことになりましたが、小学校、中学校ともに一日当たり一時間以上学習する児童生徒の割合が年々減少してございます。小学校、中学校ともに全国平均を下回っております。やはり家庭学習については、子供が家庭学習に主体性に取り組むために、授業と家庭学習をつなぐことの大切さですが、これに対しては教師用の手引を作りまして、その家庭

学習の質を高めると、質を高めた家庭学習の在り方というように今周知を行っているところでございます。

やはり家庭学習の時間をきちんと取って、本人にとって必要な学びをきちんと定着させていく、それが次の深い学びにつながっていくものと考えております。

以上でございます。

○古川委員Ⅱ今、家庭学習の時間が減少傾向であるというような紹介でしたが、なかなか簡単な話ではないというのは、私の子供を見ても重々承知なんですけれども、この傾向を改善、質を高めるといっても、やっぱり絶対的な時間とか回数とかというのはあるとは思いますが、質は高めても、結局は知識とか学習内容が定着しない。定着するためにはやっぱり繰り返し返さないといけないというのがあって、記憶にとどめるためにはですね。

そういったところを考えれば、これは何というんですか、本腰を入れて取り組まなければならないのかなと平日頃というか、考えるところなんですけれども、例えば、福井県であったり、秋田県であったりと、よく全国調査の話になると約束のように出てきますけれども、やはり家庭学習というところがしっかりとあるという傾向がよく言われるわけなんです。それは当然、養育者というか、保護者の協力というのは不可欠なんでしょうけれども、この辺り、今、質を高めるということで対処しているというような話でした。もちろんそれでよいという認識ではないのかなと感じるところなんですけれども、この点、今、検討されていることとか何かありますか。ここを何とかしないとイケないのかなと私は常日頃思っているんですけれども、ちょっとよろしくお願いいたします。

○山口学校教育課長Ⅱお答えいたします。

おっしゃるように、まず家庭学習も含めて、学力ですね。これはこれからの社会を生きていく子供たちが自分のやりたいことを実現するための礎となるも

のです。そのためには必要な知識、技能、身につけた知識、技能を活用して、さらに問題を解決するということが必要になりますので、基本的な知識、技能というのを定着することは必要と思っております。

その上で、家庭学習につきましても何か手だてがというところですが、現在、これは一人一台端末がございます。この活用をもっと主体的に行っていくようにするために、子供のニーズに応じた宿題を出す。それから、英語の学習等につきましても、一人一台端末を使って、その子供たちのレベルに応じて何度でも学習できる準備がしてあります。年々使いやすくなっておりまして、そういったことを今学校現場に実際に足を運んで、活用のほうをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○古川委員Ⅱその学力向上も大変ハードルの高いところなんですけれども、結局は子供の将来の可能性を広げていくということも考えれば、これは非常に大切なことだと思っておりますので、結局、佐賀は、やっぱり特に人材がもつと出てほしいというような思いも込めて、引き続きこの点、しっかりと取り組んでいただけるようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

続いて問三、県立高校普通科改革推進事業についてです。

教育委員会では、普通科改革を推進し、学科等の改編を行うことで多様化する生徒のニーズに対応し、高校の特色化、魅力化を図ることにより、県内外からの進学を促進するとされておられます。

まず、そもそも論になりますが、普通科には大学への進学を希望する生徒が入学してくるわけでして、その進学の選択肢を広げていくという意味においては、単純に学力を上げていくことが重要な点だろうと考えるわけですが、今、県内の普通科改革に取り組んでいる高校に目を向けますと、生徒の思考力や判断力、表現力などの育成を目的として、探究学習に重きを置き、またキャ

リア教育なども意識したような学科やコースなどが設置されております。

確かにその子の人生において、早い時期から目標を持つということは、その目標に向かって早くから準備ができるということを考えれば、間違いなく将来の強みになりますから、それは大変よいことだと思うのですが、その一方で、大学進学のためにひたすら黙々と勉強するような学科の学習に重点を置く普通科もぜひ残ってほしいという思いもあります。

そこで、次の点について伺います。

一つ目、事業の目的についてです。

県立高校普通科改革推進事業は、どのような目的で実施しているのかお聞きします。

○笹谷教育振興課長 Ⅱ事業の目的についてお答えいたします。

教育委員会では、令和三年度から県立高校の魅力や強みを磨き上げ、それを発信することにより、県内外からの志願者を増加させる「唯一無二の誇り高き学校づくりプロジェクト」に取り組んでおります。この取組の一環として、令和五年度から県立高校普通科改革推進事業を行っております。

高等学校には、普通科、専門学科、総合学科の三つの学科がございますが、そのうち普通科については、一斉授業による画一的な学習スタイルのイメージがあり、多様な学びの実現に課題があると言われております。そのようなことから、この事業では、社会のニーズを踏まえ、普通科での学びを見直すことにより生徒の学習意欲を高め、生徒の可能性を広げ、能力を伸ばすことで地域社会に有為な人材を育成、輩出することを目指しております。

以上でございます。

○古川委員 Ⅱ多様化とか能力をというような言葉でしたけれども、ちよつと先に令和五年度の予算額、決算額及び事業内容について確認をいたします。

令和五年度事業の予算額、決算額、事業内容はどのようになってい

るか、お聞かせください。

○笹谷教育振興課長 Ⅱ令和五年度の予算額、決算額及び事業内容についてお答えいたします。

令和五年度の予算額は四百二十八万一千円で、決算額は四百十万一千五百円となっております。

事業内容につきましては、教育委員会では令和六年度に向けて学科、コースを新設する佐賀東高校、唐津西高校、鹿島高校の三校に対して、カリキュラムの策定や校内体制の構築等の伴走支援を行っております。また、三校の普通科改革の内容等を周知するため、県内の小中学校、保護者、地域等にチラシを配布したり、新聞や動画等を活用し、県内外の多くの方々に情報発信を行っております。

以上でございます。

○古川委員 Ⅱ今、普通科改革推進事業の部分についての説明をいただきましたけれども、幅広く学力をつけるということであれば、幅広い学科をそれぞれ勉強していくということが大切なのかなと思うところですが、こういったコースが設定されるというような形になって、ある意味、正直それを選択しなければならぬというときに、私がひねくれているのか分からないですけど、普通科というところで広く学ぶというほうの可能性と、何とかコース、何とかコースというところで選ぶということは、結局はその後の可能性を何か狭めるんじゃないかという、漠然としたちよつと不安を覚える瞬間があるのは私だけじゃないのかなと思うんです。冒頭言ったように、普通科の一番重要事項は、将来の進学先の選択肢をできるだけ広げてあげることなんだろうと思う中で、この学科やコースというところを設定されたということなんですが、(三)の取り組んでいる学校の状況についてですけども、学科、コースの特色についてちよつとお聞かせください。

ちょっと紹介させていただきます。

佐賀東高校は普通科——普通科ということで分かりやすくはあるんですが、スポーツ科を設定された。スポーツで様々な進路を切り開く教育を実践し、競技者、指導者として貢献できる人材を育成するという目的のようです。

また、唐津西高校は二コース。地域探究進学コース、地域課題の解決に向け、唐津をフィールドに自治体、企業、学術研究機関等と連携した課題解決学習を行う。もう一つは学際探究進学コース、自らの興味・関心の対象を学問分野に設定し、大学や短大・研究機関等と連携した課題解決学習を行う。

続いて、鹿島高校です。こちらも二コース。一つ目は、文理探求進学コース、最近、理文融合とかよく言います、その文理。文理探求進学コースです。従来の教科・科目に重点を置いた指導内容で、体系的な学習を通して幅広い教養を身につけることを目標とする。もう一コース、未来探求進学コース。協働的、実践的な探求活動を通して、企画立案する能力や議論する能力、自分の考えや理解したことを分かりやすく説明する能力等を育成するという設定になっているんですが、ぱっと聞いてというか、これを改めて見てもなんですが、なかなか難しいなと、これを選べと言われてもですね。特に鹿島高校の文理探求進学コースは、従来の教科・科目に重点を置いた指導内容というのは、まさに普通科ということだろうなと思うんですけども、この各学科・コースのそれぞれの特色はどのようなものかお聞かせください。

○笹谷教育振興課長 三校における学科・コースの特色についてお答えいたします。

佐賀東高校でございますが、先ほど委員からも御説明がありましたように、スポーツ科を設置しております。スポーツ科は競技力を高めるだけでなく、競技別のトレーニングを学ぶとか、それから、スポーツ経営や医療、福祉等を学ぶなど、特色ある科目の設定を行っております。

それらの科目を学ぶことにより、卒業後はスポーツを通して様々な進路を切り開き、競技者だけでなく、指導者やトレーナー、教員、スポーツ経営に携わるなど、地域に貢献できる人材の育成を目指しております。

次に、唐津西高校と鹿島高校でございます。

主体性や課題解決力を養い、地域や大学、企業等で求められる人材の育成を目指すとともに、多様化する大学の入試形態に対応し、進路の実現を図るために、それぞれ普通科内に二つのコースを新設しております。

唐津西高校は、唐津をフィールドにして、自治体、企業等と連携して課題解決学習を行う地域探究進学コースと、大学、短大、研究機関等と連携して幅広い学問分野を行い、学び、生徒が自ら課題を設定し、その解決学習に向かう学習を行う学際探究進学コースを設置しております。

一方、鹿島高校では、より生徒の思考力を高めることを大切にしております。大学進学を目指すためにも、教科・科目の修得に重点を置いた授業を行う文理探求進学コースと、企画立案する能力、議論する能力、それから自分の考え、理解したことを分かりやすく説明し、他者と協働しながら実践的な活動を行う未来探求進学コースを設置しております。

三校とも、入学する一年次から学科やコースを選択するのではなく、ミスマツチ等を防ぐためにも、入学後二年次からコース・学科を選択することとなっております。三校とも唯一無二の特色を持った学科・コースとなっております。地域と連携しながら取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○古川委員 説明ありがとうございます。鹿島高校、未来探求進学コース、理解したことを分かりやすく説明する能力と、この名前が分かりやすいいなですね。こういったものはコースを設定するというのが先に来ているような気がしてならないというところが正直なところで、特に鹿島高校の文理探求進学

コースというのは、二年生のときにそれを選択したら、文系に行くのか、理系に行くのか選択しますみたいになっていないですか。それはまさに普通科の今までのやり方と何ら変わらないところなんですけれども、あえて文理探求進学コースとつけたというところが、ネーミングというような、本来の目指すべき姿勢と何かちょっとずれているような感覚があるんです。取りあえず、この事業が始まってまだ一年目ということで、先ほどの説明からいうと、一年生はまず一緒に入って、二年生のときに各コース——学科もか、スポーツ科なり、何かコースというなりを選択することなので、今現状ではつきりの変化が出ていないのかもしれないんですけども、(三)の質問の②になるんですが、事業開始前と比較して、それぞれの高校の入学人数に変化があったのか、その点お聞きします。

○笹谷教育振興課長Ⅱ三校における入学人数についてお答えいたします。

佐賀東高校の入学人数は、令和六年度、普通科及びスポーツ科で百九十三人、前年度入学者から二十七人の増でございます。

唐津西高校の入学人数は百六十人、前年度と同数でございます。

鹿島高校普通科の入学人数は百三十六人、前年度の入学人数から二十四人の減でございます。

改革初年度であり、必ずしも入学者増につながっていない学校もございますが、既に入学者が増えた学校も出てきており、新しい学科やコースへの期待の表れと考えております。

以上でございます。

○古川委員Ⅱありがとうございます。ちょっと私、何か勘違いして。すみません、私、鹿島と唐津西のパンフレットを見ていたものですから、ちょっと一点だけ確認させてください。

佐賀東高校は普通科としてというか、佐賀東高校に入学して二年目に普通科

とスポーツ科に分かれるという認識でよろしいんですか。確認です。

○笹谷教育振興課長Ⅱ佐賀東高校は一年生で普通科とスポーツ科、くくり募集で入学をします。そして、二次で二つに分かれるということでございます。

以上でございます。

○古川委員Ⅱもう一点確認をさせていただきます。

二年生のときに、それぞれ各三校ですけれども、選択をするということなのですが、これは各科、各コースに定数があるということですか。例えば、唐津西高校において、地域探究進学コースは三人選びました。残りの百五十四人は学際探究進学コースを選びましたというようなこともあり得るということですか。その辺りをお聞かせください。

○笹谷教育振興課長Ⅱ三校につきましては、佐賀東高校のスポーツ科、普通科につきましては、スポーツ科はクラス程度というふうには定めておりますけれども、厳密な定員というのは定めてはおりません。

同じように、唐津西高校、鹿島高校につきましても、厳密なコースの定員というのは定められておりません。一年間かけてコースの特徴等を学校で説明をし、生徒や保護者が納得した形でコース選択を行うということで現在進められているところでございます。

以上でございます。

○古川委員Ⅱちょっと不安を覚えるところもあるんですが。これは今まだ一年目ということで、今後落としどころというか、落ち着くべきところに落ち着いていくというところを期待するところではありますけれども、何かしらの選択、本当に完全に自由を選択させるのか、少々誘導しながら選択させるのかというのが今後出てきそうな気配を感じるんですが、それは今の段階で言っても、たればばつかりの話になってしまうので、そこは避けます。

続いて、事業の振り返りについてなんですけれども、普通科改革について、

もちろん目的を持って取り組まれているわけですが、そのもくろみどりに行くのか、そうではないのか、そのまま進むのか、軌道修正するのか、そういった検証が常にならなければならないのかと今議論させていただきなから感じました。県としてその辺り、振り返りのようなことを行っていけるのか、その点お聞かせください。

○**笹谷教育振興課長** Ⅱ事業の振り返りについてお答えいたします。

教育委員会では、普通科改革の取組を各校で共有するとともに、取組の検証や改善をしていくことでより効果的なものになるよう、毎年度報告会を行うこととしております。

昨年度は、普通科改革に取り組む三校から、新設する学科やコース、カリキュラムの内容のほか、生徒、保護者等への広報活動、外部機関との連携状況について報告していただきました。令和六年度についても同様に計画をしております。

新しい学科やコースで学んだ生徒が卒業する令和八年度末には最終報告会を開催し、各校からの取組実績や成果等を報告してもらおう予定としております。

事業の効果検証を行うことで改善に向けた取組を進めるとともに、成功事例を一つ一つ積み上げていくことでさらなる高校の特色化、魅力化につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○**古川委員** Ⅱありがとうございます。今回、入学した生徒が卒業する令和八年度に最終報告、何をもって最終なのかちょっと分からないんですが、そこで報告があるということですけども、こういった学科の設定であったり、コースの設定であったり、本当の意味での効果というか、結果が出るというのは大分先なのかなと思います。

打ち合わせの中でもちょっと言っていましたけど、私が致遠館高校の二期生

として、もう一九八八年開校、そういった中で、結局私が高校を卒業した最高齢に近い、私の一個上までしかないのです、そう考えると、じゃ、結果よかったのか悪かったのかなとまだまだ言える感じじゃないというのが正直なところなんです。私の周り見ても大分頑張っただけで出世しているのにもですけど、まだまだちょっと道半ばばかりなので、そう考えると、この学科設定、コース設定というところの、取りあえずこのぐらいまではまずちょっと引張ってみようかみたいな、そういう目安みたいなというのはあるんでしょうか、その辺りだけちょっとお聞かせください。

○**笹谷教育振興課長** Ⅱ目安等についてお答えをいたします。

具体的な何年まで検証事業を行うということではございませんけれども、令和八年度は一つの区切りとして最終報告会を開催したいと考えております。

教育振興課といたしましては、県立高校三十二校ございますので、全ての学校の取組状況や成果等については伴走支援や検証等は常に行っていきたいと考えております。三校についても同様でございます。

以上でございます。

○**古川委員** Ⅱ常に最善を目指す、常に改善するということがありがたいことですが、あれども、あんまりころころ変わっても、生徒自身も保護者も非常に動揺します、その点もちろん配慮していただきながらこの点取り組んでいただければと思います。

では最後ですけども、今後の取組についてです。

県立高校で普通科を設置している高校は十六校あるんですけども、今後どのように普通科改革に取り組んでいけるのでしょうか、お聞きいたします。

○**笹谷教育振興課長** Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

令和六年度は新たに伊万里高校が加わり、難関大学への進学を目指す「MIRAI進学科」を設置することとしております。

近年、大学入試の形態も多様化しております。従来の学力検査を中心とする一般入試に加え、高校時代の活動実績や大学が求める学生像と合致するかどうかで評価、判断する総合型選抜や推薦入試等の導入も進んでおります。

このように、社会で求められる人材の多様化に伴って、これまで以上に高校や大学で何を学び、それを将来、社会でどう生かすのかということが問われるようになってきていると考えております。

そのため教育委員会では、県立高校の生徒一人一人の学習意欲を高めるとともに、生徒が様々なことに挑戦し、主体的に学ぶことができるような学校づくりを進めていくことが必要であると考えております。

今後も、社会のニーズや大学等の動向等を踏まえ、各学校が様々な創意工夫を凝らして学校の独自の個性、特徴を打ち出すとともに、生徒や保護者から、通いたい、通わせたいと思ってもらえるよう普通科改革を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○古川委員 普通科学校進学を目指す、大学進学というところの入試の在り方もかなり今変わってきているというところは今紹介がありました。その普通科の子供たちの将来の選択肢をいかに広げるか、もう一つは、言葉は悪いのかもしれないですが、いかに世の役に立つ人材に育てるかということとはどちらも大切なことですので、その目標はぶれはしないとは信じているところなんですけれども、引き続き子供たちの将来というところをしっかりと見据えながら、様々な事業にぜひ取り組んでいただきたいとお願いを申し上げます、質問を終わります。

○下田委員 〓おはようございます。県民ネットワークの下田寛でございます。

まずは本日、今回も質問の機会を与えていただいたことに感謝申し上げます。また、今回の質問に当たって関わっていただきました皆さまに感謝をさ

さげまして、今回は三問質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まずは、第一問目は「さがすたいる」についてお尋ねをいたします。

「さがすたいるの推進」に係る事業として、予算額四千三百四十四万四千元、決算額四千九十八万九千元について質問をいたします。

県では、お年寄りや障害のある方、子育て・妊娠中の方など、みんなが自然に支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広めるため、様々な取組を進められてきたものと認識をしております。

今の地域社会は高齢者に加え、在住外国人の増加、様々な心身の特性や価値観など、多様性の時代と言われており、誰もが希望を持って自分らしく生きていける社会を実現していくためにも、ハード面のバリアフリーだけではなく、心のバリアフリーが大事であり、「さがすたいる」、このコンセプトには大変共感をしております。

また、さきの九月に私の議員仲間が佐賀県の県立図書館を訪問されたそうです。そこには「さがすたいる」のパンフレットが置いてあって、手に取って何気なく見たそうなんです、大変すばらしい取組だということで感激をして私に連絡をいただいたということがありました。

また以前も委員会質問で述べましたが、全国障害者スポーツ大会の開催に当たって、認定NPOパラキャンの中山事務局長が佐賀県を訪問した際に、障害者ができないことを周囲が、社会が補って一緒に暮らせる社会をつくっていきたい。こういう社会は妊婦や高齢者にとっても暮らしやすい社会になる。佐賀県がパラスポーツ選手にとって憧れの地となるように頑張っていたいただきたいという言葉を県に対していただいております、県の取組を評価いただいたということがありました。担当部署は横断をしているものだと思いますが、これこそ「さがすたいる」を県が推進している成果の一つと言えると思っております。

一方で、施策の指標となっている「さがすたいる」の認知度は今議会の勉強会資料によりますと、二〇二二年度が三四・二％、二〇二三年度は三三・三％と、横ばいと思えますけれども、数値としては少し下がっている結果になっています。「さがすたいる」というフレーズは「子育てし大県」という直接的なフレーズではないために、「さがすたいる」という言葉だけでは伝わりにくいのか、市や町の職員をはじめ、県民の方にもまだあまり認知がされていない現状があるのだろうというふうに認識をしております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず一問目ですが、改めて「さがすたいる」の定義や目指すところを教えてください。また、次の点についてお伺いをいたします。

○川崎県民協働課長Ⅱ「さがすたいる」についてお答えいたします。

「さがすたいる」では、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、多様な方が自然に支え合って心地よく過ごせる優しい佐賀県を目指しています。ハード面の整備とともに、例えば、町の中で困っている方を見かけたときに見守ったり、声をかけてサポートすることで、多くの障壁を解消できると考えております。

ハード面の整備例といたしましては、昨年五月にグラウンドオープンしたSAGAアリーナにおいて、各方面に配置した車椅子席や気持ちを落ち着かせることができるカームダウンルーム等が設置されているなど、多様な方が心地よく過ごせる設備となっております。

また、サポート面では、例えば、足が不自由な方が町に出かけた際に、段差の上り下りができなくても誰かが手伝ってくれるなどのちょっとした人のサポートがあれば過ごしやすくなるなどの当事者からの声もいただいております。

このようなハード面と人のサポートの両面を大切にし、お互いを認め合い、支え合うことを佐賀らしい優しさの形として広めているところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。結構「さがすたいる」に関してはいろいろな議員さんが質問をされている面もあって改めてお伺いをしましたが、やっぱりハード面と人のサポートをしっかりとつけていける、そういったところが「さがすたいる」に込められている部分であるということでありました。

では続いて、「さがすたいる」の普及に向けた取組ですが、令和五年度における「さがすたいる」普及に向けた具体的な取組内容についてお尋ねいたします。

○川崎県民協働課長Ⅱ「さがすたいる」の普及に向けた取組についてお答えいたします。

「さがすたいる」の普及に向け、令和五年度は大きく分けて四つの事業に取り組みました。

一つ目は情報発信です。「さがすたいる」の趣旨に賛同いただいた飲食店や宿泊施設などに「さがすたいる倶楽部」として登録いただいておりますが、それらの施設の設定、例えば、入り口の段差ですとか、店内やトイレの状況、スタッフによるサポート情報、さらには当事者が実際に利用した感想などを多くの写真と共に「さがすたいるウェブサイト」で分かりやすく発信することで、困り事を抱える方でも安心して出かけられるよう工夫しました。

また、八本のミニ番組も制作し、テレビで放送いたしました。番組では県内にお住まいの多様な方に御出演いただき、日常で感じる困り事やうれいと感じるサポートについて紹介していただき、県民にも自分でできるサポートについて考えてもらうきっかけといたしました。

二つ目は、「さがすたいる」の思いを広めるための「さがすたいる出前講座」です。県内の小学校、中学校、高等学校や店舗や施設において、障害のある方を講師に迎え、町なかで感じる困り事についての講話や車椅子等の体験を通じ

て、ハード面のバリアフリーと人によるサポートの両方の大切さを学ぶ講座を実施いたしました。

三つ目は、多様な方が混ざり合う機会を通して、新たな気づきやつながりを生むことを目的としたイベントを開催いたしました。

令和五年度は、新たに「さがすたいる映画館」として、バリアフリー字幕や音声ガイドを備えた映画を上映いたしました。その際、暗い場所が苦手な方に配慮して会場を少し明るくしたり、マット席を準備してお子さんがくつろいで映画を楽しめるような環境も整えました。

四つ目は、「さがすたいるアドバイス事業」です。アドバイス事業として、イベントや施設整備を計画する際に、当事者や有識者からアドバイスをいただくことで、多様な方が参加、利用しやすい事業となるように取り組みました。

令和五年度は、例えば、文化課が主催しました「アリタセラ・クリスマスイベント」への参加店舗に対して、当事者から接客等のアドバイスをいただいたほか、県立美術館で「SAGA GAYA Museum(サガ・ガヤ・ミュージアム)」と題した、小さなお子様たちなども話したりしながら、自由な雰囲気の中で芸術作品を鑑賞するイベントの開催にもつながりました。

また、先ほど委員からお話がありました県立図書館の「みんなの本^も」の整備に当たりまして、令和四年度にアドバイス事業を実施し、その際にも当事者からいただいた意見を反映しております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。情報発信事業や出前講座、イベントの開催やアドバイス事業、また、文化課の事業に県民協働課も一緒になって様々な事業をされたということで具体的な取組を教えてくださいました。

では、それらの事業に関しての成果や効果について、どのようなことがあったのかというのをお尋ねいたします。

○川崎県民協働課長Ⅱ事業の成果についてお答えいたします。

「さがすたいる倶楽部」の登録店舗数も毎年増加しており、「さがすたいるウェブサイト」で登録店舗を紹介していますけれども、令和五年度末時点で約千二百二十店舗を紹介しております。

当事者からは、サイトを見て事前に情報が分かることで出かけやすくなったとの声をいただいております。

また、登録店を対象にしたバリアフリー化補助金、例えば、トイレの洋式化やスロープの設置などに活用いただける補助金ですが、こちらについては令和五年度は三十八件の利用がございました。

次に、「さがすたいる出前講座」についてですが、県内の小学校、中学校、高等学校へは四十二回、店舗スタッフ等向けには八回実施いたしました。

講座を実施した学校の先生からは、「実際に当事者の方からお話を聞いたり、当事者になったような体験をすることで、さらに理解が深まり、支え合う意識の醸成につながっている」という声をいただいております。

また、受講した子供たちからは、「今度、町の中で困っている方を見かけたらお手伝いをしようと思います」などの感想が多数あります。

さらに、当事者からは、「最近、駅などで学生さんから何かお手伝いしようかと声をかけられる機会が増えてきた」との声も寄せられています。これは出前講座の成果だと考えております。

イベントでは、「さがすたいる映画館」のほか、全国で参考となる取組を行っている方などをお招きして、トークイベントや多様な方が一緒に楽しめる「さがすたいるフェス」などを計四回開催いたしました。

参加者からは、「ふだん出かけることにハードルを感じているけれども、様々な配慮が準備されたイベントがあることで出かける機会を得ました、安心して参加ができました」などの感想をいただいております。多様な方が安心して楽しめ

るイベントになったと考えております。

アドバイス事業につきましては、県庁内はもとより、民間の事業者様からもバリアフリーのためにできる設備改修やスタッフのサポートについて助言をしてほしいなどの依頼も来るようになっておりまして、「さがすたいる」の思いは着実に広まっていると感じております。

また、令和五年度は、「SAGA2024」国スポ・全障スポに向け、全国から訪れるお客様を「佐賀らしいやさしさ」でお迎えするため、サガンティアや選手団サポーターの研修会などにおいても、「さがすたいる」の思いをお伝えしました。

その結果、今年度開催されました大会において、参加された選手の方からは、「会場内のサガンティアや選手団サポーターの学生さんが思いやりのある対応をしてくれてとてもうれしかった」などの声をいただくなど、みんなが自然と支え合い、心地よく過ごせるまちづくりに取り組んでいる佐賀だからこそできる「さがすたいる」の思いにあふれた大会になったと考えております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

今の成果や効果をお伺いしていると、何と申しますか、優しさや愛情があふれる事業をいろいろ展開していただいたんだなと思います。

「SAGA2024」においても、僕は全障スポの開会式、閉会式に出させてもらいましたけれども、サガンティアの皆さんも生き生きと、本当に心地いい雰囲気をつくっていただいていたなというのを私自身も感じているところでもあります。また、そういった声も周りからもあったということであれば、一定の成果としてあったんだなというふうに思います。

それでは、次に課題についてお伺いしたいんですが、様々な成果や効果はいただきましたか、一方で、乗り越えていかなければいけない課題とか、逆に事

業をやったからこそ出てきている課題というものがあると思いますが、この点についてどのようなものがあると現状、認識をされていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

○川崎県民協働課長Ⅱ課題についてお答えいたします。

年齢、性別、障害のあるなし、言葉や文化の違いなどの多様な人々が暮らしている一方で、自分と違う点が多い方とはコミュニケーションを取る機会が少なく、特に子供たちは学校などの同質性が高い環境で生活する時間が長い状況にございます。また、核家族が進んでいる中で、多世代交流や地域の中での交流なども少なくなっていると考えられます。

このような状況の中では、自分とは異なる点を持つ多様な方々と一緒に過ごす機会が少ないため、県民一人一人が様々な困り事を自分事として認識することが難しくなりがちではないかと考えております。

また、「さがすたいる」は全ての人が支え合うという包括的な概念であり、ターゲットが広く、抽象的で分かりにくい面がございます。人々の意識を変え、そこから行動につなげていくには様々な人の思いを丁寧にご直接伝え、相互理解を促すことが必要であるため、普及に時間がかかると考えております。

そのことが「佐賀県広報認知度調査」において、「さがすたいる」についての認知度が三割程度にとどまっている要因と考えていまして、今後さらに「さがすたいる」について理解していただけるよう工夫を重ね、認知度を向上させていくことが課題であると認識しております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

私、冒頭、この質問に当たった問題意識として掲げさせてもらった認知度のところは、やっぱり県としてもここは捉えていらっしゃるんだなと思います。

確かにあまりにもターゲットが広過ぎて、包括的な取組であるからこそ、ター

ゲットを絞りにくく、また様々な活動も、展開をしてもらっていますが、それが少しずつ刺さっていくものですか、なかなか浸透が図れない、時間がかかるものだとこのところは一つの大きな課題だと思います。なので、そこをどう乗り越えていくのかというのが、これからも必要なことだと思っておりますが、例えばといいますか、令和六年度の当初予算で「さがすたいるプロジェクト」としては総額五千七十二万円が計上されて取組が進んでいます。市や町の取組の中でも、既に今県が言っている「さがすたいる」の取組というのは様々な進められていると認識はしておりますし、今年予算でもそういった市や町と連携していく取組というのが掲げられています。

例えばなんですけれども、私、こういった「さがすたいる」の取組は市や町でも当然取り組んでいるものだと思います、私が経験した例でいうと、私は鳥栖市で以前市議会議員をやっていた、鳥栖市の商店街の道路をきれいに整備して、車椅子が通りやすいようにしたり、つえが網のところに入らないように編み目を小さくしたり、滑りにくいようにゴム製のタイヤを敷いて、あと視覚も分かりやすいようにしたりした事業というのが過去にありましたが、これって明らかに「さがすたいる」なんです。こういった取組が佐賀県内の市町で確実にやっている事業だと思います、様々なところで。

ただ、やはり今、課長からも問題意識として挙がっていた市や町に、「さがすたいる」という文言がまだ浸透していないんだろなところ、これが認知度が高まらない原因の一つとも考えられます。県民への認知度向上のためには、県はもちろんですけれども、市や町といかに連携するのか、そしてそれぞれの地域で展開されている「さがすたいる」の具体的な取組を、しっかりと共有して広報等に積極的に展開していくべきだとも思っています。

あと、これは私が個人的に思うところですが、「福祉のまちづくり条例」がありますけれども、この条例はまさに「さがすたいる」を推進するための条例

なんです。この条例の中に、条例の名前そのものを「さがすたいる推進条例」と掲げるとか、通称「さがすたいる」というようなことを条例の中に書き入れるということも一定認知度を上げていくためには効果的なんじゃないかなというふうにも思っていました。

県民環境部の中ではそう多いとは言えないと言っていると、ちょっと語弊があるかもしれませんが、そう多いとも言えない予算の中で、かなりの取組がこの「さがすたいる」に関してされていると私は感じていて、取組そのものについては、県庁内ではかなり周知されて、認知されているものだと思います。

県で展開している様々な事業にも横串を刺して、刺しまくっていけば、特に福祉的な政策に関しては、結局は「さがすたいる」に行き着くであろうというふうにも思います。

先ほど述べたように、市や町の事業に関しても、「さがすたいる」を掲げていいだろうと、いいというか、これは「さがすたいる」よねというような事業というのはかなりあるというふうに認識をしています。ただ、やっぱり当たり前ですが、全て県民協働課が中心で発信をしている事業であって、市や町の皆さんが、まずこの「さがすたいる」ということをどれだけ認識してもらえるのか、また「さがすたいる」という文言を活用した事業を主体になって行っているかどうか、できているのかということも考えたりもします。

部署が違いますけれども、「子育てし大県 さが」というと、一発でぱんと分かるわけなんですけど、「さがすたいる」というと、「何」というところからまず入っていきますので、ただ、こういうのは漢方薬みたいなもので、じわじわいけば、きつとじわつと効いてくるものだと思いますし、意外と心に残っていくものだとも思っています。

そういったことも踏まえてなんですけれども、最後の質問です。

この「さがすたいる」の思いを広めて、認知度を向上させていくためには、

県はもちろん、市や町も巻き込んだ取組も必要だと考えておりますが、市や町との連携も含めて、今後、認知度向上に向けてどのように取り組んでいこうと考えているのかをお尋ねいたします。

○川崎県民協働課長Ⅱ認知度向上に向けた今後の取組についてお答えいたします。

委員からお話がありましたように、「さがすたいる」ということでなかなかイメージがつかないというところもございます。今年度、「さがすたいる」のキャッチコピーである「佐賀らしいやさしさのカタチ」について、コンセプトの整理を行い、やさしさの「カタチ」を七つの具体的な行動として整理いたしました。

これによりまして、「知る」、「認め合う」、「寄り添う」、「準備する」、「見守る」、「声をかけ合う」、「手伝う」という七つの行動を整理いたしましたので、今後、ポスターやチラシなどで分かりやすく表現しまして、周知していききたいと考えております。

また、周知に当たりましては、お話にありましたように、市町の協力も必要だと考えております。これまでは県が中心で取り組んでおりましたけれども、令和六年度からは「さがすたいる推進支援事業」として、市町やCSO、民間とも連携して行えるような事業を開始したところでございます。

現在、三市町や複数のCSOと協働しておりますが、今後さらに市町を訪問して、「さがすたいる」についての意見交換を重ねていきたいと考えております。

また、庁内でも、以前は積極的に県民協働課のほうから「さがすたいる」の事業の思いを取り入れていただくということをお願いしていたんですけれども、最近は庁内のいろんな課からこちらのほうに、「さがすたいる」について、今後、この事業を考えているけれども、どんなにしたらいいですかということも相談も受けるようになってきております。

今後も県だけではなく、市町やCSO、民間事業者、庁内と連携しまして、みんなが自然と混ざり合う中で、お互いの思いを知る機会を通じ、「さがすたいる」の思いを広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今、課長から御答弁をいただきました。やっぱり先ほども言っていたとおり、核家族が進んで、自分と関わりのない方とのコミュニケーションをどうするのか、あとは多様な方々との関わりをどうしていくのかというのは、地域の中で確実にこれから以上に求められていくことになっていくわけです。やっぱり優しさや愛情といったもので包み込めるこの「さがすたいる」という政策がさらに認知度が高まっていたと思いますことを期待申し上げます、この質問を終わらせていただきたいと思います。

続いて、教育DXの取組についてお尋ねいたします。

県では、これまでの県立学校における学習用一人一台端末を全国に先駆けて導入するなど、先駆的に取り組んでおられます。令和二年度には、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてオンライン授業にチャレンジするという「プロジェクトE」を始動したほか、令和五年度からはさらなる展開として、AI等の技術革新により社会の在り方が劇的に変わるSociety5.0の時代の到来を見据えて、教育DXプロジェクトによる「DXによる教育の変革」に取り組んでおられます。

教育DXによるデジタル技術を活用した子供たちの学びの変革や教職員の業務改革は必要不可欠な取組だと考えております。「誰もが、いつでも、どこでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができる、子ども主体の学び」の実現を目指す教育DXプロジェクトの取組、また、デジタル技術を活用し、多様で幅広い視点を持って課題を乗り越えていく、そういった能力の発揮できる人材の育

成等を図る取組が行われておるわけで、ここには大変な期待を私自身もさせていただきます。

その一方で、デジタルには強いと言えない先生方も教育現場にはいらっしゃるわけで、このような先駆的な取組をどのようにして普及させていくのかといったところが一つの課題であるというふうにも感じています。

そこで、次の点についてお伺いをしていきたいと思っています。

まずは、「SAGA教育DXスタートアップ事業」についてです。

まず、目的ですが、この事業は令和五年度決算では予算額、決算額ともに二百八万九千円となっております。まずは、この「SAGA教育DXスタートアップ事業」の目的がどのようなものかを改めてお尋ねいたします。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱ それでは、事業の目的につきましてお答えをいたします。

県教育委員会では、「誰もが いつでも どこでも自分らしく学べる佐賀県」の実現を目指しまして、ICTのさらなる活用と教育のデジタル化を推進しているところでございます。これによりまして、子供の学びの変革と教職員の新しい働き方を提供することを目的としているところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ ありがとうございます。

では次に、事業の概要についてお尋ねをしたいと思います。

この事業の大きな三つの柱としては、まず学習データのクラウド化、クラウドを活用してどこでも学べる。次に、デジタル採点支援システム、いつでも分析、評価された結果を確認でき、自己の学びを調整できる。そして最後に、テレワークシステムの検証。ワーク・ライフ・バランスの実現と子供の学びの下支えということで説明を受けております。

この三つの事業の内容や現状、そして課題はどのようなかをお尋ねい

たします。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱ それではまず、事業内容と現状につきましてお答えをいたします。

「SAGA教育DXスタートアップ事業」では、全県立学校でのクラウド型の授業支援ソフト及び学習等のデータの保存先のクラウド化、それから実証校十三校でのデジタル採点支援システム、そして全県立学校での実証用のテレワークシステムの整備と活用推進に取り組んでいるところでございます。

このうち、クラウド型の授業支援ソフトにつきましては、学校外、例えば、自宅等で授業を受けている生徒に対しまして、教室の授業と同様に、生徒の端末の画面を電子黒板に表示したりすることができるよう画面表示機能がございます。また、生徒同士で意見交換できる機能などが利用できるものになっておるところでございます。

次に、クラウド型の授業支援ソフトと併せまして、学習データの保存先をクラウド上にするということで、生徒は場所や時間を選ばず、日常的に端末を活用することができるということになります。

そして、デジタル採点支援システムにつきましては、スキャンをいたしました答案をパソコン上で効率的に採点することができまして、利用者のアンケートを取ったわけなんですけれども、教科による差はあるものの、利用者の約七割が採点時間が削減できたというふうに答えております。

また、テレワークシステムを活用することで、これまで学校でしかできなかった業務を自宅等で行えるようになります。特に遠距離通勤者、それから子育て世代、それから介護者を抱える教員などが活用している状況でございます。

一方、課題といたしましては、いずれも活用は広まっているものの、クラウド型の授業支援ソフトやデジタル採点システムにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、学校や個人、教科などで活用に差があることや、委員がおつ

しいましたとおり、デジタルに苦手意識や抵抗感を持つ教員への対応が課題と認識いたしておるところでございます。

また、テレワークシステムにおきましては、通常業務、例えば、教材作成とか文書作成、成績処理というものが自宅等でも可能という、そういう効果等につきまして、教員への十分な周知が必要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今の内容と取組の現状や課題についてお話をいただきました。課題については私が思っているところとも合致するところがありました。やっぱりこの部分をどう埋めていくのかというところが非常に大事なことだとも思っております。

それで、今後の取組についてお尋ねをしたいと思います。今お話をいただいた内容、現状、課題を踏まえて、今後の取組についてどのように検討されているのかをお尋ねいたします。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱそれでは、今後の取組についてお答えをいたします。

現状の課題に対応するために、各学校の教育情報化推進リーダーを中心、まず校内研修等を行うとともに、令和六年度からはポータルサイト、いわゆるウェブ上にサイトを立ち上げまして、マニュアルや説明動画、あるいはFAQ、生成AIによるチャットボット、これを提供いたしましたして、活用推進をサポートいたしておるところでございます。

こうした取組によりまして、教育のDX化はデジタルに対して抵抗感の少ない若手教員のみならず、幅広い年代にも活用が広がってきているところでありまして、引き続き研修等を通じまして、そのメリットと必要性、活用方法を丁寧に伝えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。ちょっとこの関連で、今回、三項目質問させていただくので、また後々も述べさせてもらおうと思っておりますが、私、個人的にも、例えば、不登校対策とか、いろいろ質問させていただく機会はあるんですが、文科省も、今年四月から高校生に対して、卒業に必要な単位の半分までを限度に自宅でのオンライン授業等も導入するということが決まっております。佐賀県でもやってもらっていると思えますけれども、このDXに関しては、やっぱりそういったところも、環境をしっかりと整えていくということと、要望があったときに柔軟に対応ができる環境づくり、それは、今、課長からも御答弁があったような苦手意識をいかになくして皆さんと丁寧に、それぞれの活用、学校においても活用に差がないような環境をつくっていくということが非常に大切であるとも思っておりますので、ここは引き続き推進していくようにお願いをしたいと思います。

続いて、「GIGAスクール構想支援事業」についてです。

まず、この事業の目的についてですが、この「GIGAスクール構想支援事業」は、令和五年度においては予算額百四十二万九千円に対して、決算額が百三十四万二千円となっております。まずはこの事業の目的がどういったものであるのかを改めてお尋ねいたします。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱそれではまず、事業の目的につきましてお答えをいたします。

国がGIGAスクール構想を進める中、全国に先駆けましてICT活用教育に取り組んでまいりました県立学校での知見を生かしまして、市町におきますGIGAスクール構想を積極的に支援いたしましたして、全県規模で学習用端末の効果的な活用推進を進めることを目的としております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。全県規模でGIGAスクールをいかに広めていくかというところのお話がありました。

では、次の事業概要についてですけども、この事業内容と現状や課題について、今どう把握しているのかお尋ねをいたします。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱそれでは、事業内容、現状につきましてまずお答えをいたします。

市町への支援につきましては、県教育委員会としましては様々な取組を行っているところでございます。

まず、市町立学校の管理職に対しましての研修会を実施しております。リーダーシップを発揮していただく管理職を対象にまずは研修会を必ず実施しているところでございます。

次に、県内に二十名配置しておりますICT活用教育の牽引役というふうになりますエリアリーダーによります実践事例の提供。

それから、各学校のICT教育の推進リーダーに向けた授業の公開研修、スーパーティーチャーによります初任者に向けたモデル授業の公開。

それから、端末やアプリケーション活用のスキル向上を目指す活用力向上研修。

端末の活用が低かった学校に対しまして重点校支援という形で様々な支援を行っているところでございます。

一方、課題といたしましたは、先ほどの事業にも共通いたしますが、やはりデジタルに苦手意識や抵抗感を持つ教員への対応が重要と認識しているところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。管理職の研修や二十名のエリアリーダーや公開研修やそのモデル授業の公開、端末利用に関しての重点支援を行っている

るといような御答弁でした。

佐賀県の全国ベストテンという資料等を見ると、既に御承知の方は多いと思いますが、佐賀県はこのICTの整備率は全国一位で、ICTを活用して授業ができるという比率も一位、また全国でもトップレベルであるというデータが出ておりますので、そのデータからひととくと、非常に先進的な自治体であると言っている私はいと思っています。また、そのための取組等も、今、教育DX推進グループが中心となって進めていただいているものだと思っております。また改めて課題については苦手意識をどう克服していくのかということがあるということでもありました。

今後の取組についてなんですけれども、一番何とか解消しないといけないのが、生徒たち、子供たちが格差がないようにしていかなければならないということを強く感じています。そして、さらに積極的な推進をこの事業はしていく必要があると考えます。

ここは佐賀県なので、主体がどうしても高等学校主体となるわけなんですけれども、今御答弁もありましたが、小中、そして、高校が連動した活用となることが私は理想的だと思います。さらに、県境を越えれば、例えば、久留米市の小学校の取組の先進事例を以前視察したことがあったんですけども、もちろんこれは先進事例ではあるんですけど、やっぱり取組の差を正直感じたところではありました。これはひとえに、やはり先ほどの課題意識のところと一緒にすけれども、教職員、特に管理職の方々のICT機器の活用についての認識等があるのかなというふうに感じたところでもあります。そして、このまま進んでいくと、高校の卒業まで、もしくは中学の卒業までで子供たちのICTを活用した学習の習熟度、活用のレベルには明らかに差がつくなどということを感じたところでもありました。

佐賀県の教育委員会は、幅広い視野と先の未来を見据えた事業展開を行って

いただいていると私は認識しておりますが、この小中との連携や現場の職員への研修、そして、生徒たちの学びをサポートしていくことなどの観点から、今後このGIGAスクール構想をどのように展開していく予定なのかをお尋ねいたします。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱ それでは、今後の取組につきましてお答えをいたします。

端末の活用を広げていくためには、子供が主体的に学ぶ授業スタイルを進めていくことが重要というふうに考えております。単に教員が授業で端末を活用するのではなくて、ふだんから児童生徒がいつでもどこでも主体的に活用するよう、まずは教員の意識改革、マインドの変革を進めていく、そして、授業デザイン、学びの変革を図っていくことが必要というふうに考えております。

具体的には、ICT活用教育推進のためのポータルサイト「SAGA Eコネクト」というものを既に設置いたしております。このサイトにはスーパーティーチャー等の授業動画や様々な実践事例、これは小・中・高、全ての実践事例を載せております。こういったものを提供いたしております。

また、このサイト内に設置しております教員交流ページというものがございます。まして、これは佐賀県の先生方しか入れない状況になっていきますけれども、そこにいろいろなコンテンツやこういうことをやりましたよといった情報の発信、共有等をする場を設けております。そういったところであるんな交流をしていただいで活用の推進につなげていただくということもやっているところがございます。

また、研修というのはインプット型になりがちなんですけれども、それをアウトプットを中心とした研修の充実をしていこうというふうに考えておるところでございます。

加えて、重要な市町立学校における端末活用推進につきましては、やはり市

町教育委員会のリーダーシップというものが不可欠というふうに考えておるところでございます。

県教育委員会としましては、市町教育委員会と協力しながら、これらの取組を引き続き強力に進めていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ ありがとうございます。今御答弁いただいたとおり、市町の連携も含めて強力に進めていただくということが全てだと思っております。とにかく子供たちにとって、これからはますます必須になってきますので、ここがどうか後れを取らないように、さらには佐賀県は学びに関して最先端を行っていると言ってもらえるような環境づくりに向けて、先生の意識改革も含めてお願いをしたいと思います。

続いて、「県立高校六次化実践プログラム」についてです。

まずはこの目的についてですが、この「県立高校六次化実践プログラム」は、令和五年度から七年度までの期間で予算額六百万円で全額国庫負担とのこと。令和五年度の予算額は六百万円で決算額は五百七十二万四千円となっております。まずはこの事業の目的はどういうものなのかを改めてお尋ねいたします。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱ それでは、事業の目的につきましてお答えをいたします。

御承知のとおり、六次産業化といえますものは、一次産業としての農林漁業、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業を組み合わせまして、総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用いたしまして新たな付加価値を生み出す取組ということになります。

本事業の目的といたしましては、異なる校種間でそれぞれの専門性を生かし、デジタル技術を活用しながら、生徒が多様で幅広い視点を持ちながら、協働的な学びによる課題解決、新たな価値の創造に向けて能力を発揮できる人材を育

成することというにしてしております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

では、この事業の概要についてなんですけれども、この事業においては県立の伊万里実業高校を中心に実践されていて、デジタル技術を活用した新しい教育方法の導入、学校、学科の専門性や特色を生かした文理融合型の学びの実践、専門的知見、先端技術を有する人材や地域を支える人材の積極的な活用という三つの柱が掲げられており、異なる学校や学科が協働して地域課題の解決に取り組みとされている事業です。

特にこの事業においては、文理融合型の学びの実践を図られているということでもありました。先ほどの古川委員の質問とかなりリンクする部分があるなと思いつながら、先ほど聞かせてもらっていたんですけれども、この文理融合の学びというのは、まず、しっかりした基礎的な学力、何を学んできたのかという、そこがまず求められるわけです。ですので、この文理融合というところが、ちよつとネガティブな言い方ですけども、結果として文系、理系のつまみ食いのような形にならないのかというようにも一つ懸念している部分でもあります。

そこで、この事業の内容や現状、そして、課題はどのようなものがあるかと認識しているのでしょうか。また、今お伝えした私の懸念に対しての考えも含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱまず、事業内容と現状につきましてお答えいたします。

県立高校六次化実践プログラムは、県内の異なる高校、学科——農業、工業、商業、家庭などですけれども——その生徒たちが一つのプロジェクトで交流いたしまして、それぞれの専門性を生かし、互いに協力しながら課題解決してい

く取組でございます。

このプログラムは、「いまりん六次化」実践プログラムということで、今、委員おっしゃったように伊万里実業高校で実践いたしております、学校を農業法人組織と見立てまして、農業科と商業科の生徒が協働いたしましてビジネスプランを策定いたします。そして、農作物等の栽培、これが一次産業になりますけれども、食品の生産や木材加工、これは二次産業、そして、販路開拓や販売の三次産業までを生徒が実施をすることになります。学科や教科を横断いたしまして、それぞれの専門性を生かした文理融合型のカリキュラムを実践しているということになります。

先ほどビジネスプランというのが出てまいりましたけれども、一つのビジネスプランの例を御紹介いたしますと、伊万里実業高校のPTAとか、OBとか、OGの皆様方、あるいは地元企業等からの出資を募りまして、「株式会社I-JITSU」、これを設立するというところで、商業科と農業科のノウハウ、設備、農地、地域との人脈を生かしながら、地域内外の子供たちや住民に、野菜、動物の飼育、それから、木材加工、調理とともに、マーケティングを学ぶ体験型の教育サービスを提供するというふうなビジネスプラン、そういったものを立てているというものもあります。

また、オンラインを活用いたしまして、遠方にいる外部講師による専門性の高い教育の提供や、離れた二つのキャンパス——農林キャンパスと商業科のキャンパスは離れていますので——にいる生徒同士の基本的な学びをこういうオンライン等を通じて実践しているところでございます。

先ほど委員の御心配の分の文理融合型と学びについてなんですけれども、文理融合型の学びとは、単に文系と理系のいいとこ取りをするのではなく、各専門的な学びをベースに、それぞれの強みを生かし、一つの課題解決をする学びというふうに思っております。

この取組によりまして、商業、農業、工業、それぞれ専門的な基礎知識を持つ生徒が強みを生かし、協働することで、広い視点で課題解決、新たな価値の創造を可能とすることができるといふふうに考えております。異なる学科や校種の生徒がそれぞれの専門性を出し合いながら、商品の開発から製造、販売までを行うなど、現在順調に進捗しているところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。改めてお伺いすると、非常に興味深い取組だなということがまず第一印象であります。今のところ、順調だということはお話でもありましたが、これが将来どうつながっていくのかというところが非常に大事なところで、ここに関しては、また今後聞かせていただきたいところでもあると思っております。

この事業を展開する上で、今お話もありましたけど、各学校や学科での取組をある程度習熟しながら連携することというのが当然求められるわけです。

ちよつとそれですが、以前、文教厚生常任委員会で鹿島高校を視察させていただきました。民間事業者が学校の中で授業を展開して、生徒とも関わりを持つということで、非常に先駆的な取組であって、この取組は六次化事業とはくくれない面等がありますけれども、文理融合という視点や、専門的知見や先端技術を有する人材や地域との協働という面では、実践の中でいかに学んでいくのかということで特色のある取組で、これからの時代に沿って、先ほどの普通科高校の、いかに取り組んでいくのかというところの視点の一つではありますけれども、やっぱり県立高校の環境が大きく今変化していることを実感した鹿島高校の例でもありました。

話は戻りますけれども、この伊万里実業高校で実践されている「県立高校六次化実践プログラム」は、これから必須となるICT環境の整備をしっかり行っていくことと、文理融合となるそれぞれの異なる学科や学校が協働するこ

とや、専門的な人材との連携を通しての地域課題の解決をしていくということや、ことが掲げられているわけですが、最後にこの事業、今後どのように取り組んでいくのかについてお尋ねしたいと思います。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱ今後の取組につきましてお答えいたします。

今後は、ビジネスプランを基に、生産から商品販売までを一貫して行うカリキュラムを開発、実践、評価をしていきたいというふうに考えております。

今後とも引き続き、デジタル技術を活用することで、地域人材との相互連携をより密に行いまして、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す創造力を身につけた人材育成と、地域に根差した学校として県立学校の役割を高めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今回この取組は教育DX推進グループということですが、恐らくもう部も課も全部横断しながらやっていかないとけない事業で、そのような取組になっていると思います。今から時代が大きく変わっていきますので、そこはとにかく時代の流れをキャッチアップして、さらに先を行く。そして、生徒たちにとって、ああ、ここで学んでよかったなと思ってもらえることが一番でありますし、その先を見越した事業展開というものを引き続きお願したいと思います。

では続いて三問目、「SAGAインターハイ」についてお尋ねいたします。事業名、「二〇二四年度全国高校総体北部九州大会」、予算額二千六百八十八万六千円に対して、決算額二千六百三十九万三千円について質問いたします。

今年の夏、高校生最大のスポーツの祭典である全国高等学校総合体育大会が平成二十五年度以来、十一年ぶりに北部九州ブロックを中心に開催され、本県ではSAGAインターハイの呼称の下、水泳競技、競泳やバドミントン競技な

ど六競技種目で熱戦が繰り広げられて、八月に終了いたしました。

教育委員会では、本年度は四億二千六百四万二千円の前算が計上されておりましたが、大会準備及び運営に万全を期すために、令和五年度から「全国高校総体2024推進チーム」を設置するとともに、佐賀県実行委員会を設立し、広報活動の展開や宿泊施設の確保、役員及び補助員の編成等を進めてきており、既に運営のために招集された方々も、半数の人たちが教育現場に戻っているというふう聞いております。

当初は、SAGAインターハイの開催前年に当たる令和五年度に「SAGA2024」が開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で一昨年度となったことで、僅か数カ月間に国内を代表する二つの大規模スポーツ大会が開催されることとなりました。

過去にあまり例を見ないこのような状況の中で、事務連絡、人員配置や広報など、関係者の苦労も多くあったと思いますが、逆に同年開催ならではの相乗効果もあったと考えております。

一方で、高校生の活躍に目を向けると、SAGAインターハイの開催前には各種のPRイベントが実施されておりました。私も昨年十二月二十三日、佐賀駅前で開催されていたイベントに家族で参加させていただきました。

選手以外の県内全域の高校生が主役、主体となって様々な競技種目の体験や各校ごとに趣向を凝らした出店もあって、会場をそれぞれの形で、まさに「する」「観る」「支える」というコンセプトの下、高校生が来場者を楽しませてくれる場面が多くて、来場していた多くの子供たちも夢中になっている様子もあって、私も充実した時間を過ごさせていただきました。

また、大会期間中には、本県選手の活躍が連日のように報じられて、高校生が様々な立場でこの大会に関わっていることを強く実感したところでもあった、高校生にとっても多くの経験や体験をもたらすことができた大会になった

と感じています。

こうした有意義なSAGAインターハイで培ったものを今後にかかしていくためにも、大会を総括するとともに、本県の高校スポーツの歴史にしっかりと刻みこむことが重要だと考えております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まず、概要についてです。

SAGAインターハイが決定した経緯と競技種目選定の方針についてお尋ねをいたします。

○松尾総体2024総括監Ⅱ開催の経緯や競技種目の設定についてお答えをいたします。

昭和三十八年に始まったインターハイは各県持ち回りを基本として開催され、一巡目は、御存じのとおり佐賀県で平成十九年に開催をいたしました。平成二十二年度で一巡目が終わり、二巡目となる平成二十三年度からはブロック単位で開催することとなり、佐賀県が所属する北部九州ブロックは十一年に一度回ってくるようになっております。

委員から御案内がありましたように、九州ブロックとして平成二十五年に一度開催、そして、その十一年後の今年度、令和六年度に開催が決定したところでございます。

開催種目の選定に当たっては、前回、平成二十五年度に北部九州四県それぞれで開催した競技以外から選定することを基本とし、佐賀県では新設のSAGAアリーナやSAGAアクアの活用を見据えて検討をいたしました。

また、同年開催の「SAGA2024」国民スポーツ大会で開催されない競技、これはボクシング競技——ボクシング競技は隔年開催ですので、「SAGA2024」の国スポでは開催されておられません。

また、少林寺拳法競技、これは国民スポーツ大会の競技にはなっておりませ

んが、その二競技をインターハイのほうで盛り上げるということを考慮して選定いたしました。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。何かなるほどですねと思いながら、アーリーナの活用とか「2024」でやらない競技をやっぱりいざ佐賀でしっかりとやって盛り上げていくこと、見せ場をしっかりとつくるということで検討されたということでした。

では次に、大会規模についてですが、参加者数や参加校数、観客数はどのくらいあったのか、お尋ねいたします。

○松尾総体2024総括監Ⅱ大会規模についてお答えいたします。

SAGAインターハイでは、選手、監督、コーチを合わせて六千六百十七名が参加され、参加校数は千三百九十五校、また、観客数は延べ人数で三万七千五百名とカウントしております。さらに、大会を支える役員補助員は二千九百十二名でございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今人数の御報告いただきましたが、やっぱり大規模な、非常に大きな会であったことがこの数字からも分かります。

では続きまして、佐賀県勢の競技成績についてお伺いいたしますが、本県選手手の競技成績がどのようであったのかをお尋ねいたします。

○松尾総体2024総括監Ⅱお答えする前に、先ほど延べ人数につきましては四万七百五名というふうに言ったつもりでしたが、そう言っていなかったようですので、訂正をいたします。

佐賀県勢の競技成績についてお答えいたします。

まず、団体競技から申し上げます。

これはもう御存じかと思いますが、レスリング競技で鳥栖工業高校が大会二

連覇を達成、少林寺拳法競技で武雄高校が男女ともに団体演武で準優勝、フェンシング競技女子で佐賀商業高校が三位、バドミントン競技で佐賀女子高校がベスト八に入っております。

個人競技では、少林寺拳法女子単独演武、そして、レスリング競技男子七十一キロ級での優勝をはじめ、十七個人がベスト8以上に入っております。

出場した選手からは、会場で応援してもらったのが何よりうれしかったとの声がありました。これは「SAGA2024」でも同様の声が大きく聞かれましたが、地元の応援が選手の力となり、本県で開催した六競技全てにおいてベスト8以上の選手が生まれるという好成绩につながったのではないかと思っております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ改めてこの競技成績について久しぶりにお伺いしたということでも思っていますが、皆さんすごく頑張ってもらって、やっぱり選手にしてみても、地元の応援が非常にうれしかったということ、これはSSPのコンセプトでもある、支える側、応援する側というのがどれだけ、特に活躍する選手にとっても励みになりますし、支える側にとっても非常に大切なことでもあるというふうにも思います。

次に、「SAGA2024」との同年開催についてということでお尋ねをしたいと思いますが、まず教育委員会の方針についてです。

「SAGA2024」との同年開催になったというのは、途中で変更されたこともあって結構御苦労されたと思いますが、まず、教育委員会としてどのような方針で臨まれたのか、その思いについてお尋ねしたいと思います。

○松尾総体2024総括監Ⅱ「SAGA2024」との同年開催における教育委員会の方針についてお答えをいたします。

委員御指摘のとおり、数カ月の間に二つの大規模スポーツ大会を開催するこ

となり、特に両大会を運営する競技関係者には大変御苦労がありました。

また、県内の多くの教職員、高校生が両大会の役員や補助員として参加するため、通常の学校行事の時期や夏季休業をずらしたりする工夫もいただきました。

教育委員会としては、両大会をそれぞれ個別の大会と捉えるのではなく、一体的な大会と位置づけ、生徒たちにはいろいろな立場で、受け身ではなく積極的に関わり、その経験を通じて大きく成長してくれることを期待し、教職員にはその生徒たちのそうした成長を後押ししてほしいとの思いで取り組んだところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱこれを好契機と捉えて、個別じゃなくて一体的に取り組んでいくという方針でバックアップをしてもらったという話だと思えます。

続きまして、この準備や運営に当たってどのような工夫があったのか、その工夫した取組についてお尋ねしたいと思います。

○松尾総体2024総括監Ⅱ工夫した取組についてお答えします。

インターハイと「SAGA2024」を同じ会場で実施する競技は佐賀市の競泳であるとか嬉野のレスリングがございます。これにつきましては、令和五年度の準備段階からそれぞれの競技を担当する市の実行委員会と密に連携し、一緒に業務の効率化等を図りました。

また、インターハイの開催時には市の職員が、逆に、「SAGA2024」の開催時には我々「全国高校総体2024推進チーム」の職員がそれぞれの大会をサポートするなど、相互に協力し合い、同年開催ならではの取組を行いました。

また、両大会の開催にとって必要不可欠な宿泊関係では、食品衛生面で提出いただく書類等がたくさんありますが、今までインターハイと国スポはその様

式が全然違っておりました。これを国スポとインターハイで統一した様式を作りまして、宿泊関係の負担を減らしたところであります。

また、食品衛生講習会というのも開かないといけないですが、これも別々に行うのではなく、インターハイ、国スポ一緒に行ったところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。やっぱり同時開催ならではの取組を結構工夫していただいたんだなというふうにも思いました。

続いて四番目の、大会を支える高校生活動についてお尋ねをしたいと思います。

これは勉強会資料等にも載っていますが、この高校生活動、佐賀県高校生活動推進委員会生徒委員会、通称「さがまる」という団体の子たちがこの支える部分というところをやっていたいました。冒頭述べた私が参加させてもらったところもそういう子たちがやってもらっていたことだったんですが、まず、高校生活動の趣旨についてですけれども、インターハイにおける高校生活動の目的や意義についてお尋ねをいたします。

○松尾総体2024総括監Ⅱ高校生活動の趣旨についてお答えいたします。

高校生活動とは、地元の高校生が、「支える」の観点からいろいろな形でインターハイに関わり、達成感や充実感を味わうことで成長していくことを目的として行われるものでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。端的に述べていただきましたが、それでは、本県における高校生活動の特徴としてどのようなことがあったのかというのをお尋ねいたします。

○松尾総体2024総括監Ⅱ本県の高校生活動の特徴についてお答えいたします。

本県では、支える高校生の代表として、県内十校、二十名で構成する生徒委員会、先ほど委員からおっしゃいました「さがまる」という愛称で呼んでおります。これを令和五年五月に結成いたしました。

前例にとられない生徒たちの自由な発想での企画立案を尊重し、大人はそれを実現するための後方支援に徹することで、生徒たちの主体性を育むように努めました。

その「さがまる」の大きな転機になったのは、先ほど委員からおっしゃいました、令和五年十二月に佐賀駅前交流広場で実施した「SAGAインターハイ特別イベント〜COUNTDOWN200〜」ではないかと思っております。委員にも御来場いただきました。

このイベントは、「さがまる」が自分たちで考え、企画、開催したもので、多くの学校が物品販売を行ったり、パフォーマンスを披露したりして、オール高校生でイベントを盛り上げてくれました。自分たちで考え、苦労しながら形にし、それを達成した喜びを感じ取ってくれたのではないかと思っております。そのことをきっかけに、「さがまる」はますます主体的な活動を進めてまいります。

少し長くなりますが、四つの事例を紹介させていただきます。

まず一つ目ですが、大会の会場に参加者の記念撮影スポットというのを作っております。これは何かといいますと、「草花のモニュメント」、上段と下段に花壇を置いて、その間を空洞にして、そこに選手が入って撮影ができるというものです。このデザインにつきましても、「さがまる」が企画、デザインし、草花につきましては農業系高校の生徒が育て、その土台については工業系の高校生が製作したものです。

二つ目ですが、夏の大会なので、うちわを作って配布いたしました。そのうちわのデザインは、「さがまる」が推奨する佐賀県内の推しスポット、推薦す

るスポットのイラスト原画を「さがまる」自身が手書きをしております。

三つ目、SAGAインターハイの一年前、令和五年年度のインターハイ、これは北海道で行われましたが、「さがまる」が視察した際、競技の最終日——競技の最終日というのは、選手たちはホテルを出払って会場に来るものですから、大きなキャスターバッグを持って移動していました。それを見た「さがまる」は、SAGAインターハイでは競技の最終日に手荷物預かり所を開設しようと思案し、実際に実現いたしました。

四つ目です。「未来をつなぐプロジェクト」というものです。これは、「さがまる」がこども園を訪問して、園児にインターハイを分かりやすく説明し、園児が喜ぶ形でスポーツ体験をしてもらうというものです。

冒頭申し上げましたが、次回、インターハイが回ってくるのが十一年後の令和十七年です。令和十七年は、この園児たちが高校生になっております。言葉には出しませんが、次のインターハイはあなたたちが頑張つてねという思いを込めて、未来とつなぐというものを開催したところでございます。

こういった活動を展開し、各方面から佐賀県の高校生活動はすばらしいという称賛の言葉をいただいたところでございます。

以上でございます。

○下田委員 ありがとうございます。具体的に四ついただきましたけれども、すばらしい活動ですね。僕が高校のときと比べてはいかんですけれども、やっぱりこれだけ他校との関わりでこういった具体的な事例をつくってクリエイティブしてくれているということがとても頼もしいですし、いい時代になったなというか、すばらしいなというふうに思いました。

次回が令和十七年ということなんですけど、子供たちは多分、園児たちは覚えていないでしょうから、ここをどう伝えていくのかとか——ただ、楽しかった経験は覚えているでしょうから、そこがとても大事ですよ。

最後、総括をお伺いしたいと思うんですけども、このSAGAインターハイ全体を振り返って、よかった点や課題、また、この大会で得られたものを今後どのように生かしていくのかというところですか。

この高校生活動「さがまる」も、聞いたところによるとあした解散なんですよね。なので、ここで一旦の大きな区切りになるということなんですけれども、やっぱりこのSAGAインターハイ、「SAGA2024」とも非常に連動した大きな大会であったと思います。恐らくそこを実感するのは大きく大人になってからのかなというふうにも思いますけれども、こういった佐賀県にとっても、何十年に一度の大きな一大イベントを経験されたわけで、この点について、今後どのように生かしていくのかという展望について、この大会で得られたものを今後どのように生かしていくのかという展望について、総括としてお伺いいたします。

○松尾総体2024総括監Ⅱこの大会で得られたものを今後どのように生かしていくかについてお答えいたします。

先ほど高校生活動のところでも触れましたが、高校生のアイデア、高校生の力を結集して、インターハイという高校生の大会を高校生が支える大会として開催することができたと感じております。

また、新設のSAGAアリーナやSAGAアクアの機能、照明であったり、映像であったり、音響であったり、暗転という形の機能の活用に加えて、そのほかのところでも、スモークとか、架設モニターを使って、これまでのインターハイでは一切やってこなかった演出ということに挑戦しました。

参加者からは、こんなインターハイは初めてとか、オリンピックみたいで一生の思い出になった、会場がライブみたいで楽しかったなどの声をいただき、今後の高校スポーツについて、一つの考え方を提案できたのではないかと考えております。

SAGAインターハイにいろいろな形で関わった高校生たちに、今大会の経験を生かし、今後も「する」、「観る」、「支える」などの多様な形でスポーツに関わり、本県のスポーツ文化の発展に貢献してほしいし、そのことで自分自身の人生も豊かにしてもらいたいと願っております。

そして、「SAGAインターハイ」で実践した、子供の主体的な考えや判断を尊重し、子供たち自身が達成感や充実感を実感するという考え方を今後も様々な場面で生かし、子供たち自身がそれぞれの個性をさらに伸ばしていってもらいたいと思っております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

非常によい大会であったというふうに思っております。ぜひ子供たち、生徒たちの成長をサポートできる我々でありたいと思いますし、このインターハイを経験した子供たち、生徒たちも、佐賀でこの活動ができてよかったとしっかりと思っていただけに、これからも総括、そして、事業の展開をしていただきたいと要望をいたしました。終わらせていただきました。ありがとうございます。

○古賀陽三委員長Ⅱ暫時休憩します。十三時十分をめぐりに委員会を再開します。お疲れさまでした。

午後零時八分 休憩

午後一時十分 開議

○古賀陽三委員長Ⅱ それでは、委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○中本委員Ⅱ 皆さんこんにちは、公明党の中本正一でございます。

文教厚生常任委員会の所管事項に係る二〇二三年度、令和五年年度の決算内容や事業の効果等につきまして質問をさせていただきます。執行部の皆様にはどうか明快な御答弁をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず、大きな項目の一つ目に、「未来へ向けた胃がん対策推進事業」について質問をいたします。

本県では、全国に先駆けて、二〇一六年度から中学三年生を対象にピロリ菌検査と除菌を全額公費で負担するという「未来へ向けた胃がん対策推進事業」を実施されています。

胃がんはその約八割はピロリ菌の感染が原因であり、ピロリ菌を除菌することで胃がんの発症リスクを低減できることがWHOの報告書で明らかにされています。

さらに、胃がんは感染症であり、特に日本はピロリ菌の悪性度が高く、胃がんの九九％はピロリ菌が原因だと主張される専門家もいらっしゃいます。このことから、私は県議会に初当選した直後の二〇一五年六月定例会の一般質問でピロリ菌と胃がんの関係、ピロリ菌除菌の有用性や保険適用について、県民に向けた周知啓発に積極的に取り組むなど、胃がん予防対策の推進を求めて質問をさせていただきましたが、本事業が始まる前ということもあり、あまり前向きな答弁ではなかった記憶があります。

その後、二〇一六年度から本事業が始まり、今年で九年目を迎えますが、除菌治療した生徒の累計が千名を超えたとの新聞報道があったことから、今回この決算特別委員会の場で取り上げさせていただいたところであります。

まず、本事業におけるピロリ菌検査の流れ及び事業スキームについてお伺いをいたします。

「未来へ向けた胃がん対策推進事業」は、佐賀大学に業務委託し、県内全ての中学三年生を対象に実施されていますが、ピロリ菌検査の流れ、そして事業スキームはどのようになっているのかお伺いいたします。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱ ピロリ菌検査の流れ及び事業スキームについてお答えします。

本事業は中学三年生を対象としており、参加に当たっては参加意向確認書により保護者の同意を得て検査等を行っていきます。

検査の流れについては、まず学校で春に行われる健康診断の際の検尿を利用して一次検査を行い、陽性であれば二次検査として便検査を行います。二次検査でも陽性となった生徒は医療機関を受診し、内服による除菌治療を開始します。薬を飲み終えた後、一定期間を空けてピロリ菌が除菌されたかどうかを確認する判定検査を受けるという流れになっています。

次に、事業スキームについてですが、本事業は、佐賀大学医学部附属病院内にある事業センター、県内の協力医療機関、検査機関などと県が連携して実施しています。

事業センターは、県から委託を受け、一次検査の結果の取りまとめや二次検査の実施、検査結果の通知などを、検査機関や協力医療機関は、一次検査の実施、除菌治療や除菌判定などを、そして県は、市町の教育委員会や県内の中学校への協力依頼、保護者や学校からの問い合わせ等を行っています。

中学校への協力依頼の内容は、事業案内の書類の配布ですとか参加意向確認書の回収のみであり、学校現場の負担をできるだけ増やさないようなスキームとして実施しています。

以上です。

○中本委員Ⅱ春の健康診断の検尿を活用されるなど、生徒が検査に参加しやすくするような工夫がされたり、また学校現場の多忙化が大変問題となる中でありますので、現場の先生方の負担にならないような配慮もしっかりされているということでありました。

ピロリ菌につきましては、胃の消化機能が発達する五歳前、乳幼児期に感染することが判明しています。そして、感染ルートは親などから乳幼児への、いわゆる家族内感染が大半と言われており、感染後、できるだけ早く除去することが望ましいとされていますが、検査対象を中学一年生、二年生ではなく、中学校三年生とした理由について改めて伺いたいします。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱ検査対象を中学三年生とした理由についてお答えします。

二点ほど申し上げますと、除去の治療薬が基本的には十五歳以上を対象としていること、検査結果が仮に陽性となった場合、義務教育期間中であれば保護者の協力の下、生徒を治療に結びつける可能性が高いと思われることなどから中学三年生を対象としております。

以上です。

○中本委員Ⅱ今、中学三年生を対象とした理由について御説明いただきましたが、これは伺った話でありますけれども、ごくまれにはあります。胃が萎縮する前、いわゆる十代後半から二十代で発症するスキルス胃がんという非常に進行の早いがんを発症する可能性もあることから、そういう点でも十代で除菌するこの事業の有用性について評価する医療関係者の声も伺ったところであります。

さて、成人の場合、ピロリ菌検査や除去が医療保険の対象となるには、内視鏡検査で慢性胃炎と診断された場合となりますが、本事業では検査方法が一次が尿検査、そして二次が便検査となっております。

そこで、本事業で内視鏡検査を必要としない理由について伺いたいします。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱ内視鏡検査を必要としない理由についてお答えします。

ピロリ菌の感染を確認する方法は、内視鏡で直接胃の組織を調べる方法ですとか、そのほか血液や尿などで調べる方法もあります。

本事業の場合、中学生での胃がん発症は、先ほど委員はスキルス胃がんの話もされましたが、ごくまれな状態であること、また大人は人間ドック等で胃の内視鏡検査と併せてピロリ菌等の検査を行うこともあります。中学生には内視鏡の検査は負担が大きいといったことから、専門家の意見を参考としまして検査方法を選択しております。

以上です。

○中本委員Ⅱそれでは、次に事業の実施状況について伺ってまいります。

まず、ピロリ菌検査の実績についてであります。

以前御報告いただいておりますので、この事業が開始された二〇一六年度、対象となる中学三年生、当時八千九百十二名に対して一次検査を受けた生徒は六千九百五十三名となっており、検査の参加率は七八%、そして一次検査の結果、二次検査を必要とする三百九十九名の中で実際に二次検査を受けた生徒は三百三十五名ということで八四%だったと伺っております。

そこで、二〇二三年度、令和五年年度のピロリ菌検査の実績はどうであったのかお伺いいたします。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱピロリ菌検査の実績についてお答えします。

二〇二三年度は対象生徒八千二百二十五人に対して、一次検査を受けた生徒数は七千六百十三人、その割合は九三%です。一次検査の受検者のうち、二次検査の対象となった生徒数は二百八十三人で、実際に二次検査を受けた生徒数は二百二十九人、その割合は八一%となっております。

なお、事業を開始しました二〇一六年度から二〇二三年度までの八年間を見てみますと、累計で対象生徒数は六万六千五百六人で、そのうち一次検査を受けた生徒数は五万八千八百七十八人で、その割合は八九％、また二次検査の対象となった生徒の数は二千三百六十八人で、そのうち二次検査を受けた生徒数は千九百六十二人で、その割合は八三％となっています。

以上です。

○中本委員Ⅱ本事業の入り口とも言えます、この一次検査への参加率が二〇一六年度七八％から、二〇二三年度には九三％ということで大きく向上しており、八年間の累計でも八九％ということでありました。二〇一六年度は事業の初年度ということもあり、たしかピロリ菌検査に必要となる保護者の意向確認書、この未提出が大変多かったと伺ったところでもあります。

そこで、一次検査への参加率が向上しているその要因についてどのように考えるか、伺いたいと思います。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱ参加率が上昇した要因についてお答えいたします。

事業開始から八年を過ぎ、本事業が保護者の間でも認知されるようになったのではないかと考えております。また、ピロリ菌と胃がんの関係ですとか、そういったがんやがん予防に関する意識が県民の中で理解が深まって、高まっていったのではないかと考えております。

以上です。

○中本委員Ⅱそれでは次に、二次検査で陽性となった場合の除菌治療について伺いたいと思います。

除菌治療につきましては、四種類の抗生剤を一日二回、七日間にわたって服用することになり、完治するまでこの治療は続けられると伺っております。事業がスタートした二〇一六年度は、二次検査で陽性となった生徒、当時二百四

十九名、そのうち除菌治療を行った生徒が二百三十五名ということで、陽性者の除菌治療率は九四％だったと伺っております。

そこで、二〇二三年度の除菌治療の実施状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱ陽性者の除菌状況についてお答えします。

二〇二三年度に二次検査を受けた二百二十九人のうち、陽性となった生徒は九十五人、そのうち除菌治療を行った生徒は七十一人で、その割合は七五％、未治療の生徒は二十四人となっています。あわせて、事業開始の二〇一六年度から二〇二三年度まで、八年間の累計で陽性となった生徒は千三百六十六人、そのうち除菌治療を行った生徒数は千七百七十一人、その割合は九〇％、未治療の生徒数は百三十五人、平均いたしますと一年度当たり百五十人程度が除菌治療を行ったことになっております。

以上です。

○中本委員Ⅱ既に除菌治療を終えた生徒の累計が千七百七十一名ということで、平均すると毎年約百五十名の生徒の除菌治療が行われているということ、大変感慨深い思いがいたします。

ただ、気になる点としては、除菌治療率がおおむね九〇％あったものが、二〇二三年度、七五％と低くなっているようではありますが、その要因についてどのように考えるかお伺いいたします。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱ二〇二三年度の治療を行った生徒の数がちよつと低くなっているのじゃないかということについてお答えします。

昨年度、治療を行った数として、先ほど七十一名と申し上げましたが、これは二〇二四年三月三十一日現在の人数となっています。除菌対象の生徒には十五歳の誕生日から一年間有効なクーポン券を送付しております。例えば、誕生日、十五歳を迎えても、受検を終わらせて除菌をしたいですか、春休みにゆっ

くりとしたいというふうな御希望もありますので、翌年度以降に治療を始める生徒が例年おられます。最終的には例年どおりの数になるのではないかと見込んでおります。

以上です。

○中本委員Ⅱ誕生日から一年間治療できると。その分、これから加算されるので、例年と変わらないぐらいの率になるということで理解をいたしました。

この除菌治療に關しまして、もう一点、副反応、副作用についてお伺いをいたします。

ピロリ菌の除菌治療に伴う副反応等につきましては、国内での治療実績から下痢や味覚異常、吐き気、嘔吐、皮膚の発疹などの発症が確認され、想定をされていると伺っております。既に千七百七十一名もの除菌治療を終えられていますが、これまでに具体的な副反応等の報告といったものはあったのかお伺いいたします。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱ除菌治療の副作用等の報告があったかということでしたので、お答えいたします。

事業センターに確認いたしましたところ、便が緩くなったですとか、かゆみが出たといった事例はございますが、現時点で重篤な副作用の事例はないとの報告を受けております。

なお、中本委員がおっしゃるとおり、除菌治療を始めますと、下痢ですとか味覚異常、悪心、嘔吐、皮膚の発疹など、副作用が一〇%の方に起こる可能性があるとされております。治療開始のときには、医療機関のほうから生徒や保護者の方に対してこのような状況も御説明しているところですよ。

以上です。

○中本委員Ⅱ重篤な副反応等の報告はないということで安心いたしました。

それでは次に、事業費の予算額、決算額についてお伺いをいたします。

二〇一六年度は予算額三千二百五十六万一千円に対し、決算額は二千八百三十八万三千円だったと伺っていますが、二〇二三年度の事業費の予算額、決算額はどのようになっているのかお伺いいたします。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱ事業費の予算額、決算額についてお答えします。
二〇二三年度の予算額は三千二百六十六万四千円、決算額は二千九百五十六万六千円、全額県費となっております。

決算額の内訳は、事業センターを運営する佐賀大学への委託料として二千二百十五万五千円、一次検査、尿検査ですが、医療機関に支払う除菌治療の費用等として七百八十八万五千円、その他、リーフレット等、広報費として二十二万六千円となっております。決算額は事業開始しました二〇一六年以降、対象生徒数による多少の増減はありますが、毎年三千万円前後となっております。

以上です。

○中本委員Ⅱ全額県費で、多少の変動はあっても、毎年三千万円前後の県費を使ってこの事業が実施をされているということでありました。

それでは次に、事業効果についてお伺いをいたします。

この事業は県内全ての中学三年生を対象としており、検査や除菌を行うということ、がんを人ごとではなく、自分事として考える、いわゆるがん教育といった観点からも意義が大変大きいのではないかと考えています。

また、先ほど申し上げましたように、ピロリ菌は五歳までに感染し、その感染経路の大半が保護者などから乳幼児への家族内感染であると言われております。ということは、陽性となった生徒の保護者もピロリ菌の保有者である可能性が非常に高いものと想定がされます。そう考えますと、この事業の対象は中学三年生ではありますが、保護者世代に対して、事業を通じてピロリ菌検査、除菌への理解が進み、大人世代の方々のがん検診の受診につながるという効果も期待できるのではないかと考えます。

また、二〇一三年に公表された「ピロリ菌除菌による胃癌予防の経済評価に関する研究」報告書には、小児期における経済評価では、小児の陽性率が三から八%のときに、一人の胃がんの予防に必要な費用は三十三万四千円から六十一万八千円で、一人当たりの平均治療費用百四十二万五千円よりかなり低く、費用に見合った十分な予防効果が示されたとあります。いわゆる費用対効果という意味合いではないかと思えます。

そこで、こうした点も踏まえ、本事業の効果についてどのように考えるかお伺いいたします。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱ事業効果についてお答えします。

胃がんの発生リスクであるピロリ菌を除去し、将来的な胃がん発症のリスクを低減させることが医学的に期待できること。また、副次的な効果として、本事業を契機に家族でがん予防やがん検診について話をする中で、家族の健康意識や行動が変わるきっかけとなり得ること、検査結果を送る際に「大人はがん検診を」と呼びかけるリーフレットも同封してありまして、がん検診受診の啓発にも役立っていると考えております。これらは決して小さくはない効果があると考えております。

以上です。

○中本委員Ⅱ事業効果は大変大きいということでありました。

次に、課題についてお伺いいたします。

先ほど事業の実施状況でお示いただきましたように、一次検査の参加率はおおむね九〇%と高いものの、二次検査になると八〇%程度に下がっています。また、ピロリ菌が確認されても治療しないケースが一割程度あり、これは大変残念に思うところであります。

そこで、こうした点も踏まえ、事業を進める上での課題についてどのように考えるかお伺いいたします。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱ課題についてお答えします。

本事業を実施する中で二次検査の対象となっても受けない生徒、除菌対象の治療となっても治療を受けない生徒、除菌治療薬を服用後に必要となる医療機関での除菌が済んでいるかを判定する検査を受けない生徒が一定数いる状況です。こういった状況をなくしていくことが必要と考えております。

以上です。

○中本委員Ⅱそれでは、ピロリ菌が確認されても除菌治療を受けない、いわゆる未治療者に対しては、例えば、治療を行うよう積極的に勧奨といったものを行われているのか、確認をさせていただきます。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱ治療や検査の受診勧奨についてお答えします。

協力医療機関や事業センターから保護者や生徒に対して文書や電話をかけることで適宜検査を受けてくださいとすとか、治療はお済みですかというような連絡をしております。現在の勧奨文書は文字のみとなっていますので、ピロリ菌の胃がん発症リスクや除菌治療について、生徒や保護者の理解が進むよう、例えば、今後はイラストを多用したリーフレットを作ることも考えております。

以上です。

○中本委員Ⅱぜひ積極的な受診勧奨を進めていただきたいというふうに思います。

それではこの質問の最後に、今後の取組についてお伺いをいたします。

都道府県単位でピロリ菌検査と除菌治療をセットで実施するという取組は全国で初めての取組であり、その結果を全国の自治体、また、医療関係者の皆さんも大変注目をされているようであります。子供たちの将来の胃がんの発症リスクを大きく軽減させるといふ未来に向けたプレゼントであると同時に、将来の医療費の抑制にも大きく貢献できるものではないかと考えます。

本事業の提案者であり、佐賀大学医学部小児科診療准教授で未来へ向けた胃がん対策推進事業センターの垣内俊彦先生はこのように述べられています。佐賀県では小児未成熟期、大体中学生から二十歳、若年成人期、二十歳から四十歳、中高年期、四十歳から六十五歳、そして高齢者、六十五歳以上、この四つの段階におけるシームレスな胃がん対策は佐賀県で実施されており、県を挙げたこうした取組は全国的に珍しく、先進的であると、こう述べられる一方で、本事業による胃がんの予防効果の確認や安全性を長期的にフォローするとともに、小児未成熟期にピロリ菌検査が創設されたことで若年成人期のピロリ菌検査や中高年期の胃がん検診の在り方を変容させていく必要があると、このように述べられています。

そうした点も踏まえ、今後の未来へ向けた胃がん対策推進事業、そして、本県のがん対策にどのように取り組んでいく考えかお伺いいたします。

○岡崎がん撲滅特別対策室長 今後の取組についてお答えします。
本事業については、一人でも多くの生徒にまず検査を受けてもらい、必要な生徒には除菌治療を受けていただけよう、引き続きしっかりと取り組んでいきます。

がん対策については、がんの死亡率の減少を目指し、がん発生のリスクとなるウイルスや細菌等の除去など予防できるがんを防ぐこれらの事業、がん検診の広域化をはじめとしたがん検診を受けやすい環境づくりなど、市町や医療機関等と連携し、県民の命をがんから守る取組を引き続き推し進めていきます。

以上です。

○中本委員 ありがとうございます。

それでは次に大きな項目の二つ目として、高齢者運転免許証返納事業について質問をいたします。

近年、全国的に高齢運転者による痛ましい重大交通事故が多発しており、社

会問題化してきました。とりわけ身体や認知機能の低下が原因と考えられる道路の逆走や信号無視による事故、あるいは運転操作を誤り、スパーや人混みに突入する事故が報道され、大変胸が痛むところであります。

そうした中、県警察本部では二〇一六年四月から運転免許センターに看護師等の専門の運転適性相談員を配置し、運転に不安がある高齢者や、その家族の相談に寄り添う認知症等早期発見対応事業が始まりました。

また、二〇一七年や二〇二二年の改正道路交通法で認知機能検査の強化や更新時運転技能検査の義務化など、高齢者の自主返納を促す制度も始まっています。

一方、県内では公共交通機関の利便性が悪く、車を運転できなくなると買い物や通院など日常生活に支障を来すのではないかと不安の声も多く伺ってきましたところであります。

二〇二二年八月から始まった高齢者運転免許証返納事業は、免許返納後の移動手段に対する不安が一因となり、免許返納が伸び悩む中、免許返納後の暮らしの移動手段の一つであるタクシートの利用定着を促進するものであり、高齢者のこうした不安を解消し、免許返納の後押しをするための事業としてスタートしたものと承知をいたしています。

そこで、質問に入らせていただきますが、まず、交通事故をめぐる高齢者を取り巻く情勢から伺ってまいります。

まず、前提となる六十五歳以上の高齢者の運転免許保有状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○山崎交通事故防止特別対策室長 運転免許証の保有状況についてお答えいたします。

県内における運転免許証の保有者数は令和六年九月末現在、五十五万二千四百四十人となっております、そのうち六十五歳以上の高齢者は十六万五千五百二十二

人で全体に占める割合は三〇%となっております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ二〇一八年八月末現在の報告では六十五歳以上の高齢者の運転免許保有者数が約十四万六千人というふう聞いておりましたので、この六年間で約二万人増加している、なおかつ割合についても二六%から三〇%というところで、恐らくこの傾向は今後も続くのではないかなというふうに考えるところであります。

それでは次に、高齢運転者が原因者となった人身交通事故の発生状況はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱ交通事故の発生状況についてお答えいたします。

六十五歳以上の高齢者が原因者となった交通事故の発生状況を直近の三カ年で見ると、令和三年八百九十二件、令和四年八百二十六件、令和五年八百二十六件となっております。人身交通事故全体に占める割合では、令和三年二五・四%、令和四年二五・五%、令和五年二六・三%となり、高齢者による人身交通事故の発生割合は四分の一を占め、増加傾向にあります。

さらに、六十五歳以上の高齢者が原因者となる交通死亡事故の発生状況を同じように見てみると、令和三年十件、令和四年七件、令和五年四件となっております。交通死亡事故全体に占める割合では、令和三年四三・五%、令和四年三〇・四%、令和五年は三三・三%となり、高齢運転者が原因者となる交通死亡事故の発生割合も高い状態となっております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ高齢運転者による人身交通事故並びに交通死亡事故についても高い割合だということで御答弁をいただきました。

六十五歳以上について細かく聞いたわけではありませんけれども、これはや

はり七十歳、七十五歳と、いわゆる年代層が高くなるにつれ、この人身、また交通死亡事故等の発生率も高くなると、こういうふうにご考えてよろしいでしょうか。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱ今、年齢層別ではっきりした数字を出しておりませんので、詳細なところはちよつと現時点で返答できません。申し訳ございません。

○中本委員Ⅱすみません、予定のない質問をしましたので、少し混乱されたかと思えます。

それでは、改めて高齢者運転免許証返納事業の概要についてお伺いをいたします。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱ事業概要についてお答えいたします。

人身交通事故発生件数に占める高齢者の割合が高く、増加傾向にあることから、高齢者の免許証返納への関心は高まっていると思われれます。

こうした中、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会加盟の全てのタクシー事業者が高齢者の交通事故防止につなげたいとの思いから、運転免許証を返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方を対象にタクシー運賃の割を割り引くサービスを平成二十九年三月から独自に実施されておりました。この取組が免許証返納後の移動手段に対する不安を解消し、運転に不安を覚える高齢者の免許証返納を後押しすることにつながるとして、県が一割引きと同額を上乘せし、二割引きとするサービスを令和四年八月から開始したものでございます。事業概要として、具体的には、この上乘せ一割分を県からタクシー事業者に補助しております。

また、高齢者やその家族を中心に、このサービスを周知して、返納後の移動手段の選択肢にタクシーがあることを知っていただき、返納を悩まれる高齢者のタクシーの利用定着を促すための広報を行っているところでございます。

こうした取組により、運転に不安を感じる高齢者の免許証返納の増加と返納した高齢者のタクシーの利用を促し、ひいては、高齢者の交通事故の防止を図ることとしております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは次に、二〇二三年度の決算状況についてお伺いいたします。

決算額は四千三百三十三万三千円となっておりますが、内訳は大きく、タクシー事業者の一割引きと同額の上乗せ分に対する補助の部分と事業の周知やタクシーの利用定着促進のための広報経費に分かれているということでありました。

そこで、高齢者運転免許証返納事業の決算状況の詳細についてお伺いいたします。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱ決算状況についてお答えいたします。

令和五年度の決算額は四千三百三十三万三千円となっております。この内訳額としては、タクシー事業者への運賃割引補助が三千九百九十九万四千円、広報経費が三百十三万九千円となっております。

広報につきましては、テレビCMや新聞広告、県、市町の広報誌など、各種媒体を活用して本事業の情報発信を行ったところでございます。

その際、市町が実施している運転免許返納者や高齢者を対象とした地域公共交通の割引サービスに関する情報や、自家用車の維持経費よりもタクシー利用のほうが経済的なケースがあることなどもあわせて広報を行ったところでございます。

また、令和五年度は、国土交通省において実施された「高齢者の運転免許証返納者への公共交通割引施策を支援し、その効果を検証する実証調査」の対象となったことから、実証調査期間の十一月から二月までの四カ月間、タクシー

事業者負担も含めました運賃二割引きの費用千九百十四万九千円及び広報費用百三十万四千円、合計二千四十五万三千円につきましては、国から支援を受けているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ事業費四千三百三十三万三千円、この大半が、いわゆるこの上乗せ補助の分だということでありました。

それでは次に、この事業効果について伺ってまいります。

高齢者を対象としたタクシーの返納割引については、二〇一七年三月からタクシー事業者が独自で始められており、二〇二二年八月からさらに割引を一割上乗せする本事業がスタートしています。

そこで、一割引きから二割引きになったことで免許証の返納件数はどのように推移しているのかお伺いいたします。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱ運転免許証の返納件数についてお答えいたします。

本事業を開始した令和四年八月を起点に、開始前、開始後の一年間の高齢者の返納件数を見ますと、開始前は三千五十件、開始後三千二百六十二件と、対前年同期比で二百十二件の増加となり、一定の成果は得られたところでございます。

しかし、事業開始後二年目となる令和五年八月から令和六年七月までの一年間の返納件数は三千三十五件と前年比で二百二十七件の減少となり、事業開始前の数と同程度となったことから、新規返納者のさらなる増加にはつながっていないのが現状でございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ事業開始後一年間は非常に効果があったけれども、その後はまた元に戻ってしまったと、こういう答弁でありました。

本事業により、高齢者の皆さんの免許返納を後押しするとともに、この免許を返納された高齢者のタクシーの利用定着、これも大事なポイントだと思います。

そこで、タクシー割引の利用状況は同じ期間の比較でどのようになっていくかお伺いいたします。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱタクシーの利用状況についてお答えいたします。

同様に、本事業を開始した令和四年八月を起点に、タクシー二割引きサービスの利用件数を開始前、開始後の一年間の比較で見ますと、開始前は八万九千二百五十二件、開始後十六万九千六百六十二件であり、前年比で七万九千八百十件の増加となっております。先ほど二割引きサービスとは言いましたが、開始前は一割引きでしたので、開始前は新型コロナウイルス感染予防のための行動制限の影響だったり、そもそも一割引きだったという影響もあり利用件数が少なかったということもありまして、開始後は大幅な増加となっております。

また、事業開始後二年目の一年間の利用件数は十九万七千九百九十二件と対前年比で二万七千七百三十件の増加となっております。運転免許返納者のタクシー利用の促進に一定程度つながっていると考えております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ本制度によりまして、タクシー利用、一年間は大変伸びたと、それでもその翌年以降についてもこのタクシー利用が非常に定着したという結果を示していただいたものと思います。

高齢者運転免許証返納事業につきましては、二〇二二年八月から始まり、当初の新規事業としての報告では二〇二四年度までとなっておりますので、来年三月までの事業ということになっております。これまで約二年余り本事業に取り組みられてきたところでありますが、運転に不安を抱える高齢者の免許返納を進

める上での課題についてどのように整理をされているのかお伺いいたします。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱ課題についてお答えいたします。

高齢者の運転免許返納が進まない課題として、主に大きく二つを考えております。

一つは、返納後の移動手段の確保の問題、車が運転できなくなると、買い物や通院など移動手段が限られ、生活の利便性が大きく低下してまいります。こういった点が大きな問題として考えられます。

もう一つは、心理的な抵抗です。長年、運転経験があり、まだまだ運転は問題ない、自分は大丈夫と自己評価をしてしまうと、高齢者の運転能力を客観的に評価することが難しく、能力の低下に気づけないといったことが挙げられると思います。

また、それぞれの高齢者が抱える問題は多岐にわたることから、これらの課題を解消するためには、様々なアプローチが必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは、この質問の最後に、今後の取組についてお伺いをいたします。

全国的に見ましても、二〇一九年の高齢運転者による死亡事故をきっかけとして、高齢者の免許返納が急増したものの、その年をピークとして免許証の返納率は低下し続けているようであります。

コロナ禍の三年間、重症化しやすい高齢者が外出しづらくなったことや、密になりにくい移動手段である自動車を手放さなくなった可能性もあり、また鉄道やバス路線の縮小も影響しているという見方もあります。

一方で、超高齢社会の中で高齢者の免許保有者の割合はますます高まっており、団塊の世代が七十五歳を迎え終えたことで、今後、高齢者の交通事故発生

リスクもさらに高まるのではないかと懸念をされています。

長年、交通安全を心がけてこられた多くの高齢運転者の皆さんが人生の終盤に交通事故を起こされることなく、安心して免許を手放すことができる社会環境を整備していくことも大変重要であります。

そこで、高齢者の交通事故の撲滅に向けて、今後どのように取り組んでいく考えかお伺いいたします。

○山崎交通事故防止特別対策室長 Ⅱ 今後の取組についてお答えいたします。

高齢者の運転免許証返納を後押しするためには、移動手段の確保が必要と思われれます。

県としては、地域交流部がメインとなり、地域の実情やニーズを把握しながら、地域交通システム全体が持続可能なものとなるよう、市町、地域住民の方々、交通事業者、国と連携しながらスピード感を持って取り組んでいるところでございます。

また、高齢者自身が運転能力の低下に気づくことで、事故を起こしてしまう前に運転免許証の返納へつなげていくため、運転能力の測定が気軽にできる機会づくりを行い、高齢者やその家族に交通安全の視点から免許返納を考えたもらうようにしていきたいと考えております。

一方で、運転免許を保有する高齢者の割合は今後も増加し、高齢者にとって社会で活躍したり、自立した生活を継続するために自動車の運転がより重要なものになることが考えられます。このため、運転免許証返納を後押しすることとあわせて、高齢運転者が交通事故を起こすリスクを減らしていくという観点で対策を講じていく必要があると考えております。

県警察では、希望する高齢者への技能指導を実施したり、安全サポートカーを展示するなどして、普及促進に取り組まれ、高齢者の安全運転を支援しているところでございます。

今後も、高齢者が原因者となる悲惨な交通事故を発生させないため、事故防止に係る広報や市町、関係機関と連携した啓発活動を行っていくこととしております。

また、今年に入りまして、道路を横断する高齢者が死亡する交通死亡事故が多発しております。このため、高齢歩行者に対して安全な道路横断を呼びかけるとともに、車のドライバーに対しては、常に緊張感を持って横断歩行者を守る立場にあることを念頭に持った安全運転を呼びかけていきたいと考えております。

人の命はとても重たいもの、その人の命が突然奪われる交通死亡事故は被害者御本人や残された御家族のことを考えれば、あまりにも痛ましく、また加害者やその家族の人生をも大きく狂わせることとなります。

県民誰一人として交通事故で悲しい思いをしていただきたくない、そういう強い思いで引き続き関係機関・団体と連携して、総合的、効果的な交通事故防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員 Ⅱ ありがとうございます。

それでは、次に大きな項目の三つ目として県立夜間中学「彩志学舎中学校」設置事業について質問をいたします。

県立夜間中学は二〇一七年二月に、この県議会の場で初めて設置が提案され、県教育委員会において詳細なニーズ調査とともに、夜間中学設置検討委員会が立ち上げられ、設置に向けた議論が本格化したという経緯があります。

そして、二〇二二年九月定例会において、山口知事が県立夜間中学の設置を表明されて以降、佐賀北高校の通信制校舎内に設置し、校名も彩志学舎中学校とすることが決まり、二〇二四年、今年四月の開校に向けた準備が進められ、人を大切にする佐賀県らしい夜間中学となるよう大いに期待をしてきたところ

であります。

二〇二三年度は開校準備のための教室等の改修工事が行われるとともに、入学者希望者等を対象とした学校説明会や体験授業の開催など、広く情報発信に努められてきたものと承知をいたしています。

そこで、彩志学舎中学校の開校に向けた二〇二三年度、令和五年年度の取組について伺ってまいります。

まず、県立夜間中学を設置した目的について伺いいたします。

本年四月現在、夜間中学は全国で三十一都道府県、指定都市に五十三校が設置されていますが、設置主体は県や市、区などに分かれています。

先ほど御紹介したように、県教育委員会においては、詳細なニーズ調査を実施されるとともに、夜間中学設置検討委員会を立ち上げ、設置に向けた議論が深められてきたところであります。

そこで、検討委員会での議論も含め、本県が県立夜間中学「彩志学舎中学校」を設置するその目的について改めて伺いいたします。

○山口学校教育課長 県立夜間中学校を設置した目的についてお答えいたします。

まず、県立の夜間中学校は、国籍や年齢を問わず、様々な理由により義務教育を修了していない方や不登校などで十分な教育を受けられなかった方などの学び直しを目的として、誰もが義務教育を受ける機会が得られるよう設置したものでございます。

なお、設置に当たっては、令和三年九月から十一月にかけて夜間中学に係るニーズ調査を行い、県内全域に学び直しを希望している方々がいらつしやることと確認されました。

このため、具体的に夜間中学の設置について検討することを目的といたしまして、令和四年度には意見交換会の開催や設置検討委員会を立ち上げ、佐賀大

学の教授、不登校や社会復帰をサポートするNPO法人の代表、国際交流協会理事長、市町の教育委員会教育長などをメンバーに、夜間中学の枠組み、学校体制、教育課程などについて議論を行いました。このようなニーズ調査、検討及び議論を経て、令和四年九月に県立で夜間中学校を設置することが決定したということでございます。

以上でございます。

○中本委員 今、夜間中学校を設置する目的についてお示しいただきましたが、二〇二一年六月定例会の一般質問で私が夜間中学に対する知事の認識について伺った際、知事はこのように答弁されました。学ぶことは生きていくことそのものであって、そしてよりよく生きていくことにつながるもので、とても大切、場合によっては生きていくためにも必要不可欠な場が夜間中学なのでないかと認識していると、このように答弁されました。

答弁を聞きながら、どんな境遇にあっても、学びたいと願う人に学びの場を保障する場が夜間中学だということを感じたところであります。そうした学びの場、また、学び直しの場が本県にもできたことを大変誇りに感じるところであります。

それでは次に、県立夜間中学設置事業について伺ってまいります。

本事業は、佐賀北高校の通信制校舎の一部を改修するハード整備に関わる事業と入学者希望者等への周知・広報活動等に関わる事業に大きく分けられるものと考えます。

そこで、二〇二三年度における予算額、決算額はどのようになっているかお伺いいたします。

○川崎教育総務課長 夜間中学校の事業の予算額及び決算額についてでございます。

県立夜間中学設置事業の令和五年度予算額につきましては三千六百六十二万

一千円で、これに対する決算額につきましては三千六百四十三万三千八百二十円となっております。

決算額の内訳といたしまして、床・壁の改修や、電話、LAN配線等の工事に係る経費、いわゆるハード経費といたしまして一千七百九十五万八千五百十円、生徒募集に係る学校説明会及び体験授業の開催ですとか、学校案内パンフレットの作成、開校に伴い必要となる机や椅子といった初度備品の調達等に係る経費、いわゆるソフト的な経費になりますけれども、これにつきましては一千八百四十七万五千七百七十円となっております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ二つのうち、いわゆる改修等に係るハード経費として一千七百九十五万八千五百十円ということでありましたので、その改修工事の中身、概要について伺ってまいります。

県立中学校の設置は当然、本県にとって初めてであり、佐賀北高校の通信制校舎内に併設する形となることから、幅広い年代層が生徒となることも考慮し、人の動線や教室の配置等についても設計段階から様々な工夫が必要であったのではないかと考えます。

そこで、改修工事の概要はどのようになっているのかお伺いいたします。

○川崎教育総務課長Ⅱ改修工事の概要についてでございます。

夜間中学は、県内各地から幅広い年齢層の方々の入学が予想されることなどを踏まえまして、アクセスが比較的良好で県内全域から通学がしやすいこと、それから、スロープ、エレベーター等があり、誰もが使いやすい校舎であること、必要な教室が一つの校舎に収まることなどから佐賀北高校通信制校舎内に設置することとしたものでございまして、昨年度、設置に必要な改修を実施したところでございます。

具体的な改修内容を一つ申しますと、校舎の三階の普通教室のうち二室は間

仕切り壁を可動式に変更しております。この二室につきましては、普通教室として活用できるほか、間仕切り壁を解放すれば、より広いスペースを確保できるようになっております。このスペースを使って、体育の一環として軽い体操を行ったり、学級活動としまして、例えば、外部講師を招いての講話を行うなど、多目的に活用することができるようになっております。

このように、既存施設が持つ機能を有効に活用しつつ、生徒が学びやすい環境づくりの工夫を行っております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは、ソフト事業といえますか、周知・広報活動に要した経費についてお伺いしてまいります。

彩志学舎中学校の入学予定者の確保に向けては、不登校経験者や外国籍の方たちをはじめ、入学対象となる方や入学を希望する方に対して丁寧な情報を届けるとともに、広く県民の方々に周知をしていくということが求められてきました。

そこで、入学対象者や希望者に対する周知・広報活動にはどのように取り組んでこられたのかお伺いいたします。

○山口学校教育課長Ⅱ周知・広報活動について御報告いたします。

周知・広報活動に当たっては、学校を広く県民の方に知っていただくとともに、外国籍の方や不登校を経験された方々にしっかりと情報を届けることが大切と考え、きめ細かな取組を行ってまいりました。

まず、広く県民の方々への周知を図るために、学校案内パンフレットを二万部作成いたしました。市町、学校、公民館、図書館などの公共施設のほか、商業施設等に配布するとともに、県教育委員会のホームページや県、市町の広報誌に掲載したほか、令和五年八月からはテレビCM、九月にはラジオ番組、八月と十月には佐賀駅のデジタルサイネージ、新聞等への広告掲載やSNSなど、

様々な広報媒体を活用し、情報発信に取り組んでまいりました。

また、これらに加え、外国籍の方については、英語や中国語など五カ国語で学校案内パンフレットを作成し、県教育委員会ホームページへ掲載いたしました。

また、佐賀県国際交流協会や佐賀県商工会連合会などを訪問いたしました。外国籍の方の支援者や商工会に所属している企業へのメール配信などを依頼するとともに、さが国際フェスタ、こちらのほうでは、ブースを設け、外国語で作成した学校案内パンフレットを手渡したり、夜間中学の紹介を行ったりいたしました。また、外国籍の方が就労されている企業を対象とした研修会に出向き、夜間中学の趣旨や内容を説明し、理解を深めていただきました。

さらに、不登校などで十分な教育を受けられなかった方々に対しては、サポートを行っている関係団体を訪問し、対象となる方へ情報を届けていただくようお願いするなど、一人でも多くの方に届けるとの思いで取組を行ってまいりました。

以上でございます。

○中本委員 今御答弁いただきましたように、この周知広報活動についてはかなりきめ細かく実施をされたということでありませうけれども、入学希望者の見込みについて伺ってまいります。

そうした学校説明会、体験授業では、参加された方を対象としたアンケート調査といったものも行われているようであります。そこで、入学を希望する方というのはどのぐらいおられたのかお伺いいたします。

○山口学校教育課長 入学希望者の見込みについてお答えいたします。令和六年四月に入学を希望する方を対象とした学校説明会、体験授業を、令和五年八月から十月にかけて計四回開催いたしました。延べ五十八人の方に参加いただいております。その中で、アンケートに「入学を希望する」と回答さ

れた方は二十一人でございました。

以上です。

○中本委員 そのアンケートの回答方式は、いわゆる記名式、それとも無記名で実施されたのか確認させていただきます。

○古賀陽三委員長 どうですか。答弁できますか。大丈夫ですか。

○山口学校教育課長 お答えします。

無記名で行っております。

○中本委員 それでは次に、教職員体制について伺いをいたします。

入学希望者の中には、当然これは外国籍の方も想定され、日本語指導担当教員の配置や、不登校経験者に対するスクールカウンセラーなど、専門的な職員の配置も必要と考えられ、そうした入学希望者の状況やニーズ、思いを踏まえた教職員体制が求められてきたところがあります。

そこで、開校に向けてどのように教職員体制を整えられたのかお伺いいたします。

○山口学校教育課長 教職員体制についてお答えいたします。

開校に当たり、昼間の中学校と同様の体制を整えた上で、多様な生徒のニーズに対応するため、日本語指導が必要な方のために非常勤の日本語指導員二名、不登校を経験した方々のためにスクールカウンセラー二名を配置し、生徒一人一人に丁寧に対応する体制を整えております。

以上でございます。

○中本委員 教職員体制としては総勢何名の体制になっているかということと、あわせて、今、公立の小中学校でも、いわゆる学習指導員等によるボランティアでのそうした支援が行われております。そうした体制はどのようなようになっているかお伺いいたします。

○山口学校教育課長 体制についてお答えいたします。

最初、スタートした時点では、校長、教頭等を含めて二十二名でスタートいたしましたけれども、その後、二名を追加いたしました——二名というのは非常勤の日本語講師です。開校当初は二名配置していましたが、現在は四名で対応しておりますので、二十四名というふうになります。

委員が先ほど言われましたボランティアで学習指導をされる方は、現在六名で指導をいただいております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは次に、学びの現状についてお伺いいたします。

彩志学舎中学校は、本年四月二十日に開校記念式典が行われ、十代から七十代まで十五人の生徒が入学し、それぞれの志を胸に学び直しの第一歩を踏み出されています。

開校記念式典を取材した地元紙には、新入生の声がこのように紹介をされていました。例えば、日本語や日本のことを知りたい、友達もつくりたい、漢字が難しいので少しずつ覚えたいといった外国籍の方の声、学べるなら学び直したいとずっと願っていた。年賀状ももらうだけの一方通行、今度は自分から出したい。お世話になった人にも手紙を書きたいといった、これは最高齢の方の声だそうであります。そうした夜間中学に入学できた喜びにあふれていました。

また、先週は初めての運動会が開催され、生徒が一つになって汗を流し、温かい声を掛け合ったとも伺っています。このように、外国籍の生徒も含め、多様な背景を持つ一人一人の学び直しに寄り添い、将来の歩みを支える取組がスタートしていますが、彩志学舎中学校における学びの現状についてお伺いいたします。

○山口学校教育課長Ⅱ学びの現状についてお答えいたします。

現在、生徒数は、一年生が十五名、二年生が四名、三年生が三名の計二十二

名でございます。国籍や年齢、生活経験など様々な生徒たちが共に学んでおります。

生徒は、昼間の中学校と同様に、体育や美術を含めた九教科を学び、授業日は月曜日から金曜日までの週五日、一日四時間の授業を受けております。

学習指導に関しては、日本語の習得が十分でない方や、学び直しを必要とされる方に対しては個別に日本語指導を行い、教師が複数人で授業に対応したり、生徒一人一人の状況に応じた授業を実施するため、一人一台端末も活用するなど、きめ細かなサポートを行っております。

また、学校外での体験学習では、今年五月に嬉野方面へのバス研修を行い、窯元での絵付け体験、お茶の入れ方などを体験いたしました。

また、九月には「SAGA2024」国民スポーツ大会で体操競技を観戦したり、先ほど委員から御紹介があったように、十一月には初の運動会を開催しております。

生徒からは、学校で先生が親切に教えてくれたり、クラスメートと意見を交わしたりしながら学べるのが嬉しい。仲間とともに行事に参加したり、様々な体験活動ができる。語り合ったり、一緒に笑ったりできることが楽しいといった声を聞いております。

生徒の学びたい、中学校生活を送りたい気持ちに 대응することができている様子がうかがえております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは、この質問の最後に、今後の取組についてお伺いいたします。

県立夜間中学の開校に向けては、先進地での事例を含め、各種調査研究が行われ、準備に取り組んでこられたものと承知しております。現在、二十二名の生徒が在籍をされているということですが、多様な方々が学びを進め

ていく、その過程の中で様々な課題といったものも見えてきたのではないかと考えます。

そこで、そうした課題にどのように向き合い、彩志学舎中学校の名前のおとり、それぞれの目標に向かって進む生徒を応援する学校を目指していく考えか、今後の取組についてお伺いいたします。

○山口学校教育課長 今後の取組についてお答えいたします。

彩志学舎中学校は、一人一人の個性や多様な価値観を尊重して、それぞれの目標に向かって進む生徒を応援していく学校を目指しております。

個々の生徒の多様な学びのニーズに応えるため、きめ細かく対応ができるようにと考え、職員体制を準備しておりましたが、開校後、入学してきた生徒の状況に合わせて、さらなるサポート体制の充実が必要と判断し、年度途中から日本語指導に当たる非常勤講師を二名増員したところでございます。

入学してくる生徒の学びのニーズは様々でございまして、漢字の読み書き、足し算、掛け算など小学校からの学び直し、また日本語をもっと習得したい、高校進学を目指したいなど様々でございます。

こういったことから、今後とも一人一人の思いや願いをしっかりと受け止め、希望される方が彩志学舎中学校で学ぶことができるよう寄り添っていききたいと思っております。

以上です。

○古賀陽三委員長 以上では、以上で文教厚生常任委員会関係の質疑を終了いたします。

なお、十一月十四日は午前十時に委員会を再開し、農林水産商工常任委員会関係の質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後二時十七分 散会

速記者 井上琴葉

第七日

令和六年十一月十四日（木）

於 第四委員会室

十一月十四日

決算特別委員会

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	委員	〃	理事	副委員長	委員長
中	下	酒	古	指	古	猪	池	木	土	徳	岡	富	古
本	田	井	川	山	賀	村	田	原	井	光	口	田	賀
正		幸	裕	清	和	利	正	奉	敏	清	重	幸	陽
一	寛	盛	紀	範	浩	子	恭	文	行	孝	文	樹	三
					恵								

午前十時 開議

○古賀陽三委員長Ⅱ皆さん、おはようございます。これより委員会を開催いたします。

本日は、農林水産商工常任委員会関係の質疑を行います。

通告に従い順次発言を許可いたします。

○池田委員Ⅱ皆さん、おはようございます。自由民主党の池田正恭でございます。

決算特別委員会、農林水産商工常任委員会関係の本日一番目の質問者です。どうかよろしくお願いしておきます。

それでは第一問目として、佐賀県工業用水道事業決算について伺いたいと思います。

東部工業用水道は、県東部地域の既存企業の振興はもとより、新規企業の進出促進に必要な産業インフラの一つとして、中核的な内陸工業地帯の形成を図り、県勢の発展に資することを目的に設置されていると思います。

山口知事は、決算特別委員会の開会日の発言で、工業用水道事業について、県東部地域の産業発展を支えるため、経営戦略に沿って健全な経営と安定供給に努めると述べられておりますし、令和五年度佐賀県工業用水道事業会計決算審査意見書の中では、佐賀県監査委員からは、経営の状況について、「工業用水の給水需要が伸び悩む中、当事業が地方公営企業として今後も独立採算制を維持していくためには、既存の給水事業所への給水量を継続して確保することに加えて、給水事業所の更なる開拓などにより経営基盤の強化に努めていくことが重要である。また、東部工業用水道局においては事業開始後五十七年が経過しているため、施設等の予防保全の観点から、令和五年度に作成されたアセツトマネジメント計画に基づき、令和六年度には施設等更新計画の策定が予定されているが、施設等の更新には多額の事業費を要することから、より実現性の

高い実施計画とする必要がある。」というふうに言われております。

また、「令和三年三月に作成された十か年の計画である「佐賀県東部工業用水道局 経営戦略」に基づき、工業用水の安定供給と経営基盤の強化に取り組まれているが、実績は計画を下回って推移している。」というふうに言われております。

また、「一方で、水道局管内は立地条件の良さから、大口の給水が見込まれる工場の進出が動き出していることに加えて、現在開発が進められている大規模産業団地、『サザン鳥栖クロスパーク』などへの将来的な工場の進出も期待できることから、確実にこれらの工場への給水を実現させ、給水量の増加に結び付けていただきたい。」とも言われております。

そこで、次の点について伺いたいと思います。
まず第一点目として、給水量について伺います。

令和五年度の給水量を見ると、令和四年度の一日平均給水量から二百三十九立米減少しています。また、年間では八万八千二百七十七立方メートル減少しています。給水量が減少した理由は、こういったものが主な原因なのかお伺いします。

○木下東部工業用水道管理事務所長Ⅱ令和五年度の給水量が減少した理由についてお答えいたします。

東部工業用水道局では、令和四年度、令和五年度ともに三十四カ所の事業所に工業用水を供給しております。その供給しております各事業所の令和四年度及び令和五年度の一日当たりの給水量を見ますと、令和四年度に比べて令和五年度の給水量が増えた事業所は四カ所、逆に生産調整や水の再利用などにより給水量が減った事業所は五カ所、そのほか二十五カ所については、ほぼ同じ給水量となっております。

令和五年度の一日当たりの平均給水量は、令和四年度に比べて二百三十九立

方メートル、率にして〇・七％減少しておりますが、その理由としましては、給水量が増加した事業所の上げ幅以上に、給水量が減少した事業所の下げ幅が上回ったことによるものでございます。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ今、下げ幅が減少したところが多いというふうに言われましたが、何でそういうふうになっているのかというのとは分かりますか。

○木下東部工業用水道管理事務所長Ⅱ減ったところは、例えば生産活動によって若干水の使用量が下回ったところもあります。あと、コスト縮減の取組として水のリサイクル、企業がコスト縮減の取組とか鋭意やられておりますので、そういった中で結果として上回ったというふうに理解しております。

○池田委員Ⅱそれでは第二点目として、令和五年度決算について伺います。

まず、収支の状況について伺いたいと思います。

令和五年度決算における収支はどうなっているのか伺います。

○木下東部工業用水道管理事務所長Ⅱ令和五年度決算における収支の状況についてお答えいたします。

令和五年度の収入は、前年度より四百四十八万三千六百八十九円増の三億八千八百七十七万四千六十六円となっております。

前年度より収入が増えた主な要因としては、給水収益の減などにより営業収益は前年度より四百三万十円減少したものの、電力価格高騰による負担を軽減するための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した一般会計からの補助金九百十万六千六百一十一円の交付を受けたことによるものでございます。

次に、支出は前年度より六千八百八十万五千二百五十七円減の四億七百五十一万八千二百七十三円となっております。

前年度より支出が減った主な要因としては、国の電気・ガス価格激変緩和対

策事業による動力費の減少等により維持管理費が六百九十七万五千五百二十円減少したほか、前年度は浄水発生土の一括処分費を計上しましたが、令和五年度は処分を要しなかったことなどにより、特別損失が五千二百四十二万四千六百八十三円減少したことによるものでございます。

以上の結果、令和五年度の収支は千八百七十四万四千二百七円のマイナス収支となっております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱそれなら収支差額の主な要因ということですが、マイナス収支になった主な要因というのは何なのか伺いたいと思います。

○木下東部工業用水道管理事務所長Ⅱマイナス収支の主な要因についてお答えいたします。

前年度に比べまして、収入は増え、支出は減少したものの、私どもが持っております施設の老朽化に伴います修繕費の増でございますとか、老朽化した施設の更新に向けてました資産管理計画、いわゆるアセットマネジメント計画と言われるものでございますけど、その策定に費用を要したことがマイナス収支の主な要因となっております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱそれでは第三点目として、今、施設の老朽化というふうに言われましたが、昭和四十二年一月の事業開始以来、半世紀以上が経過しておりますが、これまでの施設整備の取組状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

○木下東部工業用水道管理事務所長Ⅱこれまでの施設整備の取組状況についてお答えいたします。

東部工業用水道事業では、まずは鳥栖地区の企業へ給水するために昭和三十七年度に第一期工事に着手しまして、昭和四十年年度までに取水施設や浄水施設、送配水施設を整備しております。

次いで、昭和四十五年度に第二期工事に着手しまして、昭和五十一年度までに鳥栖市からみやき町、上峰町、吉野ケ里町、神崎市、佐賀市につながる送配水施設を整備しております。

また、昭和五十一年度には基山地区への送配水施設や浄水施設の整備に着手し、昭和五十二年に完了しております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ管内のいろいろな施設に回されているということですか。

それでは、施設の修繕費の推移についてお伺いしたいと思います。

最近三年間の施設修繕費の推移はどうなっているのか伺いたいと思います。

○木下東部工業用水道管理事務所長Ⅱ最近三カ年の施設修繕費の推移についてお答えいたします。

施設修繕費につきましては、経年劣化しました機械設備の不具合ですとか、管路からの漏水、そういったものの復旧、修繕に支出しておるところでございます。

その施設修繕費につきまして直近三カ年の推移を見ますと、令和三年度は二千四百四十万二千円、令和四年度は二千三百六十八万八千円、令和五年度は二千三百六十二万二千円となっております。

令和三年度に比べまして、令和四年度、令和五年度はマイナス収支ということになっておりますが、その令和四年度、令和五年度ともに額にして令和三年度に比しまして二百二十万円余り、率にして一割強の増加となっております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ施設修繕費の推移を今お伺いしましたが、その施設修繕費の財源というのは、どこから持ってきてられているのかお伺いしたいと思います。

○木下東部工業用水道管理事務所長Ⅱ私ども、工業用水道事業の中では、整備に係る費用というのは料金収入、給水料金などの収入で賄うというのが事業ス

キームになっておりますので、そこについては給水収入などの収益を財源に充てるということを取り組んでおります。

○池田委員Ⅱそれでは第四点目として、資産管理計画の内容について伺いたいと思います。

令和五年度に、老朽化した資産の管理計画の策定に取り組まれておりますが、その内容や委託費用はどうなっているのか伺いたいと思います。

○木下東部工業用水道管理事務所長Ⅱ資産管理計画の内容と、その委託費用等についてお答えいたします。

資産管理計画は、東部工業用水道局が保有している管路や土木施設、機械設備等の資産の大半が五十年以上経過している中で、今後の資産管理として現有資産を更新した場合の費用などについて検討を行ったものでございます。

令和四年度から五年度の二カ年にわたる委託契約で策定しております、契約額は四百七十三万円で、そのうち四百五十八万三千七百円を令和五年度に支出しております。主な内容としましては、保有する総資産の現在価格を算出しましたところ、約百八十五億円でございます。

また、これら資産を更新した場合の財政収支の見直しについて検討しましたところ、給水料金の改定とともに、起債や内部留保資金を活用し、事業費の平準化を図りながら長期的な計画として取り組むことで、経営の維持が可能であることを確認しております。

なお、この資産管理計画を踏まえまして、今年度、今後の老朽化した施設の更新を計画的に進めていくための施設更新等計画の策定に取り組んでいるところでございます。

施設更新等計画では、現有施設の単なる更新ではなく、地震等の災害に備えた耐震性の高い管路の使用ですとか、最近の企業立地等に伴う新たな水需要に対応した能力増強、さらには、更新後の既存施設の撤去などを加味した計画と

して、事業費や事業期間などを取りまとめることとしております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱそれでは最後に第五点目として、今後の経営の見通しについて伺いたいと思います。

二年連続でマイナス収支となっておりますが、今後の経営が懸念されます。今後の見通しをどう考えているのか。また、どういった対応をしていくのか伺いたいと思います。

○木下東部工業用水道管理事務所長Ⅱ今後の経営の見通しについてお答えいたします。

今後の経営の見通しにつきましては、新たな企業立地によりまして、数年後には給水収入の増が見込まれるものの、一方で老朽化した施設の更新などに多額の費用が見込まれることから、今後も厳しい経営が続くと考えております。

このため、経営の効率化に引き続き取り組むのはもちろんのこと、将来にわたり工業用水を安定して供給していくためには、資産管理計画で示されたように、給水料金の改定について検討していく必要があると考えております。

現在の給水料金は、一立方メートル当たり二十六円でございます。昭和五十九年度からおよそ四十年、据え置きとなっております。最近の工業用水を取り巻く厳しい経営環境を踏まえれば見直しを検討する時期に來ていると、そのように考えております。

今後、施設更新等計画に基づく事業費ですとか、企業からの給水収入の見通しを整理しまして、工業用水の安定供給を図るための料金改定について検討してまいります。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ分かりました。新たな企業立地とか施設更新の増が必要であると。それと給水料金の改定も必要なのかなというふうに言われました。やはり

この水というのは、工業にとつては大変重要なものだというふうに思っております。企業誘致を促進するためにも、その水が大事だと思っておりますし、企業立地をしながら、水を確保していきながら、しっかりと維持管理をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。第二問目として、産業人材の確保について伺いたいと思います。

少子・高齢化の進展により全国的に人材不足となっている状況です。佐賀県においても、少子・高齢化に若年人口の県外流出も相まって人材不足が顕著な状況にあります。有効求人倍率を見ても、令和三年七月から三十九カ月連続で一・二倍を超えており、歴史的な高水準が続いている状況にあります。

私も多くの企業の方から、人がなかなかいないという切実な声をよくお聞きします。ここ数年のうちには、どこの企業に行っても人が少ないということ、本当に人が少ないんじゃないかということを感じております。

そのような中で、県では、県内高校生の県内就職率向上を目指して「プロジェクト65+」に取り組まれ、高校生の県内就職率については六五%以上と一定の成果を上げられているものの、大学生の県内就職については三割程度というふう聞いており、まだまだ低い水準となっております。さらなる取組が必要ではないかと考えています。

また、物価高により、令和六年八月の実質賃金は、対前年同月比マイナス〇・三%と、賃金の上昇が物価上昇に追いついていない傾向が続いています。県内企業が人材を安定的に確保していくためには、物価を上回る賃上げを実現し、都市部との賃金格差をさらに更新させていくことや、今の若者が重視する傾向がある働きやすい職場環境づくりを進めていくことも必要と考えています。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

まず第一点目として、県内大学生の県内就職について伺いたいと思います。

県内大学生の県内就職はどのような状況なのか。また、そのことをどう評価しているのか伺いたいと思います。

○野崎産業人材課長Ⅱ県内大学生の県内就職状況についてお答えいたします。

県内大学二校の令和六年三月の卒業生、これは医学部を除いた数字でございますが、県が聞き取った調査数値によりますと、卒業生が千七百四十三名、就職希望者が千百九十二名、県内就職内定者が三百四十二名、よって県内就職内定率は二八・八%となっております。

委員御指摘のとおり、県内大学生の県内就職率は三割程度にとどまっております。さらに向上させていく必要があると考えております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ三割を切っているということですが。

それでは、県内大学生を県内就職につなげるため、これまでどのような取組を行ってきたのか伺いたいと思います。

○野崎産業人材課長Ⅱこれまでの取組についてお答えいたします。

県内大学生の県内就職を促進するためには、佐賀で働くことや生活していくことを就職活動の前から意識してもらうことが有効だと考えておりまして、学生と県内企業の交流会、「さがを深く知る大交流会「サガシル」という名前で開催しております。

この交流会ですが、大学生、短期大学生、専門学校生と県内企業との出会いの場をつくり、企業担当者や学生との交流を通じて佐賀で働くイメージを抱いてもらうとともに、佐賀での生活のすばらしさを発見してもらうために実施しているものがございます。

この「サガシル」に参加した学生・参加者の方々からは、「ふだん聞くことができない企業担当者の声を聞くことができる貴重な機会です、これからも続けたい」とか、あるいは「県外就職も視野に入れていたが、佐賀について知っ

たことで、もっと佐賀の企業についても調べてみたい」、そういった意見や感想が寄せられまして、参加した企業からも好評をいただいているところでございます。

また、ほかにも大学生の県内企業への就職を支援する取組といたしまして、就職支援サイト「さがジョブナビ」による県内企業の情報発信、あるいは就職支援施設である「ジョブカフェSAGA」による職業適性診断やキャリアカウンセリング、インターンシップや合同企業説明会の開催などに取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○池田委員Ⅱいろいろな取組をされておることです。

それでは、県内就職率向上に向けての課題ということですが、県内大学生の県内就職率向上に当たり、どのような課題があるというふうにお考えでしょうか。

○野崎産業人材課長Ⅱ県内就職率向上に向けての課題についてお答えいたします。

大学生の就職活動につきましては、近年、学校のキャリア教育への意識の高まりやインターンシップの活性化、あるいは大手企業による囲い込みなどの影響によりまして、就職につながる活動の早期化が進んでおります。一方で、都市部の大企業と比較した場合に、県内企業の多くは中小企業でございます、必ずしも学生の認知度が高くない状況でございます。

こうしたことから、学生が就職を意識した活動を開始する前の大学一、二年生の段階で、いかに県内企業を認知してもらうか。そして、県内企業へのインターンシップや採用選考にどうつなげていくか、こういったことが課題だと考えております。

また、全国的にも多くの企業が大学生採用に力を入れておりまして、極端な売り手市場となっている中で、若者から選ばれる企業となるためには、インター

ンシップのさらなる充実や企業のブランディングなど、企業の採用力を強化していくこと、これも課題だと考えております。

以上です。

○池田委員Ⅱ今、課題のほうもいろいろ言われました。

それでは、今後の取組についてですが、やはり今言われたような課題を踏まえながら、今後どのような取組をやっていくのかということでお伺いしたいと思います。

○野崎産業人材課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

今後もし引き続き、学生と県内企業との交流会「サガシル」など、企業との交流につながるイベントを開催いたしまして、佐賀で働くことや暮らすことのみならず、さらには多くの学生に伝えていきたいと考えております。

また、イベントで生まれた学生と県内企業との交流が一過性にならず、その後のインターンシップや採用選考につながるような取組を実施してまいりたいと考えております。

さらに、先ほども述べました、近年、学生の採用においてはインターンシップの重要性が高まっておりますが、企業にとってはノウハウ不足であったり、そういった課題を抱えている企業も多くございますので、インターンシッププログラムの構築を支援するような、そういった取組にも引き続き力を入れていきたいと考えております。

今後も、引き続き学生と県内企業の担当者の交流を促しまして、県内企業の採用力強化を支援しながら、より多くの学生に対して、佐賀で働き、暮らすことへのよさを認識してもらい、県内就職につながるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱいろいろ取り組んでいってほしいと思います。

次に、佐賀県出身の子供たちが県外の大学に大分多く進んでいると思っております。そういうふうには県外の大学に進んだ子供たちの県内の就職はどのような状況なのか。また、そのことをどう評価しているのか伺いたいと思います。

○野崎産業人材課長Ⅱ県外大学生の県内就職状況についてお答えいたします。

県外の大学及び短期大学百十九校を対象として調査を行っております。調査への回答をいただいた九十六校についてですが、令和六年三月の県出身の新卒者千七百七十一人に対して、県内にUターン就職した者は四百六人でございました。よってUターン就職率は二二・九%となります。この県外学生の県内就職につきましても、まだまだ伸ばす余地があるのではないかと考えております。

以上です。

○池田委員Ⅱ三割を切っているような状況だというふうには今お伺いしました。

それでは、県外大学生を県内就職につなげるため、これまでどのような取組を行ってきたのか伺いたいと思います。

○野崎産業人材課長Ⅱこれまでの取組についてお答えいたします。

UJイターン希望者の就職支援につきましては、これまで県の就職情報サイト「さがジョブナビ」による県内企業の情報発信を行うとともに、大学の就職支援課などを訪問いたしまして、県の施策等の周知や個別の就職相談などを実施してきたところでございます。

また、県外在住者が県内での採用試験や面接、インターンシップなどの就職活動を行う際の交通費の補助も行っております。令和六年度からは対象地域に福岡、長崎、熊本といった佐賀の近くの県を加えまして、さらに支給金額も拡大したところでございます。

さらに、県外の学生に対しまして、県内企業や佐賀での暮らしなどを知ってもらい、その先の就職につなげる取組といたしまして、県外学生と県内企業と

の交流会を開催しており、今月九日には、大阪市におきまして「サガシル in 大阪」という名前でイベントを開催しております。

こちらの交流会には、進学や就職などで関西圏へ転出された方や佐賀に興味、関心がある方が約三百五十名ほどお集まりいただきまして、佐賀の人を通して佐賀の企業や暮らしのすばらしさ、そういったことを伝えることで、佐賀で働く、あるいは佐賀で暮らすという機運を多少高めることができたのではないかと考えております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ交流会の実施とか、いろいろな取組をされておるようであります。

それでは、県外の大学生の県内就職率向上に当たり、どのような課題があるのか伺いたいと思います。

○野崎産業人材課長Ⅱ県内就職率向上に向けての課題についてお答えいたします。

県外学生の県内就職率向上につきましては、これは県内大学生と同様でございますが、就職活動が始まる前に、いかに早いタイミングで県内企業を知ってもらい、インターンシップや採用選考につなげるかが課題であると考えております。

また、それに加えて県外学生につきましては、どうしても県内の学生よりもはるかに施策の情報というのが届きにくいということがございます。また、オンライン化が進む中で学生が受け取る情報というのが非常に多くなっているということから、そういった学生に対してどのように効果的に、また効果的に情報を届けていくかということが課題であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ情報等を効率的に届けて県内のよさを知ってもらおう方がいいん

じやなかるうかと思えます。

今までのいろいろな課題を踏まえて今後どのように取組んでいくのか伺いたいと思います。

○野崎産業人材課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

引き続き、県外学生向けの交流会などを実施するとともに、学生と県内企業の交流を途切れることなく持続させ、直接就職につながるようなインターンシップや採用選考へと誘導していくような取組を実施してまいります。

また、これは今年度からの取組でございますが、首都圏事務所ですとか関西・中京事務所の職員も連携して大学訪問を行うこととしておりまして、これまでなかなか訪問の機会が限られていた首都圏や関西圏の大学に対して、県の施策の情報提供等をタイムリーに行っているところでございます。

佐賀には、すばらしい企業があり、豊かな暮らしがあるということを県内外の学生に向けて発信し、早期に学生と企業が接点を持ち、交流が続くような場を設け、最終的に佐賀の企業を選んでもらえるような取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ大学生も佐賀県に就職をしてもらいたいと思っておりますし、佐賀県でも県立大学の計画もされております。大学生の就職については、今後も十分取り組んでいってほしいと思っております。

それでは第三点目として、佐賀型資金UP支援事業について伺いたいと思います。

学生が就職先を選ぶ際には、給与がどのくらいかということも選択に大きな影響を与えていると思います。県内企業が人材を確保していくためには、給与について都市部との格差を縮小していくことが必要であると思いますが、県では、昨年十月、佐賀型資金UP支援チームを立ち上げ、県内企業の持続的な賃

上げに向け支援を行われていますが、具体的にどのような支援を行ってきたのか伺いたいと思います。

○野崎産業人材課長 佐賀型賃金UP支援事業についてお答えいたします。

県では、企業の生産性向上と賃上げを後押しするため、令和五年十月に「佐賀型賃金UP支援チーム」を立ち上げまして、販路拡大、業務改善などの中小企業の経営課題解決をサポートしております。

具体的に申し上げますと、無料の相談窓口を設置いたしまして、販路を拡大したいとか、ITを導入して業務を効率化したい、あるいは補助金を活用して設備投資を行って生産性を上げたいと、そういった企業からの相談内容に応じまして、中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家を無料で派遣いたしまして、経営課題解決をサポートしております。

これまでの実績といたしましては、令和五年度に三百三十三回、令和六年度は国の令和五年度の補正予算を財源として繰り越して実施したものでございますが、こちら四百二十七回の派遣を実施しております。

そのサポートの具体的な内容といたしましては、国や県が実施している補助金申請手続の支援や、企業を訪問し、財務状況やその企業の強みを把握した上で、販売戦略や資金調達、返済計画等に関するアドバイスをしたり、あるいは雇用環境の改善に関する相談などを受けておりまして、経営改善の大きな助けになっていると、そういった声もいただいております。

そのほか、商品開発や販売促進をテーマとした販路拡大セミナーや、補助金に関するセミナーを実施しておりまして、これまで延べ三百八十二の事業所に参加していただいているところでございます。

引き続き、県内企業の経営改善や生産性向上が図られるよう、関係機関と連携した支援を推し進めまして、県内企業が持続的に賃上げを実施できる環境の創出に向けて支援をしてみたいと考えております。

○池田委員 分かりました。そういうふうに行っている企業の支援もしていただきたいと思います。第四点目として、働きやすい職場環境の整備について伺いたいと思っております。

若者は、ワーク・ライフ・バランスが取れたライフスタイルを重視する傾向があります。このため、学生から選ばれる企業となるためには、働きやすい職場環境を整備していくことも求められていると思います。

県ではどのような取組を行ってきたのか伺いたいと思います。

○野崎産業人材課長 働きやすい職場環境の整備につきましてお答えいたします。

県では、令和三年度から、県内中小企業の職場環境改善を支援することを目的といたしまして、企業に社会保険労務士を派遣する就労環境改善事業というものを実施してきましたところでございます。

昨年度は、二〇二四年問題への対応を迫られ苦慮されていた運輸業者や建設業者などを中心に、計百八十回の専門家派遣を実施いたしまして、具体的には制度改正に合わせた就業規則や給与制度の見直し、業務の効率化につながるようなシフトの組み方、補助金を活用した設備投資のアドバイスなど、事業者が置かれている状況に応じて、専門家派遣により、きめ細やかなサポートを行ってまいりました。

また、そのほかにも育児休業の取得促進に取り組む企業には、育児休業制度そのものの説明から就業規則の見直し、育児休業中の職員の業務の割り振り方法などをアドバイスするなど、職場環境の改善に向けた幅広い支援を行ってまいりました。

また、今年度も引き続き「佐賀型賃金UP支援チーム」に相談窓口を統合するような形で、県内事業者の職場環境の整備やサポートの相談受付、専門家派

遣等の支援を実施しているところでございます。

また、このようなソフト面の支援に加えましてハード面の支援というものも実施しております。今年度の六月補正で休憩室や更衣室の設置、外国人向けの社員寮の改修など、中小企業が職場環境を改善するために言う設備投資を支援する「多様な人材確保環境整備補助金」というものを実施させていただきました。

事業者からは、「今までこのように幅広い環境整備に対する補助事業がなかったので非常に助かった」とか、「これまで新しい設備機器の導入に踏み込めなかったけれども、今回の補助金が導入の後押しになった」など、好評の声をいただいているところでございます。

引き続き、県内企業のさらなる成長発展に向けて、働きやすい職場環境整備の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ分かりました。本当にいろいろ職場環境の改善ということで、建設業の看板があるときに、この工事は週休二日制を実施しながらやっておりますということ、以前はなかなか土曜日仕事もされておったというふうな感じがありますけれども、そういうふうにして誰もが働きやすい環境をつくっていただきたいと思います。

それでは、この質問の最後に産業人材確保に向けた部長の思いについて伺いたいと思います。

産業人材の確保に向けて、産業労働部長としてどのような思いで今後取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○井手産業労働部長Ⅱ私からは、産業人材確保に向けた思いについて答弁いたします。

人材確保は、もちろん喫緊の課題です。課長も答弁しましたが、先日、大阪

で「サガシルin大阪」という人材確保のイベントを実施しました。県では、課題解決に向けて県内外で様々な取組を行っております。

人材確保に関し、取り組むべきポイントは五つだと私は考えております。高校生や大学生、UJI人材の、いわゆる人材確保、定着、外国人などの多様性の推進、デジタル化、リスキリング、そしてハラスメント対策です。

これらを基本に、現場の声を聞きながら効果的な施策を考え、実行しております。現在、奨学金返還支援制度や外国人雇用の取組についても、人材を増やして実施に向けた準備を進めております。引き続き全力を尽くす、それが私の強い思いです。

私からは以上です。

○池田委員Ⅱどうもありがとうございました。人材確保対策ということで、いろいろな面で難しいこともあるというふうに思いますが、どうかよろしくお願ひしておきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。第三問目として、林業の振興について伺いたいと思います。

森林は、木材の生産をはじめ、県土の保全や水源の涵養など様々な機能を持ち、山に暮らす人たちだけでなく、下流域の住民を含めた全ての県民に恩恵を与えています。

佐賀県の森林の面積は四五%、そのうち杉、ヒノキの人工林の割合は六七%で全国一位を誇ります。山に植えられた木々は地中に根を張り、山崩れを防ぐとともに、雨水をためる自然のガムの役割も果たしています。山が蓄えた雨水は、小さな流れとなって流れ出し、少しずつ大きな流れとなり、やがて大きな川となります。川の水は、私たちの飲み水となり、田畑を潤し、たくさん生き物を育みながら、やがて海にたどり着きます。

佐賀県の海には、大小百以上の河川から森の栄養分が運ばれています。その

栄養分が植物プランクトンを育てることで海の豊かな生態系に支えられ、佐賀県の海は日本有数の好漁場として私たちの暮らしに大きな恵みをもたらしています。こうして、森、川、海のつながりが生まれ、私たちの暮らしを支えています。

私の地元の天山周辺でも、間伐などの管理が行き届いた美しい森林を見かける一方で、手入れが遅れ荒廃した森林も見受けられ、大雨により大きな災害が発生したり、イノシシなどのすみかにならないか、不安に感じることがあります。

先人から受け継いだ大切な森林を未来の子供たちに引き継いでいくためには、間伐などの森林整備を通じて山をしっかり守るとともに、伐採期を迎えた森林においては、「サガンスギ」へ植え替えるなど、山の新陳代謝を進めながら林業を振興することが必要であると考えています。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

第一点目として、森林整備に対する支援について伺います。

県では、間伐などの森林整備に対してどのような支援を行っているのか伺いたいと思います。

○永守林業課長 森林整備に対する支援についてお答えいたします。

間伐などの森林整備に對しましては、国の補助事業を活用して費用の一部を支援しているところでございます。

また、国の補助事業の要件を満たさない森林整備に對しましても、県の単独事業により造林事業と同等の支援を実施しているところでございます。

なお、伐採後の植林や下刈りにつきましては、森林所有者の費用負担が大きいため、国の補助に加えまして、令和五年度から県単独のかさ上げを行いまして、伐採後の植林については九〇%、下刈りについては一〇〇%の補助を行っているところでございます。

これらの取組によりまして、令和五年度は約四百六十六ヘクタールの森林整備に對して支援したところでございます。

以上でございます。

○池田委員 国の要件を満たさないところについては、県の単独でやっているということ、そして、県の事業でもいろいろやられておることですが、間伐が必要な県内の森林面積というのはどのくらいあるのかということ、森林で間伐が必要な時期に間伐ができていくのかどうか、そこら辺について分かりますか。

○永守林業課長 今、県内の杉の人工林につきましては、八割以上が四十六年生以上ということで、基本的には人工林としては利用期を迎えていると思っております。残りの二割程度の森林については、年齢的に見ますと間伐等の森林整備が必要などところもあるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○池田委員 それでは第二点目として、「サガンスギ」について伺いたいと思います。

「サガンスギ」の苗木の供給について伺いたいと思います。

成長が早いなどの優れた特性を持つ「サガンスギ」は、林業の振興を図る上で有効であると考えますが、「サガンスギ」の苗木の供給量はどのように推移しているのか伺いたいと思います。

○永守林業課長 「サガンスギ」の苗木の供給についてお答えいたします。

「サガンスギ」の苗木は、令和四年三月から生産が開始されておりましたが、令和四年度には一万四百四十五本、令和五年度には五万七千七百二十八本を生産したところでございます。

令和五年度につきましては、「サガンスギ」の需要に對しまして、供給が約

七千本不足しております。需要を満たしていなかったことから、早期に苗木の生産拡大を図る必要があるというふうに考えております。

なお、令和六年度につきましては、約六万八千本の苗木が生産される見込みとなっております。

以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱ 令和六年度が六万八千本程度ということですが、苗木の供給体制の整備について伺いたいと思います。

「サガンスギ」への植え替えを進めるためには、これまで以上に多くの苗木が必要となりますが、県では苗木の供給体制の整備についてどのように取り組んでいるのか伺いたいと思います。

○永守林業課長Ⅱ 「サガンスギ」の苗木の供給体制の整備についてお答えいたします。

「サガンスギ」の需要に対して必要な苗木を供給していくためには、苗木生産の大本となります。穂木の供給体制を強化するとともに、苗木生産者に対しても生産技術を普及していく必要があると考えております。

このため県では、令和四年度から「サガンスギの森林百年構想」に取り組んでおりまして、穂木を生産する採穂園の造成ですとか、苗木生産用ハウスの整備に対する支援などを行っているところでございます。

また、令和六年度六月補正予算によりまして、「サガンスギ」苗木の生産加速化対策に取り組んでおり、林業試験場が開発した小型の穂を使った苗木生産技術を活用し、「サガンスギ」の苗木の生産本数を増加させるとともに、林業試験場にサガンスギトレーニングセンターとしての機能を持たせ、新規参入者を含む苗木生産者に対しまして、小型の穂を使った苗木生産技術の研修会を開催することとしております。

以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱ 「サガンスギ」は、非常にいい木だというふうに思っております。植え替え、植え替えということで大分要望があるというふうに思っております。要するに、「サガンスギ」に植え替えたいけれども、まだ苗木が不足している状況というのもあるんですかね。

○永守林業課長Ⅱ 今、委員がおっしゃられたように、「サガンスギ」を植えたけれど、「サガンスギ」が手に入らないという声は聞いております。

以上です。

○池田委員Ⅱ そういうふうにして、せっかく「サガンスギ」を開発されておりますので、要望に応えるようなことをやっていただきたいというふうに思っております。

それでは第三点目として、林業の担い手について伺いたいと思います。まず、担い手の現状について伺います。

間伐などの森林整備や、「サガンスギ」への植え替えなどの作業に従事する林業の担い手の数はどのように推移しているのか伺いたいと思います。

○永守林業課長Ⅱ 担い手の現状についてお答えいたします。

県内の森林組合等に就業している林業の担い手の数は、平成二十五年度の三百五十八人から令和五年度は二百五十人と、この十年間で百八人減少したところでございます。

なお、令和五年度につきましては、この十年間で初めて前年度より増加したところでございます。

以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱ 令和五年度、二百五十人ということですが、平成二十五年度よりも減っているけれども、若干増加をしていると。

それでは、この担い手を確保、育成するための取組について伺いたいと思います。

林業の担い手を確保、育成するために、県ではどのような取組を行っているのか伺いたいと思います。

○永守林業課長Ⅱ担い手を確保、育成するための取組についてお答えいたします。

県では、林業の担い手の減少傾向に歯止めをかけ、人材を確保、育成するため、「さがの林業再生プロジェクト」の一環として、令和四年度から「さが林業アカデミー」を開講し、即戦力となる担い手の確保と育成に取り組んでいるところでございます。

これまでに「さが林業アカデミー」の講習会などを受講された十一名の方が、県内の森林組合等に就業、もしくは自営による林業に従事されたところでございます。

また、担い手の確実な定着を図るためには、給与などの待遇改善を進めることが必要でございます。このため、小規模で分散する森林の集約化を支援しながら、間伐などの作業の効率化や生産性の向上による森林組合等の経営基盤の強化を図っているところでございます。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ先ほど、令和四年から十一名の方で、自営の方もいらつしやいますし、森林組合に入られた方もいらつしやるといふうなお話でした。私も森林組合に行ってお話をする、なかなか従事者が不足しているというふうなことも伺います。このようにして担い手の確保をやっていただければというふうに思っております。

林業というのは、なかなか厳しい仕事だというふうに思っております。ただ、その中でも、やはり「さが林業アカデミー」とかしていきながら担い手を確保していただきたいというふうに思っております。

それでは第四点目として、今後の取組について伺いたいと思います。

これまでの取組状況を踏まえて今後の林業の振興を図るため、県としては、今後どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○永守林業課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

県内の人工林の約八割が、木材として利用可能な時期を迎えるなど森林資源が充実する中、県産木材を積極的に利用することが林業の振興を図る上で重要と考えております。

このため、製材工場等の施設整備に対する支援などにより、県産木材の供給体制の強化を図るとともに、建築物における木材需要を拡大するため、令和四年度に立ち上げました建築士、木材供給事業者、建築施工者等の横断的なネットワークを活用し、様々な情報の共有を図りながら、木造建築物の普及について引き続き取り組んでいきたいと考えております。

林業の振興のため、今後とも「さがの林業再生プロジェクト」や「サガンスギの森林百年構想」など各種施策を着実に前へ進め、「木を伐って、使って、植えて、育てて、また伐る」という、森林・林業の好循環をつくり出して、「持続可能な佐賀の森林・林業の確立」を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱ先ほど言われました県産木材の利用促進ということで、今どのくらい——やっぱりずっと増えていきよつとですかね、県産木材の利用というの

は。○永守林業課長Ⅱ県産木材の生産量でいきますと、令和五年度は前年度より少なくなりました。ただ、これは令和五年度の七月豪雨災害で林道等が被災しまして、なかなか材を出せなかったということがあろうかと思えます。県内では、まだ大型木造建築物はできてないんですけれども、国産材を使っているという大きな流れは、確かにあるのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○池田委員Ⅱありがとうございます。やはり林業の振興ということで、担い手の確保、育成も大事であります。県産木材の利用促進にも努めていってほしいと思います。やはり森林の保全も大事なことだと思っておりますので、今後ともよろしく願っております。

それでは第四問目として、次世代の農業担い手の確保・育成について伺いたいと思います。

県では、昨年八月に「佐賀県『食』と『農』の振興計画二〇二二」を策定し、「磨き、稼ぎ、未来へつながる佐賀農業・農村の実現」を目指す中、その取組の大きな柱の一つとして、「次世代の担い手の確保・育成」が掲げられています。

しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢は厳しく、農家や農業従事者の減少傾向が長らく続いております。また、他産業においても人手不足が深刻な問題となっており、産業間の人材獲得競争が激しさを増す中、農業における担い手の確保の難しさを感じています。

私の地元の小城地区においても、中山間地域だけでなく、比較的条件がよい平坦地域においても、後継者不足から耕作放棄地を見かけるようになりました。一旦人の手が入らなくなった農地や樹園地は、一年もたてば、もう元の姿に戻すことは難しくなります。

このような現状を考えたとき、佐賀農業の振興を図っていくためには、意欲ある新規就農者を一人でも多く確保、育成していくことが何より重要であるというふうにも思っております。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

まず第一点目として、新規就農者の確保について伺いたいと思います。

令和五年の新規就農者数はそのようになっていくのか伺いたいと思います。

○佐伯農業経営課長Ⅱ令和五年の新規就農者数についてお答えいたします。

佐賀県における令和五年の新規就農者数は百六十二人となっております。以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱ令和五年が百六十二名ということですが、令和五年の新規就農者の就農形態や経営部門はどのようなになっているのか伺いたいと思います。

○佐伯農業経営課長Ⅱ令和五年の新規就農者の就農形態、経営部門についてお答えいたします。

まず、就農形態についてですが、令和五年の就農者百六十二名の就農形態ごとの内訳を見ますと、まず、農家子弟以外の新規参入の方が五十九名と最も多い状況でございます。次いで農業法人への就農が四十七名、次いで農家子弟のUターンが四十四名、最後に農家子弟の新規学卒者、卒業してすぐに就農した方が十二名となっております。

なお、農家子弟以外の新規参入者の五十九名が一番多いと申し上げましたが、その五十九名というのは、これまで調査をしてきた中では過去最多の数となっております。

続きまして、経営部門ごとですが、多いものから順にお答えいたしますと、施設野菜が七十九名、果樹が二十八名、露地野菜が二十名、米麦が十七名、畜産が十名などとなっております。施設野菜、果樹、露地野菜などの園芸部門の占める割合は、全体の八一%となっております。

以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱ新規就農者が五十九名と。新規就農者というのは、やはりトレーニングファーム経験者とかそういう方で、要するに、そこでしたところの施設野菜に行かれた方が多いんでしょうか。

○佐伯農業経営課長Ⅱ今、委員から御発言がありましたように、トレーニングファーム、また、昨年からミニトレーニングファーム、そういうものを整備してきております。そういった方の卒業生を中心に、いわゆる農業外、農家外の

方の就農が増えてきていると考えております。

以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱそれでは第二点目として、新規就農者の確保、育成に向けた取組について伺いたいと思います。

担い手を確保していくため、地域が主体となった取組への支援として「園芸888担い手確保・育成推進事業」に取り組まれています。その事業の概要はどうなっているのか、まず伺いたいと思います。

○佐伯農業経営課長Ⅱ「園芸888担い手確保・育成推進事業」の概要についてお答えいたします。

この事業は、大きく二つの事業で構成しております。

まず一つ目に、市町やJA、農業振興センター、JAの生産部会等で組織する協議会の取組、具体的には、就農希望者向けの首都圏での就農イベントへの出展ですとか、地域での就農啓発セミナーの開催や短期研修の実施、さらにはトレーニングファーム等でのトレーナーや就農コーディネーターの設置など、こういった取組に対して支援を行っております。

二つ目の事業といたしましては、これは県による取組になりますが、主に農業振興センターが就農相談や農業系高校の学生等に対する就農啓発ですとか、新規就農者に対する個別指導や研修会の開催、市町、JA等と連携した就農啓発セミナー、こういうものを実施してきております。

以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱ事業の概要を今お伺いしましたが、それでは、この取組の実績はどのようなになっているのか伺いたいと思います。

○佐伯農業経営課長Ⅱ取組の実績についてお答えいたします。

先ほど、二つの事業で構成していると申しましたが、まず一つ目の事業、協議会への支援の状況について御説明いたします。

昨年は六つの協議会に対して支援を行っております。具体的に六協議会を申し上げますと、佐賀市トレーニンングファーム推進協議会、脊振・三瀬園芸振興協議会、白石町新規就農者確保対策協議会、白石地区いちごトレーニンングファーム運営協議会、みどり地区トレーニンングファーム運営協議会、最後に佐賀牛いろはファーム担い手育成協議会、この五つの協議会に対して支援を行っております。その決算額といたしまして二百三十一万八千円となっております。

もう一つの事業である県の取組についてですが、先ほどお答えいたしました就農啓発活動のほか、新規就農者への中古ハウスの継承の仕組みづくりですとか、生産部会等へのトレーナー制の推進などを実施しております。その決算額といたしましては百五十九万四千円となっております。

以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱ分かりました。

それでは、新たな担い手を呼び込むための就農啓発イベントについて伺いたいと思います。

新規就農者を呼び込むためには積極的な情報発信が重要と考えますが、県が取り組んでいる就農啓発イベントはどのようなものか伺いたいと思います。

○佐伯農業経営課長Ⅱ就農啓発イベントについてお答えいたします。

令和五年度に農業振興センターや、先ほど申し上げました地域協議会が実施した就農啓発イベントは、イチゴ、アスパラガス、トマト、ミカン、シャインマスカットなど、その地域の主要な園芸品目を中心に計二十二回実施されております。延べ百五十八組、二百三十五名が参加されたところでございます。

イベントの中では、栽培の概要や収益性、経営開始に必要な経費の説明のほか、先輩農家からの体験談や実際に栽培されているハウスや圃場の見学、作業体験などを行っております。

以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱ それでは、今後の対策について伺いたいと思います。

今申されたように、いろいろな対策をされておりますが、県の農業の維持発展には、次世代を担う新規就農者を安定的に確保、育成していくことが重要だと考えております。県では、今後どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○佐伯農業経営課長Ⅱ 今後の対策についてお答えいたします。

地域の将来を担っていく意欲的な新規就農者を安定的に確保していくためには、やはり地域が主体となった取組が重要と考えております。

このため、引き続き、各地区協議会への活動への支援ですとかトレーナー制の浸透、また、令和五年度から取組を開始しましたミニトレーニングファームの拡大、こういったことを進めていきたいと考えております。

また、就農後に早期に経営を安定させていくことも非常に重要と考えております。経営者としての資質向上を図る観点から、トレーニングファームの研修生や就農直後の方を対象に、今年度から新たに専門家を招いた金融リテラシー研修ですとか、雇用に関する研修を実施することとしております。

県、地域が一体となりまして、就農希望者の呼び込みから、技術や経営ノウハウの習得、就農まで、切れ目のない支援に取り組むことで、さらなる新規就農者の確保、育成に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○池田委員Ⅱ ありがとうございます。佐賀県農業の振興のためにも、一人でも多くの新規就農者が増えていくようにお願いしたいと思っております。

それでは、最後の五問目です。農村地域における防災・減災対策の推進について伺いたいと思います。

近年、異常気象により全国的に甚大な災害が頻発化しています。本県でも、

令和三年まで四年連続で大雨特別警報が発令され、農作物の浸水被害やため池の決壊など甚大な被害が発生したことから、県においては、国、県、市町が連携し、「守る」、「貯める」、「流す」を三つの柱として「プロジェクトIF」に取り組まれています。ここ一、二年は大きな水害は発生していませんが、水害が起ることを前提とした対策を進めることは重要であると思えます。

現在、県においては、クリークの整備や危険なため池の整備などのハード対策が進められていますが、農村地域の浸水被害を軽減させるためには、ハード対策は時間がかかることから、水田やクリーク、ため池などをうまく活用したソフト対策にもしっかり取り組むことが、防災・減災力を高めていくことにつながると考えます。

そこで、令和五年度決算説明報告書では、農村地域の防災・減災対策を推進するため、各種事業に取り組まれています。以下について伺いたいと思えます。

まず第一点目として、クリークの治水活用について伺います。

クリークの現状と整備状況について伺いたいと思えます。

クリークの総延長や洪水貯水容量など、クリークの現状はどのようになっているのか。また、国営事業や県営事業により進められているクリークの整備状況はどのようになっているのか伺いたいと思えます。

○江口農山村課長Ⅱ クリークの現状と整備状況についてお答えいたします。

まず、現状についてでございます。

佐賀・白石平野のクリークは、農業用水の貯水や送水するための機能を有しており、一方で地域に降った雨水の排水路としても利用されるなど、農業振興はもとより、地域防災の両面において重要な役割を果たしております。

このクリークの総延長は約一千六百キロメートルございまして、洪水時に雨水を一時的に貯留する洪水貯留容量、これは田面の高さから一メートル下まで

の容量になりますが、これが約一千六百万立方メートルでございます。これは北山ダムの貯水容量の約七割に相当しております。

次に、整備状況についてでございます。国営事業や県営事業で整備されたクリークの総延長は、令和五年度末までに千三百三十九キロメートルとなっております。これはクリークの計画整備延長約一千五百キロメートルに対しまして約八九％の進捗となっております。

以上でございます。

○池田委員 〓クリークの整備状況は、八九％ぐらいは済んでいるということですが、あと幾らか残っておりますけれども、それについても年次計画どおりに進んでいるような状況でしょうか。

○江口農山村課長 〓クリークの整備の進度についてお答えいたします。

現在、クリークの整備について木柵の整備で平成二十四年度から整備を始めております。その中で既にもう三地区が完了しております、残り十地区程度が継続中ということでございます。これにつきましてもあと数年で完了の見込みということで考えております。

以上でございます。

○池田委員 〓分かりました。

それでは次に、クリークの事前放流の取組状況について伺いたいと思います。佐賀・白石平野において、大雨前にクリークの水位を低下させる事前放流の実施状況はどのようなになっているのか伺いたいと思います。

○江口農山村課長 〓クリークの事前放流の取組状況についてお答えいたします。

クリークの事前放流の取組につきましては、令和五年度は小城市を含みます三市六町で取り組まれております。令和五年七月の九州北部豪雨の際には、約一千二百万立方メートルの洪水貯留容量を確保したところでございます。

以上でございます。

○池田委員 〓分かりました。

それでは、今後の取組について伺いたいと思います。クリークの事前放流は、治水対策には大変有効な手段と考えておりますけれども、今後どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○江口農山村課長 〓今後の取組についてお答えいたします。

クリークを活用した治水対策を進める上では、それぞれの地域におきまして、農業振興と地域防災に取り組みされている実態を踏まえまして、利水と治水の両面におきまして地域間の譲り合いや合意形成を図りながら取り組むことが重要と考えております。クリークの事前放流は、クリークの水位を大雨前に急激に低下させまして、河川や海へ排水することが求められますことから、クリーク法面を補強するための整備ですとか監視機器の設置、それから水門操作を省力化するための整備、こういったことが必要と考えております。また、事前放流により集落内の水位も一緒に下がりますので、防火用水が不足するといったような懸念もございますので、こうしたことへの対応も必要と考えております。今後とも、クリークの治水活用が拡大しますように、クリークなどの整備を計画的に進めるとともに、市町や水門操作者などの意見を十分聞きながらクリークの事前放流の取組を進めていきます。

以上でございます。

○池田委員 〓クリークの活用ということ、クリークの事前放流ということですが、やはりクリークの整備をしていきながらやってもらいたいと思っております。

十一月十二日の新聞に、クリークと地域活性化をテーマにしたシンポジウムが実施されるという記事が載っておりました。非常によい取組だと思っておりますので、たくさんの方がいらっしやればよいと思っております。

それでは第二点目として、ため池の治水活用について伺いたいと思います。県内のため池数及び整備状況について伺いたいと思います。

県においては、農業用ため池の決壊を防止し、未然に被害を防ぐため、老朽化した農業用ため池の改修や補強などに取り組みますが、農業用ため池の総数と整備状況はどのようになっていくのか伺いたいと思っております。

○江口農山村課長 県内のため池数及びその整備状況についてお答えいたします。

県内の農業用ため池の総数は、令和六年三月末時点の数字でございますが、二千六百五十五カ所でございます。このうち整備が必要なため池は千九十七カ所でございます。令和五年度末までに事業により八百七十二カ所の整備が完了しております。その整備率は約七九％となっております。

以上でございます。

○池田委員 農業用ため池総数二千六百五十五カ所のうち千九十七カ所が危険ため池、八百七十二カ所が整備が済んでいるということで七九％です。予算の関係もあると思いますが、ため池というのは、すぐ上のほうにありますので、なるべく急いで整備をしていってほしいというふうにも思っております。

それでは、ため池の治水活用の取組状況について伺いたいと思います。

農村地域において浸水被害の軽減を図るためには、ため池の治水活用が効果的と考えますが、現在、どのような取組を行っているのか伺いたいと思います。

○江口農山村課長 ため池の治水活用の取組状況についてお答えいたします。

ため池の治水活用の取組につきましては、武雄市の焼米ため池におきまして二十万立方メートルの洪水貯留容量を確保するため、県が事前放流施設を整備したところでございます。

武雄市におきましては、この施設を活用いたしまして、利水者である白石土地改良区の御理解と御協力も得ながら、ため池の水位を下げ、洪水を貯留する

などして下流域の浸水被害の軽減が図られております。

令和五年度は、四回の事前放流を行っております。ため池下流域の住民の方々からは感謝の声が聞かれたところでございます。

以上でございます。

○池田委員 分かりました。私も焼米のため池の視察をさせてもらいました。本当に素晴らしい施設に出来上がったと思っております。こういうふうなことをしながら治水対策を進めていってほしいと思っております。

それでは、今後の取組について伺います。

今後、ため池の治水活用にどのように取り組んでいくのか伺いたいと思っております。

○江口農山村課長 今後の取組についてお答えいたします。

ため池を治水活用することは、その下流の浸水被害軽減に効果がありますことから、地域防災の在り方について話し合いを深め、合意形成を図っていくことが重要と考えております。合意形成が図られた地域におきましては、事前放流施設の整備など治水活用に必要なハード対策を順次進めたいと考えております。

一方で、こうしたハード対策には相当な費用ですとか時間を要しますことから、市町におきまして、緊急時に人命を守るための迅速な避難行動につながりますよう、ハザードマップを作成するなどのソフト対策の推進にも取り組んでおります。

今後とも、市町と連携、協力しながら、ハード対策とソフト対策を一体的に進めまして、ため池の治水活用に取組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○池田委員 ハザードマップ等も活用しながら、ハード、ソフト両面でやってもらいたいと思っております。

それでは第三点目として、田んぼダムの取組について伺います。

田んぼダムの取組とはどのようなものなのか伺いたいと思います。

○江口農山村課長 田んぼダムの取組の内容についてお答えいたします。

田んぼダムは、田んぼ内の水が水路へ流れ出る量を抑制するため、水田の排水口に切り欠きのある堰板を設置しまして、雨水を一時的に貯留しながら時間をかけて排水することによりまして、水路や河川の急激な水位上昇を抑え、浸水被害を軽減する取組でございます。

以上でございます。

○池田委員 それでは、田んぼダムの取組状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

○江口農山村課長 田んぼダムの取組状況についてお答えいたします。

田んぼダムにつきましては、令和元年及び令和三年の豪雨により浸水した地域の上流部で、かつ圃場整備が実施された水田で取り組んでおります。令和四年度から開始しております。

この取組状況は、令和四年度は、県内九市町におきまして千百六十ヘクタール、令和五年度は十一市町におきまして二千五百一十一ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○池田委員 分かりました。

それでは、今後の田んぼダムの取組について伺いたいと思います。

田んぼダムは、浸水被害の軽減に有効な取組と考えておりますが、今後、どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○江口農山村課長 今後の取組についてお答えいたします。

田んぼダムは、堰板を設置するだけで取り組めるなど、少ない費用で下流の浸水被害を軽減させる効果が期待できますが、取組地域や市町からは、取組農

家に対する支援や効果のPRが必要という声も聞かれるところでございます。

県としては、地域で話し合いを重ねながら、流域の上下流の住民が互いに協力し合うなど、地域の合意形成が図られまして、田んぼダムの取組が定着、拡大するよう、引き続き市町をしっかりと支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○池田委員 分かりました。やはり田んぼダムは非常に重要だということも思っておりますので、そこら辺、市町とも協議をしながら進めていってほしいと思っております。

それでは最後になりますが、今後の農村地域における防災・減災対策について伺いたいと思います。

農村地域における防災・減災力を高めるために、今後、どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○江口農山村課長 今後の農村地域における防災・減災対策についてお答えいたします。

農業者の高齢化や減少など、農村地域が大きく変化することが予想される中で、クリークなどの農業用施設を効果的に治水活用するためには、それぞれの地域でどのような地域防災が求められるのかなど、市町が中心となって作成されるビジョンに沿って対策に取り組む必要があるというふうに考えております。

このため県としましては、それぞれの地域で流域治水が進みますよう、田んぼダムやクリークの事前放流などのソフト対策に積極的に取り組む市町を支援することとしております。

今後とも、このような取組を通しまして、佐賀平野におけるクリークの事前放流や田んぼダムなどの取組を佐賀の風土として定着させ、農村地域における防災・減災力の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○池田委員Ⅱクリークの事前放流の対策やため池の治水活用、それと田んぼダムというふう聞いてまいりました。クリークの総延長に対する整備状況や、また、ため池の総数と整備状況も伺いましたが、農村地域の防災・減災対策のためにも、こういうソフト事業も大事であります。そして、予算との兼ね合いもあると思いますが、整備も着実に進めてもらいながら、佐賀県の防災・減災対策も進めてもらいたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○酒井委員Ⅱおはようございます。県民ネットの酒井幸盛でございます。

私は、五問、予定しておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず初めに、歳出第六款一項の農業費に関して質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

私は、現在、農業、食料、農村が非常に厳しい状況にあると思っております。農業と農村を守るためにどうすればいいのか。二〇五〇年には農業経営体が二〇二〇年対比で八〇％減少すると言われております。農業産出額が半減し、人口も約二〇％減ると予想されております。農業従事者の確保と所得水準の向上は必須であると思っております。農産物の価格決定権を農業者が持つことが重要であると思っております。

佐賀県の農業が将来にわたり発展し続けるためには、収益性の高い品目の導入や生産拡大、経営力に優れた担い手の確保、育成、SDGsや環境保全に資する取組などが重要であると思っております。

これらにより、佐賀県農業が未来につながる好循環を拡大するために、県民はもとより、市町、農業団体と一体となって振興に取り組む必要があると考えております。

まず、農林水産業費の支出済額の主なものを見てみますと、負担金、補助金

及び交付金百五十四億六千五百四十八万五千八百八十八円、工事請負費百三億四千六百五十一万八千八百三十七円、給料・職員手当等五十三億五千八百六万五千三百三十七円となっております。このような決算状況を踏まえまして質問してまいりますので、答弁をよろしくお願いいたします。

まず、「さが園芸888運動」関連事業について質問をいたします。

県では、農業の振興を図るため、収益性の高い園芸農業に力を入れることとし、令和元年度から農家をはじめ、JA、市町などの関係者と一体となって「さが園芸888運動」を展開されております。この運動は、平成二十九年に六百二十九億円であった園芸産出額を令和十年までに八百八十八億円にするという極めて高い目標を掲げられております。

こうした中で、令和五年度決算説明報告書を見ると、「未来の姿」として「稼ぐ農業経営体の創出に向けた磨き上げ」を行うこととし、目指す方向性に「農業産出額の増加」を掲げ、「さが園芸888運動」関連で多岐にわたる事業を実施されております。

そこで、「さが園芸888運動」関連事業として三つの事業について伺います。まず、「さが園芸888総合対策事業」についてでございます。

これは予算額が十八億二千五百九十六万三千円です。決算額が十四億六百二十六万六千円となっております。この事業について、令和五年度はどのように取り組まれたのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ「さが園芸888総合対策事業」の令和五年度の取組についてお答えいたします。

本事業では、農家の経営発展や産地の維持拡大に必要な施設や機械の整備などのハード面に対する支援と、収量、品質の向上や、新たな産地づくりに向けた取組などのソフト面に対する支援を行っております。

令和五年度の具体的な取組としては、まず、ハード面において、経営規模の

拡大や新規就農者の経営開始に必要な園芸ハウスや、タマネギの収穫機など省力化機械の導入、低コスト化等に必要な省石油型機械・装置の導入などを行った二百五十事業実施主体に対し、補助金約十五億一千五百万円を交付したところ です。

次に、ソフト面においては、収量向上に向けた温度や湿度などのハウス内環境を測定する装置の導入や、カボチャなどの露地野菜の作付拡大を行った三四事業実施主体に対し、補助金約二千七百万円を交付したところです。

以上、お答えします。

○酒井委員 今言われましたように、園芸用施設、また、機械等の整備に対する助成や品質の向上、また、新たな産地づくりに向けた取組に対する助成をしてきたということでございました。

それに対してどういうふうな課題を持って取り組まれるのかお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長 園芸振興対策の課題についてお答えします。

各産地では、本事業を活用するなどして作付面積の拡大や収量の向上などに取り組まれております。そうした中において、近年は他産業との競合などによって農業分野での労働力の確保が難しくなっていること、また、資材高の影響により園芸用ハウス整備費の高騰が著しいことから、園芸生産の拡大が思うように伸びない状況にあることが主な課題として挙げられます。

以上、お答えします。

○酒井委員 その課題を踏まえて、今後、どういうふうな取組を行おうとしておられますか、よろしくお願います。

○川崎園芸農産課長 課題を踏まえた今後の取組についてお答えします。

まず、喫緊の課題の一つであります労働力不足に対しましては、スマート農業による省力化を一層推進することとし、本事業の補助対象に防除作業の省力

化が図られるドローンや、除草作業を無人で行う自律走行型草刈機を新たに追加し、その導入を支援しているところでございます。

また、ハウス整備費の高騰に対しては、初期投資を抑えることができる中古ハウスの活用を進めていくこととして、その取得から再建までを一連で支援するメニューを今年度から追加したところでありまして、中古ハウスの出し手と受け手のマッチングが容易となるような仕組みづくりの提案とあわせて推進を図ってまいります。

以上、お答えします。

○酒井委員 今言われました取組について、よく指導等を農家とか団体にしていただきたいと思っております。

それでは次に「園芸８８露地野菜振興対策」についてお尋ねいたします。

この事業の予算につきましては、千八百七十八万三千円、決算額が千七百五十万四千円となっております。

この露地野菜振興対策の課題はどのようになっておるのかお尋ねをいたします。

○川崎園芸農産課長 露地野菜振興対策の課題についてお答えします。

この事業では、タマネギの生産拡大対策とか、新たな露地野菜の産地づくりの推進を行っているところでございますが、タマネギの生産拡大対策においては、収穫機など省力化機械の導入が進み、一戸当たりの作付面積は拡大してきたものの、農業者の高齢化などにより栽培をやめる小規模農家が多く、全体の作付面積が伸び悩んでいる状況にあります。

また、露地野菜の産地づくりにおいては、生産資材費の高騰とか、近年の夏季の高温による生産の不安定化、また、最近、作付が拡大しています焼酎原料用さつまいもなどでの安定生産のための技術の確立などが課題としてございます。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ今言われましたような課題について、今後の取組をどういうふう
に考えているのかお尋ねします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

引き続き、露地野菜を振興していくためには、先ほど答弁した課題に対応し、
これまでの取組を強化していくことが必要と考えております。

このため、まず、タマネギ生産拡大対策においては、これまでの機械化一貫
体系の推進とあわせて、小規模農家の作付面積維持のための農作業受託や農業
機械の共同利用の仕組みづくり、また、規模拡大志向農家の掘り起こしや作付
拡大意欲の向上のための研修会の開催などを行ってまいります。

また、新たな露地野菜の産地づくりにおいては、プロックリーなどで自家育
苗の導入による生産費低減効果の検証、あるいは高温対策の展示圃の設置によ
ります生産安定技術の普及などに取り組んでいくこととしております。

また、試験研究につきましても、焼酎原料用サツマイモなど、新規拡大品目
の安定生産技術の開発などに取り組むなどして、露地野菜の振興を図ってまい
ります。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ今、取組を言われましたが、市町とかJAとか生産者などの関係
者と一体となって、この「さが園芸888運動」をどんどん推進していただき
たいと思っております。

次は、「園芸888いちご産地活性化対策」についてお尋ねをいたします。

これは予算額が二千六百二十万一千円、決算額が二千五十八万円となっております。
このいちご産地活性化対策について、どのような取組をされたのかお
尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ「園芸888いちご産地活性化対策」の取組についてお

答えます。

本対策では、新品種「いちごさん」の本格導入を契機とした本県イチゴ産地
の振興を図るため、稼ぐイチゴ経営の確立に向けた取組を実施しております。

令和五年度は、主に一ヘクター規模の大規模経営を目指すモデル経営体
に対し、振興センターによるきめ細やかな伴走支援、また、高い収益を実現して
いる農業者の栽培データを検証、分析し、その技術を他の農業者に広く情報発
信することなどを行ったところであり、先ほど委員からおっしゃったように、
決算額は二千五十八万円となっております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱありがとうございます。

この前、この決算委員会で唐津のイチゴトレーニングファームの視察に行っ
てきました。たまたまですけど、私がこのことを質問しようとしたときでちよ
うどよかったものですから。その中で研修生が本当に一生懸命になって、どれ
だけの園芸をしようかという声も出ておりましたし、これはすばらしい事業だ
なということを感じいたしました。新しく園芸をスタートした方を対象に、
やっぱり県とJAとJA生産部会が連携しておられるということは、本当にす
ばらしい事業だと思っておりますので、今後も進めていただきたいと思いま
す。

そういう中で、今、取り組んでおられる中で課題が出てきたんじゃないかと
思っておりますので、その課題についてお尋ねいたします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ課題についてお答えいたします。

「いちごさん」の導入によりまして、販売単価の向上などで従来の品種より
も高い収益性が見られてきておりますが、近年は夏場の育苗時期の異常な高温
による影響から、花芽のつきだとか苗の定植、その後の生育が遅れたりして、
高単価での販売が見込める年内の収量確保が難しくなっております。また、高

齢化による担い手の減少に伴い、イチゴの生産者数は減少し、産地規模が縮小していることが課題として挙げられます。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ課題として高齢化とかいろいろ言われましたが、そういうことを踏まえて今後の取組をどういうふうに考えておられるのかお尋ねします。

○川崎園芸農産課長Ⅱ今後の取組についてお答えします。

今後とも、イチゴの振興を図っていくためには、そういった課題に対応していくことが必要でございます。このため、これまでの取組に加えまして、先ほどの夏場の異常な高温に対応できるように、年内収量の確保に向けて定植前のイチゴの苗を冷蔵庫で冷却し、花芽のつきを早期に安定化させる株冷処理技術の現地実証を新たに行うこととし、今年度の育苗期からJ Aと連携して取り組んでいるところでございます。

また、産地規模の縮小に対応するためには、先ほど委員からも紹介がありましたような新規就農者の確保はもとより、今後、産地を支えていただく中堅農業者の方に対する規模拡大意識の醸成や、そういった規模拡大に伴う労働力確保とか中古ハウスの活用などに関する研修会の開催、こういったものを行いまして産地の維持拡大を図ってまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ農業で一番大事なのは、作物を作る以前の問題ですよね、新規就農者の確保が一番大事じゃないかと私は思っております。作物は人間が作るわけですから、人間がいなければ、いくら、どの作物とか、あの作物とか言っても一緒ですから、取りあえず行政でできるのは新規就農者の確保、そして、さっきの研修生のトレーナー制とか、そういうことをどんどん取り入れて、若い者がやってみようかなと、そういうふうになるような取組を今後もしていただきたいと思っております。

次は、畜産関係事業についてお尋ねいたします。

今年、本県産の黒毛和牛が「佐賀牛[®]」として販売を開始されて四十年の記念の年です。「佐賀牛[®]」は、生産と販売が一体となったブランド化に向けた取組の結果、現在では全国で高い評価を受けております。特に、近年、県や農業団体では輸出にも力を入れて取り組まれており、令和五年度には香港、台湾、タイなどへ過去最高の約八十五トンが出荷されております。このような中で昨年六月には佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」牛処理施設が本格稼働し、佐賀から直接世界へ輸出できる体制が整ったところでございます。

一方、生産現場では様々な課題を抱えております。「佐賀牛[®]」の素となる肥育素牛については、その多くを県外からの導入に頼っております。また、原料の多くを輸入に依存している配合飼料の価格が円安などの影響により高騰し、畜産農家の経営を圧迫しております。さらに、コロナ禍が明けまして人や物の往来が盛んになるにつれて家畜伝染病が発生するおそれも高まっております。渡り鳥などにより伝搬される鳥インフルエンザの発生も近年頻発しております。特に昨年度は、平成三十年に岐阜県で発生して以来、九州で初となる豚熱が八月に唐津市で発生いたしました。また、今日の新聞にも載っておりますけれども、また唐津のほうで出ておるようでございます。それから、十一月には全国でシーズン初となる鳥インフルエンザが鹿島市で発生し、県や市町、農業団体等では、防疫措置に尽くされたところであります。

本県畜産業の持続的な発展のためには、こうした課題に対応しつつ、輸出など攻めの取組にも力を入れる必要があると考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず、食肉センター施設設備整備事業についてお尋ねいたします。

これは予算額が三億九千七百四十九万二千円、決算額が二億二千三百五十八

万九千円となっております。この事業についてどのような取組をされたのかお尋ねいたします。

○石松畜産課長Ⅱ食肉センター施設設備整備の令和五年度の取組についてお答えします。

本事業は、牛肉の輸出促進などにより畜産業の振興を図るため、老朽化が進む佐賀県食肉センターについて、EUや米国等への輸出が可能な牛処理施設を新設するとともに、既存施設の衛生管理などを時代に合ったものとするために必要な整備に取り組むものでございます。

令和五年度は、特に病気や怪我で歩行困難となった牛の処理を行う事故畜種の新築工事、牛処理施設専用の外周道路工事などに取り組んだところでございます。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ今、取組を言われました。その中で食肉センターの再整備に向けた工事等を実施するというところでございますが、これらの課題についてお尋ねします。

○石松畜産課長Ⅱ課題についてお答えいたします。

この既存の豚処理施設は、建設から四十年以上が経過しておりますので、安定した稼働を継続していくことが課題というふうに認識いたしております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ今の課題を検証して今後の取組をどういうふうに考えておられるのかお尋ねします。

○石松畜産課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

既存の豚処理施設については、安定した稼働を継続するために、急ぎ改修が必要なものについて適宜予算化して対応していくことにいたしております。

今後も、生産者が大切に育てた家畜を安全・安心な食肉に加工し、国内だけ

でなく、海外の消費者にも届けていくため、適切な施設整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ適切な施設整備に努めていただきたいと思います。

それでは、佐賀牛等輸出促進対策事業についてお尋ねいたします。予算は九千四百三十三万円です。決算額は八千七百七十二万四千円となっております。この事業の取組は、昨年度はどのように取り組まれたのかお尋ねします。

○石松畜産課長Ⅱ佐賀牛等輸出促進対策事業の令和五年度の取組についてお答えいたします。

本事業は、「佐賀牛[®]」の輸出を促進するため、「KAKEHASHI」を運営する一般社団法人佐賀県畜産公社において必要となる取組を支援するものでございます。

令和五年度は、屠畜の方法が輸出対応型に変更されたことなどに対応するための作業員の技術力向上や、輸出認定取得に必要な取組を支援したところでございます。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ今の取組をしながら、いろんな課題が出てきたと思いますので、その課題はどうかあるのかお尋ねします。

○石松畜産課長Ⅱ課題についてお答えします。

「KAKEHASHI」からの「佐賀牛[®]」の輸出を拡大していくためには、既に輸出を開始している国への輸出货量を着実に伸ばしていくとともに、今後、牛肉の輸出拡大が見込まれる国の輸出認定を新たに取得することにより、輸出先国を増やしていく必要があると考えております。

しかしながら、この輸出認定基準は、衛生検査の項目ですとか家畜の取扱

などが国ごとに異なっておりますので、輸出先国の拡大に当たっては、一つ一つ適切に対応する必要があることが課題というふうに認識いたしております。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ確かに、輸出の対応とかいろいろ難しいと思いますので、取組については頑張っていたきたいと思っております。

次は、肥育素牛生産拡大支援事業についてお尋ねいたします。

これは予算額が五千三百五十二万二千元、決算額が五千三百十万五千元となっております。この肥育素牛生産拡大支援事業をどうふうに取り組み果たすのかお尋ねします。

○石松畜産課長Ⅱ肥育素牛生産拡大支援事業の令和五年度の取組についてお答えします。

本事業は、「佐賀牛[®]」の素となる子牛、肥育素牛といいますが、その生産拡大により、「佐賀牛[®]」の生産基盤の強化を図るため、繁殖農家等が行う優良な繁殖雌牛、母牛の増頭や、優良な受精卵を供給するための優れた繁殖雌牛の導入などに対して支援を行っているものでございます。

令和五年度は、優良な繁殖雌牛の増頭や改良の取組に百七十八頭、受精卵を供給するための優れた繁殖雌牛に九頭、合わせて百八十七頭の導入に対し支援を行ったところでございます。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ先ほど取組を言っていたいただきました。雌牛の導入に対する補助とか、そういうことは大変であります。いろんな問題が出てきたと思います。課題はどういうことがあったのかお尋ねします。

○石松畜産課長Ⅱ課題についてお答えいたします。

円安などによる飼料価格の高騰や物価高騰による牛肉の消費減退の影響などを受けて、現在、子牛の価格が低迷しているという状況にございます。このた

め、繁殖農家の経営が厳しくなっております。繁殖雌牛の増頭や改良に対する意欲が低下してきていること。さらには、生産性の低い高齡の繁殖雌牛が淘汰されないままとなり、一層の経営悪化につながりかねないことが課題というふうに認識いたしております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ今、課題を言われましたように、繁殖農家は厳しい状況下にあります。そうした中で、どうしてもやっぱり取り組まなければいけません。これは行政として、どうしても——そういうことで、今後、どうふうな取組を考えてあるのかお尋ねします。

○石松畜産課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

子牛価格の低迷については、県も支援を行っている国の肉用子牛生産者補給金制度などの価格下落支援対策の活用によりまして、繁殖経営への影響を低減しながら、経営コスト低減につながる経営規模の拡大や生産性の高い優良な繁殖雌牛の導入などを進めていくことが重要と考えております。

こうしたことから、引き続き、本事業の推進により優良な繁殖雌牛の増頭や改良を支援していくとともに、令和六年度からは、高齡の母牛を淘汰して優良な繁殖雌牛を導入する場合の補助率のかさ上げ、優良血統の受精卵移植に対する支援も行っているところでございます。

今後、こうした支援により肥育素牛の生産拡大を進め、肥育素牛の県内自給率を向上することで「佐賀牛[®]」の生産基盤の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ今言われましたように、雌牛の遺伝子の評価に対する補助をするとか、いろんな取組があると思いますので、よろしく願っておきます。

それでは、飼料価格高騰緊急対策事業費補助についてお尋ねいたします。

予算額が三億一千八百九十二万四千円、決算額が三億一千七百六十三万七千円となっております。

この事業の取組の実績をお尋ねします。

○石松畜産課長Ⅱ飼料価格高騰緊急対策事業費補助の令和五年度の取組についてお答えいたします。

本事業は、飼料価格高騰の影響を受け、経営が悪化している畜産農家に対しまして、国の配合飼料価格安定制度の特例で補填されない分などを物価高騰対策として支援するものでございます。

令和五年度は、畜産農家延べ五百三十二名に対し、三億一千七百六十三万七千円の補助金を交付しまして、畜産経営に及ぼす影響を緩和し、営農意欲の維持、喚起を図ってきたところでございます。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ今言われましたように、飼料価格の高騰の影響を受けて経営が悪化した畜産農家に対して補助するというふうなことで言われましたが、こういうことをどんどんやっていただきたいと思えます。

そうした取組の中で、農家の人もいろいろな課題を持つてあると思えますし、いろんな課題があると皆さん方も感じておられると思います。その辺の課題についてお尋ねいたします。

○石松畜産課長Ⅱ課題についてお答えいたします。

輸入飼料価格については、穀物需要の増加や急激な円安などにより、令和三年後半から高騰が続いております。今後も高い水準で推移していくものと見込まれております。

畜産経営を安定的に継続していくためには、可能な限り輸入飼料に頼らない経営を目指すことが重要と考えております。畜産農家や耕種農家による自給飼料の生産拡大が課題というふうに認識いたしております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ先ほども言われましたように、飼料価格高騰の影響を受けております。そういうことで今後どういう取組をされるのかお尋ねします。

○石松畜産課長Ⅱ今後の取組についてお答えします。

この飼料高騰が続く中、自給飼料の生産を推進するために、令和六年度は飼料作物の生産や利用拡大に必要な機械導入に対する支援、飼料生産を受託して行う組織、いわゆるコントラクターの活動支援、また、子実用トウモロコシの生産や利用拡大に必要な機械導入に対する支援などを実施しているところでございます。

今後、こうした取組を進めまして、できる限り畜産で必要とする飼料の県内での生産利用の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○酒井委員Ⅱ飼料価格の高騰で畜産農家は打撃を受けておりますので、手厚い補助とかいろいろなことをやっていただきたいと思っております。

次は、特定家畜伝染病緊急対策についてお尋ねいたします。

予算額は十二億九千六百万円、決算額が九億七百五十六万六千円となっております。家畜伝染病緊急対策の取組についてお尋ねいたします。

○原口家畜防疫対策企画監Ⅱ特定家畜伝染病緊急対策費の令和五年度の取組についてお答えいたします。

特定家畜伝染病緊急対策費は、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が県内で発生した場合に、迅速に防疫措置が実施できるよう、あらかじめ必要となる予算を措置しているものでございます。

こうした中、令和五年八月に唐津市で二例の豚熱が発生、また、十一月には鹿島市で高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、本事業を活用し、これらの防疫対策に取り組んだところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ今言われましたように、八月には豚熱、十一月には鳥インフルエンザが発生しております。こういうことについてのどのような課題があるのか、よろしく願います。

○原口家畜防疫対策企画監Ⅱ課題についてお答えいたします。

令和五年度当初予算では二億円を措置いたしました。二例の豚熱発生のうち、一例は大規模での発生でありまして、防疫措置の完了までに非常に多くの日数を要して当初予算で不足する事態となりました。そこで補正予算を措置し、対応に当たったところでございます。このように家畜伝染病の発生の内容や規模などにかかわらず、適切に対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱいろいろ続発しておりますので、今後の取組をどういうふうに考えてあるのか、よろしく願います。

○原口家畜防疫対策企画監Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

家畜伝染病対策につきましては、まずは発生させないよう、農家自身による農場の防疫対策を徹底するとともに、発生した場合には、県や市町、農業団体などが連携して迅速に防疫措置を講じ、蔓延を防止することが何より重要だと考えております。

このため、農家に対し、鳥インフルエンザ等の病原体が農場へ侵入することを防止するため、農場の消毒や野生動物の侵入防止など、農場が守るべき基準である飼養衛生管理基準を遵守するよう徹底するとともに、発生に備えた防疫演習の実施や危機管理体制の強化に取り組んでいくこととしております。仮に発生したときには、本事業を活用して万全を期すこととしております。

以上、お答えいたします。

○酒井委員Ⅱ危機管理の指導を農家にもしていただきたいと思っております。

○古賀陽三委員長Ⅱ暫時休憩します。十三時五分をめぐりに委員会を再開します。

午後零時四分 休憩

午後一時五分 開議

○富田副委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○酒井委員Ⅱ中山間地域等直接支払交付金についてお尋ねいたします。

県内の中山間地域の農業生産活動の継続を通じて中山間地域の多面的機能を發揮させるため、中山間地域等直接支払交付金を活用した農地や農道、水路の保全活動などが行われております。当交付金は、地域の実情に応じて幅広い用途に活用できることから、地域にとっては大変ありがたい制度だと思っております。

そこで、中山間地域農業に関して中山間地域等直接支払交付金についてお伺いいたします。

この令和五年度の前算額は八億三千三百四十八万八千円、決算額が八億三千三百三十一万四千円となっております。この中山間地域においてどのような取組をされておられるのかお尋ねします。

○江口農山村課長Ⅱ令和五年度の中山間地域等直接支払交付金の取組についてお答えいたします。

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、集落等を単位に農業者等が農用地を維持管理していくための協定、いわゆる集落協定と申しておりますが、これを締結いたしまして、活動や取組を行う場合に面積や取組の内容に応じて一定額が支給されるものがございます。

第五期対策の四年目となります令和五年度は、六千五百九十八ヘクタールの面積で活動に取り組まれました、耕作放棄地の発生防止や水路の管理などの基礎的な活動に取り組んだ協定数が四百六十四、集落戦略を作成する体制整備のための活動に取り組んだ協定数が四百十六、それから、その他前向きな取組に

取り組んだ協定数が延べ百五となっております。

特に、第五期対策につきましては、県も積極的に集落戦略の作成支援を行いました結果、令和五年度末で作成を完了した協定数が四百一十一となっております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ中山間地域の、特に生産条件が不利なところに補正措置をするというところがございます。そういたしますと、この直接支払交付金の課題はどういうところがあるのですか、お尋ねします。

○江口農山村課長Ⅱ課題についてお答えいたします。

中山間地域におきましては、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足が進む中、集落協定で定められました活動や取組の実施が困難となる集落が増加することが予想されますことから、それぞれの集落協定におきまして、引き続き本制度を積極的に活用し、農地の維持・保全、それから農業活動の継続が図られるよう、地域に合った活動体制づくりが必要と考えております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ先ほど言われましたように、やはり中山間地域においては、特に不利な生活条件のところですから、いろんな課題が出てくるかと思えます。

課題を検証した結果、今後、どのように取り組んでいけるのかお尋ねします。

○江口農山村課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

現在の第五期対策におきまして、五年後、十年後の農地の在り方について集落で話し合い、集落戦略の作成を進めてきましたことから、今後は、作成された集落戦略を具体化させるための地域の将来像に沿った様々な取組を市町と連携して支援していきたいと考えております。

先ほど申し上げました課題への対応としては、地域の実情に応じた近隣集落

との作業の共同化や非農家の活動への参加、NPOとの連携など、地域内外の多様な人材や組織とつながることで農業生産活動が継続できる体制づくりを支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ特に中山間地域にはいろんな取組をしていただきたい。今言われましたようなことで中山間地域の活性化のために推進していただきたいと思っております。

次は、有害鳥獣被害対策関連事業についてお尋ねをいたします。

中山間地域では、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害を軽減するために、農業者や地元猟友会などが田畑への侵入防止や捕獲などの対策に取り組まれております。しかしながら、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加などから、地域においては、有害鳥獣対策にも苦慮されておるところであります。

そこで、県で実施されております有害鳥獣被害対策関連事業について伺います。

この予算につきましては二億三千四百二十四千円、決算額が二億八百五十三万六千円となっております。この有害鳥獣対策関連事業について令和五年度はどのように取り組まれたのかお尋ねいたします。

○山浦生産者支援課長Ⅱ有害鳥獣対策推進事業の令和五年度の取組についてお答えいたします。

本事業では、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害を防止する対策技術の普及を図るため、集落ぐるみでイノシシの侵入状況を地図上に落とし込む地図化や、ワイヤーメッシュ柵の点検、補修といった被害対策に取り組む重点集落への伴走支援、また、市町やJAで初めて鳥獣対策を担当する職員を対象とした鳥獣担当新任者研修の開催、また、市街地に出没するイノシシやニホンザルの被害対策に関する研修会の開催などを行ったところでございます。

また、有害鳥獣の捕獲を推進するため、イノシシ等の有害鳥獣捕獲に対する報償金の交付ですとか、市町や地域の有害鳥獣対策協議会が捕獲や追い払いを狩猟者団体等に委託する際の経費の補助を実施しております。

令和五年度につきましては、二万一千百十頭のイノシシを捕獲したところでございます。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ今、取組の状況をお答えいただきました。取組については、イノシシ等有害鳥獣の捕獲に補助されているようではありますが、これをやっても農作物の被害はどんどん増えております。農家からも悲鳴が上がっております。

そういうことを含めて今後の課題についてお尋ねいたします。

○山浦生産者支援課長Ⅱ有害鳥獣対策推進の課題についてお答えさせていただきます。

イノシシの捕獲に当たっては、漫然とわなの数を増やせば単純に捕獲頭数が増えるというわけではなくて、逆にそういうことを繰り返すとイノシシが学習を重ねて捕獲しにくくなるという状況になります。

このため、農作物に被害を与えるイノシシの習性を十分理解し、確実に捕獲できる技術を習得した人材を増やしていくことが何より重要でありまして、そうした人材を育成することが課題となっております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ今言われましたように、人材を増やすというような課題の下に、今後、どういうふうな取組が行われるのかお尋ねします。

○山浦生産者支援課長Ⅱ課題を踏まえました今後の取組についてお答えさせていただきます。

県では、イノシシを確実に捕獲できる技術を現場で指導できる人材を育成するため、狩猟免許を取得している県職員ですとか市町職員等を対象とした捕獲

技術の研修に取り組んでおりまして、令和五年度までに技術を習得した市町職員五名、県職員十六名が現場での指導や捕獲に従事しておりまして、農家の方々からも高い評価を得ているところでございます。

また、多久市と小城市のモデル集落では、地域の中から捕獲の担い手の候補者を選定してもらいまして、捕獲技術に関する専門家の指導の下、農作物に被害を与えるイノシシを確実に捕獲できる技術を習得するための捕獲技術研修を令和五年度から実施しているところでございます。

今後も、このような取組の成果を県内に波及させまして、効果的な捕獲対策の人材育成に努めてまいります。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ今言われました取組について積極的に頑張っていたいただきたいと思っております。

次に、有害鳥獣対策整備事業についてお尋ねいたします。

予算額が九千八百五十二万九千円、決算額が七千六百九十四万一千円となっております。この令和五年度の取組についてお伺いいたします。

○山浦生産者支援課長Ⅱ有害鳥獣対策整備事業の令和五年度の取組についてお答えいたします。

有害鳥獣対策整備事業では、イノシシ等の有害鳥獣が農地に侵入することを防止するため、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の整備、イノシシ捕獲用の箱わな等の整備に対して支援を行ってきたところでございます。

令和五年度の具体的な事業実績としましては、ワイヤーメッシュ柵が五十四・一キロ、電気柵が二百十九台、箱わなとくくりわなが合わせて二百五基となっております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ先ほど言われましたような取組をされたわけですが、その

中で課題はつきものであるから、どういふふうな課題があったのかお尋ねします。
○山浦生産者支援課長Ⅱ有害鳥獣対策整備事業の課題についてお答えいたします。

本事業で整備を行っておりますワイヤーメッシュ柵については、地面と接する箇所と隙間ができるなど、柵の強度が弱い箇所がありますと、イノシシが柵を鼻で持ち上げ、侵入されやすくなります。ワイヤーメッシュ柵などを整備された集落や地域の中には、柵を設置したことで安心してしまい、設置後の見回りや維持管理が適切に実施されなかったことによりまして、柵が破損し、イノシシの侵入に対処できていないという事例が散見されており、そういったことが課題となっております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ先ほど言われましたような課題を検証しながら、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

○山浦生産者支援課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

ワイヤーメッシュ柵等による侵入防止対策においては、設置後の定期的な見回りによる補修や補強等の維持管理が極めて重要です。鳥獣担当新任者研修や重点集落への支援など、様々な機会を通じて集落の方々に柵の見回りの徹底について指導しているところでございます。

また、ワイヤーメッシュ柵の補強については、イノシシから侵入されやすい柵と地面の接する部分、いわゆる地際と呼ばれていますが、そうした部分の補強対策として、令和五年度から国庫事業において直管パイプなどの資材で、既存のワイヤーメッシュ柵を追加で補強できるような制度が拡充されております。佐賀市や伊万里市などで既に実施されているところでございます。

今後も、市町やJAと連携しながら、ワイヤーメッシュ柵等の維持管理の徹底や補強対策にしっかりと取り組みまして、有害鳥獣による農作物被害が少し

でも軽減できるように努めてまいります。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ いろんな団体とか農家とか、いろんな方々と積極的にこの事業を進めていただきたいと思っております。

最後に、農林水産業費の不用額についてお尋ねいたします。

これまでの問いで令和五年度に実施された農林水産部の各事業について、その取組内容や課題、来年度に向けた取組方針などを伺ってまいりました。それらの事業を含めた農林水産部の予算、決算のうち、農林水産業費の執行状況を見てみますと、令和四年度の予算額は約三百四十五億七千万円、対する不用額が約二十三億一千万円、令和五年度の予算額は約三百五十三億二千万円、対する不用額は約三十二億五千万円となっております。令和五年度の不用額は令和四年度と比較いたしますと約九億三千万円、率にして約四〇%増加しております。

私のことを言うとおかしいですが、以前、首長をしておったものですから、いろんな自治体のことが気になるわけですね。ただ担当課の不用額だけじゃなくて、三十億円もの不用額が出ておるものですから、これは大丈夫かと、そういうことが心配ですので質問いたします。

事業の見通しが立った段階で必要なくなった予算は、きちんと減額補正をしてもらわないと財政課が困るわけですね。実際、財政課は金を直接扱わんわけですから、不用額が出たのか、出てないかは担当課しか分からないわけですよ。それが分からないまま、財政課のほうは、また新年度の予算をつくるんですね。だから、今の段階で決算、不用額が出ます。予算は、県は知らんですけど、十月から十一月頃につくり出すと思います。その段階では皆さんたちはまだ不用額かどうか分からなくて、例えば事業が終わって、そのままほっぽらかして残しているとか、それとか入札減ですね、入札をして減と分かっているなら、その

時点で減額補正に努めてもらわんと、これを見てびっくりしましたもん。三十億円不用額が出るということは、これは財政課は予算をつくった後なんですね、これが分かるのはね。そしてたら財政課が金を銀行から借りる場合、三十億円の分も、また次の予算のために借りるわけです。だから、その利息を考えたら、無駄というか、そういうことは財政課の指導はなかったんでしょか。

その辺も含めて令和五年度の農林水産業費の不用額が発生した要因について農林水産部長に伺います。

○島内農林水産部長Ⅱ 農林水産事業費の不用額の要因についてお答えいたします。

令和五年度に不用額が発生した主要因について二つ申し上げます。

まず一つ目といたしまして、佐賀県食肉センター再整備におきまして、豚処理施設の入札が不調となったことなどにより、再整備計画の一部見直しが生じ、設定しておりました継続費の減額が必要になったことから、約十五億円の不用額が発生しております。

二つ目といたしまして、園芸施設や機械等の導入を支援する「さが園芸88総合対策事業費補助」におきまして、年度後半に実施された国の経済対策におきまして、不採択となりましたものや入札減、事業の中止等により、二月補正で見込んでいた額以上に事業費が減額になったことが主要因だというふうに考えております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ 今言われた主要因は、事業ができなかった、国の予算が不採択になったとか、こういうのはちよつとね。だから、この段階で早めに減額をされなかったんですか。まだ分からんもんね、最後ね。その時期があるんですけど。私が言いたいのは、不採択がどうのこうのじゃなくて、さっきも申しましたように、これは農林水産部だけの問題じゃないと思いますので、監査委員さ

んがおられますけど、この辺はどういうふうに考えられますか。

○荒木監査委員 御指摘の不用額の縮減につきましては、以前から監査委員からも意見を述べさせていただいております。今年度は決算審査意見書の中でも述べておりますが、不用額の中には、先ほど委員がおっしゃったように、国の予算の影響でやむを得ないものもあるという認識はいたしております。ただ、御指摘のとおり、限られた財源を有効活用するという観点からは、予算編成、または執行管理を適切に行っていたいただきたいと。その結果、不用額の縮減に努めていただければという考えでございます。

以上です。

○酒井委員 ありがとうございます。私も、これは農林水産部だけですけれども、平成三十年から流れを見てみたくです。平成三十年度が四億円、令和元年度が六億円、令和二年度が七億円、令和三年度も七億円、令和四年度が二十三億円、それから令和五年度が三十二億円だったものですから、これはちょっと前を見てみにかんたということと調べまして、平成三十年度から見えてきました。この辺が四億円からで、今現在は三十二億円、これはどういうふうな要因ですか。部長、お願いします。

○島内農林水産部長 先ほど、委員から農林水産部の平成三十年度以降の不用額について御質問がございましたが、不用額につきましては、その年々の状況、例えば先ほど来申し上げておりますとおり、国の事業の不採択ですとか、そういうもので年々、額が変わってくるのではないかとというふうに承知しております。

以上です。

○古賀和浩委員 自由民主党の古賀和浩でございます。本日は、四問、質問を留意させていただいております。今回、令和五年度に施行実施された事業について質問をいたします。

まず、農地中間管理機構事業と地域計画について質問させていただきます。

九月県議会に提出された令和五年度決算説明報告書・施策方針実施状況報告書を拝見したところ、農地中間管理機構事業の活用推進や、地域計画の策定に向けた支援事業を実施されておりました。

私は、令和五年度一般社団法人佐賀県農業会議の常設審議委員として会議に出席させていただき、令和五年四月に改正された農業経営基盤強化促進法で、その策定を進められている地域計画策定について、農地や農家を守るために話し合いを進めておりましたので、今回、質問することにしました。

現在、佐賀県農業の担い手となる基幹的農業従事者の数は、高齢化や人口減少などにより大幅に減少していて、今後、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されております。

この課題の解決の一つとして、現在、市町では地域での話し合いによって目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画づくりに取り組まれています。また、農業経営基盤強化促進法の改正により、これまで農地の貸し借りは市町農業委員会での相對契約を中心に行われてきたのですが、令和七年四月以降は、この地域計画に基づいた農地中間管理事業による農地の貸し借りに一本化されます。

佐賀県では、佐賀県農業公社が、この農地中間管理機構事業に指定されていますが、佐賀県農業公社は佐賀県も出資しておりますので、まず、その農地中間管理機構事業についてお伺いいたします。

まずお聞きしますのは、農地中間管理機構事業の実績についてでございます。実績のうちの概要についてでございます。農地中間管理機構が行う農地中間管理事業の概要はどういったものになるのでしょうか、お伺いいたします。

○佐伯農業経営課長 事業の概要についてお答えいたします。

農地中間管理事業は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づきま

して、地域農業の担い手に農地の集積、集約をするための制度となっております。

その仕組みについてでございますが、(副委員長、委員長と交代) 農地中間管理機構は、先ほど委員からも御説明がございましたが、佐賀県においては公益社団法人佐賀県農業公社が指定を受けておりますが、こちらが農業をリタイアする方や規模を縮小する農家、地権者の方から農地を一旦借り受けまして、その借り受けた農地を、規模拡大を図りたい農家へ貸し付ける、そういう仕組みとなっております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱ それでは、農地中間管理事業を活用した貸借の実績についてお伺いします。

本事業を活用した令和五年度の農地の貸借の実績はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ 事業を活用しました令和五年度の農地の貸借の実績についてお答えいたします。

令和五年度に事業を活用し、農業公社が借り受けた面積は六百二十七ヘクタールとなっております。その農地の出し手、いわゆる地権者の数ですが、千九百四十四経営体となっております。一方、農業公社が借りたものを貸し付けた面積は六百四十八ヘクタール、その農地の受け手、いわゆる担い手の農家の数は四百五十四経営体ございました。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱ 千九百四十四経営体から四百五十四経営体に集約されたと、そういう実績なんですね、分かりました。

農地管理機構事業の実績について、もう少し詳しくお伺いいたします。

農地中間管理機構の運営に補助する農地中間管理機構事業の令和五年度の実績はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ 農地中間管理機構事業の令和五年度の実績についてお答えいたします。

農地中間管理機構、佐賀県では農業公社になりますが、その運営を補助する農地中間管理機構事業の令和五年度の決算額は七千八十二万八千円となっております。うち国費が四千九百七十五万一千円、決算額のおおむね七割、県費が二千七百七十七千円、決算額の約三割という実績になっております。

事業費の大半は、農地中間管理事業に係る農業公社の人件費が占めておりまして、そのほか市町、JAへの業務委託費や、事業の執行や推進に必要な事務経費などとなっております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱ それでは、地域計画についてお伺いいたします。

国において、「人・農地プラン」が農業経営基盤強化促進法の法改正に伴い、地域計画が策定され、地域計画で描いた目標地図の実現のために農地の受け手を幅広く確保し、農地中間管理事業を活用した農地の集積、集約を図ることが、非常に重要になるとされております。

佐賀県におきまして、十年後の農地の利活用や活用される農地の担い手について、集落等で話し合い、令和七年三月末までに策定されることとなっております。令和七年三月末までだから、あと四カ月ぐらいですね、もう少しでございます。今後は地域計画に基づき農地の貸借が行われることになるため、その策定は重要なものと考えております。

そこで、地域計画策定推進緊急対策事業についてお伺いします。

まず、事業の概要について伺います。

令和五年度に実施した地域計画策定推進緊急対策事業の概要はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ地域計画策定推進緊急対策事業の概要についてお答えいたします。

この事業につきましては、地域計画の策定を進めることを目的に、市町の地域計画策定に向けた取組に対して補助するといった内容と、県の取組といたしまして、市町や関係機関向けの説明会や研修会を開催する、そういった内容となっております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱそれでは、事業の実績について伺います。

本事業の令和五年度の実績はどのようになっていのでしょうか、お伺いします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ令和五年度の実績についてお答えいたします。

当該事業の令和五年度の決算額は七百八十七万三千円となっております。

まず、市町への取組への支援といたしましては、八つの市町がこの事業に取り組んでおりまして、地域計画の策定に向けた協議の実施や目標地図の素案作成、アンケート調査の実施などに活用されているところでございます。

また、県の取組といたしまして、市町や関係機関の職員の方々が抱える、例えば地域計画の話し合いの進め方が分からないですとか、策定において押さえおかなければならないポイントが何なのかと、そういった不安を解消するための研修会などを開催してきたところでございます。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱ七百八十七万三千円ということで実績が上がっておりますが、この地域計画を策定するに当たって、私もいろいろな方から御意見とかお話を聞いてまいりました。農業関係者からのお話なんですが、御紹介させていただきます。

地域計画の策定に当たっての協議や取りまとめが生産組合長に依頼されてい

ますが、入り作や出作のことも考えなければいけない中で、他の集落や農家の状況は分からないし、生産組合長で取りまとめるには内容が難しく、煩雑過ぎるのではないのでしょうか。また、この計画を策定して将来どのように活用していくのか示してほしい。最近の生の声でございます。これは農家の若手の会の御意見ございました。

また、策定が滞っているのではないかとのお話も聞いてまいりました。令和七年三月末ですから急がなきゃいけないかもしれませんが、滞っているという話も聞いております。

そこで、地域計画策定の進捗状況について伺います。

地域計画策定の進捗はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ地域計画策定の進捗状況についてお答えいたします。

現在、全ての市町におきまして、地域計画の策定に取り組まれております。県内全体で三百八十一の地域で策定が予定されているところでございます。

地域計画の策定手順を大きく四つの段階に区分して、先ほど言いました三百八十一地域の令和六年九月末現在における進捗状況を申し上げます。まず、第一段階です。農業者へのアンケート等による農地の利用の意向把握

をしている地域が三百七十四地域、全体の九八%ということで、ほぼ全ての地域で意向把握、第一段階は終えているという状況になります。

次に、先ほどの第一段階から進みまして、アンケート結果などに基づきまして、目標地図の素案を作成、農業者等による地域での話し合いが進んでいる地域が三百一地域、全体の七九%となっております。全体の約八割が地域での協議に進んでいる状況ということになっております。

さらに、第二段階から進みまして第三段階といたしまして、先ほどの協議の結果を取りまとめ、いわゆる地域計画の案を作成している地域が六十一地域、

全体の一六%という状況。

そして、第四段階、地域計画を策定し、公告まで終了した地域が三地域となっております。

先ほど言いましたように、特に市町によっても進捗に差がある状況でございます。第一段階が終わっていないというところが数カ所ございますけれども、それについても市町においては計画的に話し合いの場を現在設けられておりますので、今、把握している状況では、全地域において令和七年三月までには策定される見込みというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱ 第四段階のうち第三段階まできたらぐくつと下がりますね。やっぱり地域、地域で事情が違うというのが、この進捗状況でも分かると思います。ただ、策定ありきというか、策定を進めなきゃいけないというのはあるんですけど、そこを中間管理機構が、今後農家、農地に寄り添いながら運営できるかどうか今後の鍵となるはずでございます。その策定の進捗を県がきちんと管理しながら、また、農地、農家の状況に寄り添いながら進めていただきたい、そのように思っております。

それでは、農地中間管理機構の今後の運営について伺います。

今後、農地の貸し借りをする際に農地中間管理機構が入ります。今までは農家同士のやり取りとしていたところ、急にこの業務量が増えるのではないかと思っております。

そこで、地域計画策定後に増加する業務量の見込みについて伺います。

地域計画策定後の農地中間管理機構の業務量は、どのくらい増加すると見込まれるのでしょうか、お伺いします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ 業務量の増加見込みについてお答えいたします。

令和七年四月以降、農地の貸借については、これまでの地権者と工作者との

相対契約が廃止されまして、農地中間管理事業による貸借に一本化されます。これに伴いまして農地の貸借に関する業務が農地中間管理機構へ移行するため、契約更新のタイミングで順次取り扱い面積が増加し、契約や賃料の受け払いに係る業務の増加が見込まれております。

農業公社の推計ですが、こういったことから数年後には業務量が現在の三から四倍に増加するとされております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱ 数年後ですが、更新のタイミングでということ急にどんと増えないかもしれませんが、いずれにしろ、一年が終わって来年どうしようかというふうに考えられる方が多いと思いますので、ぼつぼつじゃなくて、来年どうしようかというところの節目、節目、例えば収穫が終わって来年、この土地をどうしようかというときに、やっぱりそのときはどんと来ると思うんですよ。そういう時期も踏まえて、このあたりは業務量の見込みをちゃんと考えて、それぞれの農業委員会に聞き取りをして、早め、早めの体制づくりをしないともらわなくちゃいけないと思っております。

私が、この地域計画を質問しようと思った理由がもう一つあります。令和五年度の包括外部監査の結果報告書を拝見しました。その中で農地中間管理機構の運営を見ますと、国や県からの補助金で賄っておられて、補助金が全国で一律一部カットになるなど、補助金額自体も厳しい状況にあり、自主的な財源確保を検討する必要があるのではないかと監査で報告されておりました。

このような背景の下でありますので、中間管理機構では、自主的な財源確保として令和七年四月から一%の手数料を徴収すると聞いております。手数料を徴収するのは、実は九州では初めてとなります。今後の事務量の増加を考慮して手数料を徴収するという判断されたのではないかと思います。この手数料を取られるのが九州で初めてということで大変なことだと思っております。

す。安定的な運営に向けた今後の県の対応について伺いをいたします。

手数料の徴収を開始するということですが、佐賀県でも農地中間管理機構の安定的な運営に向けて対応していくと思いますが、どのように対応していくのでしょうか、お伺いします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ農地中間管理機構の安定的な運営に向けた県の対応についてお答えいたします。

最初にも御答弁申し上げましたが、農地中間管理事業は法律に基づく国の事業となっております。このため、今回の事務量の増加見込みに対しましては、まずは国において十分な予算を確保していただきたいと考えております。

このため、今年五月の政策提案など、これまでも機会あるごとに国に対し、予算の確保を要望してきたところでございまして、今後も積極的に働きかけていきたいと考えております。

また、中間管理事業を円滑に進めるためには、地域の農業者のこと、農地に詳しい市町や農業委員会の役割は非常に大きいと考えております。そういったことから、市町などに対しましても、事業への協力要請をしまいたところでございます。

今後、農業公社と市町、農業委員会とで事業の円滑な体制が構築されるよう働きかけていきたいと考えております。あわせまして、農業公社自らにおいても、事務手続の一層の簡素化や効率化を進めることができるよう、県も一緒になって検討しながら、事業量や経費の削減にも取り組んでいきたいと考えております。

今後、農業従事者が減少していく中、農地中間管理事業を担う機構、佐賀県では農業公社になりますが、その役割はますます重要となります。将来にわたって安定的に運営されるよう、財源の確保や協力体制の構築など、様々な面におきまして県として必要な対策を取ってまいります。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱとにかく国に対して要望を、要望どころか、国からやれと言われているんですから、国にそのあたりはきちんと言責任を取ってもらいたい、私はもうそのくらい思っております。

そもそも、農地を守る、農家を守る、これが目的でございます。農地中間管理事業を推し進めることで、逆に農家を苦しめ、耕作放棄地が増えては絶対いけません。国が始めたことであるんですから、国に対して全国統一の画一的な支援ではなく、その県、その地域、その農家に寄り添った柔軟な対応ができるように強力で訴えていただきたい。今後、手数料の問題も含めて佐賀県には農家のために汗をかいてもらいたい、このことを十分にお願いを申し上げて次の質問に移ります。

それでは問二、「多様な森林・緑づくり」についてです。

佐賀県では、令和五年に策定した「佐賀県施策方針二〇二三」において、佐賀の目指す八つの未来の姿のうち、「『守ろう！』先どる危機管理 安全・安心のまち」において、森、川、海とつながる豊かな自然環境の中で県民が安心して暮らすことを目指して、「多様な森林・緑づくり」に取り組まれています。

佐賀県の森林面積は十一万ヘクタールで、そのうち人の手で植林した杉やひのきの人工林は七万四千ヘクタールと先ほども紹介されておりました。

こうした森林が持つ多面的機能を十分に発揮させるためには、間伐等の森林整備や広葉樹の植栽などを計画的に推進していくことが重要であります。しかし、近年、気候変動を伴う豪雨などの影響により、各地で山地災害が多発しており、これまで以上にこれらの事業を着実に実施していく必要があると考えております。

そんな中、令和五年は豪雨災害が発生しました。唐津市で大きな災害が発生し、佐賀県内の山間部には大小の崖崩れなどの土砂災害が発生した上に、河川、

港湾など様々な場所に被害が発生しました。よって、令和五年度には、まずは国、県、市町ともに災害復旧事業に取りかからねばなりませんでした。今回は山間部の土砂災害に絞ってお尋ねしたいと思います。

令和五年七月豪雨についてでございます。

令和五年七月豪雨の被害及び復旧状況について伺います。

令和五年七月豪雨では、県内においても土石流や山崩れなどにより尊い命が失われるなど、甚大な被害が発生したところですが、林地、林道における被害及び復旧状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○武田森林整備課長 令和五年七月豪雨の被害及び復旧状況についてお答えいたします。

まず、林地関係では、土石流などによる被害箇所が百四十四カ所で、被害額は約十三億五千万円となっております。県や市町では、被害箇所の中の三十七カ所を十一億六千八百万円の事業費で復旧することとしております。令和五年度は、二十九カ所で復旧工事に着手しておりまして、決算額は四千三百万円となっております。なお、令和五年度は工事着手のみで完了箇所はなく、全て翌年度に繰り越しているところでございます。

次に、林道関係では、のり面崩壊などの被害箇所が千二百九十八カ所で、被害額は約二十二億七千万円となっております。県や市町では、被害箇所のうち八十五カ所を七億一千七百万円の事業費で復旧することとしております。令和五年度は、一カ所の復旧工事に着手しておりまして、決算額は三千六百万円となっております。なお、林地被害と同様に令和五年度は完了箇所はなく、全て翌年度に繰り越しているところでございます。

以上、お答えします。

○古賀和浩委員 令和五年度の被害復旧状況は、今のようになり十一億円のところで、四億円程度を使ってやったということで確認しました。

今後、令和五年度の分は今言われたんですが、今後の予定を確認したいと思えます。

今後の対応についてお伺いいたします。

県民の命や豊かな暮らしを守るためには早期の復旧が必要と考えておりますが、今後どのように対応していくのでしょうかお伺いいたします。

○武田森林整備課長 令和五年七月豪雨による被害の今後の対応についてお答えいたします。

先ほど述べましたとおり、令和五年七月豪雨の復旧工事につきましては、全て翌年度の令和六年度に繰り越したところでございます。鋭意、早期復旧に努めているところでございます。

こうした中、まず林地被害につきましては、三十七カ所のうち二十カ所が令和六年十月末までに工事が完了しております。残りの十七カ所につきましても、令和六年度末までに完了する見込みとなっております。

また、林道被害におきましては、八十五カ所のうち二十八カ所が令和六年十月末までに工事が完了しておりまして、残りの五十七カ所のうち五十三カ所で工事に着手しているところでございます。

林道災害復旧は、原則として被災年を含め三年以内に完了させることとなっております。なお、事業主体である県や市町が順次工事を発注しまして、遅くとも令和七年度末までに完了させることとしております。

以上、お答えします。

○古賀和浩委員 三カ年以内ということですが、決まりはそうかもしれませんが、やっぱり暮らされている方とか事業を営まれている方は、一日でも早いほうがいいと思うんですよ。とにかく令和七年度末と言わず、令和七年早々に終わらせるつもりでやっていただきたい。被害を受けられた方の気持ちになつて、とにかく一日も早く復旧をして元のとおりにしていただきたいと思っております。

ります。

次に、荒廃森林の対策についてお伺いします。

私自身、毎年六月ぐらいいに行われる私の地元の基山町の防災パトロールに参加しております。そのときに危険箇所を確認したり、また、大雨のとき、令和五年七月の災害の後にも自主的に近隣の山をパトロールしているところを見て回っております。手入れが行き届かず、竹林が侵入したり、暗く混み合った山などを目にする、森林がこれ以上荒廃すると大きな災害につながるのではないかと懸念しております。

基山町は、ボランティアの方々や生産森林組合の方、また、林業研究会の方などいろいろな方が間伐などの森林整備、伐採や草刈り、草刈りには私も参加しておりますが、草刈りなどを行ってもらっていますが、なかなか荒廃するスピードには追いついておりません。また、個人所有の森林が多く、難しい部分も多いのが現状でございますので、やはり自治体が計画的に対策を打っていかなければならないと思っております。

山は、緑を育み守るということだけでなく、災害にも強い山にしていくことが重要だと考えております。災害に強い山づくりを進めるために、手入れが行き届いていない森林の整備が必要だと考えますが、どのように取り組んだのでしょうか、よろしくお願ひします。

○武田森林整備課長Ⅱ荒廃森林対策の令和五年度の取組状況についてお答えいたします。

県では、平成二十三年度に航空レーザー測量によりまして、県全域の森林における立木の本数、太さ、高さ、それから地形などを調査しまして、手入れが行き届いていない森林の所在を把握したところでございます。その成果を基に佐賀県森林環境税などを活用しまして、間伐などの森林整備を行ってきたところでございます。

具体的な取組を三つ申し上げますと、一つ目は、環境保全の観点から特に重要な河川の集水域等における荒廃森林におきまして、県が所有者に代わって間伐を行う「さがの森林採光事業」によりまして、四市町で五カ所、約百五十一ヘクタールを実施しております。決算額は一億三千百六十万五千円となっております。

二つ目は、住民にとって公益上重要な森林を対象に、市町が行う間伐や広葉樹植栽などに対しまして、「ふるさとの森林づくり事業」により支援しまして、五市町で六カ所、約二十五ヘクタールを実施しまして、決算額は二千五百四十五万二千元となっております。

三つ目は、荒廃した杉などの人工林や荒廃竹林等を郷土樹種の広葉樹に転換する「さがの四季彩の森林づくり整備事業」によりまして、十二市町で十四カ所、約六十ヘクタールを実施しまして、決算額は六千六百二十二万二千元となっております。

その結果、令和五年度は、約二百三十六ヘクタールの荒廃森林の解消が図られたところでございます。

以上、お答えします。

○古賀和浩委員Ⅱ令和五年度で二百三十六ヘクタール、まだまだですね。しっかり継続でよろしくお願ひします。

次に、林道の整備状況について伺います。

森林整備には必ず必要な林道でございます。林道の整備状況についてお伺ひします。

荒廃森林への移行を防ぐためには、森林整備の基盤となる林道などの路網整備が必要だと考えておりますが、その整備状況はどのようになっているのでしょうか、お伺ひします。

○武田森林整備課長Ⅱ本県の林道の整備状況についてお答えします。

令和五年度は、国庫補助事業を活用した森林環境保全整備事業などによりまして、県が三市一町において、六路線、二千八百九十メートル、市町が二市において、二路線、八十三メートルを新たに整備し、決算額は六億百九十三万円となっております。

その結果、本県の林道は、令和五年度末時点で五百三十路線、総延長一千六百八十八キロメートルになったところでございます。

以上、お答えします。

○古賀和浩委員Ⅱこの林道整備は、これから森林を整備するために重要なものでございますので、まだできていないところ、また、これから森林整備をしなければいけないところについては、林道も含めて考えていただきたいと思っております。

最後に、今後の取組について伺います。

「多様な森林・緑づくり」を推進するため、今後、県ではどのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○武田森林整備課長Ⅱ「多様な森林・緑づくり」を推進するための今後の取組につきましてお答えいたします。

「多様な森林・緑づくり」を推進していくためには、引き続き間伐や林道整備、治山対策を計画的に実施するとともに、ボランティアなどによる森林づくり活動を一層推進することが必要と考えております。また、県民の皆様にも山を大切にする、そして、森、川、海の豊かな自然のつながりを人が守り、未来につないでいくという機運をさらに盛り上げ、森林の保全につなげていただければ、一層の普及啓発が必要と考えているところでございます。

このため、間伐につきましては、これまでの取組に加えまして、令和六年度から二カ年をかけまして県下全域の森林を対象に、二回目の航空レーザー測量を実施しまして、県内の手入れが行き届いていない森林の状況を改めて把握し

た上で、間伐などの森林整備を実施することとしております。

また、ボランティアなどによる森林づくり活動につきましては、若い世代が「森川海人プロジェクト」の取組を知って自主的に関わっていただくことで活動の輪が広がり、次の世代へつなげていくことが期待されますことから、高校生の部活動や大学のサークルなどが行う森、川、海に関する調査研究に対する支援と、その成果発表会の開催などにも新たに取り組むこととしております。

今後、間伐等の森林整備や林道の整備、治山対策などのハード対策と、「森川海人プロジェクト」などのソフト対策を効果的に組み合わせながら、「多様な森林・緑づくり」にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○古賀和浩委員Ⅱ今年度二回目のレーザー調査をしてもらいました。私は、先ほど、森の中に結構入って行きますと言ったんですけど、毎年行ってますから、毎年変わってるんですね。雨が降ったりして山の状況は毎年違います。木の成長も早くて、整備しないと荒廃するスピードがどんどん上がって、毎年調査しながらやっていくというような形がやっぱりいいかなというふうに思っております。

森林は私たちを守ってくれております。また、森林から私たちはたくさんのお恵を受けております。しかし、きちんと整備しないと、逆に自然の驚異となってしまう。そのことを佐賀県民が理解し、佐賀県が森林整備を進めていくことを祈念しまして、次の質問に移りたいと思います。

問三、中小・小規模事業者の事業承継支援についてでございます。

県内の中小・小規模事業者数は、現在、二万二千三百八十三者で、県全体の九九・九％、従業員数は十八万二千八百九十一名で県全体の八八・九％を占め、県内の経済や雇用を担う重要な存在であります。

一方、県内の中小・小規模事業者の皆様とお話をしてみますと、経営者の高齢化や後継者の不在に直面している事業者が本当に多いと感じます。しかし、その中小・小規模事業者は、その地域になくはない事業者であり、その地域の生活の基盤となっていて、いわゆるふだん使いの事業となっております。また、そのような中小・小規模事業者は、大きな事業者には簡単に模倣できないような優れた技術やノウハウを持っていらつしゃいます。私は、いつも地元の商工会、特に青年部の皆さんと話をするとき、「あなた方は地域の宝です」と言っております。まさに彼らが地域を守ってくれていると思っております。

そんな中、先頃、私が住んでいる町内には四軒のお魚屋さんがあるんですけど、一軒が経営者の突然の体調不良をきっかけに、後継者がおられず、もうお店が閉まったままになっております。

人口が減少する中、中小・小規模事業者が所有する技術やノウハウ等の貴重な経営資源を守り、雇用を確保するためにも、円滑な事業承継は地域社会にとって必要不可欠な課題であります。

そこで、次の点について伺います。

県内の中小・小規模事業者の現状についてです。

佐賀県内の中小・小規模事業者の現状といっても、その業種や地域性、また規模など、その事業ごとにより事情が違います。

また、私は、地元の業者さんと話すことが多いのですが、その事業者さんが、将来どうしたいかとか、そういう事業承継に関わるようなことは一事業業者、一事業者違いますし、さつき言いました魚屋さんのように突然どうなるかわからない、刻々と状況は変わっているようなものがございます。

現状把握はかなり難しい状況の中で、県内の中小・小規模事業者の事業承継の現状について、県はどのように認識しているのでしょうか、お伺いいたします。

○水町産業政策課長 県内中小・小規模事業者の事業承継の現状についてお答えいたします。

経営者の高齢化が進んでいる中で、事業承継の促進は喫緊の課題となっております。民間調査会社の調査によりますと、本県の経営者の平均年齢は六十・五歳で、これは全国平均と同じでございます。また、休廃業・解散は、毎年三万件程度の発生が続いております。

また、平成三十年度から令和二年度までの三年間に県内事業者約一万社に実施いたしました事業承継診断によりますと、後継者が決定しているのは、わずか三分の一、約四割で後継者が不在という状況でございます。このように、県内には事業承継を検討することが必要だと思われる事業者が多く存在しています。

後継者が不在という事業者を業種別で見ますと、生活関連サービス業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業などで高い割合となっております。

また、地域別では、県を五つの圏域で分けてみますと、比較的県南部に後継者が不在の割合が高いという状況でございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員 細かく把握していただいていると思います。

事業承継の支援の取組についてお伺いします。

事業を引き継ぐことは、いわば自分の事業のことや事業の中の個人情報や他人に教えるようなことでもあるので、なかなか対応が難しいのではないかと思います。また、一口に事業承継といいますが、親族内承継、従業員承継、M&Aと様々な形があります。佐賀県が認識した事業者に対し、どのように接し、どのように取組を進めていらつしゃるのでしょうか。

そこです、県による取組についてお伺いいたします。

県は、中小・小規模事業者の事業承継支援についてどのように取り組んでき

たのでしょうか、お伺いします。

○水町産業政策課長Ⅱ県による取組についてお答えいたします。

事業承継に至るまでには、事業者それぞれが抱える様々な経営課題を解決していく必要があります。そのため、多くの支援機関と連携いたしまして、課題や事業承継の進捗度に応じた支援に取り組んでおります。

平成三十年から、市町や商工団体、金融機関、税理士などの土業団体などを含めました県内七十三の支援機関を構成員とします佐賀県事業承継ネットワークを設立し、事業者の具体的な課題に対し、関係機関それぞれの強みを生かした支援を実施しております。

その一環といたしまして、平成三十年から、県が主導して、商工会議所及び商工会に事業承継支援員を配置いたしまして、積極的な企業訪問を行いました。三年間で県内約一万社の事業承継診断を実施いたしました。

令和元年度からは、事業承継計画や知的資産経営報告書を作成した中小企業者に対しまして、事業承継を前提とした設備投資や新商品の開発に対しまして補助を行っております。

さらに、令和五年度からは、第三者承継の成立をより推進するために、譲り渡し、譲り受けの両事業者に対します奨励金を創設いたしました。

このほか、県内における事業承継の機運を高めるための取組といたしまして、身近な事業承継の事例を取り上げる動画やリーフレットの作成などを行っております。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱそれでは、国による取組についてお伺いいたします。

国は、中小・小規模事業者の事業承継支援についてどのように取り組んできたのでしょうか、お伺いします。

○水町産業政策課長Ⅱ国による取組についてお答えいたします。

国においては、中小企業の事業承継に関する公的相談窓口として、四十七都道府県に事業承継・引継ぎ支援センターを設置されております。第三者承継のマッチング支援をはじめ、承継までの様々な課題を解決するために相談を受けたり、専門家を派遣されるなどの取組を進められています。

センターへの第三者承継の相談数は、平成二十七年度の設立以降、毎年度増加しております。令和五年度は三百十六件、令和六年三月末までの累計で千四百八十三件の相談がございました。

また、事業承継の成立も毎年度増加しております。令和五年度は四十一件、令和六年三月末までの累計で百九十五件の第三者承継が成立しております。

こうした実績や、事業承継支援員や商工団体からの案件紹介が多いこと、県内の支援機関の協力・連携体制がしっかりと整備されていることなどから、中小企業基盤整備機構の評価報告書におきまして、全国で唯一、六年連続で最上位の評価を受けているところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ次に、事業の実績について伺います。

人口減少が進み、事業者の高齢化もどんどん進んでいます。佐賀県の中小・小規模事業者は二万です。先ほど、国の調査では令和六年度末までの累計で百九十五と言われました。事業者自体は二万件もあります。令和五年度の事業承継支援に関わる事業の実績はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○水町産業政策課長Ⅱ事業の令和五年度の実績についてお答えいたします。

商工会議所及び商工会連合会に事業承継支援員を設置します事業承継支援員設置事業の決算額は千九百八十三万円でございます。令和五年度は四千三百八十件の企業への訪問や窓口支援を実施いたしました。

また、事業承継を前提とした設備投資や新商品の開発を支援します事業承継円滑化支援事業費補助金では、令和五年度は十八社を支援し、決算額は千五百

三十六万七千円でございます。

次に、第三者承継が成立した場合に、譲り渡し、譲り受けの両事業者に五十万円の奨励金を交付します事業引継ぎ奨励金では、令和五年度は七十四事業者、これは譲り渡し、譲り受けの合計でございます。こちらの七十四事業者に交付いたしましたして、決算額は三千二百五十八万一千円でございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員 大変な数の事業者を訪問してもらって、でも、引継ぎ支援が七十四事業者、やはり母数が大きいので、なかなか大変だとは思っていますけど、一つ一つやっていただきたい、この事業承継の問題は本当に深刻でございますので。

それでは最後に、事業の成果等について伺います。

令和五年度決算の「佐賀の事業をつなぐプロジェクト」を見てみますと、予算が約九千六百万円に対して約六千万円の結果となっております。また、今後の取組方針が事業の個々に応じた支援が行われるよう、商工団体や金融機関などの支援機関と連携しながら、中小・小規模事業者の持続的発展に向けた支援に取り組んでいくとされています。

今後の事業承継の支援は、やはり個々の対応が重要だと考えております。商工団体と連携を密にして、本当に困っているところや地域として残さねばならない事業者に、佐賀県としてさらにプッシュ型の支援が必要だと考えております。よって伺います。

事業承継支援に関わる事業の成果や課題はどうなっているのでしょうか。また、今後どのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○水町産業政策課長 事業承継の成果などについてお答えいたします。

事業承継支援員は、令和三年度からは、経営者の高齢化や高い技術があること、令和二年度、三年度に県で実施いたしました「後世に残したい店」に選ば

れるなど、優先度が高い企業への個社支援に力を入れて取り組んでおります。

令和五年度は、事業承継診断七百八十二件、事業承継計画作成支援百十七件、事業承継・引継ぎ支援センターへの取り次ぎ七十五件などの取組を行いついて、事業承継を検討されている各事業者への個社支援や関係機関との調整などに取り組まれました。

また、事業承継円滑化支援事業費補助金につきましては、例えば製造業ではオンライン商談とデジタル化による新たな顧客獲得及び経営基盤の強化、小売業では、自店の強みを生かした新規テイクアウト専門店展開事業の取組など、事業承継に向けた取組を後押しいたしました。

事業引継ぎ奨励金では、合計三十八件の事業引継ぎの成約がございまして、七十四事業者に奨励金を支給いたしました。業種別では、飲食業、卸売業・小売業、建設業などが多くなっています。

事業承継・引継ぎ支援センターからは、支援があることで相談の中で前向きに考える事業者が増えている。売手・買手のどちらにとっても金銭的な支援は大きいなど、事業者にとって奨励金が事業承継の後押しとなっているとの声がございました。

また、事業承継を検討する事業者の掘り起こしのため、県内の身近な事業承継の事例を取り上げ紹介する動画やリーフレットの作成や配布、県民だよりの事業承継の特集記事の掲載などによりまして、広く事業承継・引継ぎ支援センターの存在や取組をお知らせしたところでございます。

これらの取組や各支援機関との連携によりまして、第三者承継の事例も増えてきております。元店主の高齢化により閉店することとなった中華料理店を幼少期から通っていた方が引き継いだ例、大阪の和菓子店で働いていた方がUターンして佐賀に戻り、和菓子の店舗を引き継いだ例なども出てきております。各支援機関の連携や様々な課題に応じた支援によりまして、支援体制そのもの

は一定機能していると認識しております。

一方で、事業引継ぎ奨励金の対象となる成約件数が三十八組にとどまっているなど、事業承継を自分ごととして考え、具体的な検討やアクションに至っていない事業者が多くいることが課題と認識しております。

委員からも御指摘いただきましたとおり、県内企業のはほとんどは中小・小規模事業者で、県内事業者や地域を支えている重要な存在でございます。こうした方々が一度廃業されますと、それまで築き上げられてきた経営資産や、培われてきた技術・技能、さらには地域の活気が失われ、それを取り戻すことは容易ではございません。

このような状況を回避するためには、まず、経営者に後継者問題を自分のこととして認識していただき、できるだけ早い時期から後継者を見つけることを意識してもらうことが重要になります。

多くの事業者にとって一番身近な存在は商工団体でございます。本県は、その商工団体に事業承継に特化した支援員を配置しています。これにより商工団体においては、事業者からの事業承継の相談や訪問対応などにきめ細やかに対応いただいております。事業者お一人お一人の状況に応じ、各支援機関が連携して対応いただいていることは、本県の強みでございます。

今後、事業承継・引継ぎ支援センターをはじめ、商工団体、金融機関、士業の方々など、各支援機関と連携しながら、対象事業者の掘り起こしや各事業者の状況に応じた支援を全力で実施してまいります。

以上でございます。

○古賀和浩委員 Ⅱ全力で頑張っていたかと思えます。地域の宝である事業者さんを守りきれなければ地域は守れません。地域を守りきれなければ佐賀県は守れない。そこに直結している問題として、今後も支援事業に力を入れていただきたいと思えます。

問四、高校生の県内就職促進についてです。

佐賀県では、高校生の県内就職率六五%以上を目指す「プロジェクト65+」として様々な取組をされています。この結果、県内就職率は、四年連続で六五%を超え、平成三十年から令和四年度までの県内就職率の伸び率は全国一位となり、一定の成果を上げていとされています。

一方、高等教育機関問題対策等特別委員会三重県に視察しましたが、高校生の県内就職率は八割を超えていると聞いております。単に数字を比較するのはいけません、六五%を超えたからといって喜んでいてはいません。人口減少時代に働いてくれる若者がまだ三五%も県外に出て行っている事実を認識しなければいけません。

ただし、例えば私が住んでいる佐賀県東部では、自宅に住みながら県外へ就職して通勤をしていらっしゃる方も多く、県内就職率を人口減少の一因として扱うのは難しいと思います。逆に県内全体の就職率の数字を地域状況を鑑みずと比較するのも無理があると思っております。よって、高卒の県内就職率だけではなく、県内企業からのくらしい高卒の求人があり、それに対して何人就職したかを確認したいと思っております。

そこで、次の点についてお伺いします。

高校生の県内就職状況の推移についてでございます。

午前中の池田委員からの質問でもありましたように、佐賀県内の有効求人倍率は高水準が続いておりますが、高卒の求人数も増えておると聞いております。県内就職については、県内の企業が欲している人材をどれくらい送り込んでいくかが重要だと思えます。

よって、直近三年の高校生の就職者数、県内就職者数、県内就職率の推移と全国での位置、また、県内企業からの高卒求人数はどのような状況だったのでしょうか、お伺いいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ 高校生の県内就職状況の推移についてお答えいたします。

文部科学省の学校基本調査及び佐賀労働局の公表資料によりますと、令和四年三月卒の就職者数は二千百十八名、そのうち県内就職者数は千四百六名で、県内就職率は六六・四％です。令和五年三月卒の就職者数は千九百九十七名、そのうち県内就職者数は千三百十四名、県内就職率は六五・八％です。令和六年三月、こちらは県の調査による速報値になりますが、就職者数は千八百八十一名、そのうち県内就職者数は千二百六十名、県内就職率は六七・〇％となっております。また、県内企業からの高卒求人の数でございますが、令和四年が三千七百十二名、令和五年が四千二百五十一名、令和六年が四千五百八十六名となっております。

このように県内就職率は上昇傾向ではございますが、ここ数年は横ばい状態となっております。令和五年三月卒の県内就職率の全国順位は四十三位と、全国的にみますと、まだまだ低い水準となっております。

また、その一方で県内企業からの高卒求人につきましては、三千七百人、四千二百人、四千五百人と数百人単位で年々増え続けております。人材獲得競争がますます厳しさを増している状況であると把握しております。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ ここ数年、求人数が増えておって、高卒の子供たちは少しずつ減って、さらに県内就職は少しずつ減っているというような状況で、その率も四十三位と。なかなかやっぱり厳しい状況であるということは間違いないですね。

次に、高校生の県内就職促進の取組について伺います。

佐賀県の高卒の県内就職促進の取組で確実に県内就職率は上がってきておりますが、これまで高校生の県内就職促進のためにどのような取組を行ってきた

のでしょうか、お伺いいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ 高校生の県内就職促進のこれまでの取組についてお答えいたします。

具体的な取組といたしましては、高校生が進路について考え始めるのは高校二年生の十二月頃と言われております。そこに合わせて合同企業説明会を開催するとともに、高校生の進路決定に大きな影響力を持つ保護者を対象とした合同企業説明会、こちらは高校三年生の六月のタイミングで開催しております。

また、全ての専門学科高校と総合学科高校、また、普通学科高校のうち二校及び学校教育課に支援員を計二十三名配置いたしまして、県内事業所訪問による情報収集や求人開拓、教員、生徒、保護者への情報提供を行うなど、きめ細やかな就職支援を実施しております。

知事部局、教育委員会事務局の関係各課が連携しながら、高校生、保護者、教員に県内企業のすばらしさを知ってもらうことで県内就職率の向上を目指してこれまで取り組んできております。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ 私は、実は民間で三十年間働いておりました、そういう経験があつて、特に若い頃、私の部署で社員の求人の担当もしておりました。高校生の求人のために高校を回って進路指導の先生のところに行つて、高校生をよろしく願いますと言いに回つておりました。

そのときも感じてたんですけど、高校生の仕事に対するニーズと実際に働く場所とのマッチングが大切で、難しいということは理解しているつもりでございます。高校生の仕事に対するニーズをしっかりとつかんだ取組をお願いしたいと思っております。

次に、「プロジェクト65+」の数値目標についてお伺いします。

先ほど、数字の捉え方の話をしましたが、「プロジェクト65+」の目標の数

字についてお伺いします。

高校生の県内就職率は、最近横ばいで、全国的には低い水準にとどまっております。もっと高い数値目標を設定するべきではないでしょうか、お伺いいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ「プロジェクト65+」の数値目標についてお答えいたします。

県内就職率は、令和元年度にスタートいたしました「プロジェクト60」から「65」、「65+」と取組を続けてきた効果もございまして、その頃に比べますと大幅に上昇しておりますが、近年、全国的な人手不足がございまして、県外企業を含め人材獲得競争が一段と激しさを増しております。直近四年間につきましては、おおよそ六六%程度から六七%程度で推移をしているという状況がございまして。

目標値の設定の在り方につきましては、この状況をより詳細に分析いたしまして、今後の動向等もしっかり注視しつつ検討させていただければと思っております。

以上です。

○古賀和浩委員Ⅱそうですね。私は、設定された就職率の目標数値も重要だと思いますが、就職率の数字の裏側にある地域性や職種などの分析がやっぱり重要だと思っております。分析をして、それに対応する取組をしてもらって、「65+」と言わず、さらに高い目標を目指してもらいたいと思っております。

次に、学校現場と連携した取組についてお伺いいたします。

現在、県は、合同説明会開催や説明会のオンデマンド配信などに取り組みられています。もっと高校と連携すべきだと私は思っております。実業高校にはたくさんの方々が来ており、その中から進路指導の先生が保護者とともに就職先を選んでいくスタイルは、昔からあんまり変わってないと思っております。

よって、高校へ、特に進路指導部に積極的なアプローチをすべきだと思っております。

県内就職率をさらに向上させるには、進路選択に大きな影響がある学校現場と連携した取組が有効だと考えておりますが、どのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○野崎産業人材課長Ⅱ学校現場と連携した取組についてお答えいたします。

まさに委員に御指摘いただいたとおり、学校現場において進路指導の先生など、高校の先生は高校生の進路選択において大きな影響力があると考えております。

こうしたことから県では、高校生や保護者を対象とした合同企業説明会に高校の先生にも参加をしていただき、県内企業への知見を深めてもらうような取組ですとか、高校教員が県内企業を訪問し、職場見学や若手社員との座談会を通じて県内企業の高さを体感してもらうような、そういった取組も行っております。

今後、多くの教員に県内企業の高さを知っていただき、進路指導に役立ててもらおうよう、学校現場としっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○古賀和浩委員Ⅱそれでは次に、高校生に対する取組についてお伺いします。

佐賀県内に就職してもらうことの究極の目標は、若者に佐賀にとどまってもらいたいため取組だと思っております。そうであれば県内企業に勤められている県内出身の若者の力も活用してはいかでしょうか。例えば、高校の部活の先輩に来てもらってお話をしてもらうとか、部活の先輩は影響力が結構ありますので、そういったお力をお借りするとか、そういうことも活用されてはどうでしょうか。

若者に県内にとどまってもらうためには、県内企業の若手社員が出身校において佐賀の魅力を伝える取組が有効と考えておりますが、どのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いします。

○野崎産業人材課長Ⅱ高校生に対する取組についてお答えいたします。

委員御指摘いただいたとおり、県内企業に勤められている県内出身の若者の話というのは、高校生にとつては大いに参考になると考えております。県内企業の経営者ですとか若手社員、こういった方々に高校で講演をしていただいて、佐賀で働くことはもちろん、佐賀で暮らすすばらしさを伝えるような取組を「SAGAミライシルプロジェクト」という名前で進めておりまして、こちら、先ほど委員から御提案いただいたとおり、出身高校の若手社員といった方々を講師として選定させていただくということも念頭に置きながら、今後の取組の中で企業や学校と調整をしていきたいと考えております。

引き続き、高校生の段階から、佐賀で働き、暮らすというイメージを持ってもらい、多くの若者が県内に定着するように、中・長期的視点での取組もあわせて進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱ様々な取組をしていただいて、伸び率が全国一位ではなくて、まだまだ四十三位ですと謙虚に書いていただいて、一歩ずつしっかり取り組んでいってもらいたい。

それでは最後に、若者の県内就職に向けた部長の思いについてお伺いします。繰り返しになりますが、この伸び率が全国一位の文字があったので、この質問をしております。やっぱり数字を追いかけるのも大切ですが、先ほども言いました、数字の裏側にある地域性や職種などの分析が重要だと。分析して個々の事情に合った取組をしていかなければ目標達成も無理で、またさらに、就職した後の後追いを、企業への聞き取りなどをして、その後、定着している

かどうかなどの確認までしてこそ、取組が成功したと言えるのではないのでしょうか。県立大学の議論がある中で、佐賀県内の全ての若者が県内への流れをつくっていくべきだと考えております。

最後に、若者の県内就職に向けてどのような思いで取り組んでいくのか、産業労働部長にお伺いします。

○井手産業労働部長Ⅱ私からは、若者の県内就職に向けた思いについて答弁いたします。

佐賀県がこれからも輝き続けていくために大切なのは人です。そして、若い方の力はもちろん重要となります。佐賀で生まれ、育ち、学び、成長した皆さんに、この佐賀の地で活躍してほしい。そして、県外に出た皆さんにも、いずれこの地に戻って共に盛り上げてもらいたい。その強い思いで私たちは様々な取組を行っております。

佐賀県は、十五歳未満の年少人口の割合が全国で三位と子供の割合が高い県でございます。答弁の中にもありましたが、高卒後の就職で三割以上、進学で八割が県外に流出しており、県では、高校生の県内就職を促進する「プロジェクト65+」に力を入れております。

委員おっしゃるように、さらにこの数字を上げていく必要があると当然思っております。また、県外に出て行く場合にも、将来は県内で仕事をしたいと思ってもらえるよう、県内企業や佐賀のすばらしさを伝える取組も行っております。さらに、分析が必要ということも、まさにそのとおりだと思います。

若い皆さんに言いたいことは一つです。それは、皆さんの活躍するステージは、この佐賀だということです。そして、そう思ってもらえるよう力を尽くします。

私からは、以上です。

○古賀陽三委員長Ⅱそれでは以上で、農林水産商工常任委員会関係の質疑を終

了します。

なお、明日十五日は、午前十時に委員会を再開し、地域交流・県土整備常任委員会関係の質疑、討論及び採決を行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後二時四十五分 散会

速記者 石川裕子

第八日

令和六年十一月十五日（金）

於 第四委員会室

決算特別委員会

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	委員	〃	理事	副委員長	委員長
中	下	酒	古	指	古	猪	池	木	土	徳	岡	富	古
本	田	井	川	山	賀	村	田	原	井	光	口	田	賀
正	幸	裕	清	和	利	正	奉	敏	清	重	幸	陽	
一	寛	盛	紀	範	浩	子	恭	文	行	孝	文	樹	三

午前九時五十九分 開議

○古賀陽三委員長 〓これより委員会を開催いたします。

地域交流・県土整備常任委員会関係の質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

○中本委員 〓皆さんおはようございます。公明党の中本正一でございます。

地域交流・県土整備常任委員会の所管事項に関わる二〇二三年度、令和五年度の決算内容や事業の効果等について質問をさせていただきます。

今回、三項目質問をさせていただきますが、一項目めの外国人とともに暮らす佐賀づくりについて、これは西浦課長さん、そして、二項目めの子育て支援タクシー推進事業については江口室長さん、それぞれ議会答弁初デビューということでもありますので、どうか明快な答弁をいただきますよう期待して、早速質問に入らせていただきます。

まずは大きな項目の一つ目として、外国人とともに暮らす佐賀づくりについて質問をいたします。

県内で暮らす外国人住民が今年七月一日時点の速報値で初めて一万人を超え、一万二百六十四人となったことが先日報道されました。コロナ禍による入国制限が緩和され、労働現場の人手不足を背景に、技能実習や特定技能が大きく伸びたことが要因とのことであり、確かに市内の至るところで外国人の方が自転車に乗る姿をよく見かける機会が増え、自宅周辺のアパートにも外国人の方が住まわれるようになっていきます。

国においては、今年六月に入管法が改正され、これまで問題が指摘をされていた技能実習に代わる新たな在留資格として育成就労が創設をされており、二〇二七年にもこの新しい制度への移行が予定されていることから、本県においても今後さらに外国人労働者が増加するものと考えられます。

こうした中、県においては、外国人住民の増加に対応し、二〇一九年には外

国人の総合相談窓口である「さが多文化共生センター」を開設するなど、多文化共生社会の実現に向け、外国人とともに暮らす佐賀づくりを積極的に推進されてきたものと承知をしています。

そこで、次の点について質問をいたします。

まず、県内の在留外国人の状況について伺いをいたします。

二〇二〇年から二〇二四年の直近五年間は、コロナ禍により大きく影響を受けた期間であります。この間の在留資格別、出身国別、市町別の在留外国人数の推移はどのようになっていのか伺いたします。また、在留外国人の本県の特徴についても併せてお示しをください。

○西浦多文化共生さが推進課長 〓初めて記念すべき初答弁をさせていただきます。

まず、県内の在留外国人数は、二〇二〇年一月一日現在では七千二百四人でした。コロナ禍の水際対策で新規入国者が制限された二〇二二年には六千三百九十四人まで減少しましたが、その後は回復し、二〇二四年一月一日時点では九千六百一人と過去最多となり、最近の県推計値では一万人を超えました。

次に、推移ですが、在留資格別では技能実習が過去五年間、全ての年で最多で、二〇二四年は三千百八十九人と全体の三三%を占めております。二〇一九年度に新たに制度がつけられました特定技能が現在急増しております。二〇二四年には千四百六人で第二位となっております。留学は、コロナ禍で二〇二一年、二〇二二年では減少しましたが、その後は増加に転じまして、二〇二四年は千二百十六人で第三位となっております。

次に、国籍別ですが、二〇一八年からベトナムが常に最多となっております。二〇二三年からはインドネシア及びネパールが増加しております。二〇二四年ではベトナム、インドネシア、ネパールの順となっております。一方、中国は二〇二〇年には第二位でありましたが、その後は減少し、二〇二四年は

第四位となっております。

次に、市町別ですが、佐賀市、鳥栖市、唐津市の順に多くなっておりまして、この三市で半数を超えております。過去五年間で順位に変動がなく、二〇二三年から二〇二四年では全ての市町で増加しました。

働く在留資格である特定一号では、一番目が飲食料品製造業分野、二番目が介護分野、三番目が造船・船用工業分野の順となっております。造船分野が上位に来ておるのが佐賀県の特徴です。

以上です。

○中本委員Ⅱ今、状況について御答弁をいただきました。やはりコロナ禍以降、外国人労働者の数は、いわゆる盛り返してきているといえますか、特に今年に入りまして一万人を超えているということでございますので、そういう方々について、佐賀に住んでよかつたなど、そういう施策が必要になってくるものと考えます。

次に、「さが多文化共生推進アクション」についてお伺いをいたします。

二〇二三年三月に本県の多文化共生に向けた施策の方向性を示す「さが多文化共生推進アクション」が策定をされていますが、この策定の目的と概要についてお伺いをいたします。

○西浦多文化共生さが推進課長Ⅱ少子・高齢化の進行や生産年齢人口が減少する中、活力ある地域をつくっていくためには、今や地域産業の大切な担い手となっている外国人を含む全ての県民が安心して生活し、活躍する多文化共生の地域づくりが必要不可欠です。

多文化共生の地域づくりは、行政だけではなく、事業所、教育機関、CSOをはじめ、地域が一体となって取り組む必要があります。そのために、行政だけではなく、関係機関の地域の活動の参考になりますよう「さが多文化共生推進アクション」を策定いたしました。このアクションでは、外国人と日本人が

尊重し合い、共に活躍できる地域づくりを推進していくための基本方針としまして、安心して生活できる環境の整備、誰もが活躍できる環境の整備、多文化共生マインドの醸成の三つを示し、地域の様々な主体が活用することができる県内の各種団体の有用な取組事例などを紹介しております。

以上です。

○中本委員Ⅱそれでは、二〇二三年度、令和五年度の外国人とともに暮らす佐賀づくり事業の具体的な中身について伺っていききたいと思います。

二〇二三年度決算では、予算額三千六百五十二万九千円に対し、決算額三千五百二十九万七千円となっております。そして、「さが多文化共生推進アクション」、今、概要について御説明をいただきました。ここに示された三つの基本方針に基づいて、各種事業が実施をされているようでありますので、その項目に従って質問をさせていただきます。

まず、安心して生活できる環境の整備についてであります。

外国人住民が安心して生活できる環境の整備に向けては、生活支援の充実や優しい日本語の普及、生活や災害などに関する情報発信など幅広い取組が必要になってくるものと考えますが、どのように取り組んでこられたのかお伺いいたします。

○西浦多文化共生さが推進課長Ⅱ安心して生活できる環境の整備としましては、主に外国人に関する総合相談窓口「さが多文化共生センター」の運営を行っております。昨年度の相談件数は六百六十一件ありました。このほかにも、外国人が病院を受診するときに医療通訳サポーターを派遣しており、昨年度は利用回数が二百五回ありました。また、地域住民との交流をベースとした地域日本語教室の設置及び運営の支援を行っており、市町で外国人に対する防災・災害セミナーなども行いました。

以上です。

○中本委員Ⅱ外国人住民が安心して生活できる環境の整備に向けましては、「さが多文化共生センター」における相談業務をはじめ、実に様々な取組が行われてきているとの答弁でありました。

その中でも県では、外国人住民が日本で生活する上で必要となる日本語や生活ルール、文化などを学習するとともに、地域住民との交流が進むよう、これまで地域日本語教室の設置、運営に特に力を入れてこられています。

そこで、現在どのような状況になっているのかお伺いいたします。

○西浦多文化共生さが推進課長Ⅱ地域日本語教室は、生活者としての外国人が日本で生活する上で必要な日本語や生活のルール、文化、風習などを学ぶ場であるとともに、地域住民との交流を通じた居場所づくりとしても大変重要になっております。

二〇二三年度末の時点では、十五市町、二十四教室が設置されておりました。文部科学省のスタートアッププログラムを活用し、日本語教室を開催していた伊万里市、神埼市、みやき町では、二〇二三年度からは自主運営を開始され、佐賀市、吉野ヶ里町では、現在も同プログラムにより試行運営を行っております。

県では、地域日本語教室が設置されていない空白地域の解消に対して、タウンミーティングなどの交流機会をつくり、地域日本語教室設置に向けた機運醸成を図っているところです。

以上です。

○中本委員Ⅱ国のスタートアップ事業等を活用しながら現在十五市町まで広がっているということでありますので、ぜひ継続した取組ができますよう求めておきたいと思っております。

それともう一点、確認ですが、防災訓練についてであります。

本県でも豪雨災害による被害が毎年のように発生をしています。激甚化、頻

発化する自然災害への備えといったものが求められる中で、地域の防災訓練などに外国人住民の参加を進められているようでありますが、取組状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○西浦多文化共生さが推進課長Ⅱ昨年は日本の防災について理解を深めるための外国人向け体験型防災セミナーを佐賀広域消防局で実施しまして、留学生三十五人が参加しました。

参加者からは、母国では地震の経験がないので、自ら災害対策をしておくことの必要性を実感した、安全のためのヒントを学ぶことができた、自分を守ることが友人を守ることもつながるなどの声があり、災害が起きたときの外国人の自助力を高める機会となっております。

また、災害時には外国の方も避難所に避難するため、日本人が外国人に対してできる支援や配慮を学ぶ災害セミナーも唐津市などで合計五回実施いたしました。

以上です。

○中本委員Ⅱ留学生については、全体的ないわゆる佐賀広域消防局ですかね、そこでの事業に参加されたということですが、各地域の中でこうした避難訓練に外国人の方々への呼びかけを今後さらに進めていくことが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、誰もが活躍できる環境の整備についてお伺いをいたします。

外国人住民が地域や職場で活躍できる環境の整備に向けてどのように取り組んでこられたのかお伺いいたします。

○西浦多文化共生さが推進課長Ⅱ誰もが活躍できる環境の整備といたしましては、主に外国人雇用を検討している企業向けのセミナーを開催し、外国人の就業制度の説明や雇用事例の紹介を行いました。

また、既に外国人を雇用している企業向けには、個別企業の課題を解決する

研修を実施しまして、日本人従業員と外国人従業員に対し多文化チームビルディング研修を行った事業所では、事業所内の風通しがよい職場になり、日本人も働きやすくなったという声をいただいております。今年度も継続して研修を行っているところであります。

以上です。

○中本委員Ⅱそれでは次に、多文化共生マインドの醸成について伺います。

多文化共生の実現に向けては外国人住民と日本人住民が同じ佐賀県民として、互いに理解し合い、尊重し合い、共に活躍できる地域づくりを行うことが求められています。

そうした地域社会における多文化共生マインドの醸成に向けて、どのように取り組んでこられたのか伺います。

○西浦多文化共生さが推進課長Ⅱ多文化共生マインドの醸成につきましては、主に市町や地域の事業所などと連携しまして、外国人と地域住民との交流機会づくりに取り組んでまいりました。

太良町では、中学生と技能実習生が交流するタウンミーティングや、多久市では易しい日本語で外国人と住民が交流するアートワークショップを行い、日本人からは異文化体験ができてうれしいという声があり、外国人からも知り合いができてうれしかったという声があったため、今年度も同様の交流会を開催したところであります。

これらの交流を契機に、徐々に市町や地域コミュニティが主体の自発的、継続的な交流につながっていかねばと考えております。

以上です。

○中本委員Ⅱ外国人と共に暮らす佐賀づくり事業について御答弁をいただいたところでありますが、特に外国人と日本人が、要するに交流する場として

のタウンミーティングの話もありました。私もこの多文化共生社会の実現に向けてはやはりこうした日常レベルといえますか、地域レベルでの顔が見える関係づくりというのは非常に大事じゃないかなというふうに考えているところがあります。

これは私ごとでありますけども、私の数少ない外国人の友人にタイのバンコクに今住んでいますコン君というのがいまして、彼の本名はスパコン・アティチャリントンといまして、日本のアニメ、特に「ワンピース」が大好きな二十七歳の青年であります。ちょうど十年前、彼が十七歳のときに短期留学ということで私の家にホームステイをしながら県立学校に通いました。その後も実はSNSでずっとつながっておりまして、彼の家族が来日したときには東京で落ち合いました一緒に食事をしたり、また、ちょうど私の長男が一年間台湾の大学に留学した際は、本当に偶然、同じ大学に彼も留学してまして、そこで顔を合わせたりと。まさに家族ぐるみの付き合いをさせていただいているところでもあります。四年間ホームステイし、生活を共にしたことで、理解し合い、尊重し合うという関係が築けたものというふうに考えます。

そういうことで質問のテーマとは少し趣旨は違いますが、地域の中で交流する機会を増やし、顔が見える関係づくりといったものを進めていくことが非常に大切だと私は考えているところであります。

それでは次に、事業の成果について伺います。

外国人と共に暮らす佐賀づくりに向けた様々な事業を進めていく中で、二〇二三年度の事業の成果についてどのように評価をされているのか伺います。

○西浦多文化共生さが推進課長Ⅱこれまで説明しました様々な取組が相互に影響し合っています。地域の多文化共生マインドが醸成されることで、地域日本語教室の活発化や互助的な災害対応の意識向上により、安心して生活できる環境

が整っております。

また、事業所においても、相互理解の促進により、外国人も日本人も働きやすい環境が整備されてきていると考えております。

以上です。

○中本委員Ⅱ着実に成果を上げつつあるという答弁であったかと思えます。

一点確認ではありますが、この主要事項説明書の中では成果指標として、事業者や市町、地域日本語教室、自治会等の地域団体によるタウンミーティングを開催する地域を増やすことがこの成果指標として挙げられており、二〇二三年の実績は一地域となっております。

そこで、このタウンミーティングの開催を成果指標とした理由についてお伺いいたします。

○西浦多文化共生さが推進課長Ⅱ県内の在留外国人は今後も増加が見込まれ、外国人が佐賀で安心して生活するには日本人と顔の見える関係づくりが必要になってきます。

タウンミーティングをきっかけに地域の住民や職場の多文化共生マインドが醸成され、暮らしやすく、働きやすい地域づくりにつながり、さらに自発の交流が継続する好循環が期待できることから、代表的な指標としましてタウンミーティングの開催を設定しました。

なお、二〇二二年度にタウンミーティングを開催しました江北町では、女性ネットワークが運営する子供食堂に外国人が参加するなど、その後も自発の交流が継続しております。

以上です。

○中本委員Ⅱ外国人と日本人が交流する場としてのタウンミーティングが県内に広がっていくことを期待しておきたいと思えます。

次に、課題についてお伺いいたします。

外国人と共に暮らす佐賀づくりに向けた様々な事業を進めていく中で、どのような課題があると認識をされているのかお伺いいたします。

○西浦多文化共生さが推進課長Ⅱ課題についてですが、日本人と外国人が佐賀で共に暮らすにはコミュニケーションを取ることが重要と考えておりまして、その際に必要になるのが日本語です。県内の事業所からは、外国人の日本語が不十分なため、地域での交流に消極的になり、仕事に支障が生じたりしているという声を聞いております。外国人に地域でも仕事でも一層活躍していただくためには、外国人の日本語力向上を図る必要があると考えております。

また、企業の人材不足から今後も外国人は増加し、技能実習が新たな制度、育成就労に変わることにより、外国人の長期滞在や家族帯同の外国人が増加することが見込まれます。そのため、外国人のライフステージに応じまして、住まいの確保、教育、医療、福祉など様々な問題が生じてくるため、関係機関と連携して体制を整備する必要があると認識しております。

以上です。

○中本委員Ⅱありがとございました。

それでは、この質問の最後に今後の取組についてお伺いをいたします。

高齢化や少子化による生産労働人口の減少や働き方改革の推進により、今あらゆる分野で人材不足が深刻となっており、外国人労働者の確保は全国共通の課題となっております。そうした中であって、佐賀県が外国人に選ばれる地域となるためには、今後とも外国人が暮らしやすく、そして働きやすい環境整備を進めていかなければなりません。県が進める「さがすたいる」もまさにその一環であり、様々な主体と連携して多文化共生の地域づくりをさらに進めていくことが求められます。

そこで、外国人と共に暮らす佐賀づくりに向けて、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○西浦多文化共生さが推進課長Ⅱ今後も人材不足から佐賀県の地域や産業を持続、発展させていくためには、外国人があらゆる分野で不可欠となっていきます。引き続き、各産業分野、市町、教育機関及びCSなどと連携、様々な形で交流を行っている国とも関係を大切にしながら、世界における佐賀のプレゼンスを高めていきます。

さらに、外国人のライフステージに応じたよりきめ細かい多文化共生の地域づくり幅広く取り組むとともに、外国人に選ばれる佐賀県、日本人、外国人が安心して暮らせる佐賀県を目指すことで、外国人と共に暮らす佐賀づくりを進めてまいります。

以上です。

○中本委員Ⅱありがとうございます。ぜひ今後とも積極的な取組をよろしくお願いたします。

次に大きな項目の二つ目に、子育て支援タクシー推進事業について質問をいたします。

タクシーは利用者の希望にきめ細かに対応し、ドア・ツー・ドアで利用者を目的地に運ぶことができ、高齢者や障害者、妊婦など自家用車の運転が困難な方々にとって通院や買い物といった暮らしの移動手段としてなくてはならないものとなっています。

子育て支援タクシー推進事業は、本県の重要施策である「子育てし大県」がプロジェクトを推進するために、交通の側面から、県民が安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整備することを目的に、二〇一七年度の新規事業として始まったものであります。

その後、事業の見直しを行いながら、継続して実施をされ、子育て世帯に優しい交通環境の整備に寄与してきたものと承知をいたしています。

そこで、次の点について質問をさせていただきます。

まず、子育て支援タクシー推進事業の目的とその概要について、改めてお願いたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ私も初めての答弁で、よろしくお願いたします。

まず、事業の目的と概要についてお答えいたします。

委員御紹介のとおり、子育て支援タクシー推進事業は「子育てし大県」がプロジェクトの一環として、子育て世代が安心してタクシーを利用しやすい環境を県全体で整備することで、交通の側面からも子育て支援を行うことを目的としたものでございます。

主な内容としては、荷物の多い子連れの外出をサポートする親子利用コース、通園、通学、通塾などお子さま一人でも送迎する子供利用コース、産院などへの通院をサポートする妊婦利用コースがあり、研修を受けた子育て支援タクシードライバーが利用者の外出をサポートするもので、特別な料金はかからず、通常のタクシー運賃と同じ料金で利用が可能なものとなっております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ子育てに貢献できるタクシーということで、親子利用、そして子供利用、妊婦利用を想定されて事業が行われてきたということでありませう。

本事業は二〇二〇年度、令和二年度に事業の見直しが行われておりますが、その内容と理由についてお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ令和二年度の見直し内容とその理由についてお答えいたします。

事業開始当初は、県内事業者が全国子育てタクシー協会に加盟し、協会の制度に沿った運用としていたところですが、長時間の養成講座受講やチャイルドシート装着義務などの負担感から子育て支援タクシーとしての運行が困難という事業者が出ておりました。子育て支援タクシーのサービスを安定的に継続し

ていくためには、事業者の理解、協力も不可欠であることから、事業者向けの研修内容の見直しやチャイルドシート購入、装着への補助制度を設けるなど、県独自の制度で運用することとしたものでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ当初は全国子育てタクシー協会への加入といいますが、登録が条件で、そこでの様々なドライバーの講習等を経て事業がスタートしたと、この二〇二〇年度の見直しで佐賀県独自のものにしたということでありますけれども、そうした講習のレベルが変わることによって、おもてなしはしっかり維持できているということ間違いなのか、確認をさせていただきます。

○江口地域交通システム室長Ⅱドライバーの方には、タクシー協会が受講する研修に参加をさせていただいて、そこで子育てに関する講座を受講していただく形にしておりますので、おもてなしの面というのは一定担保されているものと考えております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは、次に二〇二二年度、令和五年度の決算状況について伺ってまいります。

予算額四百六十九万八千円に対し決算額は三百二十九万一千円となっておりますが、決算額の内訳はどのようになっていいるのかお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ決算額の内訳についてお答えいたします。

令和五年度の決算額は三百二十九万一千円となっております、その内訳はタクシー事業者の損害保険加入に係る補助金四十八万七千八百四十円、チャイルドシート装着に係るタクシー事業者への補助金九千円、子育て世帯向けへの広報やモニター調査の経費二百五十九万三千九百六十三円、モニター調査のためのお試し利用券の使用料二十万円となっております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ今、御答弁いただきましたが、これは歳出不用額が百四十七万七千円となっておりますけれども、この不用額が発生した理由についてお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ歳出不用額についてお答えいたします。

モニター調査のためのおためし利用券について、予算額百万円に対し二十万円の利用にとどまったこと、またチャイルドシートの購入や装着に係る事業者への補助の見込みをおよそ五十万円下回ったことなどが主な原因で、歳出不用額が百四十七万七千円となっております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは、次に事業の成果についてお伺いをいたします。

子育て支援タクシー推進事業を実施したことでのどのような成果があったものとお考えかお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ事業の成果についてお答えいたします。

子育て支援タクシー事業の成果としては、主に二つあると考えております。一つは、実際に利用していただき、子育て世帯の方々の移動をサポートしていることでございます。令和五年度におきましては、新規登録者数が四百二名、利用者数は延べ八百八十五名に御利用いただきました。

なお、事業開始から令和五年度末までの累計では、利用登録者数は四千九百七十四名、利用者数は延べ七千八百八十名となっております。

利用者からは、子供が目的地に着いたときに連絡をもらえて安心といった声も聞いております。

もう一つは、登録をしておけば、何かあったときに頼ることができるというセーフティーネットとして安心感につながっているものと考えております。

登録者からは、利用しなくても、何かあったときに頼りになるという声を聞いているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱこの子育て支援タクシー、二〇二三年度の新規登録は四百二名でしたかね。累計でも四千九百七十四人が登録され、利用のほうも八百八十五人、累計でも七千八百八十人と、非常に利用者も多くて、この事業の成果は上がっているというような答弁であったかと思えます。

この子育て支援タクシー推進事業では、県在住の妊婦の方や子育て世代で実際に利用されている方から利用後にアンケートを募集されています。いわゆるモニター制度というような形だと思いますけれども、そこでどのような声をいただいているのかお伺いをいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ利用者、モニターの方の声についてお答えいたします。

令和五年十一月から令和六年二月に実施したモニター利用のアンケート結果では、「非常に満足」、または「満足」と答えていただいた方が全体の七割強となっております。

アンケートでは、さきに御紹介いたしました子供が目的地に着いたときに連絡をもらえて安心という声のほか、運転士さんが和やかで安心できるといった利用してみても声であるとか、本人だけでなく、家族にとっても安心できるといった今後の利用に向けた声などが寄せられているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ利用者、利用している方々にも大変喜んでいただいているという生の声も聞かせていただきました。

次に、課題について伺ってまいります。

実は今回、この質問のきっかけになったのでありますが、生後十一カ月の双子を抱える子育て世代のお母さんからこのような御相談をいただきました。数カ月前にその方が住まわれている地域の子育て支援タクシーの運行事業者に予

約を入れて迎えに来てもらったところ、チャイルドシートがない、持ってきていないということで、結局タクシーを利用することができなかったそうであり、事前にはチャイルドシートを申し込んでいなかったからだと思います。先月、外出する際、改めて電話でチャイルドシートをつけてくださいねということで予約を入れたところで、今度はジュニアシートはあるけれども、チャイルドシートはないということで、結局タクシー利用を諦めざるを得なかったと、こういう内容でありました。

チャイルドシートをめぐることは、本年八月に福岡市早良区で発生した交通事故で七歳と五歳の女兒がシートベルトに挟まれて死亡するという大変痛ましい事故が発生をしています。道路交通法では六歳未満のチャイルドシートの使用が義務づけられていますが、JAFでは六歳以上も推奨しており、九月にはチャイルドシートの使用の目安を身長が百四十七センチ未満から百五十七センチ未満に変更したと伺っています。体格に合わせて正しくシートベルトやチャイルドシートを着用できるように、改めてこの制度の認定ドライバーという方々に周知をするとともに、必要となるチャイルドシートがしっかりと確保できているのか確認を行うべきではないかと考えます。

そこで、こうした点も含め、子育て支援タクシー推進事業を進める上での課題についてどのように受け止めておられるのかお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ課題についてお答えいたします。

委員お話があったとおり、御利用に満足いただけている一方で、チャイルドシート装着を利用者から求められる場合であっても、その要望に応えられないケースが生じているところでございます。また、一般のタクシーと同様に、タクシーの運転士不足を背景としまして、子育て支援タクシーを利用しようとしても予約が取れずに利用を諦めたなどとの意見も聞かれているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ今回の場合、私に相談があったからこうして表面化していますけれども、もしかしたらこれまでにもチャイルドシートが用意できずに子育て支援タクシーを利用できず、諦めた方がいらつしやるかもしれません。

決算委員会の場でありますので、あまりくどくどと言うべきではないかとも考えますが、子育て支援タクシーの広報用チラシですね。(現物を示す)これはホームページからも取れますし、これを実際配布されているわけですね。そのチラシには、「子育てし大県」が「タクシーとは」という中で、チャイルドシートや防水シートを用意していますと。また、保育園や学校、塾などに子供を送迎後、保護者に電話で報告など、出産、子育てに特化したサービスを提供していますと、このように書かれていますね。さらに、この子育て支援タクシー運行について、ホームページにもチャイルドシートや防水シートを用意しています。車内に準備してお迎えに上がるために、御利用の際は事前に御予約くださいと、このように書かれております。このチラシ、またこのホームページを見られた方は、子育て支援タクシーにチャイルドシートは当然標準装備をされているものと考えられているものと思います。

タクシー業界全体が担い手不足、そして働き方改革によりまして、ライドシェアを導入せざるを得ないほど余裕がなくなってきたということとは理解をいたしますが、二〇二三年度の決算で予算額の三割にも及ぶ不用額、先ほどはこのチャイルドシート五十万円の予算に対して九千円でしたかね、しか使われていないということでもあります。これは大変残念なことだと思います。

ましてや、この方の場合、双子のお子さんを抱えており、所管はこども未来課ということで違うかもしれませんが、外出支援のための二万円のクーポン、特に多胎の方が大変だということで、こういう支援策もあるにもかかわらず、それが使えないという状況であります。支援が必要な方に必要な支援を

届けることができるよう、これはせつかくの制度もつくられているわけでありますので、見直すべき点は早急に見直すよう求めておきたいと思えます。何か答弁がありましたらお願いします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ今後の取組のところ、また後であればですけど、委員おっしゃっていると承っておりますので、対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ質問の最後に、今後の取組について伺いをいたします。

一項目めで質問させていただいた外国人とともに暮らす佐賀づくりの中でも申し上げましたけれども、この子育て支援タクシー推進事業も県が進める「さがすたいる」の一つの形態であり、子育て世代に優しい交通環境の整備は、全ての人に優しい交通環境の整備にもつながってくるものと考えます。

そこで、子育て支援タクシー推進事業の充実に向けて、今後どのように取り組んでいく考えか伺いたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ今後の取組について御答弁いたします。

子育て世代の方々に子育て支援タクシーを安心して利用していただくために、運行する事業者の受け入れ環境の整備が進むよう、支援していくことが必要と考えております。

先ほどチャイルドシートのことにも触れましたけれども、事業者がチャイルドシートを購入、装着する補助制度を設けてございます。今後、改めて事業者の実情もよく聞きながら、チャイルドシート装着を利用者から求められる場合に比べられるよう、導入を促してまいります。

また、子育て支援タクシーを安定的に運行し、さらなるサービス向上のためには運転士の確保が重要でございます。県では運転士募集の広報や女性運転士受け入れのための環境整備などに取り組み事業者を支援しているところござ

います。

子育て支援タクシーの利便性を向上させることで、タクシー全体の利用促進につなげ、ひいては地域交通システム全体が持続可能なものとなるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○中本委員Ⅱありがとうございます。これからも子育て支援タクシーの推進をよろしくお願いをいたします。

次に大きな項目の三つ目として、建設業の担い手の確保、育成について質問をいたします。

建設業は有明海沿岸道路をはじめ、社会資本の建設や維持管理等を行い、地域経済や雇用の一翼を担うとともに、災害の未然防止や災害時の応急対策、復旧などに努めるなど、県民生活の安全・安心に欠かすことができない地域の守り手として大変重要な役割を担ってきました。

また、コロナ禍においては、エッセンシャルワーカーとして県民生活や社会経済活動を支え、鳥インフルエンザや豚熱の発生時には最前線で迅速な防疫作業に従事されるなど、県の危機管理を進める上でも建設業はかけがえのない存在となっております。

しかしながら、建設業の現場では今、急速な高齢化とともに若手就業者の減少により担い手不足が深刻となっております。このままでは技術や技能の確保が困難となり、将来、県内の建設業が衰退していくのではないかと危惧をされているところでもあります。将来にわたり、社会資本の品質を確保し、その機能を維持していくためにも、建設業の将来を担う若者の就職、定着を促し、人材を確保することは喫緊の課題となっていることから、改めて今回取り上げさせていただきます。

そこで、次の点について質問をいたします。

まず、県内建設業の状況から伺ってまいります。

県内建設業の就業者数はどのように推移しているのかお伺いいたします。

○川崎建設・技術課長Ⅱ建設業就業者数の推移についてお答えいたします。

国勢調査によりますと、県内の建設業就業者数は、平成七年の五万八千八百人をピークに令和二年には三万二千八百十九人とピーク時の約六五%まで減少しております。

以上です。

○中本委員Ⅱピーク時から比べて六五%まで減少されているということでありました。私もちょっと資料を見てみますと、前回の国勢調査が二〇一五年でありますので、それと比較しても実数で約千人、割合では二ポイント減少しております。

それでは次に、県内の建設業就業者の年齢構成はどのように推移しているのかお伺いいたします。

○川崎建設・技術課長Ⅱ建設業就業者の年齢構成の推移についてお答えいたします。

これも国勢調査によりますと、県内の建設業就業者の年齢別構成の推移は、平成七年から令和二年にかけまして、二十九歳以下は約一九%から約一一%へ、また、三十歳から五十四歳は約五八%から約四八%へと減少しております。一方、五十五歳以上は約二三%から約四〇%と増加しており、高齢化が進行している状況でございます。

以上です。

○中本委員Ⅱ今お示しいただきましたように、若手就業者数の割合が減少し、高齢化が進行しているという大変厳しい県内の状況についてお示しをいただきました。

次に、県内工業系高校生の県内就職率についてお伺いをいたします。

本県では、県内のあらゆる分野において人材確保が課題となる中、高校卒業者の県内就職率六五%以上を目指す「プロジェクト65+」として県内企業の合同説明会の開催など様々な取組が実施をされています。昨日の決算委員会の中でも取り上げられていますが、その結果、二〇二〇年に六五%を突破して以来、毎年この六五%を達成しており、本年三月末時点の速報値は六七%となっています。それでも昨日の答弁では、全国から比較すると全国順位の四十三位と、低い水準となっていることでありました。

そこで、県内工業系高校生の県内就職率はどのようになってきているのかお伺いいたします。

○川崎建設・技術課長 県内工業系高校生の県内就職率についてお答えします。県内には、土木や建築など専門的な学習をされている工業系高校が八校ございます。その八校から令和六年三月の卒業生の就職状況を聞き取りしましたところ、就職された二百五十人のうち建設業への就職率は約六二%、県内建設業への就職率は約三八%となっております。

以上です。

○中本委員 県内全体では高校生の県内就職六五%以上を達成しているものの、建設業に限って見れば、県内の企業を選んだ方は約三八%ということになりますので、この数値を何とか押し上げていくという取組が非常に大切だというふうに思います。

そこで、県内建設業の新規就業者を確保するために建設業担い手確保推進事業を実施してきましたが、二〇二二年度、令和五年度はどのような取組状況となっているのかお伺いいたします。

○川崎建設・技術課長 新規就業者の確保のための取組についてお答えいたします。

県では、土木や建築など専門的な学習をされている高校生に県内の建設会社

を就職先として選択してもらえよう、建設業界と連携しまして、建設業に対する理解の促進に取り組んでいるところでございます。

具体的には、建設業の現場を知っていただくための建設業基礎講座や建設業の若手就業者と高校生が建設業で働く上での疑問ややりがいなどについて話し合う意見交換会を実施しております。また、県内建設業者の特色等について紹介する合同企業説明会や建設工事現場見学会を開催しております。

以上です。

○中本委員 新規就業者の確保に向けた取組について、今お示しをいただきましたが、一方で、せっかく就業された人材が技能を習得していただき、長く従事していただくという取組も重要となっております。建設業界は長年にわたりに、いわゆる三K職場として敬遠され、男性中心の職人の世界と、こういうイメージがつきまといまいますが、最近、工事現場で重機のオペレーターを行う女性の姿を見かけるようになりました。

そうした中、県では、女性や若手の就業者を確保するため、建設業基盤強化支援事業を実施されていますが、どのような取組が行われているのかお伺いいたします。

○川崎建設・技術課長 若手・女性就業者の育成のための取組についてお答えいたします。

県が実施しております建設業基盤強化支援事業は、建設業を支えておられる就業者、主に若手や女性就業者の育成や技術力の向上など、建設業でより長く働き続けていただくための支援を行うことを目的としております。

まず、若手就業者向けセミナーは、入社二年目から七年目の若手就業者を対象に、建設業に精通された専門家を講師に招き、建設業で働く上での基礎的な知識や現場代理人としてのスキルの習得を目指した内容となっております。また、同世代間の交流を促すため、グループワークなどを積極的に取り入れてい

るところでございます。経営者に対しましても、若手就業者の働きやすい労働環境整備について習得するためのセミナーを実施しております。

次に、女性就業者向けの女性活躍推進セミナーは、建設業で働く全ての女性が働きがいと働きやすさを実感し、より長く働き続けていただくことを目的として開催しております。セミナーの内容は、他県の女性活躍推進の事例の情報収集や女性就業者同士のネットワーク構築づくりを行うものとなっております。ほかにも、建設業で働く方々が必要とされる土木施工管理技士などの資格取得に要する経費の一部について助成しているところでございます。

以上です。

○中本委員Ⅱ建設業の育成、定着に向けて、様々な取組が行われているとの答弁でありましたけれども、そうした事業の創設であったり、実施に当たっては、建設業協会など現場の声をしっかりと踏まえた取組になることが大事だと思えますけれども、そうした取組となっているのか確認をさせていただきます。

○川崎建設・技術課長Ⅱこの取組を進めるに当たって、建設業としっかりと協調しているのかについてお答えします。

この事業を進めるに当たりましては、当然、建設業の方々の声を聞きながら、どの点に問題があるか、そういうところを把握しながら進める必要があると考えておりますので、常に意見交換会などを開催し、また、現場に行つた際にはどのような声があるか聞き取り等しながら事業の推進に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○中本委員Ⅱそれでは次に、働き方改革の推進、労働環境の改善の取組についてお伺いをいたします。

建設業においては、本年四月から時間外労働に対する罰則付上限規制が適用されることから、週休二日など働き方改革の取組を進め、労働環境の改善を図つ

ていくことも重要な課題となっております。

このため、二〇二三年度、ICT施行の導入を促進するための建設DX加速化事業費補助などを実施されていますが、週休二日の実施など、建設業の働き方改革の推進や労働環境の改善に向けてどのような取組を行われてきたのかお伺いいたします。

○川崎建設・技術課長Ⅱ働き方改革の推進や労働環境の改善の取組についてお答えします。

県では、ICTの活用は建設現場の生産性を向上させる重要な取組の一つであると考えております。このため、ICT活用工事に必要な機器導入に要する経費に対して補助を実施しております。

また、働き方改革の推進に向け週休二日の取組が進みますよう、休日確保した適正な工期設定、週休二日制による予定価格の算定、国、県、市町の発注者が協力し、県内全ての建設現場を一齐に休みとする現場統一閉所の拡大、施工時期の平準化などを行っているところでございます。

さらに、労働環境の改善も必要となりますことから、工事書類の簡素化による業務の効率化や、情報共有システム及び遠隔臨場の導入によります作業の効率化などを行っております。

以上です。

○中本委員Ⅱ建設業者の方から、国や県の公共事業の発注では働き方改革のために週休二日としたときの工期の設定であったり、それに伴う予算の割増しの取組が進められている一方で、市町発注分では取り組まれている市町とそうでない市町にばらつきがあるという声も聞いているところでもあります。

そこで、週休二日の取組に関する市町の現状について改めてお伺いいたします。

○川崎建設・技術課長Ⅱ週休二日に関する市町の取組についてお答えいたしま

す。

県では、全二十市町を個別訪問し、働き方改革の推進に向け県内建設業の現状や国や県の取組方針を説明しており、その中で週休二日の取組が行われるよう働きかけを行っております。

週休二日の実施状況については、各市町に聞き取りしましたところ、令和六年七月時点では三市町で実施しているとのことでしたが、全市町訪問後の令和六年十月時点では十七市町で実施と、週休二日に取り組む市町は大幅に増えています。

今後、週休二日の取組の普及促進に向けまして働き方改革を行っていくこととしております。

以上です。

○中本委員Ⅱ十月現在で十七市町までこの週休二日を実施する市町が増えていくということであり、さらなる働き方改革の旗振り役としてぜひ進めていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

建設業の担い手の確保、育成に向けた取組について伺ってまいりました。が、こうした施策を進める中、どのような課題があると認識をされているのかお伺いいたします。

○川崎建設・技術課長Ⅱ建設業の担い手確保、育成に係る課題についてお答えします。

県内建設業の就業者数はピーク時の約六割まで減少しており、労働者一人当たり平均労働時間もほかの産業と比べて約一・二倍と広がっている状況でございます。

さらに、先ほど委員からお話がありましたとおり、本年四月からは建設業においても時間外労働に対する上限規制が適用され、これまで以上に建設業就

業者が求められている状況でございます。

一方、建設業界からは求人を出してもなかなか応募がないとの声が聞かれております。これは建設業に対する休暇が少ない、仕事がつらいなど、古いイメージが払拭されていないことが一因と認識しているところでございます。

以上です。

○中本委員Ⅱ冒頭申し上げましたように、建設業は社会資本の整備はもとより、災害時の対応など、県民の命と暮らしを守るためにはなくてはならない存在であり、今後とも持続的に発展していくことが求められるものと考えます。そして、将来にわたり建設業の担い手を確保するためには、若手や女性就業者だけでなく、今日の一項目の質問にも取り上げさせていただきましたが、今後、特に外国人材を受け入れ、活躍してもらうことも大変重要な取組となつてまいります。そのためにも建設業の働き方改革や労働環境の改善はもとより、外国人が暮らしやすい働きやすい環境整備を進めていくことも求められています。

そこで、将来にわたる建設業の担い手の確保、育成に向けて今後どのように取り組んでいく考えかお伺いいたします。

○川崎建設・技術課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

建設業は、社会資本の整備はもとより、災害時の対応も担っていただくなど県民の命と暮らしを守るためにはなくてはならない存在であり、今後とも持続的に発展していくことが必要と認識しております。

将来にわたり建設業の担い手を確保するためには、若手や女性就業者に加え、外国人材を含む多様な人材に活躍してもらうことが重要であると考えております。

こうした多様な人材に活躍してもらうためにも、週休二日の実施などによる建設業の働き方改革推進やICT施工などによる労働環境の改善に取り組むことが必要と考えております。

また、外国人材に向けましては言葉の壁をなくすための支援なども必要と考えております。

このほか若い世代へはSNSを活用するなど、幅広い世代に対しまして効果的な手法を検討し、県民への情報発信に取り組みが必要とも考えております。

今後も、外国人材を含む多様な人材確保の取組や若手や女性就業者の育成などにつきまして建設業界からの声を聞きながら、より充実した取組を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ県民ネットワークの徳光清孝でございます。今日三問質問をいたしますのでよろしくお願いをします。

まず問一が、MICEの推進についてです。

質問に入ります前に、国スポ・全障スポ、本当に多くの皆さんの御尽力で大成功に終わったというふうに受け止めています。関係された方々、本当にお疲れさまでした。また、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

こうやって見ると、関係された方は燃え尽きたような顔をされていますが、まだまだこの成果をどう次に生かしていくのかというのがこれから問われています。この経験としますので、ゴジラには頼らなくていいと思うんですね。この経験をどう生かしていくかということを精力的にやっていたいただきたいというふうに思います。

MICEの推進についてであります。SAGAアリーナが開業して一年半経過をしました。この一年は約五十万人の来場があったというふうに聞いております。佐賀バルーンズや久光スプリングスなどのプロスポーツの入場者も大変順調です。最近、バルーンズの試合がありました。残念ながら二試合とも僅差で負けましたけれども、多くの県民、あるいは県外の方が来て応援を

されている姿がテレビでも映されていました。今年には国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会が開催をされまして、県民だけでなく、県外からの来場者もSAGAアリーナのすばらしさを感じていただけたと思っております。

昨年のオープン後、様々なイベントが開催されたと思いますが、令和五年の取組についてお伺いをしたいと思います。

まず、SAGAアリーナ活用推進事業についてであります。

この事業の目的はどのようところにあったのかお尋ねをいたします。

○田久保SAGASポーツピラミッド推進グループ推進監ⅡSAGAアリーナ活用推進事業の目的についてお答えいたします。

本事業は、SAGAアリーナのオープニングを佐賀の未来に向けた弾みとするため、幅広い世代の県民が様々なイベントに参加できるようなオープニング記念事業を実施し、SAGAアリーナの活用につなげることを目的としております。

具体的には、官民連携による実行委員会を設立し、ランドオープン前のイベントや記念式典の実施、県内外へSAGAアリーナを周知するための広報を行ったところであります。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱじゃ、オープニング記念事業なんです。これも様々な取組が行われたというふうに思いますが、どのような事業を行われたのか、また事業の実績はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○田久保SAGASポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱオープニング記念事業についてお答えいたします。

ランドオープン前の五月三日から五日までの三日間にSAGAアリーナの試運転としてトライアルフェスを開催いたしました。メインアリーナでは大運動会やお仕事体験、サブアリーナではステージイベントやeスポーツ体験、

さらにアリーナ屋外のパークテラスでは地元飲食店等によるキッチンカーの出店などが行われ、ファミリー層を中心に一万人を超える方に御来場いただきました。

五月十三日には、SAGAアリーナのグラウンドオープンの記念式典を実施し、招待者や一般参加者など約四千五百人の方に御参加いただき、県民の皆さんと一緒にSAGAアリーナのオープンを祝うことができました。

そのほか、SAGAアリーナを県内外の方に知っていただくため、オープンの五月から八月までをオープニングキャンペーンと位置づけ、期間中に開催されたコンサートやアイスショーなどのイベントについて、県主催、民間主催を問わず、統一的な広報を県内及び福岡都市圏を中心に実施いたしました。

以上お答えいたします。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

いろんな取組をやられて、当然そのアリーナの中でどういった取組をすれば効果が出てくるのか、そういったこともいろいろやられたと思いますし、場外でキッチンカーなんかを配置して、来たお客さんがそこでどんな楽しみ方をするのか、それから大きいのは佐賀駅からどう皆さんが歩いてここまで来るのか、それが定着するのかどうかとか、様々な角度でいろんなことをやられたというふうに思いますが、いろんな気づきもあったと思います。どんな成果があったと受け止めているのかお尋ねをいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ事業の成果についてお答えいたします。

まずは、グラウンドオープン前のトライアルフェスや記念式典を開催したことにより、県民の皆さんにSAGAアリーナを体感していただくことができ、お子様から御年配の方まで幅広い年代層の方にお披露目することができました。

また、アリーナの本格的な興行の前に、大型ビジョンや照明などをどのよう

に活用するのかなど、運営面について主催者や指定管理者も含め、関係者で確認することができたことはよかったですと感じております。

また、広報については、県主催のイベントのみならず、民間主催のイベントを含め、五月から八月のオープニングキャンペーン期間中の広報をまとめて行うことで、一つの媒体で複数イベントのPRを効果的に行うことができ、その後の集客につながったと考えております。

以上お答えいたします。

○徳光委員Ⅱアリーナ内のいろんな映像とかいろんな機器をどう使えばより効果的なのかとか、どんな広報をすればということだったんですが、参加された方々の評判というか、何かそういったものはつかんだことはありますでしょうか。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ参加された方のお声についてお答えいたします。

佐賀でできる初めての大型アリーナということで、まずアリーナそのものを初めて見るという方も多くいらっしゃいましたので、中の勾配ですとか、映像演出ですとか、本当に今まで見たことのない素晴らしい施設だということ为好評いただいているのではないかと感じております。

以上お答えいたします。

○徳光委員Ⅱじゃ、次なんですけど、SAGAアリーナコンベンション等誘致推進事業についてお尋ねいたします。

まず、この事業の目的についてはどういうところに重きを置いて取り組んだのかお尋ねをいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監ⅡSAGAアリーナコンベンション等誘致推進事業の目的についてお答えいたします。

本事業はSAGAアリーナのオープン初年度に様々なジャンルのイベントを

行うことで、SAGAアリーナが多目的アリーナであることを実証するとともに、コンベンションをはじめとするMICE誘致の取組を加速し、SAGAアリーナでのさらなる多彩なイベントの開催促進を図ることを目的としております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそれでは、どのようなイベントが誘致できたのか、あるいはその事業の実績というのはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ事業の実績についてお答えいたします。

SAGAアリーナ開業から八月までのオープニングキャンペーン期間中にB、Zやユーミン、NiziUのコンサートやプリンスアイスワールド、デイズニー・オン・アイスなど二つのアイスショーが開催されました。

また、MICEではペインクリニック学会や初めての国際学会であるニューロリハビリテーション学会など、十件の学会や大会、展示会等が開催されました。

以上です。

○徳光委員Ⅱ端的にお答えいただきまして、ありがとうございます。

コンサート、アイスショー、それから学会とかいろんなものが開催をされたということで、特に周辺の混乱とか、確かに民間のスーパーに勝手に車を止めて行くとか、こういうのはいろいろありましたけれども、歩いてお客さんが行っているとか、あるいはバスを利用しているとか、当然それが主流になったと思うんですが、事前に周辺にもいろんな対策をされて、例えば、スーパーの前には関係ない方は止めないでくださいという看板をしたりとか、いろんな工夫をしたと思います。これも何年かすれば、定着をしてくるのかなというふうに思うんですが、特にお客さんの交通手段とか移動の関係で何か大きなトラブルと

か、そういったものというのは何かお聞きになっていきますでしょうか。

○日野SSP総括監Ⅱ移動手段の関係でございますけれども、当初はやはりいろいろあったことは事実です。報道でも出たような形で、スーパーの駐車場に止めてとかというところはございました。

私どもも様々な広報媒体を通じて、アリーナには駐車場がないので公共交通機関を御利用いただきたいということのPRをしてまいりました。

また、公共交通機関をお使いいただきたいということだけではなくて、例えば、佐賀市さんともお話をしながら、バスの臨時増便であるとか、そういったインフラ面の対応をしてまいりました。

そういったことをしますと、回数を重ねることという感じではございませんけれども、アリーナというものに対して車ではなくて、公共交通機関なりを利用しよう、あるいは付近を利用したパーク・アンド・ライドを利用しようということもありますし、あと特にこの半年ほど前からは、民間の方が自分の家の空き地だとか敷地前に止めていいよという、これは民間のサービスがございます。こういったものも自分たちで情報発信するような取組も出てきております。というのが今の現状かというふうに思っております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱお兄さんにお答えをいただきまして、ありがとうございます。

そうだと思うんですね。当初、テレビ番組とかで、えっ、アリーナ駐車場なみのみたいなことが強調されていきました。ただ、逆にいうと、じゃ数千台の駐車場を造つたらあの周辺がどうなるのかと、それを考えると、物すごい交通渋滞が生じるということになると思います。ただ、そうはいつても、どうにかならぬというところは当然あると思います。例えば、小さいお子さん連れの方とか、障害をお持ちの方とか高齢者の方とか、いろんなことが考えられますので、確かにだんだんは解決をされてくる、皆さんも慣れてくると思うんです

が、その辺は常に念頭に置いて、どうすればよりよく幅広い県民、あるいは県外の方々に来ていただけるのかというのは常に検討していただきたいというふうに思います。

次に、主催団体への支援についてなんですが、イベントを主催する団体へも様々な支援をされたんだというふうに思うんですね。SAGAアリーナに初めて来て、何千人という方が集まって、いろんな学会であれ何であれ、運営をするということ、様々な支援が必要だったと思いますが、どのような支援を行ってきたのかお尋ねをいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ主催団体への支援についてお答えいたします。

学会、大会などのいわゆるコンベンションについては、開催費用の補助に加え、主催団体のニーズに応じた個別的な支援も実施しております。

MICEは、それぞれの催事ごとに参加者の年代、職種、男女比、会そのものの雰囲気も異なることから、MICEごとに主催者のニーズに対応する必要がございます。

例えば、昨年、SAGAアリーナで開催される初めての学会となったベインクリニック学会では、主催者から同じ種類の弁当を二千個程度と大量に準備したい旨の要望があったことから、対応可能な県内事業者を調整したり、また、学会参加者がアリーナ内で県内の特産品などを購入できるよう販売ブースを設置するなどの支援を行いました。

また、宿泊については、主催者側で事前にホームページ等で宿泊施設の案内をされることが多いのですが、佐賀県の観光情報や飲食情報を主催者のホームページに掲示し、参加者の方がアフターコンベンションのイメージを持って佐賀にお越しいただけるように取り組んだところです。

以上、お答えいたします。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。そうですね、二千人来て弁当という大変ですよ。一つの業者で受けられるはずがないし、複数の業者にしたとき、メニューが違うといった場合、利用者の方からあっちの弁当がおいしそうとかいうことも出るかもしれませんので、そんな意味では大変だと思わんですが、そういうのを経験して、今後は何かこういう団体の集まりがあつて、弁当だとすぐにこういう対応ができるよとか、そういう体制はできているということでしょうか。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ弁当の調達の対応についてお答えいたします。

学会等で、初めて学会を開催したときに、佐賀県産の食材を使ったお弁当のメニューというのを作成いたしました。そのお弁当を提供していただけるように調整もしているところですので、そのように御要望があつた際にはそういうお弁当を調達、あっせんするようにしております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ弁当というのは大変大切なので、よろしくお願いをします。

じゃ、次なんですが、このような取組をされて、あるいはしっかりと支援をされて、どのような成果があつたと受け止めているのかお尋ねをいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ事業の成果についてお答えいたします。

SAGAアリーナでは、昨年五月のオープンから約一年でスポーツ、エンタメ、学会、大会など六十件の多彩なイベントが開催され、SAGAアリーナがスポーツだけでなく、コンサートや学会、展示会なども開催できる多目的アリーナであることを県内外に広くアピールすることができたと考えております。

また、県内の民間事業者の中には、SAGAアリーナが開業してからその経済効果をつかもうとする事業者の動きも見られます。具体的には、一度に受注

できるお弁当の数を増やした事業者様、新たに弁当部門を新設された飲食店で
すとか、ホテル館内にお土産物コーナーを設置したり、イベントの開催に合わ
せて週休日や営業時間を柔軟に変更するなどの取組が出てきており、SAGA
アリーナの開業が県内の民間事業者の新たな取組につながっていると感じてお
ります。

以上、お答えいたします。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。そうですね、アリーナというと、何か
大きな体育館という第一印象を受けますけれども、そういったスポーツだけで
はなくて、当然コンサートもありますが、いろんな展示会とか、学会とか、様々な
ものに利用できるということが浸透することはやっぱり必要だというふうに
思っています。

次に、利用団体からの評価なんですが、利用者からはどのような評価を受け
ているのかお尋ねをいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ利用団体からの評
価についてお答えいたします。

SAGAアリーナを利用したエンタメ系イベントの主催者からは、音のよさ
や、ステージと座席が近く、ファンの顔がよく見えるため、観客との一体感が
生まれるですとか、土間がコンクリート製で直接トラックが乗り入れできるた
め、設営がしやすいなどの声をいただいているところですよ。

また、学会主催者からは、大型モニターは館内の照明を落とさなくても視認
性に優れていたため、聴衆の反応がよく分かり、参加者との議論もクリアに行
えたとの声や、協賛企業名をリボンビジョンに投影するなどの演出が好評だっ
たなどの声をいただいているところです。

以上、お答えいたします。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。おおむね好評だということで、最後の質

問です。

今後の取組なんですが、当然ながら、SAGAアリーナは引き続き多くの方
に利用してもらわなければならないというふうに考えています。今後の誘致、
様々な分野にわたって誘致ができるというふうに思うんですが、どのように取
り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ今後の取組につい
てお答えいたします。

全国的に大型アリーナの建設ラッシュが続く中で、SAGAアリーナを取り
巻く環境が変化することも予想されます。引き続きイベント主催者やプロモ
ーター、学会主催者や運営事業者などの関係事業者との一層のネットワーク構築、
情報収集に努めてまいります。

あわせて、これまでの経験を生かし、主催者ニーズに応じたきめ細やかな支
援を引き続き行い、主催者などから選ばれるアリーナとなるよう、指定管理者
と連携して取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。まだ始まったばかりですから、今後も
ずっと利活用が続いていくよう、取組をよろしく願います。

それじゃ問いの二、公共交通の利用促進についてお尋ねをいたします。
路線バスやタクシーといった地域公共交通は、地域住民の通勤通学、あるい
は買い物や病院への通院など日々の生活を支えているというふうに思っていま
す。しかし、利用者数は、コロナ禍から一定の回復は見られていると思いま
すけれども、人口が減少したりとか、当然ながら自家用車の普及などで、全体で
見るとやはり減少しているところであると思っています。

また、運転士が不足することによって、路線バスにおいては減便したり、あ
るいは廃便したりとか、タクシーにおいては、希望の時間に配車ができない、

例えば、夜間の運行をやめるとか、県内のタクシー業者ではそういったところまで出ているというふうに聞いています。地域住民の暮らしに影響を及ぼす状況となっております。

今後、将来にわたって路線バスやタクシーといった地域公共交通を維持確保していくためには、とにかくこれらを利用していただくよう利用促進の取組を進めていくことが大事なことだと考えております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず、ユニバーサルデザインタクシー導入事業費補助についてであります。

この導入事業費補助の事業内容、それから目的はどういうところにあるのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長 事業の内容と目的についてお答えいたします。

タクシーは、鉄道や路線バスなどとあわせて、地域交通システムを重層的に構成している地域にとって大切な暮らしの移動手段でございます。

ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進することにより、お年寄りや障害のある方、子育て、妊娠中の方など誰もがタクシーを利用しやすい環境を整備し、暮らしの移動手段の維持や県外からの来訪者等の利便性向上を図ることを目的としております。

ユニバーサルデザインタクシーは、通常のセダン型のタクシー車両に比べ、約九十万円程度高額となることから、国の補助金六十万円に加え、県としての補助金を三十万円交付することにより通常車両との差額を補填し、タクシー事業者が対象車両を購入しやすい環境を整備するものとして、平成三十一年度からスタートしたところでございます。その後、さらに導入を加速するため、令和四年六月から県の補助金の上限額を三十万円から六十万円に増額し、併せて福祉タクシーも補助対象とし、事業者が対象車両を購入しやすい環境を整備してきたところでございます。

以上でございます。

○徳光委員 ありがとうございます。

それじゃ、事業の実績についてなんですが、令和五年度の実績はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長 事業の実績についてお答えいたします。

令和五年度は、ユニバーサルデザインタクシーが二十七台、福祉タクシーが一台、合計二十八台を補助したところでございます。一台当たり六十万円の補助で、決算額は一千六百万円となっております。

これまでの県によるユニバーサルデザインタクシーの導入支援の実績としては、令和元年度が十五台、令和二年度が十四台、令和三年度十三台、令和四年度七台、令和五年度二十七台の合計七十六台となっております。

その結果、ユニバーサルデザインタクシーは、県の導入支援前から運行を始めている車両と合わせまして、令和五年度末時点で百七十七台となり、県内の全タクシー台数一千八台に対する普及率は一・六％となっております。

以上でございます。

○徳光委員 福祉タクシーは令和二年度から補助対象にされたということですが、令和五年度が福祉タクシーは一台ということでしたが、その前の段階で福祉タクシーというのは何台かあるんでしょうか。

○江口地域交通システム室長 福祉タクシーの支援をしたのはこの一台だけでございます。

以上でございます。

○徳光委員 ということは、令和二、三、四年度はなかったということですかね。

○江口地域交通システム室長 支援をしたということでは一台でございます。

れども、令和五年度末においては県内で十九台福祉タクシーはございますので、支援をしていない福祉タクシーはございました。

以上でございます。

○徳光委員 福祉タクシーの台数自体がそんなに多くないということで、ただ、やっぱり大事なことだと思っておりますね、福祉タクシーもユニバーサルデザイン化するというのは。そこはぜひ福祉分野とも連携をして、積極的に働きかけていただきたいなと思います。

私もタクシーを呼んでこのタクシーが来たときは、やっぱりうれしくなります。本当に私たちがさえ乗りやすいんですね。荷物も持ったまま乗れるし、本当にこのタクシーが増えていただきたいなというふうに思っています。

そこで、タクシー事業者及び利用者の反応についてなんですが、こういった声が寄せられているのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長 福祉タクシー事業者及び利用者の反応についてお答えいたします。

タクシー事業者からは、ユニバーサルデザインタクシーを指定した予約も増え、利用促進につながっているという声が聞かれています。また、利用者からは、大きな荷物も載せやすく、小さな子供も乗り込みやすいため、一般のセダン型よりもタクシー利用のハードルが下がるといった声も聞かれています。

以上でございます。

○徳光委員 福祉タクシー事業者、あるいはお客さんからも、おおむねやっぱり好評だということで、指定をしてあれに乗りたいという予約もあるということですね。ただ、タクシー運転士自体が今だんだん少なくなっているのです、そこは別の取組でしっかりやっていただけるといふふうに思うんですが、そこもぜひやっていただきたいと思えます。

それじゃ、今後の取組についてなんですが、県はこの事業について今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長 今後の取組についてお答えいたします。

ユニバーサルデザインタクシーの好評をいただく一方で、補助対象の車種であるトヨタのジャパントクシーはLPガスを燃料としております。そのため、ガススタンドがないエリアでの導入が課題となつてございました。こうしたことから、LPガススタンドのないエリアでも導入を進めるため、令和六年度からは新たにガソリンハイブリッド仕様であるシエンタやノアなども補助対象として補助対象車両に加えたところでございます。

今後、ユニバーサルデザインタクシーの普及が進むよう取り組むなど、タクシー事業者が行う利用促進の取組を後押ししてまいります。

以上でございます。

○徳光委員 ありがとうございます。タクシーは全部LPガスかなと思つていたら、そうではないんですね。分かりました。

じゃ、次の質問ですが、路線バス運賃無料DAY実施事業についてお尋ねをいたします。

この事業の目的なんですが、この内容と目的はどういったところにあるのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長 事業の目的、内容についてお答えいたします。

路線バスといった地域交通は、住民の暮らしを支えるとともに、観光客や来訪者との交流を促すなど、地域づくりの重要な基盤でございます。しかし、現役世代の多くは自家用車を利用しております。バスの利用は免許を持たない、車を運転できない通学者や通勤者が中心で、買い物や通院目的の方もおられます。

事業の検討当時はコロナ禍の影響も加わり、全体を見れば利用者数は減少傾

向にありました。こうした状況から、ふだんはバスを利用しない方々にその便利さや快適さを体感していただき、バスのよさに気づいていただくきっかけづくりを目的として実施したものでございます。

具体的には、令和五年一月と二月、令和六年一月のいずれも水曜日と日曜日に県下一斉で路線バスと市町が運行するコミュニティバスやデマンドタクシーの運賃を無料としたものでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

それじゃ、令和五年度の実績はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ事業の実績についてお答えいたします。

事業費は、決算額で九千五百七十五万六千円となっております。財源は全て国庫を充当しております。内訳は路線バスやコミュニティバスなどの運行事業者への補助金額が八千七百十四万四千円、そのほか広報経費が八百六十一万二千円でございます。事業中の令和六年一月の利用者数は令和四年同期比で約一・五倍の増となり、多くの方に御利用いただいたところでございます。以上でございます。

○徳光委員Ⅱ令和五年度は令和四年度に比べて一・五倍ぐらいの利用者があったということで、多分令和四年度にしたとき、二カ月間無料にしましたので、大変好評だったということで、今年もやるんだったら乗ろうという方も増えてきた。やっぱりそれだけ、あつ、バスは乗ってみると楽しいねということが少し浸透したのかなというふうに思うんですね。

そこで、この事業を実施したことによりまして、どのような成果があったと考えているのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ事業の成果についてお答えいたします。

令和六年一月の利用者アンケートでは、ふだんバスに年に数回乗る、または

全く乗らないという方が四割強でございました。利用された結果、今後もバス利用を積極的にしたい、またはたまに利用したいと九割を超える方々が回答されたことから、バスのよさに気づいてもらうきっかけにさせていただいたのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ本当にバスのよさというのを感じていただいたということになると思います。私も何回か乗ってみて、本当に家族連れの方が多かったと思います。お子さん連れで遠くまで行くとか、そういった姿をよく見かけましたし、日頃運転している人は景色をずっと眺めるわけにはいきませんので、バスに乗れば安心して周りの景色を眺めて、これまで気づかなかった景色に気づいていくとか、お客さんにとってもいろんな効果があったのかなというふうに思うんですね。

利用者からはどのような評価を受けているのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ利用者からの評価についてお答えいたします。

利用者からは、バスは便利だと気づいた。自家用車と違って楽しかった。バス停から目的地まで歩くので、健康にもいいといった声が寄せられたところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ素直な反応だと思えます。本当にそうだと思います。運転しなくていいし、ピンポンと押せば止まってくれるし、本当にいいなと思っています。

じゃ、逆に今度はバス事業者の評価なんですが、事業者からはどのような評価を受けているのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱバスの運転士からは、利用者がピークの頃を思い出すと。モチベーションが上がるといった声や、たくさんの方にお礼を言ってもらえた。運転士冥利に尽きるといった声が聞かれたところでございます。

また、バス事業者からは、ふだんバスを利用されない方に対してバスの存在を示し、バスに光を当てたよい取組だという評価をいただいたところでございます。

以上でございます。

○徳光委員 Ⅱこれも本当に素直な反応だと思います。そうですね。多くの方が乗ってくださると、運転士の方もやっぱり張り合いが出てくると思うんですよね。

今後の取組なんですが、今年度は無料D A Yは設定されていないように思います。となると、無料D A Yの設定というわけではなくて、今後どのようにバスの利用者を増やしていくのかという取組が本来に重要になってくると思うんですね。利用者からの反応、事業者からの反応もありましたので、それに応えるためには今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長 Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

バスやタクシーといった地域交通システムの全体を将来にわたって持続可能なものにしていく必要があると考えており、路線バスの利用を促進する取組についても引き続き重要でございます。

「路線バス運賃無料D A Y実施事業」で実施したような無料でバスのよさに気づいていただくきっかけづくりを目的とした取組から、今後はサービスに対して必要な対価を払っていただくという原則を踏まえた上で、定期的に利用いただくようお得な運賃で手軽に利用できるといった仕組みを使って、利用者の利便性向上を図りながら利用促進の取組を進めてまいります。

そうした観点から、バスに乗る利便性をさらに高めていくよう、利用者がオンラインで複数事業者の路線を最適に組み合わせ検索や決済等を一括で行うM a Sの活用もさらに進めていきたいと思っております。

今年度は県とバス事業者が「S A G A 2024」国スポ・全障スポを契機と

捉え、定額一千五百円、子供さんは七百五十円、二十四時間県内の路線バスが乗り放題という便利なデジタルチケットを連携して造成しました。競技観戦や県内周遊の旅でのバス利用を図るため、県内全てのバス事業者が参加し、県内全域を一つのデジタルチケットで周遊できる初めての試みとなったところでございます。

引き続き、子供の頃からバスに親しめる取組を行うことも大事でございます。昨年十二月からは人気クレイアニメの「ひつじのショーン」と「歩こう。佐賀県。」がコラボし、乗って楽しいラッピングバスを運行しているところでございます。

今後も、交通事業者や国、市町及び地域住民の方々と連携し、ふだんからバスを利用する、したくなる機会を創出してまいります。

以上でございます。

○徳光委員 Ⅱありがとうございます。ターゲットを子供に絞ったほうが結構いいかなと思います。やっぱり子供が、お父さん、お母さん、一緒にバスに乗ろうよと言えば、バスに乗る、誘導するようになると思うんですね。そういった意味では、当然運賃を払ってバスを楽しんでいただくということにならないと、利用促進にはならないと思いますので、今おっしゃったように、今年度いろんな取組をしているということなので、どんな成果が出るのか、また来年楽しみにしたいというふうに思います。

それじゃ、最後の質問ですが、A R K S について質問いたします。

A R K S は「くすかぜ広場」を再整備いたしまして令和四年五月にオープンいたしました。中心市街地と城内公園エリアをつなぐ結節点となって、歩くライフスタイルを発信することなどを期待されて整備されたかと理解しております。

現在、A R K S ではイベントも一定数開催されていると思っておりますけれども、

平日にARKSを訪れる人の姿を見ることはあまり多くないようにも感じます。天気がいい日はお子さん連れの家族の方があそこで遊んでいるのはよく見たりはすると思います。

ARKSは県庁前という好立地に位置をしていますが、中心市街地や城内公園エリアとは、道路や交差点などを挟んで少し離れておりまして、町なかを歩く人の動線を考えながら、その運営を工夫していくことも必要ではないかというふうに感じております。

そこで、ARKSについてその整備の内容や今後の取組についてお伺いをいたします。

まず、整備の目的なのですが、ARKSを整備された目的を改めて確認をしたいと思えます。

○天本まちづくり課長ⅡARKSの整備の目的についてお答えいたします。

ARKSの敷地は、委員おっしゃられたとおり、以前の「くすかぜ広場」になっておりまして、佐賀市の中心市街地と佐賀城公園や多数の文化芸術施設が所在する城内エリアに近いという場所に立地しておりますが、周囲を木々で覆われて十分な利活用ができていたとは言えない状況でございました。このため、佐賀市の中心市街地と城内エリアをつなぐ結節点として、歩くライフスタイルを発信する拠点となること、県民が周辺を歩き、憩い、集える場所になることを目的として整備を行いまして、令和四年五月にオープンしたものです。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそうですね。整備する前は、確かにステージみたいなのはあったような気もしますが、なかなかあそこできつろぐような雰囲気ではなかったというふうに思っています。

そこで、どのような整備を行ったのか、その内容についてお尋ねをいたします。

○天本まちづくり課長Ⅱ整備の内容についてお答えいたします。

ARKSの整備につきましては、それまでにあつた道路沿いの植栽や噴水等を撤去し、新たに中央に芝生広場を配置、シンボルとなる大屋根を設けるとともに、カフェや展示・物販スペース、公衆トイレなどを併設して、イベントから日常使いまで様々な利活用ができるような施設として整備を行いました。同時期にNHK佐賀放送局も移転して整備され、一帯が広く県民に開かれた空間に生まれ変わったと考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ確かに開かれた空間になったというふうに思っています。

私も連合佐賀という労働組合が列島クリーンキャンペーンで市街地のごみを拾う取組をやったときに、初めてあそこが集合場所になりました。あそこに集合して、みんなごみを拾って、またあそこに集まるということもありましたので、この中心街でいけば、ちょうどいい場所かなというふうには感じました。

それから、いろんな利用があつていらっしゃると思うんですが、今の利用状況というのはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○天本まちづくり課長ⅡARKSの現在の利用状況についてお答えいたします。

まず、ARKSのイベントにつきましては、令和五年度には官民合わせて二十二件のイベントが開催されました。県で開催しましたオープン一周年のイベントのほか、地元の県庁通り商店連盟さんが主催されたナイトシネマなど民間主体でのイベントも多く開催されまして、その中には現在も定期的に開催されるようになったものもあるところでございます。

また、周辺と連携したイベントの開催や誘致も行っておりまして、例えば、「佐賀さいこうフェス」や「栄の国まつり」と連携したイベントを行ったり、県立図書館と連携した本の読み聞かせ会をARKSの広場で屋外で行ってもら

うなど、中心市街地と城内エリアの人の流れをつなぐ役割を果たせるような運営に努めているところでございます。

さらに、歩くライフスタイルの発信としてウオーキングアプリの「SAGA TOCO」の十万ダウンロードイベントや佐賀市内の町歩きイベントの発着地などとしてARKSを活用していただいているところでございます。

また、日常使いを増やしていくということも重要だと考えておりまして、広場にレジャーシートや子供の外遊びの道具を準備して、自由にお使いくださいということとで店舗の外に置いております。そうしたことで気軽にARKSに遊びに来ていただけるようにしたほか、民間企業や学生などと連携しまして、ARKSの周知や広場を利用してもらう活動などを行ったところでございます。

このような取組によりまして、新たに、ARKSでイベントを開催される民間の方も踏まえまして、また、週末には参加者や周辺の住民の方が、また、平日には周辺の複数の保育園が外遊びやお散歩コースの一部として、場所としてARKSを活用していただくようになるなど、ARKSの利活用が広がってきていると感じているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。様々な形態で利用されているということなんですが、ARKSの運営なんですが、どのような形態というか、どのように運営されているのかお尋ねをいたします。

○天本まちづくり課長ⅡARKSの運営についてお答えいたします。

ARKSは、県民や民間の方に広く活用していただきたいという考えから、カフェと展示、物販スペースを公募で選定した民間事業者に賃貸借契約で貸ししております。民間主体で運営していただいているところでございます。

また、ARKSでのイベントの受付業務やインスタなどでの広報業務、日常

的な施設の管理などをこの民間事業者に委託することで、民間の力を活用した柔軟な運営を行っているところでございます。

カフェや展示、物販スペースの運営につきましては、コロナ禍の影響などにより厳しい時期があったものの、ランチメニューの充実や貸し切りでのディナーの営業をされるなど様々な企業努力を行われたことで徐々に利用者も回復しております。現在では一定程度安定した経営ができていると聞いております。

また、県と委託事業者で定期的に打ち合わせを行っております。イベントの誘致ですとか、利用者がより快適に過ごしていただくための運営の工夫なども検討しております。例えば、先ほど申し上げました外遊びのおもちゃなどにつきましては、利用者の方の意見を聞いていただいて、それで種類を増やしたりですとか、夏には外にミストシャワーを設置したりですとかいうことを、委託事業者と打ち合わせながら行っております。広場とカフェの利用の相乗効果が出るように取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ今答弁をいただきました。カフェ自体の運営と、それから、広場自体の運営というのを二つやっているということと、少し心配していたのは、カフェの利用者はどうかというのを心配していました。本当に営業としてうまくやっていっている状況なのかということも心配をしていましたが、今の答弁ですと軌道に乗ってきたという感じだというふうに思っています。

そうは言っても、課題があるというふうに思います。なかなか今、佐賀城公園の中でも博物館・美術館のところの広場、それから、「こころざしのもり」の広場、それからARKSというところの広場、それぞれあそこ大きな交差点で途切れてしまうようなイメージがあるんですね。いろんなイベントが「こころざしのもり」でもあっていますが、そこからARKSまでどう動線をつなげていく

のかということも、私は大きな課題になってくるんじゃないかなというふうに思いますが、現時点でどのような課題があると捉えているかお尋ねをいたします。

○天本まちづくり課長Ⅱ課題についてお答えいたします。

ARKSは、先ほどから申し上げていますとおり、イベントや、保育園、地域住民の方の集まる場所として定着してきておりまして、オープンから約二年半が経過して、県民の方が思い思いの過ごし方ができる場所として着実に育ってきているというふうには感じております。一方で、若い世代やARKSから離れた地域の住民の方には、まだARKSを知らない方や訪れたことのない方も多くおられると認識しておりまして、引き続きARKSを多くの県民の方に知っていただくことが必要だと考えております。

また、イベントにつきましては、民間事業者が主体となつて継続的にARKSを活用していただけるように、ARKSの施設やその活用についてPRを行うとともに、ARKSで開催されるイベントの広報なども県がサポートしていく必要があると考えております。継続した情報発信を通じ、新たな利用者の開拓に努めまして、委員おっしゃられていますとおり、中心市街地や城内エリアでのイベントや施設との連携もさらに強化しながら、ARKSをより利用しやすい快適な場所としていくことが必要だと考えているところでございます。

以上です。

○徳光委員Ⅱ最後の質問になりますが、今、課題についていろいろ答弁をしていただきました。そういえば、認知度がまだまだ低いかなというふうに思っています。そんな意味では、カフェとかがあるので、食事はできるんだらうなというふうに外見上は思うんですが、あそこでいろんなイベントができるというところまでなかなか周知がいつていないような気もするんですね。そんな意

味では、今おっしゃったような課題を踏まえて、ぜひ「ころざしのもり」とか美術館・博物館前の広場のイベントと連携した取組というのが一番人の流れをつくるきっかけになるというふうに思いますので、そのような課題を含めて今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○天本まちづくり課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

令和六年度は、より多くの県民の方にARKSを知っていただくため、SNS、インスタグラムでの広報に力を入れるとともに、フリーパーパーなどを利用した情報発信も現在行っているところでございます。また、佐賀大学のモルックサークルが新たにARKSを活用されることとなつて、先日、ARKSでモルック祭りをというのをさせていただきました。そういう活用をされるということになつた際には、利用の手続ですとか、県が持つ広報ツールを活用して、そのイベントの広報をサポートしたほか、先月は県庁通り商店連盟の方や大学生と連携しまして、ARKSを拠点に県庁通りの商店を歩いて回る親子向けのハロウィンイベントを実施するなど、新たにARKSを活用される方へのサポートや周辺地域との連携にも力を入れていくところでございます。

一方で、ARKSの整備の目的や期待される役割を考えますと、広場から中心市街地や城内エリアへ新たな回遊性を生み出すということとともに、ふだんからARKSの広場やカフェをもつと多くの方に活用していただくための取組を強化していく必要があると考えているところでございます。

今後も、県と委託業者が連携しまして、中心市街地や城内エリアで行われるイベント、ARKS近隣施設との連携を広げまして、周辺を歩く人の動線をつなげていくことで、ARKSを拠点とした新たな人の流れを創出していきたいと考えております。さらに利用者の声も聞きながら、より楽しく快適にARKSを利用していただけるような場所となるように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○富田委員Ⅱ自民党の富田です。

本決算委員会も十一番目、最後のトリでございます。私のほうから、移住促進についてということで、まずは質問させていただきます。

近年といえますか、少子・高齢化、そして、子供たちが生まれてくるのが少ない。そういった中で、地域の減少傾向はかなり昔から危惧されてきたところでございます。佐賀県の人口も、今から六十五年前の一九五九年に九十七万人、これがピークで、近年では二〇二二年で七十九万九千人と、八十万人を切ってしまったということでございます。人口減少は早くから言われてきて、そして、市町のほうは早くから取り組んでいたと私の中では思っています。昭和の終わりが平成の初めぐらいから各市町では人口を増やすためにいろんな施策をやってきたという記憶がございます。

そうした中で県では、平成二十七年度から移住相談室の窓口をつくったり、福岡などにテラスというか、相談窓口をつくっているんなことを取り組んでいただいております。やはり人口が減少してしまえば経済も縮小していきましますし、地域のコミュニティーというのも成り立たなくなってきたというものが、実情かと思っております。

そういった中で、少しでも人口減少傾向を緩やかなものを持っていくということは、各自自治体の努めだし、行政の努めだと思っております。

そういった中で質問しますけれども、佐賀県への移住者の数というのは、どの程度になっているのか、過去五年間ぐらい分かれば提示ください。

○副島移住支援室長Ⅱ佐賀県への移住者の推移についてお答えいたします。

佐賀県への新しい人の流れをつくり、地域に新しい活力を生み出すため、委員も御指摘されたとおり、平成二十七年七月から移住促進に取り組んでいるところでございます。

県や市町の移住支援を受けて移住された移住者は、平成二十七年には二百五十三人でしたが、最近五年間では令和元年度が六百九十一人、令和二年度は六百四十七人、令和三年度が六百三十五人、令和四年度が七百三十四人、令和五年度が八百五十人と増加傾向にございます。

なお、令和五年度からは県の施策の成果をはかるため、市町の移住支援策の実施状況の影響を受けない、県の支援策を利用した移住者の数を指標としており、令和五年度の実績は四百四十人となっております。

以上です。

○富田委員Ⅱ令和五年度で四百四十人ということですが、前年度までぐらゐの経緯からいうと、対比すると、令和四年度が七百三十四名、令和五年度八百五十名ぐらいですから、徐々に増えてきていると、成果は出てきているというふうに理解いたしました。

この移住促進事業としてセミナーなども開催されておりまして、主なものの決算額についてお尋ねいたします。

○副島移住支援室長Ⅱ移住促進事業の決算額についてお答え申し上げます。

移住促進事業では佐賀及び東京における相談デスクの運営のほか、主なターゲットエリアにおけるイベントやセミナーの実施、広報などを実施しているところです。

主な取組とその決算額といたしましては、佐賀デスクの運営二千七百六十三万八千円、東京デスクの設置一千九百四十七万七千円、広報費三千八百五万六千円、移住イベント等への出展等に係る費用が八百二十六万六千円、東京におけるセミナー等の開催費が九百十八万円となっております。

以上です。

○富田委員Ⅱセミナー等の開催九百十八万円、やっぱり東京等でデスクを開設して、そういった相談窓口をつくるのが一番お金がかかるのかなということ

理解いたしました。

この主要成果説明書の中で見ていきますと、移住促進事業費で県と国の補助がありますけれども、県が実施している移住促進制度はどのようなものがあるのかについてお尋ねいたします。

○副島移住支援室長Ⅱ移住支援金のことということでもよろしかったでしょうか。

佐賀県が実施している移住支援金制度についてお答え申し上げます。

佐賀県では、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した移住支援金と、国の移住支援金制度ではカバーできない地域からの担い手確保を目的として実施している県単独の移住支援金の二つを市町と共同で実施しております。

地方創生移住支援事業は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した移住支援金で、東京二十三区内に居住または通勤している人が移住し、要件を満たした場合に支給するものです。

さが暮らしスタート支援事業による移住支援金は、国の移住支援事業ではカバーできない地域からの担い手確保を目的に県単独で実施しているもので、五十九歳以下の佐賀県が求める担い手となる人材が県外から移住された場合に支給しております。

以上でございます。

○富田委員Ⅱ県の単独分と国の田園交付金を使ったやつがあるということでしょうか。いまして、その実績といえますか、移住者の数というのが分かりましたら、お答えをお願いいたします。

○副島移住支援室長Ⅱ移住支援金の実績についてお答え申し上げます。

令和五年度の実績は、地方創生移住支援事業によるもの、国の移住支援金につきましては、支給件数が三十五件、世帯人員を含む移住者数は八十七人、決算額は四千三百五十万円となっております。

さが暮らしスタート支援事業につきましては、支給件数百二十五件、世帯人員を含む移住者数は二百三十五人、決算額は七千五百五万三千円となっております。

以上です。

○富田委員Ⅱそれぞれの利用者の状況等は分かりましたけれども、やはり若い方もいらっしゃれば、若くない方と言ったら失礼ですが、年配の方もいらっしゃると思うんですけれども、その辺の構成状況が分かりましたら、お答えください。

○副島移住支援室長Ⅱ移住支援金制度の利用者の構成についてお答え申し上げます。

令和五年度の実績は、地方創生移住支援事業は単身者が十三件、世帯での移住が二十二件、世帯主の年齢構成といたしましては、二十代お二人、三十代十七人、四十代十一人、五十代以上が五人となっております。

また、さが暮らしスタート支援事業は、単身が五十三件、世帯が七十二件で、世帯主の年齢構成は、十代三人、二十代四十五人、三十代四十一人、四十代二十四人、五十代十二人となっております。

いずれも佐賀県が主なターゲットとする子育て世代や現役世代である二十代から四十代の移住者の利用が多い状況となっております。

以上です。

○富田委員Ⅱ年齢構成的には四十代、三十代といった方が多いのかなど。都会でちょっと疲れて、田舎暮らしもいいよなというふうな考えで戻ってこられる方が多いのかなという感じがいたします。

効果ですけれども、この移住支援金制度はどのような効果があったと思われるでしょうか、お尋ねいたします。

○副島移住支援室長Ⅱ移住支援金制度の効果についてお答え申し上げます。

これらの制度を活用して移住して下さる方たちは、そのお一人お一人が県内において大切な担い手として御活躍いただいております。

人材不足の業界における人材の確保や新たな事業の創出など、様々な分野におきまして地域の課題解決への寄与という形で大きく貢献していただいているところでございます。

以上です。

○富田委員Ⅱこの項目の最後になりますけれども、この主要成果説明資料では、今後の取組方針ということで書かれておりまして、やはり私は、来てもらってそれでオーケーじゃなくて、いかに地域に溶け込んでいただくか、そういうことが大事かなと思っております。私の隣にも沖繩から来られた方がおって、越してきましたよという挨拶はされたんですけど、その後、なかなかお互いに顔が見えないというふうな状況がありまして、そして、地域には地域の祭りだったり、行事ごとがしっかりとあるので、そこに溶け込んでいただかないと、地域の一員としてなかなか難しいものがあるかなと、そういうところも移住して支援していただかなければ、なかなか溶け込んでいただけないのかなと思ってますし、やはり移住してきてすぐ一歩目が一番大事だと思っております。そういったところを今後やっていただきたいと思っておりますけれども、そういうところの考えについてお尋ねいたします。

○副島移住支援室長Ⅱ移住支援の今後の取組についてお答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、移住してきた方に対する移住後のサポートというのは大変重要だと考えております。

県におきましては、令和四年度から令和五年度にかけて、「さが移住サポートデスク」にアフター移住サポーターを配置し、移住者の訪問やイベント等を通じて佐賀県で暮らす移住者とのネットワークづくりに取り組みなど、移住後の地域での生活に寄り添ってきたところでございます。

また、移住後のサポートにつきましては、移住された方々がお住まいになる市町や地域における支援が不可欠だと考えております。

また、県内には移住希望者と移住者や地元の方たちをつなぐ民間の移住支援団体も幾つかございまして、町歩き、座談会、交流会の開催などを通じてお互いの顔が見える関係づくりが進められているところです。

移住された方々が移住後に感じた悩みや不安、そしてそれをどのように乗り越えていったかといった体験につきましては、移住を検討されている方や移住して日の浅い方々の不安や悩みの軽減に資するものだと考えております。

引き続き、市町や移住支援団体とも連携を取りながら、移住者とのネットワークを生かし、移住者が地域に溶け込めるようなきっかけづくりや気軽に相談できるような関係づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○古賀陽三委員長Ⅱ暫時休憩します。十三時をめぐりに委員会を再開します。

午後零分 休憩

午後零時五十九分 開議

○古賀陽三委員長Ⅱ それでは、委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○富田委員Ⅱ 窓も開きましたので、ちょっと涼しくなりましたかね。

それでは、二点目に行きます。地域における多様な移動手段の確保についてでございます。

昔はやっぱり地域の市町の周辺部までバスだったり、いろんな交通手段があったように思っていますし、またその時代は一家に一台しかなかったような車が今は人数分の車があったり、それ以上にといいふうな状況でございます。なかなか地域交通は乗る人がいなくなつて、地域のバスなんかも空気を運んでいるような状態。そういった中で、大分運行路線も減ってきたような感じがございます。

しかしながら、今、高齢化に伴つて、やはり高齢者の方々は運転の危険性だったり、そういったことで運転免許証の返還をされて、自主返納されて、やはり移動手段、そしてまた一家に一台あったものがなくなつて、そしてまた若者も今の自分の家にはいないと。やはり高齢者で暮らしてある。そういった中で交通手段がないということで、大変苦労されている状況でございます。

そういった中で、相知で最近ですけれども、デマンドタクシーが運行されてきました。私も病院でちょっと院長さんと話していたら、デマンドタクシーが動いているようにだけ、乗る方が使い方が分からないというですかね、スマホで予約して乗るといふようなことで、なかなかお年寄りの方はそういったスマホの扱いが分からないということで相談があったものですから、これは市町の市役所の仕事だということで、担当のほうに、役所に来てください。そして手伝いますからじゃ、やはり遅いんだよと。やはりそういったお年寄りが行かれるところで、二時間でもちょっと時間を取つて手伝つてあげればいいんじゃない

いかというふうなことを言ってきたところでございます。

そういった中で、県の主要施策の中でデマンドタクシーだったり、コミュニティバスの施策をやつてあります。質問ですけれども、やはりコミュニティバスの移動といますか、快適なサポート事業について行われておりますけれども、このコミュニティバスやデマンドタクシーの車両を買い換える場合に県が補助を行ったということ、目的がなされております。この目的ですね。県が行う目的、これがなかなか私ちょっとまだ理解できていないので、まずは目的をお聞かせください。目的をよろしくお願いいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ 事業の目的についてお答えいたします。

県内市町において運行されているコミュニティバスやデマンドタクシーは、地域住民の通勤通学、買い物や通院などの日常生活における移動を支えており、欠かせないものとなっているため、いかにして維持確保していくかが重要であると認識しているところでございます。

これらの移動手段の中には、年式が古く、燃費性能がよくないことから、運行経費における燃料費の負担割合が増加しているものもございます。

そこで、こうした車両を燃費が向上する車両へ買い換えたり、バスの運行状況がリアルタイムで分かるシステムの導入に補助を行うことにより、原油価格高騰の影響を緩和し、地域生活に不可欠な移動手段を維持確保することを目的としたところでございます。

以上でございます。

○富田委員Ⅱ 補助の目的については聞かせていただきました。

この決算状況から見ると、令和五年度の支出不用額が七千八百七十五万四千円となっておりますけれども、この要因について伺いいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ 補助の実績についてお答えいたします。

補助の状況でございます。令和五年度実績につきましては、車両の買い換え

におきましては十一台分、合計二千四百九十九万四千円、バスの運行状況がリアルタイムで分かるシステムの導入、これは一件でございますが、百九十二万一千円、合計二千六百十一万五千円の補助を行ったところでございます。

続いて、歳出不用額でございますけれども、本事業は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしましたして、予算要求に当たっては、事前に市町や事業者を実施の意向を確認した上で令和四年十一月補正予算で予算措置をしたものでございます。

当時、世界的な半導体不足により車両の納品に不測の日数を要することが想定されたため、令和五年度に予算を繰り越し、実施してまいりました。当初は購入の意向があったものの、実際の購入を検討するに当たっては事業者にも一定の負担があることなどが考慮されまして、多くが購入を見送られたというところで不用額が生じたものでございます。

以上でございます。

○富田委員Ⅱ社会情勢等、それからまた市町がやはりタクシー、そういった車両が高くなったのかなと、そういったことで事業実施を見送ったというのが原因のようでございます。

そして、次に行きますけれども、AI運行システムを導入したデマンドタクシーについてですけれども、何となくは分かるんですけども、唐津市でも先ほど言いましたようにデマンドタクシーにAIを使っています、予約だけなのかと私は思っているんですけども、AI運行システム導入はどのようなものか、分かりやすく説明ください。

○江口地域交通システム室長ⅡAI運行システムの概要についてお答えいたします。

AI運行システムとは、AIが利用者の配車依頼に応じまして、目的地までの最適な乗り合わせとルート、これを計算します。デマンドタクシーの効率的

な運行を支援するものでございます。

AI運行システムを導入することで、同時間帯に複数の利用者の方から予約が入った場合でも効率的な運行が可能となること。ルートが予約時に作成されるため、デマンドタクシーの到着予定時刻を予約するときに知ることができること。また、電話だけでなく、ウェブでの予約も可能となることなど、利便性が向上するものでございます。

例えば、唐津市におきましては、厳木、相知、浜玉、七山地区では、もともと運行されていたデマンドタクシーに対し、急な通院の場合も前日までに予約が必要で使いづらいといった利用者の声がありました。そこで、予約の利便性向上が見込め、効率的な運行ルートを作成できるAIデマンド「チョイソコ」が令和五年八月から導入されたところでございます。これまで前日までの予約制だったものが一時間前までの予約が可能になったほか、利用者のニーズを踏まえて乗降場所を追加し、利便性が向上したことでAIシステム導入以前より利用者が増加したところでございます。

以上でございます。

○富田委員Ⅱ利用実績、事例等についても説明いただきました。これは私、去年だったかと思うんですけど、委員会の視察か何かで北海道のはこだて未来大学だったですかね、そこに行ったときには、地域のバスとか、タクシーとか、そういったものに活用できているようなAIの視察をしたところでございまして。これが地域のデマンドタクシーにも活用できるようになってきたということで、利用者からも大変喜ばれると思いますけれども、やはり喜ばれるためには利用促進ですか、徳光委員のところで行われていましたけれども、体験することも必要じゃないかと思っておりますので、今後そういったデマンドタクシーが入っていて、まだまだそういった周知ができていないというか、利用が少なところには、やはりそういった乗ってみる、試してみるところも市町と

一緒に考えていただければと思っております。

この中に地域おこし協力隊の活用ということでちょっと載っているんですけども、利用促進の取組において、地域おこし協力隊がどのように活躍しているのかについてお尋ねいたします。

○江口地域交通システム室長Ⅱ地域おこし協力隊の活用についてお答えいたします。

コミュニティバスやデマンドタクシーといった地域交通においては、それぞれの地域の実情やニーズを踏まえ、その地域に合った運行形態がどのようなものかを考え、検討し、地域が自発的につくり上げることが重要だと考えております。地域おこし協力隊がより深く地域に入り、きめ細やかに地域交通の状況把握や支援を行い、市町と一緒に地域交通の利用促進や、新たな移動手段を立ち上げる際のサポートなどを行っております。

具体的な利用促進の取組としては、基山町におきまして、町の担当者とともにコミュニティバスを使った乗車体験会を企画し、実施に向けた支援を行いました。こうした事例を交通担当者が集まる研修会ではかの市町に紹介したところ、ほかの市町でも同様に体験会が実施されたというところでございます。

以上でございます。

○富田委員Ⅱ先ほど私がちょっとお願いしたような体験であったり、そういった促進に向けて、地域おこし協力隊の隊員によってできているということですね。

今後なんですけれども、デマンドタクシーだけじゃなくて、地域のNPO法人とかなんとかが運営してあるところもありますよね。そういったところにももう少し私は手助けもやってほしいなと思っておりますけれども、利用促進について県としてどのように取り組まれていくのか、再度この辺について詳しく考えをお聞かせください。

○江口地域交通システム室長Ⅱ今後の利用促進の取組についてお答えいたします。

コミュニティバスやデマンドタクシーの運行主体である市町が利用者を増やすといった利用促進や運賃を下げるといった利便性向上に取り組み、地域交通の維持確保を図ることが重要と考えております。

そこで、こうした市町の取組を後押しするため、奨励金を交付する「くらしを支える移動手段支援事業」を実施しまして、令和五年度には九市町が取り組んだところでございます。このほかは、市町の利用促進を後押しするため、他市町の取組の紹介であるとか、市町が開催するコミュニティバスやデマンドタクシーの利用促進を図るための出前講座への参加であるとか、デマンドタクシーの利用説明会での利用者登録業務の支援であるとか、こういったところを行っているところでございます。

今後も、地域の実情やニーズを把握しながら、コミュニティバスやデマンドタクシーなどを含めた地域交通システム全体が持続可能なものとなるよう、市町、地域住民の方々、交通事業者、国と連携しながらスピード感を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

○富田委員Ⅱ今後の進め方については聞きました。

やはり徳光委員のときもありましたけれども、バス、タクシーがあるところのお年寄りの方、免許を返納された方ですね、こういった方は当然利用されていると思うんですけども、そういった手段がないところの方は、どうしても九十歳になってもまだ車に乗ってあります。やはり買い物に四キロ、五キロあるので、そこは使わなければどうしようもないと。買い物難民支援等もありますけれども、やはり自分が商店に行つて、そこで品物を選ぶ楽しさ、そういったものがあるので、そこは車を使わばいかぬもんねというふうなことも言っ

てありますので、免許を返納された方々がこういったデマンドタクシーを使うときもそういった支援ができればなと私は思っていますし、少なからず県民誰でも税金を払っていますので、そういったバス、タクシーがあるとところだけじゃなくて、ないところにも使えるようなシステムというか、制度にしていただけじゃればと思っています。この辺はよろしくお願いいたします。これについては回答は要りません。

三番目に行きます。県立都市公園の整備状況についてです。

昨年度の事業内容等を見ました。佐賀城公園、また森林公園、そして吉野ヶ里歴史公園が県内にはあるわけですけども、そういった中で整備をしていただいております。

私もこの中で、昨年の三月だったですかね、完成した「さがみどりの森スクエア」ですか、ここに行かせていただいて、職員さんたちとちょっと遊びをしたことが記憶にございますけれども、そういったところで整備をしてあります。令和五年度の決算額において、各公園の取組内容についてお尋ねいたします。

○天本まちづくり課長 令和五年度決算額における各公園の取組の内容についてお答えいたします。

公園整備交付金事業の令和五年度の決算額は、佐賀城公園、森林公園、吉野ヶ里歴史公園、三つの公園を合わせて十億二千四百八十一万三千円となっております。各公園の決算額は、佐賀城公園が三億百三十七万五千円、森林公園が六億四千二十七万五千円、吉野ヶ里歴史公園が八千八百八十四万四千円となっております。これに事務費が含まれまして、決算額となっておりますのでございます。

各公園の主な事業内容については、佐賀城公園では旧NHK佐賀放送局の用地補償費の一部として約一億六千万円、東堀の整備、美術館南側付近の園路整

備の工事費として約一億四千万円、森林公園では屋内運動施設「さがみどりの森スクエア」の整備、それと野球場の設備更新や観客席の改修の工事費として約六億四千万円、吉野ヶ里歴史公園では監視カメラによる公園管理システム設備等の工事費として約八千万円となっております。

以上でございます。

○富田委員 ありがとうございます。

森林公園の整備で「さがみどりの森スクエア」ですけれども、私もちょっと行きましたが、内容等は私分かるんですけども、利用として野球だけじゃないですよ。こういった目的で整備されたのかについて、まずはお伺いいたします。

○天本まちづくり課長 「さがみどりの森スクエア」の整備目的についてお答えいたします。

県では、SSP構想の下、スポーツ文化の裾野拡大を実現するための練習環境の充実に取り組んでおり、その一環として屋内運動施設「さがみどりの森スクエア」を、森林公園の中にある「さがみどりの森球場」やテニスコートに近接した場所に整備したものでございます。

先ほど委員おっしゃられたとおり、野球のウォーミングアップのほか、テニスやフットサルなど多目的な利用ができるような整備をしております。かつ雨天時も利用ができるように屋根付の施設として今年三月に完成し、四月から利用を開始しているところでございます。

以上でございます。

○富田委員 野球だけじゃなくて、フットサル、テニスなどの活用ができるというふうな施設でございまして、この利用状況といいますか、半年来ちょっとたつわけですが、利用状況についてはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○天本まちづくり課長Ⅱ「さがみどりの森スクエア」の利用状況についてお答えいたします。

令和六年四月から十月まで七カ月で団体利用が五十二日、個人利用が九十四日となっております。利用が重複した日を除いた実稼働日は百三十二日となっております。一月平均でいいますと、大体十九日の利用となっております。原則毎週火曜日が森林公園の運動施設が休みとなっておりますので、開場日に対する稼働率としては約七〇%となっております。

また、団体利用の内訳としましては、野球が四十六日、テニスが六日となっております。また、個人利用につきましては、利用の多い順番に、テニス、野球、フットサルとなっております。人数でいいますと、合計で千八百十八人の方に利用していただいております。

以上でございます。

○富田委員Ⅱ七カ月余りの中で利用率が七〇%を超えるというふうなことで大変使っていただいているなど。なかなかこういった施設は土日が多いのかなと思っていましたけども、土日ばかりじゃなくて、平日も使っていただいているようにございますので、効果はあるのかなと思っております。

では、次に行きたいと思っております。次は、佐賀城公園の整備についてでございます。

旧NHKの佐賀放送局跡地を公園緑地として取得した予算が上がっております。この目的について伺います。

○天本まちづくり課長Ⅱ旧NHK佐賀放送局跡地を取得した目的についてお答えいたします。

県では、佐賀城下の歴史、文化、緑と水を大切に維持しながら生活、にぎわい、文教機能を高めていくという方針のもと、佐賀城公園整備を進めてまいりました。

佐賀城本丸の北側に位置するこの場所は、かつて二の丸があったところで、将来の佐賀城公園の核となるべき場所と考えておりました。歴史的にも重要な場所というふうに考えております。

一方で、平成二十年代から佐賀市では公的施設を中心市街地に誘致するまちづくりを進めておりました。佐賀商工会館が佐賀市の中心市街地である現在の場所、佐賀商工ビルに移転し、その佐賀商工会館跡地にNHK佐賀放送局が移転し、この移転した後の旧NHK佐賀放送局跡地を県が佐賀城公園用地として取得する合意をしているところでございます。この合意に基づきまして旧NHK佐賀放送局跡地については公園として活用するため、昨年十月に契約を締結しまして取得したものでございます。

以上でございます。

○富田委員ⅡこのNHK佐賀放送局跡地の計画というのは、まずは商工会議所ですかね、そういったところの移転、佐賀市全体の昔言われていました白山地域の空洞化、そういったものの解消ということもあつての話なのかなという感じはしています。そういったところで取得されて、佐賀城の公園の一部というふうなことで利用されていくということですけども、この跡地、そのまま緑地なのか、駐車場になるのか、その辺の今後の使い方というのはどういうふうになっていきますかね。

○天本まちづくり課長Ⅱ旧NHK佐賀放送局跡地の今後の予定についてお答え申し上げます。

現在の状況を申し上げますと、旧NHK佐賀放送局は建物の地上部分の解体を終えておまして、引き続き文化財調査と並行して地下部分の解体を行うこととしております。

先ほども申し上げましたとおり、このNHK佐賀放送局跡地とその周辺は佐賀城本丸の北側に位置しております。城内エリアにおける重要な場所となっ

ております。現在、近隣では東堀の復元の工事を実施しております。また、旧「さがレトロ館」の活用に向けた取組も現在行っているところがございます。

旧「さがレトロ館」を含めまして佐賀城本丸北側エリアを一带として捉えて今後の整備に向けて、間に東西の市道の管理者である佐賀市との調整も図りながら、将来の佐賀城公園の核となるべき場所として具体的な検討を進めているところがございます。佐賀らしい歴史、文化、風景を体感できるような場所となるように、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○富田委員Ⅱ佐賀城公園の核ということですけども、三千平米ぐらいですよ。核になり切るのかなり切らんのか分かりませんが、そういった計画で進んでいるということですね。

都市公園、先ほど言いましたように、森林公園の近くとか、吉野ヶ里、それからARKSとかあるわけですけども、やはりいろんな形で維持費がかかっていくと思うんですよ、広げれば広げるほど。それで、佐賀城だったり、「ころざしのもり」だったり、私も見ていくわけですけども、十分緑もあるし、これぐらいでいいのかなと私は思っているんですけども、どうなんですか、もともと一番初めの思い立ちからすると、まだまだ整備がされていないところもあるように感じますけども、今後どうなんでしょうかね、そこまでやっつくんですかね。この点だけお聞かせください。

○天本まちづくり課長Ⅱ今後の公園の整備についてということでお尋ねだったかと思えます。

佐賀城公園につきましては、今整備を予定しておりますNHKの跡地で一旦といいますか、今計画している公園用地については整備をほぼ終えるというところがございます。

今後のその展開につきましては、周辺の社会情勢等も考えながら進めていく

ことになろうかと思えます。

以上でございます。

○富田委員Ⅱこの佐賀城公園のパンフレットを見させていただいて、お堀ももう少し昔の佐賀城があったときの感覚で描いてありまして、そこまで本当に広げなければならぬかな、どうなんだろうという気もしていますし、その辺はしっかりと審議会ないし佐賀市、また、県議会のほうにもこういった情報を流していただいていたかと思っております。今後ともそういった情報を流していただければと議論をしていただいていた計画をつくっていただければと思っております。

以上で終わります。

○古賀陽三委員長Ⅱ以上で地域交流・県土整備常任委員会関係の質疑を終了します。

暫時休憩をします。

席の配置、そして、理事会等開催しますので、三十分程度の休憩時間をいただきますというふうに思います。ですので、十四時をめぐりに委員会を再開いたします。

午後一時二十七分 休憩

午後二時 開議

○古賀陽三委員長Ⅱ それでは、委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○採 決

○古賀陽三委員長Ⅱ 第五十六号議案「令和五年度歳入歳出決算の認定について」及び乙第五十七号議案「令和五年度工業用水道事業決算の認定について」、以上二件の議案を一括して採決いたします。

以上二件の議案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀陽三委員長Ⅱ 全員起立と認めます。よって、以上二件の議案はいずれも認定をされました。

以上をもちまして本委員会に付託された議案の全部を議了いたしました。

知事から挨拶の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

○山口知事Ⅱ 決算特別委員会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、令和五年度決算の審査に当たりまして、十一月五日から本日まで熱心に御審議をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

審議の過程においていただきました御指摘、御意見につきましては、今後の県政運営を行う上で十分留意いたしますとともに、本県の行財政を取り巻く状況を踏まえ、予算の適正かつ効率的な執行になお一層の努力を続けてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

結びに、委員の皆様方の今後一層の御健勝と御活躍をお祈り申し上げます。

御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

以上でございます。

○古賀陽三委員長Ⅱ ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして決算特別委員会を閉会いたします。皆さんお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後二時二分 閉会

速 記 者 長 谷 川 菜 央

議事課委員会担当主幹	議 会 事 務 局 長	同	同	同	会 議 録 署 名 者	同 臨時委員長	同 副委員長	決算特別委員会委員長
原 康 祐	田 中 憲 尚	中 本 正 一	酒 井 幸 盛	古 川 裕 紀	猪 村 利 恵 子	酒 井 幸 盛	富 田 幸 樹	古 賀 陽 三

自 令和六年 九月
至 令和六年十一月

佐賀県議会決算特別委員会会議録

発行所 佐賀県議会議務局
印刷所 佐賀印刷社

佐賀市高木瀬西六丁目十一七
大和工業団地

